

平成27年9月定例会

環境生活委員会

予算決算委員会（環境生活分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

ページ確認のこと

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》		
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
《分科会》		
土木部長予算議案説明	4
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	16
《委員会》		
土木部長総括説明	16
都市計画課長補足説明	17
議案に対する質疑	17
議案に対する討論	26
決議に基づく提出資料の説明	26
陳情審査	31
「平成27年度国補正予算の編成並びに早期成立に関する意見書」についての委員間討議	35
議案外所管事項に対する質問	37

(第2日目)

1、開催日時・場所	65
2、出席者	65
3、経過	
《分科会》		
環境部長予算議案	65
廃棄物対策課長補足説明	66
自然環境課長補足説明	67
予算議案に対する質疑	67
予算議案に対する討論	76
《委員会》		
環境部長総括説明	76
環境政策課長補足説明	77
水環境対策課長補足説明	78
議案に対する質疑	78

議案に対する討論	7 8
決議に基づく提出資料の説明	7 8
環境政策課長補足説明	7 9
水環境対策課長補足説明	8 1
陳 情 審 査	8 2
議案外所管事項に対する質問	8 3

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 0 0
2、出席者	1 0 0
3、経過	
『委員会』	
県民生活部長総括説明	1 0 0
決議に基づく提出資料の説明	1 0 1
陳 情 審 査	1 0 1
議案外所管事項に対する質問	1 0 1
『委員会』(土木部関係)	
議案外所管事項に対する質問	1 2 1

(第4日目)

1、開催日時・場所	1 3 2
2、出席者	1 3 2
3、経過	
『分科会・委員会』	
交通局長予算議案・事件議案説明	1 3 3
管理部長補足説明	1 3 4
予算議案・事件議案に対する質疑	1 3 5
予算議案に対する討論	1 5 6
『委員会』	
議案に対する討論	1 5 6
交通局長総括説明	1 5 7
決議に基づく提出資料の説明	1 5 8
営業部長補足説明	1 5 8
陳 情 審 査	1 6 0
議案外所管事項に対する質問	1 6 1

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）
- ・委員会関係議案説明資料（追加3）

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成27年 9月 8日

自 午前11時30分
至 午前11時46分
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委 員 長	西川 克己 君
副 委 員 長	吉村 洋 君
委 員	中山 功 君
〃	溝口英美雄 君
〃	徳永 達也 君
〃	久野 哲 君
〃	中村 和弥 君
〃	松島 完 君
〃	中島 浩介 君
〃	大場 博文 君

3、欠席委員の氏名

委 員 渡辺 敏勝 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午前11時30分 開会 —

【西川委員長】ただいまから環境生活委員会を開会いたします。

なお、渡辺委員から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。会議録署名委員は、中山委員、中村委員

のご両人にお願いいたします。

これより議事に入ります。

本日の委員会は、平成27年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めるここといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時31分 休憩 —

— 午前11時45分 再開 —

【西川委員長】委員会を再開いたします。

これをもって環境生活委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

— 午前11時46分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成27年 9月24日

自 午前 9時30分
至 午後 4時37分
於 本館5-A会議室

都市計画課長 藤田 雅雄 君
道路建設課長 佐々 典明 君
道路維持課長 池田 正樹 君
港湾課長 近藤 薫 君
港湾課企画監 岩永 徹 君
河川課長 川内 俊英 君
砂防課長 後田 健一 君
建築課長 大場 光洋 君
住宅課長 亀山 茂 君
用地課長 岡本 均 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 西川 克己 君
副委員長(副会长) 吉村 洋 君
委 員 中山 功 君
〃 溝口 英美雄 君
〃 渡辺 敏勝 君
〃 徳永 達也 君
〃 久野 哲 君
〃 中村 和弥 君
〃 松島 完 君
〃 中島 浩介 君
〃 大場 博文 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活分科会）

第101号議案

平成27年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
(関係分)

第102号議案

平成27年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）

3、欠席委員の氏名

な し

7、付託事件の件名

○環境生活委員会

(1) 議案

第105号議案

長崎県環境影響評価条例の一部を改正する
条例

第106号議案

長崎県流域下水道条例の一部を改正する
条例

第107号議案

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取
得資金貸与条例

第112号議案

契約の締結について

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土木部長 浅野 和広 君
土木部技監 田村 孝義 君
土木部政策監(政策調整担当) 木村伸次郎 君
土木部次長 野口 浩 君
土木部参事監(都市・住宅担当) 高宮 茂隆 君
監理課長 馬場 直英 君
建設企画課長 田口 陽一 君
新幹線事業対策室長 有吉 正敏 君

(2) 請願

な
し

(3) 陳情

- ・松浦市要望書（松浦市東部工業団地への企業誘致の早期実現について 外）
- ・平成28年度国政・県政に対する要望書（道州制導入の反対について 外）
- ・平成28年度離島振興の推進に関する要望書
- ・平戸市要望書（平戸公園の整備について 外）
- ・諫早市特別要望書（諫早駅周辺整備への協力と支援について）
- ・諫早市政策要望（九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の着実な整備について 外）
- ・南島原市要望・提案書（一般国道251号の渋滞緩和対策について 外）
- ・長崎市政要望（県庁舎跡地活用について 外）
- ・五島市要望書（海洋再生エネルギーによる島づくりの支援について 外）
- ・要望書（平成27年度国補正予算の編成並びに早期成立に関する要望について）
- ・要望書（西彼杵道路「時津工区」の早期完成について 外）
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」の建設促進について）
- ・要望書（地域高規格道路「長崎南北幹線道路」の建設促進について）
- ・「石木ダム建設事業より佐世保市早岐川2級河川改修について」を陳情します
- ・西九州自動車道の建設促進に関する要望書
- ・人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定についての意見書提出を求める陳情書
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・聖白歯雪諸津大觀音菩薩園の觀光案内板の設置について陳情

8、審査の経過次のとおり

――午前 9時30分 開会――

【西川委員長】 おはようございます。

ただいまから環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第105号議案「長崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例」外3件であります。

そのほか、陳情18件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を環境生活分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第101号議案「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分外1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元に配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

審査になります前に、7月16日付けの人事異動に伴う、新任幹部職員の紹介を受けることにしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【浅野土木部長】 初めに、土木部の幹部職員をご紹介いたします。

〔幹部職員紹介〕

よろしくお願いします。

【西川委員長】 ありがとうございました。

それではこれより、土木部の審査を行います。

【西川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】 それでは、土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の土木部のところをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、第101号議案「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ記載のとおりであり、観光客船の入港増加に伴う港湾施設の管理経費等に要する経費等を計上しております。

このほか、債務負担行為については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【西川分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松島委員】 まず、公共事業技術情報システム保守費385万円。疑問に思ったので事前に説明をいただきて、一定理解したんですが、ここでお聞きしたいのが、まずこの9月補正でふつと出てきまして385万円と。もちろん、その後の債務負担行為で予算がついていくわけですが、どう考えればいいですか。

まず、今補正でこの385万円はどう使われる

のかお聞きします。

【田口建設企画課長】 今回の公共事業技術情報システム保守費につきましては、債務を含めて全体で3億9,716万8,000円という枠をとっております。基本的には、この全体の執行の中でシステムを改築していきたいと考えております。今年度の385万円につきましては、そのうちの本年度出来高見合いの相当額という金額を計上しております。

【松島委員】 それは承知しているんですけれども、今補正で具体的にこういうことをすると、何かすみ分けはされているのですか。債務負担行為として平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度、平成31年度の5ヵ年、4億円弱。ここだけ385万円で、あとは大規模なお金が次年度から計上されていく予定ですが、概ね次年度これを、恐らく、そういうものを描いているから複数年の債務負担行為になっていると思うんです。今年度の385万円というのは、どういうふうに考えればいいのですか。

【田口建設企画課長】 事業自体として5ヵ年で計画をしております。まず、今年度やるべき事項といたしましては、計画に先立ちます設計条件、そういったものの整理を行いたいと考えております。それを踏まえまして、来年度以降につきましては、それぞれの現在運用している単体、システムの分析であるとか、それを新システムに乗せるための新たなシステムの改良、平成29年度におきましては、それを使いながらテストをしていく、平成30年の7月には新システムで稼働できるような状況まで持っていくたいと考えております。

【松島委員】 当初予算で計上せずに、この補正から計上された意図は何かあるのですか。

【田口建設企画課長】 この業務を発注するに先

立ちまして、昨年度、このシステムの要求仕様書、いわゆるどういったシステムにするのか、どういった内容にするのかという仕様書を決定する業務を発注いたしまして、その納品が3月に終わったところでございます。その仕様書に基づきまして参考見積もりを徴取し、それを整理した結果、今回の9月定例会に計上するという状況になっております。

【松島委員】中身もよくわからなかつたので前もって説明を求めて、説明を聞いた上で質問しますが、こんなに高いんだなど。こんなに高いのは、その内容によるんだと思うんですけれども、パソコン上のシステムの更新だと思うのですが、4億円弱、こんなに高いのは、この更新費用にそれだけ時間と費用がかかるということだと思うのですが、いま一度、どこに、どういうふうな多額のお金がかかるのかを簡潔にご説明いただければと思います。

【田口建設企画課長】私どもはこのシステムを「P E I S」と呼んでいるのですが、P E I Sの中核になるシステムが、まず工事執行管理システムと建設業者情報管理システムと2つあります。工事執行管理システムといいますのは、私どもが予算をいただきまして、予算を各事業所単位で張り付けます。その張り付けられた予算を事業ごとに課で委託業務の発注であるとか、建設工事の発注に使っていきます。当然、発注の中では、それぞれの工事ごとに、起工から始まりまして、業者の選定、そして入札公告、入札契約事務、完成時における工事検査、そして最終的な台帳管理という一連のものを行っているシステムでございまして、もう一つの業者情報管理システムといいますのは、建設業者の情報を管理するシステムであります、例えば、どの業者が幾らぐらいの完工高を持っているの

か、技術者を持っているのか、今幾らぐらいの県工事の手持ち工事があるのか、そういうものをリアルタイムで把握するシステムとなっております。この2つを中心となすシステムでございまして、それを補完するシステムがサブシステムという位置付けで、約20システムございます。これは例えば、一般競争入札でありますと、入札公告を現在、ホームページで出しておりますが、それをP E I Sと連携させて自動的にアップできるようにするとか、入札結果につきましても、先ほどのメインシステムの結果を入札結果という形でホームページにするとか、そういったメインとサブがさまざまな形で連携し合うという大がかりなシステムになっておりますのが、この程度の金額になると考えております。

【松島委員】その更新の目的が、開発言語のサポート切れへの対応、ウインドウズ10への対応、メイン・サブシステム間の連携強化による業務効率化と、これが主な更新の目的のようですが、2点、このP E I S、初期費用はどのくらいかかるのですか。一番最初導入された時は、恐らく、更新以上にお金がかかったのだろうと推察しますけれども、どのくらい初期費用にかかる、今回、更新のために債務負担行為して、概ね、どれぐらいなのですか。また次のお金の負担がやってくる見込みだと思うんですけれども、初期費用を投入されて17年たって今回の債務負担行為をして、概ねまた20年弱の更新見込みであるんですか。

【田口建設企画課長】現行のシステムは平成7年に開発に着手をしておりまして、実際の運用が平成10年ぐらいから始まっております。現在のシステムで約20年間運用をしてまいりました。その間、さまざまな入札制度の見直しであ

るとか、利便性の向上、これは発注者、受注者、県民の皆様への情報提供、その利便性の向上であったり、そういった形でさまざまな改良を加えてまいりまして、その総額といたしましては約4億4,000万円になっております。今回のシステムにつきましては、基本的には現在のシステムの機能を確保した上で、先ほど委員がおっしゃったような新たな機能を拡充し、機能としては向上しているのですが、結果として、金額でまいりますと、開発費用としては3億6,000円、約8,000万円圧縮しているという状況でございます。

それと、今回改修に至った大きなポイントといいますのが、ウィンドウズ10というOSの導入が1つございます。平成7年度以降、順次開発を行なながら、また途中、途中でサポート切れ等もありまして、何とか修正をしながらやってまいりましたが、平成30年7月、県庁の導入パソコンを入れ替える予定になっておりまして、その時にウィンドウズ10がOSとして設定されると聞いております。ウィンドウズ10上での現システムでの稼働につきましては、稼働に問題が出る可能性が非常に高い、現在円滑に動いているのですが、ウィンドウズ10を導入することで、その円滑な動きが確保できない可能性が非常に高いということをございまして、今回、全面的な改修を行いたいと考えております。

先ほど委員がおっしゃった中の1つとして、また20年後にあるのかというお話でございますが、ウィンドウズ10での影響の1つとして、OSの影響、平成7年当時のプログラム言語というのは、当然ウィンドウズ10を想定していないものですから、どうしても連携が悪いということで、今回、見直しせざるを得ないという状況になっておりまして、今回導入する新たなプ

ログラム言語は、OSに依存しない、極端にいいますと、OSがかわっても、それなりに動いていけるような新たなプログラム言語が開発されておりますので、それを想定して開発したいと考えておりますので、新たなシステムによるものにつきましては、今回みたいな事案による全面的な改修は起こらないのではないかと考えております。

【徳永委員】 確認なんですかとも、広域連携事業、世界遺産や観光施設へ続く道路を花・花木で整備する、これはどういう内容でしょうか。

【池田道路維持課長】 この事業につきましては、世界遺産を契機として、主要な観光地でありますとか、世界遺産周辺について、道路の沿道の花や花木を整備しまして、環境を整えて観光振興に貢献しようということでございます。

【徳永委員】 大体どの辺を、どうするのか、具体的に例を挙げていただけますか。

【池田道路維持課長】 今年度につきましては3カ所を考えております。まず、世界遺産絡みで、国道499号の野母崎付近、ちょうど軍艦島が見える付近に植樹をする、もう一つが、外海町の出津教会付近、これが202号付近でございます。もう一つは、空港の箕島大橋からインターインターチェンジ側の交差点までのところ、これは長崎への玄関口ということで、一番最初に華やかな道路の整備をしようということでございます。

【徳永委員】 他県から来られる方をそういう意味で歓迎するのはいいことだと思うんですけれども、この予算は花・花木に限定をしているわけですか。

【池田道路維持課長】 基本的には、花・花木での整備を考えております。

【徳永委員】 この関連になるんですけれども、花・花木も結構なんですけれども、いろいろと

道路を修繕するところもあろうかと思うんですけれども、それはまた別な予算ということで考えておっていいのですか。

【池田道路維持課長】 この整備費については、別予算で考えております。

【徳永委員】 維持費というのは、また別に考えているという理解でよろしいのですか。

【池田道路維持課長】 維持費につきましては、既存の予算の枠の中で進めていきたいと思います。ただ、維持費については、当然重要な問題でございまして、これは地域の方々の協力を得たり、できるだけ維持費がかからないような樹木の選定、そういうものに努めていきたいと思っております。

【徳永委員】 花・花木も大事だと思うんですけれども、それと同じように、それ以上に道路のしっかりとした整備をしないと、以前、長崎に来られた方からは、よかつたけれども、道路がちょっとどうだったとかいうような話もありますから、幾ら花がきれいでも、その周辺の道路の管理、そしてまた補修をするところがしてなかつたとなれば非常に問題になりますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。

【溝口委員】 今の広域連携事業費のことですけれども、維持費関係については地域の方の理解を求めていくということですけれども、その地域の方々との話し合いはもうできているのですか。

【池田道路維持課長】 現在、202号と499号については地域の方々と協議を進めておりまして、まだ具体的にどういった形でやるというところまでは詰めていないのですが、数回の話し合いを重ねている状況でございます。

【溝口委員】 この予算を計上したということは、先ほどの説明では、地域の方々とということです

すから、地域の方々との協定をきれいに結んでおかないと先に進まない事業じやないのですか。そこら辺は大事なところだと思うんです。維持費を安くするために地元の方々と。そうしたら、それに対して、県の方として、どのような植樹をするのか、それともボランティアするのかと、いろいろな方法があると思うんですけども、その辺についての考え方はどのようになっていますか。

【池田道路維持課長】 維持管理について地元の協力が得られるところについては、協定等を結ぶという方向で考えております。また、今後こういった展開をするに当たっては、地元の協力も必要なものですから、地元の協力態勢ができたところから積極的に事業を進めていきたいと考えております。

【溝口委員】 ちょっと納得いかないところがあるんですけども、ただ、499号、野母崎の方で端島（軍艦島）を見るためにということですけれども、そうしたら場所的には、そこを通って観光施設を見たりするところということになってくるわけでしょう。見やすいところ、その整備については、どの辺を、どのようにしようとしているのですか。499号、野母崎にかけたところを花と花木でちゃんと整備していくことでしょう。そうしたら、「世界遺産や観光施設へ続く道路を」となっているんです。そこら辺についての整合性はどのようになっているのですか。そうしたら、野母崎の先の方に行く観光施設としては何を想定しているのですか。

【池田道路維持課長】 野母崎の田ノ子に端島の軍艦島資料館がございまして、長崎市がビジターセンターとして整備をしようという動きもございます。それともう一つは、海上からの軍艦

島のツアーがはやっているのですが、その船が満杯だということで、最近、観光バスの観光ルートになっておりまして、具体的に申しますと、夫婦岩という場所からの眺望を楽しんでいただこうということで、世界遺産絡みということで整備を進めていこうと考えております。

【溝口委員】軍艦島資料館を整備、あと夫婦岩、その辺をということですけれども、そこに通じる場所について、先ほどの道路もですけれども、せっかく花とか花木を植えていくわけですから、その行き着く場所を整備していかないと、バスとかでわざわざ端島を見られる場所まで行っても、やはり駐車するスペースとか、公園関係の展望台かなにかがないと、なかなか難しいと思うんです。無駄にならないようにしてほしいと思うんですけども、その辺については、考え方を持っているのですか。

【池田道路維持課長】現在、野母崎に関しましては、アクセス道路の部分は道路改良で進めておりまして、アクセスがより便利になるということでございます。

駐車場の問題でございますが、今のところ、具体的な整備について、まだ協議は進めておりませんが、今、展望場がございまして、その付近にはバスが止まって展望ができると考えております。

【溝口委員】展望場があるんですね。それで、そこにはバスとかは何台かつけられるようになっているのですか。先ほどの説明によると、端島まで行く船が満杯で、どうしてもという形の中で、バスで外から見られるような場所にということで、この事業ができているということなんですねけれども、せっかくこの事業を進めいくならば、そこを通ってもらって、観光客の皆さん方が「ああ、きれいですね」と言って、ち

ゃんとした場所まで行って、それから観光施設を見るということにならないと。大体そちらの方を最初に整備して、この花をつくっていくのが普通じゃないかと私は思ったんです。最初に道からきれいにしても、何か意味があるのかなという感じがするんです。

【池田道路維持課長】駐車場等については、まだ具体的な整備計画を持っておりませんが、この件については、長崎市と改めて協議を進めてみたいと思います。

【溝口委員】目的を持った道の整備でありますから、ちゃんとしたスペースをつくって、そこで観光の皆さん方が喜んでいただける場所つくって、そしてそこに行くまでの道を花できれいに飾るというのが普通で、最初の場所がまだきれいに整備されていないのに、こちらからするというのは、私はちょっとおかしいなという気がしたんです。その辺については長崎市とちゃんとした話し合いをして、県の方としてどのようにしていくのかと。県の事業で、これは単独でも1,000万円も出ているわけでしょう。そうしたら、考えて整備をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【中山委員】関連。今、溝口委員さんから、499号の夫婦岩の話が出ました。あそこに行けば、今もきれいに花を植えていますよ。ただ問題は、駐車場がないです。溝口委員さんがさつき言ったから、やはりその辺を整備していかなければ。あそこに集中されると交通渋滞が発生して、また、あれを横断するんですよ。要するに、夫婦岩が海岸の方にあるので、左側にバスベイのようなものがあるんだけれども、横断しているんですよ。ですから、この辺の安全策の一つとして、市と協議して、ぜひ50台ぐらいの駐車場の確保をやってほしいという気が

しているんですけども、その点についてどうですか。

【池田道路維持課長】 安全対策も含めまして、長崎市と協議したいと思います。

【西川分科会長】 暫時休憩します。

— 午前 9時59分 休憩 —

— 午前10時 0分 再開 —

【西川分科会長】 分科会を再開します。

【中山委員】 野母崎の方は確かに軍艦島があつていいんですけども、あそこは水仙の町なんですね。ぜひその辺を活かしながら花は考えてほしいということを付け加えておきたいと思いますし、あわせて、今後、大型バスとかがどんどん、どんどん来るようになると、ありがたい話でありますけれども、この先の亜熱帯植物園まで行けるように道路の整備を含めて、ぜひひとつ検討していただいて、この地区の振興に寄与していただくように、道路維持課としても検討をやれるところを進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

【中村委員】 今、中山委員から出ましたけれども、私もその辺について、もう少し連携がとれたら思っているんだけれども、以前、担当の委員会に行った時に、亜熱帯植物園というのは先々が非常に不安定なところが多かったものだから、いろいろ改良をやっていますけれども、ただ、せっかく今回の世界遺産に認定されたということもあって、その通る道路、一番最後になると思うんだけれども、何とかしてこれを利活用して亜熱帯植物園にお客を動員するというのは非常にいい考えだと思うんです。何とかほかの担当課とも連携をとって、うまいぐあいにやってください。

それともう1点、花を植えるのは確かにいい

と私も思うんだけれども、花は咲く時期がありますよね。例えば何ヵ月も咲くという花もあるけれども、短期間で終わる花もあるわけで、今までの国体の時にも、道路のあちこちに随分花を植えた。きれいな時期はいいんだけれども、終わった時期とか、そういうところを考えた時に、やっぱり植えつける花の選定というのは非常に大事だと思う。もちろんそれは県内産を使うんだろうと思うけれども、花の選定については、どうお考えを持ってますか。

【池田道路維持課長】 基本的には、花については在来種、あるいは町の花でありますとか市の花、そういうものを中心に選択しまして、それとできるだけ一年中花を切らさないような形のものを考えております。

それと、その品種の選定については、大学の先生とも、どういうものがいいか、メンテナンスがしやすいものはどういうものがあるかということで協議を進めているところでございます。

【中村委員】 もちろんメンテナンスも大事だけれども、例えば、国体の時に、道路にボックスを置いて植え付けていましたよね。また今回もそういう形を考えているのですか。

【池田道路維持課長】 フラワーポットでの整備というのは基本的には考えておりませんで、植栽マスをちゃんとつくって植え付けをします。ただ、空港線に関しましては、歩道が狭いという形もございますので、現在もフラワーポット自体は少し並んでいるのですが、その辺を少しグレードアップしたものを考えたいと思っております。

【中村委員】 わかりました。

できるだけ開花の期間が長いようなものを選定していただいて、先ほど中山委員も言われたように、地元が推奨する花もあるらしいから、

そういうところも選定の中に入れてやっていたいと思います。私は、できれば街頭に設置するよりも、例えば空港、港とか、そういうところにどんと大きなもの、見て、ぱっときれいだなと思えるようなものをつくってほしいと思うんです。ぽつぽつ置いても、それが果してバスの中から見ただけで、きれいと思えるのかどうかというところです。それは溝口委員と一緒に考えます。だから、そういうところもぜひ考慮して、せっかく県の予算を使うのだから、来る方たちが楽しめるようなものをつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【溝口委員】債務負担行為の方ですけれども、道路監視業務外部委託についてです。5,922万円を組んでいるんですけども、このことについて、どのような監視業務をお願いしていこうとしているのか聞かせてください。

【池田道路維持課長】我々が管理しております国県道のパトロール、黄色い車が走っていると思いますが、それを民間委託しまして、路線については大体週に1回から3回程度、重要度に分けまして、そこをパトロールして回ります。危険物があったり、道路に支障があるものについて連絡をもらう、あるいは簡易な補修はするというような事業でございます。

【溝口委員】ちょっとわかりにくかったんですけども、監視業務をしながら、ちょっとした修理もしてもらうということですけれども、これを委託しようとしているのは長崎県内の業者の方々なんですか。そういう委託業務を受けている専門的な会社にしようとしているのですか。

【池田道路維持課長】これは各管内の地元の業者に、一般競争入札で考えております。

【溝口委員】そうしたら、委託業務ですから、

これについての委託するための協定というのは、ちゃんとしたものがあるのですか。

【池田道路維持課長】契約内容については、これ用につくっているということでございます。

【溝口委員】契約内容についてということであれば、ちゃんとしたものがあると思うんですけども、私たちに意外と見えないんです。高速道路をパトロールしていただける人たちは、いろいろなことをしているかもわかりませんけれども、大体高速道路のパトロールの関係のような形になるのですか。それで、年度を越えてということですけれども、これは1年じゃなくて何年間契約だったですか。

【池田道路維持課長】契約年数は、3年ということでございます。ただ、長期にわたりますのは、車をその業者さんが用意する、それからいろいろなパトロールのやり方の教育も必要なものですから、ある程度の期間、長期契約をして、速やかなパトロールができるようにということで、長期契約を結ぶという形でございます。

【渡辺委員】何点かお尋ねしたいのですが、まず、公共事業の技術情報システムの関係です。これにトータル4億円以上かかるのですが、これは民間にこういうシステムを委託しているんですか、それとも県内部でこういう更新に向けてしようとしているのか、どっちなんですか。県が主体なんですか。それとも、そういうシステムを民間に委託するのですか。

【田口建設企画課長】発注の方法ということでおろしいでしょうか。

【渡辺委員】今までのシステムを今度、再開発しようとしているわけでしょう。その再開発しようとする経費が4億円以上かかりますということでしょう。とりあえず今回、補正に385万円の予算を計上しましたということでしょう。

その大きな再開発のシステムそのものは、長崎県が、今あるシステムを改良しようとしてこれぐらいかかるのか、どこかの会社に委託をして4億円ぐらいかけて再開発しようとしているのか、どっちなんですか。そのシステムそのものはどのような運用をされているのですか。私の質問の意味がわかりませんか。

【田口建設企画課長】 今回は、県のシステムでありますので、県が外注することでシステムを構築したいと思っております。（発言する者あり）発注のやり方、外注に当たってはということですか。

【渡辺委員】 今、県庁の職員が公共工事をする時に、それを使って入力しているわけだろう。それがウインドウズ10に対応するように再開発しようとしているわけでしょう。中身のソフトをいじるのは、県庁の職員がしようとしているのか、それとも民間外部に委託してしまうとしているのか。民間外部でしようとしているなら、その会社は、入札をして約4億幾らでしようとしているのか、その辺の仕組みがどうなっているのですか。

【田口建設企画課長】 開発の方針としましては、まず、この案件がWTOの対象になっておりままでの、WTOという管轄で発注をしていきたいと思っております。ただ、可能な限り県内が参入できるような方法を選びたいと思っております。

それと、全体額としましては約3億9,700万円になっておりますが、この金額は、昨年度までに、どういったシステムをつくるかという仕様書を県が策定しまして、それに基づきまして業者に対して参考見積もりをとりまして、その内容を精査して決定した金額でございます。今後は、この内容によりまして発注をしていきたい

と考えております。

【渡辺委員】 そうしたら、これは入札はしているんですか、していないのですか。

【田口建設企画課長】 今回、債務負担をご承認いただきましたら、これに基づきまして発注をしたいと考えております。

【渡辺委員】 そうしたら、今後幾らの金額になるのか。私はパソコンは余り得意じゃないけれども、今のベースがあるのに、一部をウンドウズ10に改良するだけに、4億円以上の経費がかかるのですか。今のベースが全然ないのに新たにつくったなら、そのぐらいかかるかもしれないけれども、今まであるベースをウンドウズ10に改良するだけに4億4,000万円もかかるのですか。人間が何人かかればこうなるのか。工事費と違って、材料費とかは全然関係ないわけでしょう。頭の中でそのシステムをするだけで、何で4億4,000万円もかかるのか。それが当たり前ですという理由は、どこが基準かわからない。中身がよくわかりません。

【田口建設企画課長】 現行のPEISのシステムをベースにしまして、それに新たな機能を付け加える形で、機能としてはほとんど変わらないのですが、その機能を確保するためのシステムは新たにつくらなければいけない、極端に言いますと、プログラムを一からつくり直さなければいけない。こういうふうな機能を求めるんだけれども、ただそれをゼロベースからつくらなければいけないというのは、昔つくったものも今回全面改修のものも全く同じ条件でございます。

それと、先ほど説明をしていなかったのですが、このシステムの使用状況を説明させていただきたいんですけども、このシステム自体は、土木部だけではございませんで、農林、水産も

含めた公共事業発注部局で共有しているシステムでありまして、技術の職員、経理、総務の職員を含めて総勢1,000名が利用しているような大がかりなシステムであります。それと、年間発注件数としましては5,000件程度を処理しているシステムでございます。

【渡辺委員】 そうしたら、このシステムは土木部で計上しているけれども、各それぞれの部でも計上されているわけですか。

【田口建設企画課長】 債務負担行為調書を見いただければおわかりだと思いますが、6ページになりますが、土木部、農林、水産でそれぞれ負担をするという内容になっております。負担の割合につきましては、最近5年間のそれぞれの発注件数の割合で決めております。

【渡辺委員】 その総額が4億円ちょっとかかったものを、それぞれの発注件数に応じて分担して負担するということですか。わかりました。

次に、観光客船の入港増加に伴う港湾施設の管理経費が今度は2,600万円ぐらい上がっているんですけども、これは当初の予算の何隻分が、今後どのくらい見込まれるからこれくらいにしましたという数を教えてください。

【近藤港湾課長】 観光船の入港増加に伴う港湾施設の管理経費の内訳でございますけど、中身につきましては2つございまして、国際船の入港の際のふ頭保安のため、出島岸壁で警備員による保安検査を行っていますけれども、この費用は当初は142隻で契約をしていましたけれども、韓国のM E R S等の影響もございまして、年度末までに約180隻の予約をいただいておりまして、これにより費用が増加することによる補正をお願いしているものでございます。

【渡辺委員】 松が枝に入港管理の事務所がありますよね。あれの清掃とかは補正に入っていな

いのですか。この分は警備員だけですか。

【近藤港湾課長】 先ほど説明が漏れましたけれども、警備員の費用と、客船の入港を受け入れている松が枝の国際ターミナルの指定管理者にかかる負担金の増額分も入っております。

【渡辺委員】 その内訳を教えてください。

【近藤港湾課長】 指定管理者の負担金の内訳でございますけれども、松が枝ターミナルにつきましては、緑地駐車場をあわせて指定管理者に運営を委託しております。指定管理者の主な収入の原資となる駐車料金でございますけれども、大型客船が入る際は普通車が止められません。これによって約500万円程度の収入減収がございます。この分の補填を行っております。それと、国際船が入港する際に乗員の方々のサービス向上のために移動式の通路を設置していますけれども、入港隻数の増加によって、連絡通路の設置にかかる費用の増分が約200万円ぐらい、あと光熱水費の増加等によって、合わせて1,100万円の増額になっております。

【渡辺委員】 142隻の予定が180隻ということで、これだけの補正が必要になったと理解しておきます。

それと、債務負担行為の道路監視業務の外部委託の関係です。この外部委託の人たちにパトロールしてくれという業務で何々を要請しているわけですか。例えば、白線が薄くなっているとか、道路の欠損状況、街灯、どのあたりまで含めてパトロールの要請をしているわけですか。

【池田道路維持課長】 通常のパトロールですので、道路利用者、車の運転者あるいは歩行者の支障になるようなものがないかということを基本に、例えば落下物、舗装面でのこぼこ、あるいは落石などの危険箇所などについても点検をする、また老朽化の問題もございますので、物

によっては場所的に古い構造物などはよくチェックするというようなことでございます。

【渡辺委員】私は前から思っているんですけれども、県庁に勤めている人が5,000人以上いるわけです。この人たちがそういう意識を持って自分の通勤路をチェックすれば、こういう外部委託費は削減できるんじゃないかな。自分の通勤中に、街灯が昼間についておったとか、手すりが壊れているというのは、通勤する県庁の職員の皆さんのがわかるはずと思う。私は、そこはできるだけいろんな経費を含めて、今後こういう外部委託をするんじゃなくて、県庁職員全部がパトロール員という意識を持つことによって、こういう経費が削減できると思うのですが、道路維持課長、どのように思いますか。

【池田道路維持課長】確かに委員がおっしゃるようなご意見も非常に貴重なご意見と思います。

ただ、今のパトロールについては、ある程度専門的な目で見るという目も必要ですし、実態として今でもまだまだパトロールが足りないという声も聞かれます。あるいは、パトロール中に地元の方々の要望を聞いたりできますし、そういった形のパトロールは必要かと思います。ただ、委員がおっしゃるようなご意見も検討をしてみたいと思います。

【吉村(洋)副会長】上からいきます。P E I S、385万円ですけれども、これは結局、平成28年度以降4年の債務負担行為でしょう。私たちは中身もわからないわけですよ。それで、システムでしょう。そしてさっき説明で、ウインドウズ10にかわって、O Sに影響されていたらいけないから、そういうものに影響されないシステムづくりをやるんですけど、今後はO Sがウンドウズ11になっても、12になっても、100になつても関係ないんですよ、そういう大きなシス

テム変更するんですという説明だったろうと思います。それで、4年間債務負担行為をするわけですから、この4年間のタイムスケジュール、工程表、そして中身がどういうふうに変わっていくのかとかいうものを説明した資料を最初からつくっておってほしいんです。そうしないと、ここで言葉だけで話してもわからない。それが1つ。

そして、それを私もこの6ページを見ていたんですけども、土木部、農林部、水産部、5,000件、それで予算がそれぞれあるでしょう。平成27年度で土木部は305万円ですよ。そして、農林部が47万円、水産部が32万円、合わせて385万円でしょう。土木部が予算を総括するわけでしょう。農林部と水産部からは土木部に部局から雑入か何かで金が入るのかなと思うんですけれども、そういうものも見てこないじゃないですか。だから、そういうものが全体的にわかるような資料をつくっていただきたいというのが要望です。

それから、広域連携事業、これは広域連携の意味がまずわからない。長崎市と県が連携するのか、県内全域の基礎自治体と県が連携するのか。「世界遺産」と書いてある、でも「観光施設」とも書いてある。観光施設だったら県内全域でしょう。どこをやるのか。まずここをやると場所が決まっているのか、そこら辺もきっちとやっておってもらいたい。さっきの話を聞いていると、どうも長崎市内のような感じになるわけですけれども、そうしたら、それをどういう役割分担でやるのか、後の管理もどうしていくのか。ボランティアにお願いしたいと言うけれども、そうそうボランティアもいるのかなと。草刈りしたり、剪定したり、私たちも毎年毎年やっているのですよ。花木を植えると言うけれ

ども、その後を考えてやってもらわなければ。それよりも、道路をきれいに掃除しておった方がよっぽどすっきりする。そういう意味で、紙を見たらわかるように、そういうことがわかるような資料づくりをやってもらいたいと思うわけです。

それから、道路監視業務の外部委託5,900万円も、どの辺の区域をやるのかがわからないじゃないですか。これは県内全域なんですか。そして、それを幾つに分けてあるのですか。そして、これも債務負担なのですから、業務内容。さつきもあったんですけども、県として「こういう業務をしてください」ということを書いて入札にかけたんですよと。その業務内容の資料とかも出していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

まず、そういう丁寧な資料づくりをやってもらいたいと思うんですけども、土木部長、そこら辺、いかがですか。言わなければ出てこないし、時間も無駄じゃないですか。

【浅野土木部長】 委員がおっしゃるとおりです。確かに口でなかなかわからないところもあるので、そういうものについては事前にちゃんとご説明できるようにこれからは資料づくりもさせていただきたいと思います。どうもすみませんでした。

【吉村(洋)副会長】 お願いします。

【徳永委員】 今、副会長から話がありましたけれども、私もこれはもう一度確認しようと思っていたんですけども、この広域連携事業というの、どういうところまで対象になるわけですか。

【池田道路維持課長】 この広域連携事業と申しますのは国の予算の名目でございまして、その予算をとるために、九州西南部地域の広域的な

観光の活性化のために行う事業でございまして、沿道の環境整備でありますとか、防護柵の整備、そういうものを進めていくという事業でございます。事業費は国の予算の名目でそういった形でやっておりまして、先ほど言った九州地域内の連携をとりながらやるという計画でございます。

【徳永委員】 これは観光に特化をするとの理解でいいのですか。

【池田道路維持課長】 目的は、観光の活性化ということでございます。

【徳永委員】 私は、花と花木、これは悪いとは言ってないんです。そうであれば、例えば、各市にもいろいろと協議はしているのですか。これは県が主体として、こうこうと決めているのか、その辺どうなんですか。

【池田道路維持課長】 今回は、特に世界遺産を契機にしたということがございますので、地域的に長崎市内となっているのですが、今後、改良事業なんかでも北松方面でやっている事業もございますし、そういう中で花の整備をやっていこうと考えているところもございます。

【徳永委員】 世界遺産に特化するというのは、それでいいんですか。例えば、私の地元は島原半島ですよ。この前も質問をしましたけれども、観光となれば、我々は島原半島の雲仙、小浜、島原とあり、そうなれば、例えば道路の問題とか、公園、いろいろあるわけなんです。私は当初は、これは完全に世界遺産のための予算なのかと思ったものですからね。ただ、広域と書いてあるし、またこれを見れば県単まで使ってやっているし、そういうことで、正直言って、これに特化した意味がよくわからないんです。例えば、世界遺産だけにしか使えないとなれば、それは私もこれで了としたいところなんですけ

れども、先ほど道路維持課長が言うには、九州西南部の観光に、国からの予算だということであれば、「じゃ、こっちもやってくれ」とか、「こういうものにはなぜ使わないのか」というような意見も当然ほかの委員からも出ると私は思うんです。その辺は、どう説明をされるのですか。

【池田道路維持課長】今回の事業につきましては、取つかかりということでございまして、一番最初に世界遺産の周辺を整備していくということでございます。その箇所の洗い出しについても、世界遺産の登録箇所を中心に、当然ほかの箇所も検討を進めておって、予算的な制約もございますので、今回は、一番事業効果が高いであろう3カ所について進めているということでございます。今後は、こういった展開、地元の協力が得られれば、可能な限り進めていきたいと考えております。

【徳永委員】世界遺産に特化すれば、私の地元の多以良港は玄関口です。これは世界遺産で昨日も長洲町の町長とも話ををしていまして、荒尾から多以良港を経由して、そして長崎の方に行くというこの交流をどんどんやらなければならぬと。そうなれば、こっちも世界遺産なんですよ。ここの中もいろいろと各々の問題があるわけですよ。そして、前回、バスで九州・山口の近代化産業遺産群の視察をしましたよね。そろばんドッグのところのトンネルの問題、例えば、バスで周遊した時に、どこでバスを止めるのか、いろんな問題があるわけなんです。だから、そういったところもあるのに、こちらを優先しなければならないという意味が私はよく理解できない。その辺、どうなんですか。

【池田道路維持課長】確かに市町のご意見まで聞いたりはしてございません。ただ、今回の事

業は、将来的に進めていくためにも、先ほど申しました地域との連携という上においてもモデル的な要素もございますので、うまくそういう体制が整ったようなところ、例えば、今回の202号の外海町については、ながさきサンセントロードという日本風景街道という道路として指定をされております。道路自体が観光の財産ということで、それを整備を進めていこうということで、地元の協議会などもございまして、非常に体制が整ったところということでございます。そういったところを今回は優先的に事業を進めていくということでございますが、先ほど申しましたとおり、今後、可能な限り全県下的に進められればと考えております。

【徳永委員】それは課長が言う順序が正しいのか、我々が思う順序が正しいのか。例えば、今回、世界遺産でやるとなれば、我々にその順序の説明をする、説得力のある事業のやり方、箇所付けというのを今後しっかりとやっていただきたいと思っております。整備をされて、花というものは最後の仕事だと私は思うんです。だから、花が悪いとかは言っておりません。ただ、その前にすることもしっかりとあるということも認識していただいて、今後事業の進め方、箇所付けというのをしていただきたいと思っております。これは意見として言っておきます。

【中島(浩)委員】道路維持補修の外部委託なんですけれども、従来は職員の方がパトロールをされていたと思うんですけども、今現在、これは各振興局、外部委託になっているのでしょうか。

【池田道路維持課長】現在パトロールを行っております事務所は11事務所ございます。事務所単位でやっているわけすけれども、全体で23のパトロール班がございまして、そのうちの9

つを民間委託しているという状況でございます。

【中島(浩)委員】 将来的には、全部外部委託になるんですか。

【池田道路維持課長】 県の「新」行政改革プランの中では、外部委託ができるものは外部委託をすることによってございますが、これは現業の職員の方々との兼ね合いもございまして、それについては今のところは、新規の採用の道路監視現業職員を雇わないという方向でございます。今後の展開については、行政改革プランの中では、民間委託できるものはするようにという方向でございますが、全部民間委託にすることまでは決まっておりません。

【中島(浩)委員】 新規に雇わないということですから、必然と退職を待つということになっていくのですか。

【池田道路維持課長】 先ほど申しました新規に雇わないというところまでは、まだはっきり決まったわけではありません。ただ、先ほど言いましたように、行政改革プランの中で、民間でできるものは移していくという方針がありますので、そういうものをもとに検討を進めているということでございます。

【中島(浩)委員】 これは3年間契約できるということで、地元の業者さんあたりは、受注できたら非常に有効な仕事だと思うんです。ぜひこれはなるべく外注にしていただきたいと思います。

それと、予算が単年度で大体2,000万円近くなんですかけども、これはどこの管内になるのでしょうか。

【池田道路維持課長】 今回は、大瀬戸の管内でございます。

【中島(浩)委員】 わかりました。

【西川分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第101号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【西川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【西川分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時37分 休憩 —

— 午前10時47分 再開 —

【西川分科会長】 再開します。

【西川委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

土木部長より総括説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】 それでは、土木部関係の議案についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料及び関係議案説明資料（追加1）の土木部のところをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、第112号議案「契約の締結について」であります。

第112号議案については、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、公共用地の取得状況で、その内容は記載のとおりでございます。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回ご説明いたしますのは、幹線道路の整備について、石木ダムの推進について、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の推進について、長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画の概要について、県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ・パートナー募集について、長崎県総合計画の数値目標の達成状況について、地方創生の推進について、新たな総合計画の策定について、国土強靭化地域計画の策定についてであります。

このうち、石木ダムの推進について、長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画の概要について、県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ・パートナー募集については、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【西川委員長】 次に、都市計画課長から補足説明を求めます。

【藤田都市計画課長】 都市計画課の契約案件について、ご説明いたします。

今回、ご審議いただくのは、第112号議案の新規契約の案件1件であります。この案件につきましては、総合評価落札方式の簡易型となります。

配付の環境生活委員会課長補足説明資料の1ページをお開きください。

第112号議案「契約の締結について」であります。

工事名は「棚方崎真申線街路改良工事（崎真申トンネル）」で、工事場所は、2ページの位置図に示すように、北松浦郡佐々町小浦免であります。

工事の内容は、3ページの平面図に示すように、全体工事延長は214メートル、幅員は、車道幅員6メートルの2車線で、全体幅員が9メートルになります。トンネルの延長は176メートルで、機械掘削式のNATM工法であります。

1ページに戻っていただき、5に記載のとおり、契約相手は上滝・門田特定建設工事共同企業体、契約金額は6億2,780万4,000円であります。契約工期は390日間としております。

入札結果については、6ページの一覧表のとおりです。右側の欄の評価値が最も高い上滝・門田特定建設工事共同企業体と仮契約を行い、今回、契約案件として上程させていただいたものであります。

以上で、補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【西川委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【渡辺委員】 入札の関係です。最低制限価格より上回っているんですけども、今回の入札結果が下から2番目の企業が受注しているんですよね。田浦組・トモダ特定建設工事共同企業体の方が入札の金額は低いわけです。仮決定者は上の方になっているんです。要するに、総合評価方式でこうなったのだろうと思っているんですけども、この点数の重みと入札の金額の重み。入札の資格があれば、入札の資格を持っているのだから、入札の金額の下の方が当然受注

するものと私たちは思っているんですけども、その辺の考え方です。要するに、全部このトンネル工事に参加できる資格がある人が入札しているのだから、標準点は全部100点になっているんですけども、加算点の関係でこうなっているのですが、その点差の開きと入札価格の開きのバランス、1点当たり、どのくらいの重みを持っているのか、この辺はどのようになっているわけですか。こういう理由で仮決定者が下から2番目の上滝・門田特定建設工事共同企業体になりましたという、その根拠を示してもらえませんか。

【藤田都市計画課長】今回の入札につきましては総合評価落札方式でやっておりますけれども、これにつきましては価格と技術力を総合的に判断して落札者を決定しております。その根拠としましては、入札額と、資料7ページになりますけれども、これが簡易型の技術力の評価になっております。ここで表の欄で「技術提案」及び「配置予定技術者の能力」、「企業の施工能力」、この合計が20点ということになっておりますそれを評価した部分が6ページの加算点ということになります。県としましては、総合評価方式の中で標準点100点、これにつきましては入札条件を満たせば100点、あと先ほど申しました加算点、おのおのの企業体の評価値を加味しまして、標準点と加算点を分子としまして、その部分を価格で割ります。それに1億を掛けて評価値としておりまして、この評価値が一番高い、今回20.313であります上滝・門田特定建設工事共同企業体が総合的に価格及び技術力を判断した中では一番高いと評価した上で、仮契約しているということになります。

【渡辺委員】加算点は3.05の差でしょう。この3点というのは、1点につき幾らの、入札の金額

とどういう差があるわけですか。例えば、1点につき1,000万円としているのか、1点につき100万円としているのか、そういう判断でされているわけですか。標準点は全部資格があるから100点もらっているわけですね。あとは加算点だけでしょう。これが3.05の差です。この3.05の差が入札価格の差額と逆転する根拠というのは、どこを見ればいいのですか。どういうふうに理解すればいいのですか。

【藤田都市計画課長】今回の落札額5億8,130万円、これを点数、今回は標準点と加算点ですので118.08で割りますと、1点当たりが約490万円になります。ですから、3点違うということは、その3倍程度の価格の差は出てきているということになります。

【渡辺委員】1点の評価というのは、入札価格の分が分母になってくるわけですか。

【藤田都市計画課長】右側の評価値の出し方ですけれども、これにつきましては標準点と加算点を足したものを作成にしまして、当然、加算点が高いということは技術力が高い、その部分を分子にします。それを入札額で割るということですから、入札額は逆に安い方が計算値としては高くなるということで、その計算値が一番右側の評価値という格好になりますので、入札価格及び技術力をトータルとして評価した値として、この評価値があると考えております。

【渡辺委員】その評価値の算出の方法をもう一遍。その算式を書いたものはないのですか。最終的には評価値で決めるわけですね。評価値の高いところが一番いいわけでしょう。これは1回目の入札の金額も含めて、全部こうして出しているわけですか。例えば、1番目と2番目の比較だけではなく、このようにして全部出すわけですか。

【田口建設企画課長】もう一度説明しますけれども、6ページの評価値の出し方につきましては、表の標準点と加算点を足したもの分子とします。ですので、100点は一緒ですので、加算点が高いところが優位となる、これは技術力が高いところが優位となるということになります。それを第1回目の入札額で割るようになります。入札額で割るということは、入札額が低い方が数値としては高くなる、ですから入札額が安い方が評価値としては上がるという形になります。その中でトータルとして出したものが右側の評価値、それぞれ一番上段の19.968から一番下段の20.223までありますけれども、この中の評価値が一番高い、結果として「仮決定者」と書いております20.313でありますJVが今回、仮落札者となったということになります。

【渡辺委員】ということは、この加算点の1点の重みは、その時の入札の金額で変動してくるわけですね。例えば、1点は常に100万円ですよ、200万円ですよというのではなくて、入札によって変動してくるわけですね。これが一番妥当と県の土木部は思っているわけですか。

【田村土木部技監】総合評価方式については、平成20年度から県は取り組んでまいりましたが、この計算式については、先ほど都市計画課長から何回も説明がありましたけれども、標準点と加算点の足し算、例えば、上滝・門田特定建設工事共同企業体でいくと、118.08を入札価格5億8,130万円で割って1億掛けるんですけれども、出た答えが20.313となります。これは一般的に総合評価で行われております除算方式という形になって、加算方式と除算方式というのがありますけれども、全国的には、この除算方式の方が一般的にされております。先ほど都市計画課長が言いましたように、技術力が高けれ

ば評価値が高くなります。分母の入札価格が低ければ、当然また評価値も高くなるので、ここバランスを割り算でやっていくというのが除算方式のやり方です。本県としても、現在、この除算方式で評価値を出して落札者を決定しております。

【渡辺委員】そういう決まりになっているのなら、しようがないですか。

【久野委員】112号議案の棚方崎真申線は、私も真申線は通ることは余りないんですけども、ここはあとトンネル工事だけで終わりですか。というのは、これは途中までできて、トンネルの手前で何年もストップしていましたよね。トラロープを張って、途中まで来て、その先が、ストップがかかったまま3年も4年も5年もかかっているのではないか。やっとこうした今回トンネル工事ができれば竣工されるということで、あと1年ちょっとですけれども、ここでストップしていたのは、予算的に問題があったのか、あるいはまた環境アセスの関係で問題があったのか、そこあたりを教えてください。

【藤田都市計画課長】3ページの平面図をご覧ください。赤の部分がトンネルになりますけれども、この左側の部分に一部用地ができておりませんでした。この部分の用地が片づいたものですから、今回工事を発注しまして、来年度までにこの工事を完成させたいと考えております。

【久野委員】わかりました。多分4~5年かかっているんじゃないですか。途中までできて、これから先は全然進めないというような状況だったですよね。だから、相浦方面の皆さん方は、何でかというのが結構あったんですよ。私もここを一回きちんと確認しなければいけないと思っていたんですけども、そういうふうな事情で、よくわかったんですけども、そうしたら

あと1年ちょっとのトンネル工事が完成すれば、全線開通で吉井までぽんと行けるということいいですね。わかりました。

【中山委員】総合評価落札方式の「企業の施工能力」のところで、「年間受注高の状況」0.9点というのがあるのですが、上滝・門田は0.45なんですよね。それで、田浦組・トモダはマイナス0.9となっているんですよね。この辺はどういう点数の付け方をやっているのか。年間受注というのは、共同体での年間受注高なのか、この辺、説明してくれませんか。

【藤田都市計画課長】年間受注高の状況ですけれども、これにつきましては年間受注高を年度の平均の完成工事高で割るようにしております。ですので、年間の平均完成工事高といいますと、土木部、水産部、農林部が発注した工事での元請の工事高になります。これにつきましては平成22年度から平成27年度5カ年間の年間の平均の完成工事高を分母としまして、年間受注高につきましては、昨年度1年間、今回入札発注をしていますのが6月15日ですので、その1年間の受注高を分子としまして割り算を行います。その中で、年間に受注が少なかった場合、最高が0.9点で、これまでの年間の平均工事高を上回って今年度受注をした場合には、最高で1.5倍あればマイナス0.9という形になります。今回につきましては、7ページ、左側の番号でいいますと3番、上滝・門田特定建設工事共同企業体につきましては、年間の受注高が0.45となっておりますけれども、ここにつきましては今の受注高が0.5から0.75に入っているということで0.45、6番の田浦組・トモダ特定建設工事共同企業体につきましては、先ほど申しました年間受注高を上回っております、1.5倍以上ありますので、マイナス0.9という形になっております。

【中山委員】そうすると、分母というのを平均したという話だったけれども、上滝の分母と田浦組の分母というのは違うんじゃないかなと思いますけれども、どうですか。同じ分母じゃないでしょう。

【藤田都市計画課長】それぞれの会社につきまして、5カ年間の年間の完工高の会社ごとの平均ということです。

【中山委員】そうすると、この期間に田浦組の方は1.5倍とっておったからマイナス0.9だということですね。

それではもう一つ、「地域の施工実績」です。これはどこを指すのかという問題と、上滝・門田は1.2で、仕事を1.5倍したという田浦組・トモダは0点なんです。この辺はどういうふうな判断でしょうか。

【藤田都市計画課長】管内の施工実績につきましては、平成12年から平成26年まで15カ年に完成了2,500万円以上の工事を元請として施工した実績となります。その中で、上滝・門田特定建設工事共同企業体につきましては、5件以上の施工実績があるということで1.2、田浦組・トモダ特定建設工事共同企業体につきましては、3件未満ということで0点ということになっております。

【中山委員】15年が適当なのかどうかという問題と、5件で1.2点、3件以下だったら0点ということだけれども、実質的に何件やっているのですか。地域内の実績は、5件以上は1.2点で、3件以下は0点ということだったから、実質的に、上滝・門田はエリアで何件やっているのですか。

【藤田都市計画課長】現在資料として持ち合わせておりませんので、調べて説明したいと思います。

【中山委員】先ほどから副委員長から指摘を受

けたように、これは議案になっているわけだから、そういうことは想定されるわけですからね。

それと、15年というのは置くとして、5件ならば1.2点、全額やる、3点以下なら0点だという基準かなにかかるのですか。

【田口建設企画課長】総合評価落札方式におきます評価の項目であるとか評価の基準というの土木部で統一しております、その内容については、学識者の意見も聞きながら決定をしているところでございます。

【中山委員】それであると、学識者の意見を聞いて、県の土木部の判断として、5件は満点、仮に2件あったとした時0点ということになると、そんな判断でいいのかなという気がするんです。参加資格はあるわけだから、「地域の施工実績」と書いているわけだから、ないと違うわけだから、2件あるなら2件あったで、ちゃんと点数を出すのが筋道だと僕は思うんですけれども、その辺の改善はできませんか。

【田口建設企画課長】その辺の基準のあり方については、さまざまご意見があるかと思います。そのあたりを私どもとしましては、学識者の意見を聞きながら決定しているという状況でございます。

【中山委員】今まで決定しているから、それはそれとして、過去にさかのぼれということは言わないけれども、1点2点で落札するかしないか、これは大きな要素になってくるんですよ。極端に言うと、0.1点ぐらいでも入札者が変わってくる可能性があるんですよ。そういうことで、「地域の施工実績」と書いているわけだから、ゼロならやむを得ない。5件あって満点で、仮に2件あった時は0点だ、そういう理屈というのはおかしいでしょう。おかしく思わないですか。それはぜひ検討が要ると思いますし、土木部長、

これは総合評価を使う以上は土木部全体の問題にかかるから、この見直しはできないのですか。

【田村土木部技監】この総合評価の評価項目と配点というのは、平成20年度から始めまして、今まで幾つか見直しをやっております。そのたびに、先ほど建設企画課長から説明がありましたように、県の恣意的な判断とならないよう第三者委員会を2つ持っております、これは評価項目を決めるのが総合評価落札制度検討委員会、それぞれの評価項目の点数を決めるのがもう一つの総合評価審査委員会です。それぞれの委員会において、こういう評価が恣意的になっていないのかどうかとかを含めて判断していただいております。

ここについて、1点2点が大きいかということですが、この項目の満点が1.2点でございますので、ここをあとどのように配点評価していくのかという考え方になろうかと思います。今現在は、3段階評価でやっているところで、ここを5段階とか、階数をもって細かくするべきであるとか、いろんなご意見がございますけれども、県としては、そこについては委員会等の意見を踏まえながら最終的に判断していくことになるかと思います。

【中山委員】しつこいですけれども、15年間の実績をつくるという15年というのは、法的な根拠はあるのですか。

【田口建設企画課長】法的な根拠はございません。ただ、施工実績を考える中で、県では、15年というのを一つの目安として運用しております。

【中山委員】15年を目安の根拠は何ですか。

【田村土木部技監】この年数について多くの議論がございました。土木部としては、期間

を短くしてもいいじゃないかという考え方もあるって、そういうことをお示しした時もありましたが、業界等からの意見では、期間を短くすると、その期間内で落札した業者が有利になる。技術的にもそう変わらないから、比較的長期にそこの期間を設定してくれというご意見もございました。県としては、業界の意見等も踏まえて、最終的には、現在この15年で運用しているところでございます。15年の法的根拠というのをございませんので、業界等の意見を踏まえて、15年ということで現在運用させていただいているところです。

【中山委員】総合評価方式というのは、基本的には強いやつが強いんですよ。私はそれを言いたいんですよ。やはり資格がある業者については、できるだけ均等にやってほしいと。実績があつたところがずっと勝っていくなら話にならないじゃないですか。そうなるので、もう少し平等性を担保して、工事実績については5件で満点、仮に3件以下ならば0点と、極端過ぎると私は思います。この辺は第三者委員会で検討することも大事だろうけれども、皆さん方の判断でやれるんですよ。期間についても「こういう判断で、こう見直したらどうですか」と第三者委員会に投げればいいじゃないですか。私はこれを今感じて、地域の工事実績については、点数の配分が極端過ぎるというので、もう少し傾斜的に、施工実績がある業者については応分の点数をやるべきだということを強く申し入れておきたいと思います。

【吉村(洋)副委員長】県に裁量があるというのは、なかなか難しい話ですよね。

第112号議案で聞きますけれども、今日の議案は契約の締結議案なのでちょっとつらさもあるんですけども、計画自体は何年ぐらい前に

これをつくろうと計画されたのかというのをまずお聞かせ願います。

【藤田都市計画課長】棚方崎真申線につきましては、工事は平成9年度から着手しております。【吉村(洋)副委員長】もう大分たっているわけですね。時間が経過した理由はあえて聞きませんけれども、その間にもう約18年たっているわけです。社会の情勢は変わるんだろうと思います。この図面を見ても、相浦側は県道ですか。それで、佐々のごみ焼却場の方にぐるっと回って現道をずっと改良して、交差点が四差路になって、いい道ができているんですよね。それで、これをあえてまた延ばして真っすぐ行って、最初にこの計画があったのだろうと思いますけれども、なかなか進まないので、現道の改良が進んで、通りやすい道になっているわけです。それでもなお、この事業の目的としては、ここにトンネルを建設して延ばしていくということになるのですが、そういう意味で、この事業目的は当初どうだったのかというのをお聞きしたいんです。このトンネルの先は佐々の町道です。それにつなぐわけですよね。県道を町道につないでいくわけです。ここは工業団地があるので、トンネルの先の道路をどういう便利な道路にしようと考えられておったのかをお聞かせいただきたいと思います。

【藤田都市計画課長】この路線につきましては、佐世保市の北西部と佐々町の南部を結ぶ重要な路線と考えております。計画を進めております。佐世保市側につきましては、今現在、4車線の道路として供用しております。今、委員がお話しされたように、3ページの図面になりますけれども、右側に迂回している道路が現在2車線で供用している、交通量的にこの2車線では足りないということで、合計4車線というこ

とで、今回トンネルを施工することで交通量を賄うということで考えております。これにつきましては佐世保市と佐々町を結ぶ重要な路線ということで考えております。その中で、こちら側には工業団地もありますので4車線の道路が必要ということで、今回施工をするということになっております。

【吉村(洋)副委員長】 今の説明で多少理解できるのですが、2車線の道路を2本つくることによって4車線とみなすと、片側2車線の道路とみなせるという考え方になるわけですか。そうすると、既存の県道があって、佐々の中心街につながっていますね。それから、このトンネルを通った道路は途中から小佐々に行く県道につながっているんです。この道路の先の方、それで終わりだったのか、もっと真っすぐ延ばしていくて国道204にななごうと思っていたのか、どういう交通渋滞の緩和をしようと考えられておったのか、お聞かせ願いたいのです。

【藤田都市計画課長】 副委員長がおっしゃられましたように、トンネルの北側につきましては、現在の県道を通って、それから踏切を渡って、町道を通るという形になっております。ですから、踏切が支障になっておりませんので、踏切を通らない形で、県道、線路がありまして、今回町道に接続して、そのまま小佐々の方に行く道路という形になりますので、踏切部の支障を解消するということを踏まえてこの計画をしております。

【吉村(洋)副委員長】 わかるのですが、踏切を回避する、そのためには、例えば西九州自動車道からおりて左折をしてきますね。真っすぐ来て、右折して踏切を渡って、左折して工業団地の方に行くわけですよ。それを避けるために、例えば、西九州自動車道からおりて左折をして、

河川橋を渡るわけです。そこを右折して曲がって、今度はこの新しい町道に乗るためにには鋭角に左折しなければいけない。これは便利な道と言えるのかなと思うんです。これを例えば、西九州自動車道からおりてきて現道に左折した時に、真っすぐ乗れるような形にならないと本当の便利な道路じゃないのじゃなかろうかと思うんですけれども、その点について、どう考えられますか。

【藤田都市計画課長】 今の件につきましては、県としましては、今の県道で2車線、あと町道に接続する分2車線の中で、今回トンネルをつくる部分につきましては、そのまま踏切を渡らずに小佐々の方向を主の動線と考えていますので、それであれば、そのまま小佐々方面にはスムーズに行けると考えております。

【吉村(洋)副委員長】 そうですよ、小佐々の方面にはスムーズに行けるわけです。でも、西九州自動車道とつなぐと考えるとスムーズじゃないわけです。そして、ここは佐々の町道なんですね。県としての道路のあり方の考え方なんです。これを便利な道路として考えられるためには、小佐々に向いてスムーズなだけでは配慮が欠けているんじゃないかなと。西九州自動車道のインターの方に向いてもスムーズに行けるというふうにつくらなければだめなんじゃなかろうかと思うのですが、「こっちは県ですからやりますけれども、ここは佐々の町道ですから県は手は出せないですよ」と、そこら辺の地元と県の話し合いとかはきちんとやられているのでしょうか。その点についてもお聞かせいただきたい。

【藤田都市計画課長】 この計画につきましては、当然ながら、町の方ともいろいろ協議をしながら施工を進めてまいりました。その中で、この

トンネルの北口の方に工場があります。そこでは大型車が右折で工場に入るということで、ここが一番懸案事項であったんですけども、町道での混雑、そういうものを含めた中で今回、町道に接続しての改良というふうに我々は考えております。

【吉村(洋)副委員長】 結局、ここに工業団地、大きな工場、事業所が幾つかあるんです。西肥バスの営業所もあって、車庫もあって、西肥バスは、その踏切を通らずに、町道を通って小佐々方面に行って、鋭角に曲がって橋を渡って駅の方に左折していっているわけです。大型車を運転する人たちにとっては、なかなか大変だろうなと個人的に思うわけです。渋滞が起こらないように協力されているみたいでしつれども、本当だったら、もっとスムーズに行ける道路が一番いいですから、そういう面では、今後そこら辺も、道路の役割として、ただつなげばいいんだというのではなくて、その先まで事業計画をやってもらいたいということも1つお願いをしておきたいと思うんです。

それと、今出ましたが、特に、ここには大きな工場もあって、朝夕は従業員だけでも500台～600台の車が出入りをする、あわせて大型トラックが150台とか出入りをするということなので、前からも言っておりますが、それにこの道路がつながったことによって渋滞が発生していくということになると、地域の人たちから見れば、何をしているのかという話になるわけですから、その対策というのをこれが完成する前によく整理をして、解決しておっていただきたいと思うのですが、そこら辺の作業というのは進んでいるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【藤田都市計画課長】 工場への出入りにつきま

しては、右折車が多いということで、県と佐々町、あと工場の方と、右折帯の設置につきまして今現在、協議を進めております。これにつきましては右折帯を設けることによりまして工場の用地が若干かかりますので、その部分につきましては工場の背後地に町有地がございますので、そこ等を含めながら、今後、設計が完了次第、協議を進めていきたいと考えております。

【吉村(洋)副委員長】 最後に、考え方として、このトンネルが完成することによって結構効果がある大事な道路になっていきますね。それを目指してやっているわけです。そうすると、このトンネルの先の佐々の町道が、町道という道路でいいのかな、やはりそこは県が管理をして、きちんとその効果を継続させていかなければいけないのじゃないかと思いますので、それは今後の検討課題ということで提案をして、終わらせていただきたいと思います。答えは要りません。

【渡辺委員】 総合評価落札方式評価表の中身をもう一遍確認させていただけませんか。年間受注額の状況は過去の5年間の実績高という、この実績というのは、JVはいろいろ相手方がかかるですよね。今、仮決定者になっている上滝・門田特定建設工事共同企業体が例えば10億円でとった時に、その実績の金額は会社が2分の1ずつになるのですか。それとも、JVでとった金額そのものが入ってくるのか、この辺を確認したいんです。

【田口建設企画課長】 JVの場合は、出資比率に応じて分配をしてカウントしております。

【渡辺委員】 わかりました。出資比率に応じてですね。

それと、社会貢献活動の実績、A、Bと2つに分かれているでしょう。どういうものを指し

て、なぜA、Bと2つに分けているのか、その中身は何ですか。

【田口建設企画課長】 まず、社会貢献活動の実績Aにつきましては、環境アダプトでの活動実績、環境美化活動、河川であるとか道路において環境団体として登録をしていただいて、その活動実績があった場合について評価するというものが1つ、あとは災害支援協定に基づくものが社会貢献活動の実績Aとなっております。社会貢献活動の実績Bにつきましては、山地防災ヘルパーにおける活動、道守が当該企業に所属していること、あとは消防隊員に所属していることを対象としております。

【渡辺委員】 社会貢献活動の実績AとBをなぜ分けているのですか。社会貢献活動の評価として一本に取りまとめればいいんじゃないかと私は思うんだけども、AとBを区別している意味は何ですか。

【田口建設企画課長】 これはかかわり方という観点から整理をしております。社会貢献活動の実績Aにつきましては、先ほど申しましたように、県が管理する道路とか河川の環境美化活動、あと災害支援協定と、いわゆる行政の支援をしていただくという観点に關係する項目につきましてAで評価をしております。

【渡辺委員】 もう一遍、社会貢献活動の実績Bの方は、具体的にどういう活動ですか。

【田口建設企画課長】 社会貢献活動の実績Bといいますのは、山地防災ヘルパー、これは当該企業におきまして、例えば、農林の治山、農道などの変状点検、そういったことをやっていただく方が企業に所属していれば評価する、あと道守につきましては、道路において、橋梁であるとか舗装、そういったものの点検ができる能力がある道守という方を雇用している企業を評

価すると、そういったものでございます。

【渡辺委員】 その分けているというのは、行政に対する社会貢献と地域に対する社会貢献の違いで分けているということですか。

【西川委員長】 例えば、消防団に何人入っているとか、そういうものも点数になるでしょう。もっと詳しく説明してください。

【田口建設企画課長】 先ほど社会貢献活動の実績AとBの区分について申し上げましたが、実際の適用する工事につきましても対応が異なっています、社会貢献活動の実績Aにつきましては、全ての工事について、先ほど申し上げた環境美化活動における活動実績、あと災害支援協定の活動というものを評価しております。社会貢献活動の実績Bに対しましては、発注する工事に応じて内容を変えている場合がございます。

【渡辺委員】 工事の発注内容によって社会貢献活動の実績Bの中身が違ってくると。それは中身によってどう違うわけですか。例えば話を聞いてみてください。

【田口建設企画課長】 社会貢献活動の実績Bにつきまして、例えば、先ほど申し上げました山地防災ヘルパーにつきましては、対象工事としては、砂防、治山、地すべり、法面処理、そといったどちらかといいますと斜面とかに対しての工事に適用しております。道守につきましては、道路改良、舗装、橋梁上下部工、トンネル、そといったものに適用しております。

【渡辺委員】 要するに、急傾斜地斜面工事のような時は、消防団に入っているとか、そのようなものをチェックしている、普通の道路の時は、地域の道守の活動をしているかどうかをチェックしている、地域ごとの工事発注によって、そういうふうに分けているということですか。そ

れは基準は何かあるのですか。そこは誰が判断しているのですか。

【田口建設企画課長】適用する工事につきましては、土木部で一覧表を設けまして、こういった工事の種類については、こういった項目について評価をするようにというものをつくっております。そういった内容につきましては、個々の工事の入札公告においても表示をしております。

【渡辺委員】 そこの取り決め、こういう工事には、こういうふうにしているというものの表をくれませんか。

【田村土木部技監】 この社会貢献活動の実績AとBと分けているのは、今説明がありましたように、県が発注する工事は、いろんな工種を発注しています。土木一式工事、舗装工事、あるいは先ほど言ったように、斜面の法面工事とか、いろんな工事を発注しております。この社会貢献活動を評価する項目が、先ほど言ったように道守とか、山地防災ヘルパーあるいは愛護団体の活動、こういうものを幾つか評価しておりますけれども、これらを一律に全ての工事に適用すると、全然関係ない舗装工事で山地防災ヘルパーを評価しても、それは評価し過ぎだらうということで、Aの方が共通して評価する項目で、Bが発注する工事に合わせて評価していくという項目に分けております。きめ細かな評価をやっていこうということで、2つに分けて評価しております。

【渡辺委員】 最終的に確認ですけれども、社会貢献活動の実績Aというのは全発注工事に適用されます、社会貢献活動の実績Bというのは工事の中身によって違ってくるんですよという、その社会貢献活動の実績AとBの違いを一覧表で後でいいですからください。

【西川委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第112号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第112号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【馬場監理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明をいたします。

提出している内容については、補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、平成27年6月から8月までに実施したものとなっております。

初めに、資料の1ページをお開きください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載しております。

次に、資料の2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付しております。2ページから164ページまでが建設工事関係の委託、165ページから685ページまでが建設工事、686ページから702ページまでが、その他となっております。

次に、資料の703ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、798ページから最終のページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【西川委員長】 ありがとうございました。

次に、都市計画課長及び道路建設課長並びに河川課長より補足説明の申し出があつておりますので、これを受けることといたします。

【藤田都市計画課長】 課長補足説明資料の8ページをご覧ください。

「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画について」、補足して説明いたします。

現在、長崎駅周辺においては九州新幹線西九州ルート、JR長崎本線連続立体交差事業及び長崎駅周辺地区画整理事業が施行されており、大きくその姿を変えることとなります。新しく整備される駅舎や駅前広場などについては、都市景観に大きな影響を与えるものであるため、都市計画や景観の専門家と県、長崎市による検討会議を設け、長崎駅舎や駅前広場などのデザインの基本的な考え方を作成中であり、その検討内容について中間報告いたします。

9ページをご覧ください。

デザイン基本計画の対象施設については、基

本的に、図のオレンジ色の一点破線で囲まれております長崎市が施行する長崎駅周辺土地区画整理事業区域内の長崎駅舎や東西の駅前交通広場など、オレンジ色の破線で囲んだ施設になります。

駅舎平面図を掲載しておりますが、上が浦上川方面、下が国道202号方面になり、黄色の在来線駅舎と青色の新幹線駅舎が並列した形で設置されます。このように新幹線と在来線が並列する頭端駅は日本で唯一のものであり、また港に面しているという特徴を活かすことも今回のデザイン基本計画に盛り込むようにしております。

10ページをご覧ください。

右上にありますように、駅舎のデザイン基本計画については5項目設けており、上段のイラストが国道202号に面する東口駅前広場から新幹線の駅舎を見たものでございます。左が南側、港方面、右側が博多方面になります。

下段のイラストは、新幹線駅舎のホーム上から港方面を見たものになります。屋根の高さによって、広がりのあるホーム空間を創出し、並列する新幹線と在来線の駅舎が一体に感じられるよう、その境界部に仕切り壁などを設けないこととするため、左側の断面図にあるように、新幹線の屋根を標準の4本の柱ではなく2本の柱で支え、新幹線と在来線の境界部に柱を設置しないこととしております。また、ホームにおりた人が長崎の港を感じができるように、南北方向、港方面への抜けを確保し、駅舎上屋の南端部に眺望が確保できる開口を設けることとしております。

続きまして、11ページをご覧ください。

駅前広場などのデザイン基本計画については6項目設けており、中央の図面にあるように、

国道から西口への軸となる東西軸や駅前広場においても、交通広場だけでなく、人々の集まる拠点として、街の広場や駅の広場を設けることとしております。また、駅周辺と市街地や長崎港への回遊を引き出す歩行者動線も検討しております。

12ページに、検討体制について記載しております。赤い枠で囲まれた長崎駅周辺エリアデザイン調整会議を平成26年2月に設置し、本年3月に、駅周辺のデザイン指針を策定しております。

エリアデザイン調整会議の下に、今回、デザイン基本計画を策定する長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議を設けております。

13ページには、それぞれの会議の委員名簿を記載しております。

8ページに戻ってください。

今後のスケジュールでございますが、長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議を本年度は8月に1回開催しており、残り2回開催する予定でございます。鉄道事業者など関係者との調整を行い、最終的な基本計画を取りまとめ、上部組織である長崎駅周辺エリアデザイン調整会議において承認を受け、決定することになります。

なお、その基本計画を踏まえて、今後、鉄道事業者が駅舎の設計を進めることとなります。

以上、長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画の説明を終わります。

続きまして、本日お配りした、県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ・パートナー募集の説明資料をご覧ください。

「県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツ・パートナー募集について」、補足して説明いたします。

ネーミングライツとは、県が所有する施設に企業名、商品名などを冠した愛称を付けて、施

設の名称として使用する権利であります。県有施設を有効活用することにより、新たな財源の確保と施設の知名度、集客力、サービスの向上を図ることを目的として導入するものです。

募集概要につきましては、8月10日から9月18日まで募集を行いました。契約期間は3年以上、命名権料は年額2,000万円以上を希望としておりました。

応募状況につきましては、1社の応募がありました。応募されたのは県内の企業であります。

今後の予定としましては、10月中に外部の有識者等で構成する選定委員会を開催し、優先交渉権者としてふさわしいか審査いたします。その後、県が優先交渉権者と看板設置などの諸条件について協議を行うこととしております。協議が調った後、11月をめどに協定書を締結したいと考えております。協定締結後、看板などの表示変更を行いまして、来年4月から、新しい愛称の利用を開始していきたいと考えております。

以上で、補足説明を終わります。

【佐々道路建設課長】長崎県の道づくり基本方針（素案）、これに関するパブリックコメントの実施について、ご報告いたします。

本日、別途配付しております一枚物で、右肩に「H27.9議会 道路建設課長補正説明資料」と記載しているものをご覧ください。

平成23年度から平成27年度の道づくり基本方針が改定時期を迎えており、また現在、本県の次期総合計画の策定が進められていることなどから、今回、新たに基本計画を策定することとしております。

基本方針につきましては、対象期間を平成28年度から平成32年度までの5年間としており、その構成については、記載のとおりでございま

す。

策定のスケジュールについては、幹線道路協議会の幹事会で議論しました素案につきまして、今後実施する予定のパブリックコメント及び有識者懇談会においてご意見をいただくこととしております。その後、幹線道路協議会でオーバーライズした上で、11月定例会の当委員会で基本方針等をご報告する予定としております。

また、パブリックコメントについては、広く県民の皆様のご意見をお聞きし、方針に反映することを目的に実施するものであります。

実施方法としましては、素案を示した上で、意見をお聞きすることとしており、ホームページに掲載するとともに、道路利用者などの関係機関へ送付し、より多くの意見聴取に努めてまいります。

なお、お聞きする内容については、記載のとおりです。

以上、パブリックコメントの実施について、報告を終わります。

【川内河川課長】石木ダム建設事業に係る土地収用法に基づく手続につきまして、補足してご説明いたします。

手続につきましては、6月定例会でも説明したところでございますが、その後の進捗について説明いたします。

お配りしております課長補足説明資料の1ページ、石木ダム建設事業概要図をお開きください。

これは石木ダム周辺の平面図でございます。まず、この地図について、改めて簡単にご説明いたしますと、石木川は、図の右上から左下に向かって流れしており、ダムの本体を図の左下に

「石木ダム本体」として黒色で矢印を表示し、その上流部に、ダム完成後の貯水部分を青色の

線で囲ってお示ししております。また、茶色の点線で示しておりますのが県道嬉野川棚線でありますが、この道路はダムの建設により遮断され、通行できなくなることから、右側の赤色の実線で示す道路として付け替える計画としており、図の一番下に両矢印で示しております区間について既に着工し、現在、樹木の伐採や測量等の作業を進めているところでございます。

事業用地に係る土地収用法に基づく手続は、3つの部分に分けて進めております。1つ目は、図の真ん中のオレンジ色の迂回道路工事に必要な用地が含まれる部分であり、2つ目は、その左のピンク色のダム本体工事に必要な用地に含まれる部分、3つ目として、一番右の水色のダム中・上流部で必要な用地が含まれる部分の3つに分けて順次進めております。

まず、オレンジ色で囲っております範囲に含まれる用地は、赤色の点線で示しております迂回道路の建設に必要な用地であり、約5,500平方メートルについて、昨年9月に最初に裁決申請した用地でございます。この用地5,500平方メートルにつきましては、本年6月に県収用委員会において裁決がなされ、その後、権利者に補償金を支払おうとしましたが、受領を拒否されたため、法務局に供託し、8月24日をもって所有権を取得いたしました。既に登記についても完了いたしております。また、このうち約275平方メートルの畠につきましては、権利取得と同日付けの8月24日で明け渡しの期限を迎えて、県が事業用地として管理することとなりました。残りの田畠約5,200平方メートルにつきましては、稲刈り後の10月末の明渡期限を迎えることとなります。

次に、ピンク色で囲っております範囲に含まれるダム本体に必要な用地については、本年7

月に裁決申請し、8月24日に裁決手続開始の決定がなされました。今後、10月から収用委員会において審理が開始される予定であり、10月7日と9日には、家屋が含まれている4件の事件についての現地調査と審理が行われることとなっています。

最後に、水色で囲っております範囲に含まれるダムの中・上流部の用地については、今月2日から7日にかけまして、裁決申請に必要な土地調書及び物件調書の作成のための土地収用法第35条で定めます立入調査を試みましたが、事業に反対されている地権者の皆様から拒否され、支援者を含めた方々の阻止行動により現場に立ち入ることができず、調査を実施することができませんでした。今後は、土地収用法第37条第2項を踏まえ、国土調査により作成された地図や航空写真等の既存の資料を活用いたしまして土地調書及び物件調書を作成し、裁決の申請の準備を進める予定としております。

以上が概要図に沿った説明となりますが、次に、土地収用法の手続上、それぞれの用地がどの段階にあるかを手続の流れに沿ってご説明いたします。

補足説明資料の2ページをご覧ください。

これは土地収用法上の流れを示したものでございます。手続の大きな流れといたしましては、上段に囲っております起業者の裁決申請に向けての準備段階と、下段に囲っております裁決申請がなされた後の県収用委員会による審理の段階に分かれます。

まず、上段を見ていただきますと、起業者は、裁決申請に向けて、補償金の基礎となる土地の面積や物件の種類、数量等を調査して土地調書及び物件調書を作成する必要があります。最後に手続を開始しましたダムの中・上流部の用

地が現在この段階にあり、先ほどご説明しましたように、今月2日から7日にかけて立入調査を試みたというところでございます。

次に、下段を見てください。起業者の裁決申請や明渡裁決の申し立てを県収用委員会が受理いたしますと、その後は、公開での審理が行われることになりますが、ダム本体に必要な用地が現在この段階にあり、審理は10月から開かれる予定となっております。審理が終了いたしますと、収用委員会により裁決がなされますが、最初に裁決申請した迂回道路に必要な用地が現在この段階にあり、既に一部は明け渡しの期限を迎えたというところでございます。

なお、今ご説明しました主な手続の詳細な日程につきましては、それぞれの用地ごとに、補足説明資料の3ページに記載させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、6月定例会以降の土地収用法における手続の状況についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【西川委員長】 ありがとうございました。

それでは、午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から委員会を再開いたします。

— 午前 1時59分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【西川委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き土木部の審査を行います。

まず、建設企画課長から、6月の委員会での発言について、訂正の申し出があつておりますので、これを受けることといたします。

【田口建設企画課長】 6月定例会におきまして、誤った説明を行つてしましましたので、修正を

させていただきたいと思っております。

お手元の資料、1,000万円以上の契約状況一覧表の中にはあります入札結果一覧表の表記におきまして、結果の欄というところに「超過」というのを書くようになっているのか、なっていないのかというご質問がありまして、その際、私、予定価格を上回った金額におきましては「超過」という表示をすると申し上げましたが、実際は「超過」という表記をしないことになっております。入札結果におきます表記の仕方としましては、「落札」、それと「失格」、「辞退」、あと落札者が同額札が複数ある場合には抽選という行為も行いますので「抽選」、あと「不適格」と、そういった項目のみを記載することになっておりまして、「超過」という記載はしておりません。修正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。申しわけありませんでした。

【西川委員長】 それでは、陳情審査を行います。配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

【中島(浩)委員】 陳情書一覧表の28番ですけれども、建設業協会からということで、この要望につきましては、「現在、公共事業予算は、東日本大震災の復興、東京オリンピック関連への傾斜配分により、九州各県では大幅な減少傾向にあり、地方建設業者が担う社会的責務の遂行が危惧される状況にあります。」とあります。平成27年度予算は、前年度比どの程度の状況なのか、お知らせ願いたいと思います。

【馬場監理課長】 内示額としましては、平成27年度が対前年度比0.93となっております。

【中島(浩)委員】 金額で言うと、どの程度の減になるのでしょうか。

【馬場監理課長】 金額で言いますと、平成26年度が568億500万円、平成27年度が528億8,800万円でございます。差し引きが約40億円程度でございます。

【中島(浩)委員】 この要望につきましては「補正予算の編成並びに早期成立に関する要望」ということなんですかけれども、国の方も今、先ほどの話のような状況であるのでしょうか。そして、県として、この補正予算の確保について、どうした取組をされているのか、お伺いいたします。

【馬場監理課長】 本県の取組状況でございますけれども、公共事業を一定確保することによって、建設業者の経営安定につながるものだと思っております。そのほか、雇用の安定や担い手確保にもつながるものと考えております。公共事業費の予算の確保につきましては、引き続き国の方に要望を行ってまいります。それとともに、国の補正予算が実施されれば、積極的に予算確保に努めてまいりたいと考えております。

【中島(浩)委員】 先日の私の一般質問でも離島の業者の話をさせていただいたんですけども、やはりある一定のしっかりとした予算がなければ、どこかにしわ寄せが来ると思いますので、ぜひこの補正に関しては早急な対応をとっていただきたいと思います。

委員長、そこで、この委員会としても、この件に関しましては意見書をお願いしたいと思うんですけども、どうでしょうか。

【西川委員長】 暫時休憩します。

— 午後 1時36分 休憩 —

— 午後 1時37分 再開 —

【西川委員長】 委員会を再開します。

今の中島(浩)委員からの要望につきましては、意見書が出ておりますので後でしたいと思いますが、陳情書について、ほかにご質問はありますか。

【松島委員】 25番で南島原市からの要望がたくさん出ておりまして、南島原市の道路整備がおくれていることを裏付けているのですが、その中で1つだけ取り上げさせていただきたいと思っています。「一般国道251号の渋滞緩和対策について」です。南島原市の渋滞緩和ということで要望が2つ、国道251号の有家町白崎交差点から西有家町須川県道雲仙西有家線交差点の区間と、国道251号の深江町がまだロード交差点から県道雲仙深江線交差点の区間。回答としては、別紙に記載いただいています。それも読みました。

その上で、このそれぞれの要望区間に對するご見解、何とか進めていただきたいという気持ちで申しているのですが、それぞれの要望区間を踏まえてご回答いただきたい。お願いします。

【佐々道路建設課長】 国道251号の渋滞緩和についてのお尋ねですが、これにつきまして2カ所要望があることを承知しております。その中で、調査の結果、沿道の施設に右折する車、あるいはバス停にバスが止まった時に後ろに並ぶということで速度低下が生じているというような調査結果に至っております。速度については、今、具体的に数字を持ち合わせておりませんが、ほかの国県道の平均を大きく下回るような速度ではないという調査結果でありまして、今後、沿道の施設に配慮した右折帯とかバスベイの設置等を具体的に進めていくということで振興局が検討を進めているところであります。

【松島委員】 今、要望区間を2つ挙げましたが、それぞれの回答は難しいですか。今、ざっくり

おっしゃられました。それも大変ありがとうございます。進めてほしいと思っています。具体的にそれぞれの区間、現段階でどういうご見解を持っていらっしゃるのかなと。今おっしゃったのが前段の方だと思うんです。細かいので恐縮ですけれども、教えてください。

【佐々道路建設課長】 手持ちの資料でお答えできない部分がありますが、深江の方については、病院があって、そこへの患者さんの送迎等で混んでいるというようなことだったかと思います。その辺については交通安全対策も含めて、信号の現示とか路面表示、病院駐車場への右折ポケット、こういったものを検討していきたいというのが、がまだロードから雲仙深江線交差点に関する調査結果となっております。

一方、有家町の白崎交差点から西有家町の雲仙西有家線交差点につきましては、沿道施設への右折等で混雑している、また交差点に右折車線がないことと、交通安全上は、追突事故が起こっている箇所がありますので、注意喚起をする路面表示を行うというような検討を進めているところです。

【松島委員】 今お聞きした範囲では前向きなので少しほっとしますが、何とか結果に結びつくように、重ねてよろしくお願いします。本当に渋滞しているんです。交通事故も発生しているんです。本當によろしくお願いします。

その他、たくさん南島原市から要望が出ております。それをここでは取り上げることができませんので、しっかりと吟味して、重ねてよろしくお願い申し上げます。

【渡辺委員】 陳情36番の2ページの2番、JR浦上駅におけるバリアフリーの関係です。あそこはハートセンターが近くにあって利用者が多いということで陳情が来ているんですけども、これは何とかならないのですか。土木部の見解

を求みたいと思います。要するに、JRの立体交差事業で、今、高架にしているわけでしょう。茂里町はハートセンターを利用する人たちがかなり多いものだから、必要だと思うんですよ。それについて平成31年度までそのままになっているようですが、これはしてやらなければいけないのではなかろうかと思っているのですが、それはどうなんですか。

【藤田都市計画課長】浦上駅における車椅子の皆さんの通行につきましては、車椅子の利用者などと県、市で立ち会いをしております。当初は下り線をおりた車椅子の方は、そのまま平面で外に出られたのが、仮設の駅になったのですから、一度階段を上らないとおりられないということで、現在、車椅子の利用が不可能という形になっております。その中で、仮設のエレベーターなどができるのか、あとソフト対策ができるのかについて、今現在、施設の皆さんと国土交通省を含めて、いろんな打診をしながら協議している状況です。

【渡辺委員】私も左足首を折って松葉づえにすれば、ちょっとした段差でも歩きにくいわけですよ。ぜひこれは前向きに取り組んでもらいたいと思います。1番目にありますように、「障害のある人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」は議員提案条例でつくったばかりでありますから、この趣旨に沿って、ぜひしていただきたいと思います。

それと、陳情書の一番最後です。聖白歯諸津大觀音菩薩園、芦辺のターミナル付近に看板設置の許可を新設するけれども、却下される事態が続いていると。これでいけば「ナニコレ珍百景」にも出ているらしいですね。そういうテレビの効果というのはかなりあると思うので、この陳情の項目は土木部で上がっていると思うんですけれども、許可するのが土木部、港湾の関

係になるのですか。なぜ許可してやらないのですか。有料施設で入場料を取って個人がもうかるためにしているわけじゃないでしょう。これはたしか無料で開放していると僕は聞いている。有料だったら、それは一民間のために、そこまでしてやる必要はないと思うんだけれども、無料で開放しているのなら、案内板としてつけてやっていいのじゃないかと思うんだけれども、その辺の見解はどうなんですか。

【近藤港湾課長】芦辺港については漁港、水産部が所管をしておりますので、この港湾に係る占用については水産部の方だと思いますが、道路が一部入っている、この分はわかりません。

【渡辺委員】土木部の所管で上がっているから質問したんですけども、この所管については違うのですか。

【西川委員長】これは道路用地じゃないんですか。

【池田道路維持課長】この陳情について、箇所の把握をしておりませんで申しわけないのですが、仮に県道用地であれば、公共性云々を考えながら許可の可能性はあると思うのですが、原則的には、官が設置するものしか設置ができないということでございます。

【渡辺委員】今、道路維持課長が言ったのは、道路敷にはできないということでしょう。そうしたら、これは土木部の審査に上がってきている、担当部署は土木部というのは、県道にという意味で上げているのですか。この人たちは、ターミナルにつけてくれと、許可申請するが、却下される事態が継続しているということだから、ターミナルは港湾施設じゃないのですか。

【西川委員長】暫時休憩します。

—午後 1時48分 休憩—

—午後 1時53分 再開—

【西川委員長】 委員会を再開します。

【中村委員】 24、諫早市からの要望があつて
いるんですけれども、この中に、19ページの「県
管理の一級河川及び二級河川の維持管理につい
て」ということで要望が上がっているんだけれ
ども、今回、関東と東北地方で豪雨によって19
河川が決壊して、そのほかにも8県で55カ所ぐ
らいが水位を越えて川から漏れ出したという経
過なんです。長崎県においては、ある程度、河
川の整備が進んでいますから、決壊までいくこ
とはないと思うんだけれども、ただ、今から先、
ゲリラ豪雨が頻繁に来た時に、今の状況で本當
に大丈夫かなと心配するところが多々あるんで
す。ぜひ皆さんにおかれましては、事前の監視
をして、適切な対処をしていただきたいと思う
んだけれども、ただ1カ所、諫早市の本明川で、
駅のあたりにJRの橋がかかっていますよね。
あそこから上は国土交通省の管理になっている
んです。ところが、あそこから上にダンチクが
かなり繁殖しているんです。諫早市の方からも
要望をかなり出しているんです。ところが、ダ
ンチクの伐採を全くやってくれないものだから、
ほとんど川全体に生い茂ってしまっている。こ
の間、諫早市長と話をしたら、諫早市長が、こ
れは何とかできないでしょうか、今回のような
雨が来た時は非常に怖いですというお話を聞い
たんです。

それで、できれば県としても国土交通省の方
に強く物申していただいて、鉄橋から上を何と
か整備ができるかと思っているんだけれども、
その辺について、どういう見解ですか。

【川内河川課長】 ダンチクのお話だったと思
うのですが、本明川ダム関係で、あの地区周辺の
自治会の方とよく話をさせていただいておりま
して、そういう中で出てきた案件につきまして
は、現場で立ち会わせていただいて、できる分

については、治水上支障のあるところについて
は伐採をさせていただいているというような状
況なのですが、今、委員がおっしゃられた場所
については、どの部分かというのがここでは具
体的にわからないものですから、できましたら
改めて場所を特定させていただきまして、現場
を見た上で、必要があれば対処するということで
進めさせていただきたいと思います。

【中村委員】 場所が特定できないということを
言われたけれども、あそこはずっと以前
からダンチクが繁茂しているんですよ。市とし
ても、県に言っても受け合ってくれない、国土
交通省に言っても受け合ってくれない、そ
ういう場所なんです。ただ、景観的に見ても、道路
的なものからいって、一番諫早市内から見える
ところなんです。それで、市長は、できれば本
明川自体、全てを国土交通省管轄でも構わない
けれども、何とか相談をした時には、すぐ対処
していただきたいという感じなんです。それで、
もともと諫早湾干拓の時に、ほとんどの河川が
国土交通省と農林水産省、農政局とか、区分が
入れ替わってしまったじゃないですか。あれが
非常に困っている。どこに頼んでいいのかわか
らないというのが事実なんです。だから、その
辺について、県としても、もう少し管轄をびし
やつとした分担を持っていって、農政局がやつ
てくれない、国土交通省がやってくれない、そ
の時に県はどうすればいいんだ、そういうこと
をもう一回、今回この時期を考えて部署内で
検討していただけないか、それと国土交通省と
農政局と一回相談をしてくれないかと思ってい
るんだけれども、どうですか。

【川内河川課長】 今ご提案がありました件につ
きましては、再度、諫早市も含めて、農林水産
省、国土交通省とお話をさせていただきたいと
思います。

【中村委員】私の方から市長に伝えておきますので、ぜひ一回諫早市と相談をして、対処していただきたいと思います。（「全域の川。全部」と呼ぶ者あり）それはもちろん含めて。

【西川委員長】先ほど渡辺委員から39番のことでご意見が出ていましたが、ただいま農水経済委員会で審議中とのことです。結果はまだ出でていないそうです。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】ほかに質問がないようですので、その他の陳情につきましては、承っておくこととします。

暫時休憩します。

— 午後 1時59分 休憩 —

— 午後 1時59分 再開 —

【西川委員長】委員会を再開します。

意見書審査についてです。

一般社団法人建設業協会からの要望書「平成27年度国補正予算の編成並びに早期成立に関する要望」に関連してですが、今回、自由民主党・活正の会会派から「平成27年度国補正予算の編成並びに早期成立に関する意見書」提出の提案があっております。

ここで、徳永委員より、意見書提出についての説明をお願いします。

【徳永委員】先ほど要望の中で、中島(浩)委員からも説明、そしてまた意見の提出がありました。

この意見書の中身を見てみれば皆様方もご理解いただけたと思いますけれども、昨年、建設業の担い手を長期的に確保・育成するための建設業法、これは品確法、建設業法、入札契約適正化法を含めるいわゆる担い手3法が成立をし、

建設業界も大変期待が寄せられたところでありますけれども、このことは継続的な担い手の確保・育成が重要であります。そういうことをするには、やはり建設業者の経営安定が前提であることは、皆さんもご理解されると思います。

そういう意味で、昨年から公共事業の予算が非常に少なくなってきた、今年も補正予算がなかなか組まれないということで、業界の方では非常に危惧をされております。そういう中で、先ほども述べましたように、継続的な担い手の確保・育成等、これを含めた今からの建設業界の進むべき道においては、やはり予算の確保が必要であると思います。そういう意味でも、今回、大型の補正予算の実現を強く要望しております。

どうか委員の皆様におかれましても、この趣旨をご理解いただいて、この意見書に賛同をお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【西川委員長】ただいま徳永委員から、「平成27年度国補正予算の編成並びに早期成立に関する意見書（案）」の提案がありましたが、これについて何かご意見はありませんか。

しばらく休憩します。

— 午後 2時 2分 休憩 —

— 午後 2時 2分 再開 —

【西川委員長】委員会を再開します。

ご意見はありませんか。

【渡辺委員】趣旨はわかるんですけども、実質的に、大型補正を組んでも、繰越がかなり多いと思うんですけども、繰越金額をこの3年分ぐらい言ってみてください。

【馬場監理課長】繰越の額でございますけれども、経済対策を除くと、平成25年度、実績とし

て174億円、平成24年度で132億円、平成23年度で194億円でございます。

【渡辺委員】要するに、できるだけ繰越を少なくすることによって県内の生産、受注が増えてくるわけだから、もちろん趣旨はわかっているんですけども、県の土木部として、繰越ができるだけ少なくする努力をちゃんとしてもらわないと、国から予算が来ても、繰越ばかりしてずっと先送りしていたって一緒なので、趣旨は賛同するんですけども、そこについては土木部として繰越ができるだけ減らす努力をもっともっとしてもらわないと、真水の本当の工事量の増加につながらないのじゃないかなと危惧しますので、そこについては十分検討していただきたいと思います。

【野口土木部次長】単年度予算主義の中で、その年について予算をその年に消化するというのは原則でございまして、今、監理課長が言いましたように、平成24年度、平成25年度、132億円、174億円、平成26年度は209億円、でございました。平成27年度につきましては、今申し上げました過去の繰越の状況を踏まえまして、今年度目標額を130億円に設定しまして、過去一番の縮減を図ろうと、出先一体となって今、頑張っているところでございます。

【徳永委員】先ほど渡辺委員から質問がありました。このことも大事ですけれども、この中で、業界からは、工事発注の平準化というのもあわせて要望がなされております。やはりこのことは大事なことですので、しっかりこのことも含めながら、今回の意見書の内容を皆様方にご理解していただきたいと思います。

【渡辺委員】もう1点確認したいんですけども、鹿児島と比べたら、労務単価が鹿児島が高いですよね。この差額を何とかしていかないと、

要するに、鉄筋工だとか型枠工の若手の育成ができないという声も私どもも業界から聞いておりましたので、その辺の改善策は何かとられようとしていますか。

【田口建設企画課長】設計労務単価につきましては、前年度の公共事業の実績を調査した上で決定するようになっております。その際に、調査という形で国と県が行うわけでございますが、その調査における記入の方法が正しくなかったり、場合によっては、あえて安く計上しているような記入上の課題があるということが判明しておりますので、そのあたりを各地域におきまして、記入方法などを具体的に説明しながら、正しく記入することで、設計労務単価が上がるような取組を進めております。

それと、設計労務単価以外に、実は、今年から諸経費自体も全体額としては上がっておりまして、予定価格ベースでいくと、諸経費の増加によって5%から7%増えているという状況にありますので、そのあたりも一定寄与するのではないかと考えています。

【西川委員長】ほかにご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】ほかにご質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「平成27年度国補正予算の編成並びに早期成立に関する意見書」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等についてはいかがいたしましたでしょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【渡辺委員】 「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の2ページの8番、1億9,035万円を随意契約しています。土木部建築課、これは何で1億円以上のものを随意契約しているのですか。

【大場建築課長】 2ページの8番目の「県立・大村市立一体型図書館（仮称）建設工事の設計業務」の委託契約でございますが、これは契約に先立ちまして、まずプロポーザル方式による委託先の選定を行うこととし、公募をかけまして、プロポーザルで審査をいたしております。まず、6者の参加表明がございまして、このうち1次審査で5者を技術提案書の提出要請者として選定をいたしております。

次に、公開によるヒアリングとプレゼンテーションによる最終審査を行ったんですけれども、この5者の中から1者を最優秀提案者として特定いたしまして、次点者も同時に選定いたしております。その最優秀提案者と随意契約を結んでいるということでございます。

【渡辺委員】 そうしたら、プロポーザルの公募で6者の応募があり、その中で選定した1者と契約したから随契になったということなんですね。

【大場建築課長】 そのとおりでございます。

【渡辺委員】 もう一つ、入札結果の中に、落札

とか失格というのはわかるのだけれども、不適格というものが時々出てくるんです。不適格というのは、入札する時からわからなかつたのですか。

【池田道路維持課長】 道路維持課の案件についてご説明いたします。438ページをご覧ください。

主要地方道佐世保日野松浦線外2線道路緑化維持工事（1工区）というものがございます。この中に「不適格」という表現がございますが、同種の類似工事を同時に入札する場合には、入札を同じ日に、高い順番に行っていきます。その際に、業者は同じメンバーなのですが、先に落札をした業者さんが抜けていくということで、次回以降の工事には落札ができないということから、「不適格」と表示をしてございます。

【渡辺委員】 そうしたら、同じ日に何件か案件があって、その会社が何件も応募しておって、先に高い金額の方でとれたものだから不適格になつたということで理解しておっていいですか。

【池田道路維持課長】 同じ日の同じような内容の工事ということでございます。

【渡辺委員】 そうしたら、そういうことしか不適格の対象にならないわけですか。今、道路維持課の事例は言ったんですけども、ほかに、こういう事例だったから不適格というのは。

【後田砂防課長】 砂防課でも同様の案件がございまして、やはり同じような箇所での入札の場合、不適格という取扱いを行っております。

【西川委員長】 渡辺委員の質問は、先に落札したということではなくて、何か資格として欠格があったのかというような質問だろうと思うんです。ほかに何か理由はないですか。

【渡辺委員】 不適格の理由というのが、さつき

言った、同じ日に同じ業種の入札をした時は、先にとれば、あとは不適格ですよと。

【池田道路維持課長】類似工事というものは、入札の際に、これは類似工事であるということを明示した上で入札に参加していただくということでございます。

【渡辺委員】そういう場合等、ほかに不適格になる事例はないですか。

【田口建設企画課長】ほかの事例としましては、WTO対象工事がございます。WTO対象工事は、最低制限価格を設定せずに、低入札調査基準価格を適用します。低入札調査基準価格を下回りますと、県の方で、ちゃんとできるかどうかという審査を行うわけなんですが、その審査で履行できないと判断した場合には、「不適格」という表示をすることがあります。

【渡辺委員】そうしたら具体的に、23ページに、不適格というのが1つ入っているんです。これはどういう事例ですか。

【佐々道路建設課長】これについても道路維持課の説明と同じで、類似で出した分の不適格です。

【渡辺委員】わかりました。

今言ったWTOとか、同時同種の入札の時ぐらいしか不適格というのは出てこないということですね。そういうふうに理解していいですか。

【田口建設企画課長】そのとおりでございます。

【渡辺委員】わかりました。

【西川委員長】ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松島委員】空家対策についてですが、危険空家の撤去は進んでおりますか。

【亀山住宅課長】危険空家の国の交付金事業によりまして、市町が国の交付金を利用して実施をいたしております。

【西川委員長】暫時休憩します。

— 午後 2時18分 休憩 —

— 午後 2時18分 再開 —

【西川委員長】委員会を再開します。

【松島委員】ご答弁にちょっと時間がかかるようなので、別の質問をします。ネーミングライツですが、いよいよ県立総合運動公園陸上競技場のネーミングライツが募集されて、応募もう1社来ている状況です。この経緯を聞きたいんですけども、前土木部長だったか、前々土木部長の時だったか、一般質問で結構やりとりしたんです。当時の土木部長が再三、導入しないと。何でこんなにかたい壁なのかなと思うぐらい、当時の答弁、公式の見解では、一歩踏み出せないということだったんです。もしかしたら、その頃から内部で協議をされていたのかもしれないですけれども、私の印象としては、ぽんと出てきたので、しっかり吟味されて、どういう考えを踏まえてネーミングライツをする、総務部で指針をつくったと。どういう経緯でこうなったのか、お聞かせください。

【藤田都市計画課長】これまでの経緯ですけれども、ネーミングライツにつきましては、平成21年度に、ワーキンググループを設置して、導入の検討をしております。その中で、リーマンショックを契機とした世界的な経済・雇用状況の悪化を受けて、導入を延期するというふうになっております。その後、現在、経済が回復基調にあることで、前回平成25年度につきましては、長崎がんばらんば国体・長崎がんばらんば大会が終了後に検討するという答弁をされてい

ます。今回、総務部で方針を決定することを受けまして、陸上競技場でネーミングライツの公募をしたという状況になっております。

【亀山住宅課長】先ほどのお尋ねでございますけれども、老朽危険空家の国の交付金を活用した除却工事につきましては、平成26年度で、5つの市で49件の老朽危険空家を解体、除去しております。

【松島委員】ネーミングライツから空家に戻しますが、今、5市の件を挙げていただきまして、なかなか進んでいないなという実感があるわけです。今年の5月に国が空家対策の推進に関する特別措置法、以後「空家特措法」と略しますけれども、これを全面施行されて、期待をしているわけです。この空家特措法の特徴は、空家というものを定義したこと、その中に、特定空家という分類をつくったこと、特定空家と認定された空家に対しては、行政代執行などの強い権限が与えられたと。そういうことで非常に大胆に進んでいくというのを期待しているんですけれども、実感としてついていっていません。今日この委員会で質問したいのは、特定空家に認定された後のことと、認定される前のことをお聞きします。

まず、認定後のことなんですが、特定空家に認定されると、いわゆる行政指導や強制撤去を含む行政処分の対象となると、そういうことですか。

【亀山住宅課長】特定空家等に対する措置でございますけれども、まず指導に始まりまして、勧告、命令、代執行が可能というふうな順序となっております。

【松島委員】固定資産税の住宅用地特例の適用、これが更地にせず、建物をそのままにしておった方が、固定資産税が最大6分の1の軽減が享受

できるので、そのままにしてしまうということだったと思いますが、空家特措法によって特定空家と認定されれば、その時点で自動的にこの特例の適用が廃止されるんですか。

【亀山住宅課長】特定空家に認定をされますと、住宅の固定資産税を減ずる措置がその特定空家につきましては特例が認められないと理解しております。

【松島委員】そうしたら、やっぱり認定されるかどうかというのが大きなハードルで、認定されれば、恐らく、危険空家の撤去というのは進むんだろうと推測するわけですが、じゃ、認定される前のことについてお聞きしますが、空家特措法の空家は、「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と明記されています。基本指針の中では、その常態の判断基準がもうもろ書いてあって、これを読むと、なかなか大変だなど。実態として、なかなか認定まで届かないのじゃないですか。基本指針を読み込むと私はそう感じるのですが、どうですか。

【亀山住宅課長】確かに委員がおっしゃるとおり、特定空家というのは、即認めるというふうなものでもございませんものですから、まずは調査が必要かと考えております。地元と協力しながら、自治会等の協力を得て、認定に向け市町が動いていくということで、我々県といたしましては、その側面支援といいますか、技術的助言とか、各市町の連絡調整等、意見交換の場も設けておりますし、そのように取り組んでまいりたいと考えております。

【松島委員】今、難しいとお認めになられましたが、どういう点が難しいと感じいらっしゃるか。私なりに指針を読み込むと、これは主觀が入り込むなという点と、もう一つは、危険かどうかの判断として、ずっと監視しておかなければ

ればいけない。主觀と、そして非常に時間がかかるという難しさを感じているのですが、住宅課長として、現場で、特定空家の認定に至るまでの難しさはどういったところに感じられているか、お聞きします。

【亀山住宅課長】 まず、権利関係が難しいものと考えております。誰が所有されていて、その方がどこにおられるかとか、あと、きちんと管理がなされているかどうかというところを調べるためにも、権利関係というのがやはり大事かと考えております。

【松島委員】 それだけですか。

【亀山住宅課長】 そこを手始めといたしまして、傷み具合というのは、外から見て、完全に傷んでいるかどうかというところもなかなか難しいところがございますし、安全というところは、外から見える範囲及び中で例えばシロアリ被害を受けているとか、そういうこともございますので、やはり調査が必要かと思います。

【松島委員】 今、外から見て難しいとおっしゃいましたが、空家特措法によって立入調査が認められたのではないですか。外から見てわからないので、空家特措法を背中に据えて立入調査もできて、内部から見れるようになった、そういうことじゃなかったですか。

【亀山住宅課長】 数が非常に多い中で、どのように見ていくかというところでございまして、まず特定空家に定義付けを受けるようなものが市内、町内でどういうリストアップの仕方ができるかということにつきまして、市町と情報交換をしながら前へ進めていきたいと考えております。

【松島委員】 最初に、権利関係が一番難しいと、一番にそれが来るんだという新鮮な気持ちで聞いたのですが、空家の所有者が相続放棄を主張

されたらどうするのですか。

【亀山住宅課長】 相続放棄につきまして、即効果的な策というのはなかなか難しいところがございまして、例えば、市町が行政代執行まで持っていくということで取り組む場合も、それは代執行をするということは、その費用をどなたかに請求するというのがもともとの考え方でございまして、そのあたりも含めまして、今後また研究していきたいと考えております。

【松島委員】 空家の所有者が相続放棄を主張されたら、おっしゃいましたけれども、空家特措法では対応できないと思っています。言いたいことは、突き詰めれば突き詰めるほど粗さが出てくるわけです。空家特措法は空家特措法で、空家を定義しましたので、それはそれとして、それをどう県で粗い部分をフォローしていくかがこれから非常に検討課題だろうと感じています。

一番最初に危険空家の撤去は進んでいますかと聞いたのは、進んでいないという実感がありまして、その問題点はどこかというのをずっとたどっていって、今回の質問です。今回は割とやっとさせたまま終わりますけれども、県として、より踏み込んだ取組が求められると感じています。

一番最初に交付金事業を住宅課長が言われましたが、今、特定空家が認定された後と認定前のことについて質問しましたが、それとは別角度で、解体費用の補助、解体には100万円から200万円かかると言われている中で、やはり補助が必要だろうということで、国土交通省が空き家再生等推進事業を展開されていると。この県内における活用状況が5市の件で冒頭言われた答弁ですか。

【亀山住宅課長】 空き家再生等推進事業を使つ

て市町が実施しているところが6市町ございますけれども、平成26年度の実績といたしましては、5市で49件ということでございます。

【松島委員】国土交通省の空き家再生等推進事業を活用しているのが平成26年度5市、そして直近で6市と言われたのですか。

【亀山住宅課長】空き家再生等推進事業につきまして、6市町で危険空家について解体の補助が実施可能であり、5市が平成26年度に実施したものでございます。

【松島委員】それがメインなんだろうと思うんです。なので、広くいろんな各自治体が使っていけばいいなと思うのですが、もう一つ、最新の国土交通省の話で、減税の話が出てきましたね。空家を撤去したり、自らの居住や賃貸用にリフォームした場合に減税する制度の創設を盛り込む方針を固めたと。これは費用の10%程度を検討するということなんですが、これがさらに減税として付加できれば、より進むのかなと。今、この情報はどこまで認識されているのですか。

【亀山住宅課長】委員ご指摘の記事は、空家及び耐震改修に関する減税の考え方だと思いますけれども、ただ、それはまだ私どもの方に具体的な情報は届いておりませんで、今後注視ていきたいと考えております。

【松島委員】ぜひ注視してください。

調べていってわかったことが、空家率30%が研究者の中では一つの数字だそうで、よく例えられるのが、東西ドイツがあった時に、ベルリンの壁が壊れて、東ドイツの人が西ドイツにわあっと押し寄せて、その跡、空家率が30%から40%になったそうで、すさんだと。30%が40%になってしまったら、言つてしまえば3割、4割ですから、隣の人がいない。特に田舎は、まさ

に50%ぐらいなるんだろうと思うんです。対岸の火事じゃないですけれども、空家を余り自分のこととして問題視していなかつたのが、私は地元回りをよくするので非常に感じます。もう一つは、野村総合研究所が出していた数値で、2040年には空家率が43%になると、ひっくり返るような数値が出ていまして、より危機感を強くしています。もちろん国土交通省中心に、国もそういう動きをしているのですが、今、現場でそれがどう動いて、スムーズに進んでいるかといったら、進んでいないのです。だから心配しています。そこに県の役割が出てくるのだろうと思っていますので、土木部長、この空家対策はしっかりと取り組んでいってほしいと思いますので、最後に、答弁をよろしくお願ひします。

【浅野土木部長】空家対策は県としても、今、人口減の中で非常に重要な課題です。これからどう市町を支えていくかというところが重要なところだと思います。そもそも制度ができて、すぐ運用できるということではなくて、委員がおっしゃるとおり、その制度をいかにうまく使っていくかというのが重要なので、これは県と市町がうまく連携して、どういう運用の仕方をするのかというのを早く整理して、実際実行するのは市町になると思いますので、そこをしっかりと見極めてやっていきたいと思います。

それから、これは国の方でも議論されていますので、新しい制度については、でき次第、詳細について具体的な話を市町に伝えなければいけないので、それは注視していくということになります。

【松島委員】よろしくお願ひします。

【徳永委員】空家対策なんですか？ それとも、市町との連携は今、土木部長がおっしゃいましたけ

れども、私が感ずるところ、昔で言えば一等地なんですよ。ただ、今なぜだめなのかといえば、要するに、密集地。道がないんです。それで、非常にいい環境のところにある。学校も近いし、国道も近い、公共交通も近い、そして病院等もあると。ただ、今の車社会でありますから、高齢者のおじいちゃん、おばあちゃんはそのままそこにおられるんですけども、子どもさんたちが、よそに出て行くのではなくて、地域の中で利便性のいいところに新たに家を建てたり、そういう造成地ができるということで、例えば島原市もそうなんです。

そういう中で、さっき言われたように、法律の方も変わって、そういうものに今から対策を立てると言いますけれども、しかし、非常にいい場所で、逆に、移るところは、車があるから便利なんですけれども、車じゃないと結構不便なんです。そういう意味では、もっと調査をして、連携をとって、学校というのは昔からほとんど一緒にありますけれども、さっき私が言ったような理由で、要するに、人が移動しているということですで、そういうところが今どうなのか、今後またそういう対策をとろうとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

【亀山住宅課長】 私どもでは、全ての市町と宅建協会等の不動産関係団体及び建築の関係団体と空家対策協議会をつくっておりまして、空家対策協議会で相談に乗ることとしております。その相談の中で、専門の方がいらっしゃいますから、売却とか賃貸、管理の知恵とか、リフォームは誰に頼めばいいか、解体の業者さんはどうか、解体でどれぐらいかかるか、そういう今現在ある危険空家の対応とともに、管理が行き

届かない空家を増やさないためにも、今後、市町及び業界と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

【徳永委員】 私の質問の仕方が悪かったのか、そういうことは聞いておらんわけです。それは当然のことなんです。そうじゃなくて、今、空家がある場所がどういうところなのかをしっかり現地を見て、市町と連携をとって、例えば、ここに一つの道を通す、県も進めている、いわゆるまちづくりですよ。まちづくりによって変わるんですよ。狭い道が、30センチメートル、50センチメートル広げただけで、例えば、そこに中に緊急車両も入ってきますし、介護の車も入ってきます、乗用車も入っていく。今までには密集地というのは平米数いっぱいで駐車場もないところなんです。ところが、空家は駐車場に替って、それによって駐車場もできる。変わるんですよ。まちづくりなんですよ。

だから、これは何かといえば道なんですよ。今まで、空家の前は、そういったことがなかなかできない。用地交渉もある。ところが、今、空家になっているから、言い方を変えれば、まちづくりにも、道路の改良にも、いい環境と言ったらおかしいですけれどもね。そういうことを私は言っているわけです。我々が見た時に、すばらしい土地なのに、そういった負の遺産があるので、なかなかこのことが解消されず、いわゆるゴーストタウンじゃないけれども、昔の商店街も一緒に疲弊をしているんです。だから、そういったところを見て、どうするかと。その辺、土木部長、先ほど言われましたが、どう思いますか。

【浅野土木部長】 今、住宅課長が言ったのは、政策の主体が、危険家屋の問題で今までずっとやってきているんです。だから、ああいう答え

になったと思うのですが、実は、空家問題というのをそういう問題ではなくて、委員がおっしゃったとおり、やっぱり町のあり方の問題であるんじゃないかということを十分認識していくとして、例えば、先進的に長崎市がやっている施策とかを見ると、そういうところから入っているんです。ですから、県全体として、どういう方面で、どういうことをやつたらいいか、少しモデル的に拾ってやらないと無理じゃないかということで、今回、地方創生の中でも少し挙げていますけれども、そんな形でこれからは調査を、全部やれないので、少しずつでも調査をかけて、本当に本質的なところはどこだろうかという、その中で施策ができるだけやっていこうと思いますので、ますます市町と連携しなければいけないと思っています。

【徳永委員】国もですけれども、県も一緒にコンパクトシティ構想をやっています。そこを改良すれば、しっかりととしたコンパクトシティの要素も持っているわけなんです。そういう意味では、新たにコンパクトシティのあり方というものも、もう一度原点に戻っていって、すばらしいところもありますから、そこに幾らかの手を加えれば、そういう施策もできる。また市町と連携をとって、今回、雲仙市、この前、新聞に載っていましたけれども、何ヵ所かを人口増加のモデル、雲仙市の神代小路地区ですよね。これは環境は非常にいいんです。ただ、いろんな規制があったり、その町並みをどう守っていくかというところはありますけれども、ただ県としては、ここはすばらしい環境を持っているところだ。学校も近いし、いろんな利便性もいいわけなんです。そういったところも手を挙げていますので、今後、そういう中で、しっかりと連携をとってやっていただきたいと思って

おります。

【久野委員】先ほど、石木ダム建設事業の概要についてご説明をいただきました。その中でも、特に石木ダムをつくるということになれば、これはどうしても付替工事が要るというようなことです。その付替道路をつくるための用地について、この中でも、約5,500平方メートルと言わわれております。金額にすれば約4,200万円じゃないかと思うんです。この用地については、6月22日の収用委員会の中で裁決を得て、8月24日に権利を取得されたということになるわけでございますけれども、しかし、今回、この石木ダムの問題については、新聞にも報道されておりますように、地権者の皆さん方、この補償金、多分、約4,200万円以上あると思うんですけども、このお金についても要らないというようなことで受け取りを拒否されているわけでありますけれども、このお金が拒否をされたということで、7月28日に長崎地方法務局の佐世保支局に供託をされた、そういうふうな報道もなされておったわけでございますけれども、普通、公共事業に土地を売り渡したということになれば、その土地代はもちろんありますけれども、そのほかに、地権者の皆さん方が譲渡所得が課税されるわけですね。土地を売ったわけですから、当然、その所得の部分の税金を地権者の皆さん方が払わなければいけない仕組みになっていると思います。これが土地の売り渡しで20%程度は税金を納めなければならないということになっていると思いますけれども、今回のように、地権者の皆さん方が、補償金は要りませんと、法務局に供託をした場合、これがどうなるのかということです。

それから、用地代約4,200万円ですけれども、これも受け取らないということで、この税金は

800万円以上になると思うんですけども、税金だけ払うということになれば、これは地権者の皆さん方は金は受け取っていないわけですから、税金だけ払えということになった時には、地権者の皆さん方の負担というのは非常に大きいと思うんです。この部分が今回、どのような取扱いをされるのかというのを私も心配しているんですけども、そのあたりについてお聞かせをいただきたいと思います。

【岡本用地課長】 今、委員のお尋ねは、今度供託されました4件分について、供託金を皆さんのが受け取らないということで、課税がどうなるのかということでしょうけれども、地元の方に聞くと、供託金を受け取らないと課税されないという声も聞きます。ただ、これは重要な案件と思って税務署に確認しましたところ、供託金については、受け取る、受け取らないは関係なく課税の対象になっております。

ただ、皆さんご存じだと思いますけれども、公共事業に買収された場合、5,000万円の特別控除がございます。今度の石木ダムの場合は、4件、裁決申請を平成26年9月にしていますけれども、半年以内に任意でも土地を譲り渡していただければ5,000万円控除の適用になるのですが、裁決申請をされてから10ヶ月以上たって裁決がされております。ですから、5,000万円控除の適用はございません。

先ほど委員が申されましたように、普通、譲渡所得税、今回4件はほとんど土地の代金になっています。土地の分については分離課税になりますので、2,000万円までは14%程度です。2,000万円を超えると2割程度の税金がかかります。仮に5,000万円の土地代が入りますと、トータルで大体840万円程度の課税がされます。

ただ、今、地元の人も勘違いされているので

すが、補償金を受け取っていないと言われているのですが、実際は受け取ったことになっております。ですから平成27年の所得になりますので、今度の3月、申告されないと、無申告ということになり、さらに無申告加算税がかかります。5,000万円の分の840万円といいますと、160万円程度の無申告加算税、ただ申告しないだけで160万円かかります。これを納められないと、延滞税がさらにかかる可能性があります。

ということで、県も非常に心配しております、この件については地元の方にも何らかの形でお知らせしたい。結局、地元の方は何もされなくとも、税務署は課税していかれますので、これは申告されるとか、そういう手続をとられないで、次の生活の方に非常に影響が来ると思います。

それと、供託金ですけれども、10年間受け取らないと国庫の方に帰属されますので、いよいよ生活再建ができなくなるという状況でございます。

それで、県としては税金の問題も含めて、供託金を受け取って、国税の方に申告をしていただきたいと思っています。

さらに、町の国民健康保険税ですが、川棚町のホームページを見ますと、医療保険が最高で51万円、後期高齢者で14万円、介護保険で12万円ということで、所得が最高となりますと、町民税が77万円かかります。これが国税にプラスされますので、補償金を受け取らないままで支払うということは不可能じゃないか、非常に厳しい生活を強いられるのではないかと危惧しております。

そういうことから、この辺の情報を地権者の皆さんにも周知させていただきたいと思っています。

【久野委員】 4,200万円、約5,500平米、これは4件分だけですか。それとも、例えば、水田をつくっておられる方の明渡し期限が10月30日となっているわけでしょう。5,500平方メートルというのは、これは入っているのですか。

【岡本用地課長】 4件分で大体5,500平米ぐらいあるんですけれども、これは4件分全部入っています。6月22日に収用裁決した分については、全て課税の対象になってまいります。

【久野委員】 ただ、通常の場合とちょっと違うからですね。普通の場合は、土地を売りました、譲渡した。そうしたら、その部分の所得を受けたら、その分の税を払う。この方たちは、供託をしているから金がないわけです。だから、そこあたりが私も一番心配になるのですけれども、例えば、供託金から税金を差し引きする、こういうこともできないでしょう。まだ地権者の売ったというあればないですから。しかし、県としては、これは完全に県の土地になりましたということで、そういうふうなことはできると思うんですけども、地権者の皆さん方は普通の売買と違うんですよね。こういうところはどういうものなのか。例えば、金が自宅にないから、供託金の中からその分、差し引きますよということができるのかできないのか。これもできないですよね。

【岡本用地課長】 県としては、用地買収をして払ったと税務署の方に通知します。ですから、税務署は、Aさん、Bさんが幾ら補償金をもらったかは全部把握しています。供託金というのはAさんの名前で供託していますから、Aさんの所得としてみなされているので、供託金を差し押さえるのかどうするのかというのは国の判断になってくると思います。

【久野委員】 ここは先ほど申し上げましたよう

に、通常の売買と違うものですから、先ほど、知事も心配をしているというふうなことを言われておりますけれども、この部分についてはぜひひとつ、地権者の皆さん方の意見も十分わかるし、そこあたり、知事も、時々反対者の皆さん方が来ておられ、ほとんど会っていないんですけども、私は、これから先のことを考えていくならば、そろそろ知事自身が会って、いろいろと話を聞くことも必要じゃないかと思う。私どもは、あくまでも石木ダムについては、どうしても推進の立場でいるものですから、知事が顔を出して、反対者の皆さん方と、時間をつくってでも、これはぜひやっていただきたいと要望しておきたいと思います。

一番心配なのは、反対者13名の皆さん方の気持ちも十分わかるんですけども、ただ、いつも私は思うんです。これだけ全国的に大洪水、大水害があつて以上は、必ず大渇水がまた起ると。これは正比例するわけですから。私はそっちの方も逆に心配するわけです。だからといって13軒を無視するかと、そうじゃないんですけども、そこあたりが知事の判断で、やっぱり会うところはきちんと会って、知事の本音をきちんと話をさせていただいて、一日も早く石木ダムの建設ができるように、ぜひお願いしておきたいと思います。

【岡本用地課長】 1点説明不足だったんですけども、5,000万円控除の特例は受けられないんですけども、代替資産の取得の特例というのが受けられる可能性があるんです。土地を取得して、その土地にかわる施設、土地を取得するというのを3月の申告時点で税務署に相談していただければ、課税の額を納めて財産を守ることもできるので、皆さんには、その辺も踏まえてお知らせしたいと思っています。

【西川委員長】 ここで、暫時休憩します。
午後3時10分から再開します。

— 午後 2時57分 休憩 —

— 午後 3時10分 再開 —

【西川委員長】 委員会を再開します。
ほかに質問はありませんか。

【中村委員】 1つ質問したいんですけども、先ほど予算の要望とかもありましたけれども、今の実情でいきますと長崎県内は、特に県央地区というのは、外環状線、新幹線とか、いろんな意味で多種多様の公共事業が入っています。大きな変動がっているわけでございますけれども、そういう中で、現在の生コンクリートの需要に関して質問したいんです。特に県央地区なんですけれども、県央地区の生コンクリートの価格を含めて、その辺の実情というのはどうなっていますか。

【田口建設企画課長】 申しわけありません、手元に資料がございません。

【中村委員】 ちょっと困りますね。一応単価ぐらいは実情を知っていただきたいと思うんです。県央地区は長崎県内でも生コンの単価が非常に低いところでございまして、そういう中に、組合員の方、そしてまたアウトの方がいろいろ関係してくるわけなんですけれども、実を言いますと、今1社、飯盛町の方に新しい生コン工場ができているんです。県内に数カ所経営されているみたいなんですけれども、多分、アウト業者じゃないかという判断をしているんです。そういう業者が入ってきた時に、まだまだ仕事はあるけれども、結局、単価が下がっていくというところに結びつく可能性があるわけです。県として建設を賄う土木部ですから、その辺についての把握というのは必要だと思うんですけれども、その辺については調査をかけているのですか。

【田口建設企画課長】 生コンに限らず、建設資材の単価につきましては、調査会社の調査結果を含めて県の積算単価を決めております。しかしながら、会社ごとの単価というのは県の方では把握しておりません。

【中村委員】 そうしたら、建設資材の単価というのは県がある程度把握をしながら決定付けていくものだと思っていますので、その辺についても何らかの調査をかけるんじゃないけれども、ある程度の把握は必要だと思うんです。

それと、問題は品質です。品質というのが、各社当然JIS規格は持っているんですけども、そのJIS規格内でちゃんとした製品をつくっていると私たちは思っています。ただしかし、いろんなところから話を聞くと、数社のコンクリートから、クラックが入ったりとかという問題をいろいろ聞きます。この間、県立総合運動公園陸上競技場でもそういう話も出ていたのも聞いていました。ただしかし、大きな問題にならなかつた、補修で済んだということなんですけれども、そういう意味で、生コンクリートの製品の内容について、ぜひ今の時点でもう一回調査をかけてほしいと私は思うんです。これだけ大きな事業が展開されています。これからますます需要が高まっていきます。現在、トンネルを含め、トンネルは現場でやりますけれども、高架橋がこれからだんだん、だんだん入っていくと思うんです。ますます多くなってくる。そうした時に、生コン工場の各社が競合しながら、単価を下げながら、そしてまた量をとりながらという競争は依然出てくると思うんですけども、そういう中で、県として製品についての把握をしなければならない時期が来ている

と思うんです。それについて、どういう考え方ですか。

【田口建設企画課長】県独自の制度としまして、品確会議というのを設けております。それは県も含めまして、学識者の意見を聞きながら、さまざまな品質管理の手法を定めている方法でございまして、それに基づく会社が出荷する生コンにつきましては、書類審査でその品質を確認するというやり方をしておりますが、その対象となっていない会社につきましては、現場で立ち会い、生コン工場での立ち会い、その種の確認、そういう形で品質を確認しているという状況でございます。

【中村委員】県の方も、試験場も持っているじゃないですか。だから、試験場である程度のことは検査をしながら使っていると思うんです。

もう1点聞きますけれども、これまで多くの公共事業があったと思うんですけども、その中で、大きなクラックの事件とかが表に出てきた事件という実例は、県が把握している部分でありますか。

【田口建設企画課長】私どもに報告がある中では、ございません。そういう事実があることは確認できておりません。

【中村委員】さっき私が言った陸上競技場の件とか、そういうものは把握しているんでしょう。報告義務とかを言っているんじゃないんですよ。県として、クラックが入ったとか、報告義務じゃないけれども、報告はあってるんでしょう。陸上競技場なんか出てきたじゃないですか。そこら辺はどうなっているのですか。

【田口建設企画課長】当然、県が管理する施設になりますので、管理する中でも、そういう状況というのは日頃から点検という形で確認を行っております。ただ、大きな問題になるよう

なクラックが発生したという事実についてはありませんということで回答をさせていただきました。

【中村委員】大きな例はない、ただ、補修程度で済むというような事例はあると思うんです。だから、そういう事例が今から多々出てくる可能性があるから、今の時点で品質管理をちゃんとやってくださいということを私は申し入れたいんです。逆にいえば、できてしまってからでは遅いから。今から高架橋なんかがどんどんできていく中で、一日に相当な量を打たなければならぬとかいう時点が出てくると思うんです。だから、そういう時に、必ず品質管理についてはちゃんとやってもらって、後々問題点が出てこないようにしてもらいたいと思うんです。土木部技監、どうですか。その辺については今から、調査じゃないけれども、品質管理について、ちゃんと責任持ってやっていただけますか。

【田口土木部技監】コンクリートの品質については、基本的に、JISの認定工場から調達する、なおかつ本県については、マル適マークというので、一定それ以上に品質が保てるところのコンクリートを主に使うようにしております。個々の工事における品質については、50事例ごとに供試体をつくりまして、それをナーカの試験場に送り、強度試験をその都度やっております。コンクリートについては、国の調査の頻度に従って本県もやっておりますので、全体としての品質は確認しているつもりでございます。

また、今後についても、JISの認定であるとか、マル適がきちんとなされているかどうかについても関係者とよく話をしてやっていきたいと思っております。

【中村委員】そういう内容も知って私も聞いた

んだけれども、ただししかし、私たちが業者の方たちから聞く中身では、結局、県の試験センターに持っていくテストピースも含めて、そういうところと実際出荷をしている生コンと違ったり、材料が違ったり、いろいろなものがないようにしてほしいと私は思っていたものですから質問させていただいたんです。業界の方たちからそういう話がなかったら、私もこういう場でこういう質問はしたくないんだけれども、しかしながら、これだけ公共事業が盛んになってきて、そういう中から問題点が出てこないようにしていただきたいと思いますので、これから先、ぜひ製品について、試験センターも通じてですけれども、適格な判断をして、調査をかけながらでも維持管理をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【中山委員】幹線道路の整備についてであります、長崎半島は、午後6時ぐらいにはいつも国道499号の渋滞が最初にラジオ放送されるようでありますけれども、今回、県の英断によつて、課題がありました大きな事業が前進したことについては、敬意を表したいと思います。

そこで、長崎外環状線新戸町～柳田間が40年前に都市計画決定して、一向に進みませんでしたけれども、このたび9月3日、県の都市計画審議会で、この路線を廃止して、新戸町～江川間5キロメートルを決定していただいたということでありますし、さきの一般質問でも、知事が事業化に向けてやっていこうということで答弁があったように思います。

そこで、地域の方々も一日も早い着工、完成を待ち望んでいるわけでありますが、今後、工事着工まで、どういう段取りで進めていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【佐々道路建設課長】長崎外環状線についての

お尋ねですが、委員のご質問にもありましたように、3日に都市計画審議会で了解を得て、先週の18日に、変更に関する告示を行っています。今後、地元の環境調査とか、現地の測量、こういったものはまだ現地には入っておりませんでしたので、そういう手続を進めていきたいと考えてございます。

ご質問にありました着工までのスケジュールについては、まだ明確ではないのですが、今から先、地権者の皆さんのご了解を得るとか、実際に用地を買う、そういう段取りが必要になってきますので、具体的な着工時期については、現段階ではお話しできない状況にございます。

【中山委員】今後、環境調査、また現地の調査をして、測量をやって、実施設計して、用地買収、それから着工という形になると思います。用地の確保が次の大きなハードルになっていくかと考えておりますので、ぜひ長崎市とも十分力を合わせて、ひとつ一日も早く工事着工できますように努力していただくことを要望としておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【溝口委員】幹線道路の整備ですけれども、西九州自動車道の整備促進についてお尋ねしたいと思います。全線開通になれば、県北の皆さん方は大変望んでおりまして、これができることによって県北経済がものすごく発展していくのではないかと期待をいたしております。今、県北振興局に西九州道現地推進本部を設置いたしているところですけれども、用地の取得関係については、いつから始めるような形になるのですか。

【佐々道路建設課長】西九州自動車道の用地取得に関するお尋ねですが、西九州自動車道のうち、松浦佐々道路の松浦側においては、今年度

から国の方で用地取得を始めるとお聞きしております。

【溝口委員】 わかりました。

松浦の方からということですけれども、用地取得に年数的にどのくらいかかって、完成の見込みは大体いつ頃と考えているのか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

【佐々道路建設課長】 まず、用地取得の期間についてのお尋ねですが、これにつきましては国の方としては、全線3年間でなるべく買っててしまいたいという意向を持たれております。完成の時期については、用地の取得状況を見て、国の方から、いつ頃供用できるということが公表されるのが通例ですので、現段階では言える状況にございません。

【溝口委員】 今、松浦の方から用地取得を始めているということですけれども、そこで少し問題になるような用地の交渉というのはまだあつてないですか。

【佐々道路建設課長】 用地についてのお尋ねですが、今年度買収する土地については、松浦市の市有地の買収から入りたいという意向ですで、そこについては問題ないと考えてございます。それ以外の区間については、用地の調査中ですので、具体的な内容については存じておりません。

【溝口委員】 わかりました。

ぜひ、いろいろな問題がなく用地の取得ができて、早く完成するように、国の方にも働きかけていただきたいと思っております。

それから、関連のことになるんですけども、せっかく高速道路が完成するということですから、東彼杵道路の整備をぜひ早く行ってほしいと思っているんですけども、今、計画段階評価への早期着手ということで進めている段階で

ございますけれども、その辺についての進捗状況はどのようにになっているのか、お聞かせいただけませんでしょうか。

【佐々道路建設課長】 東彼杵道路の状況についてのお尋ねですが、これについては一昨年までは、地域高規格道路の計画路線への格上げというお願いをしてきたところなんですが、平成10年以降、格上げの路線が全国的でないということ、それと国の事業化のシステムが変わったということから、先ほど委員がおっしゃった計画段階評価への着手ということをお願いしている状況なのですが、これについては今のところ、目立った動きはございません。

【溝口委員】 目立った動きがないということは、例えば、県選出の国会議員の皆さん方あるいは県の方からのアプローチというのをどれだけ強く行っているのかということもあると私は思っています。今、ほかの島原道路とか西彼杵道路の方に力を入れているからだと思うんですけれども、私たち県北の住民にしたら、どうしても嬉野を通ってというのは不合理な形で、やっぱり長崎県の中を真っすぐ東彼杵まで来れるように、早くそちらの道路を通していただきたいと思うんです。特に今、問題になっているのが長崎空港の利用なんですけれども、県北の人たちは、はつきり言ったら福岡まで行った方がいいとか、そういうふうな形になってきているんじゃないかなと思うんです。だから、これを早く完成させて、長崎空港をできるだけ県民の皆さん方に利用していただけるような施策も必要じゃないかと思うんです。その辺について、しっかりとした訴えを国の方にしていただきたいと思うんですけども、このことについてお尋ねいたしました

【佐々道路建設課長】 空港に関する事業効果、

整備効果についてお話をございました。それに
関しては、我々もそういうふうな問題があると
いう認識はございます。そういった中で、今、
いかに東彼杵道路が必要かというところです。
問題点、課題の把握というのが十分できていな
いような状況かと考えておりますし、沿線の市
町と県と一緒にになって、そういった問題点整理
をした上で、事業の必要性を訴えていく材料づ
くりをやりたいと思っています。

【溝口委員】 東彼杵道路については、切り替え
もつくって、県北の方としては一生懸命これに
力を注いでいるんです。だから、県の方として
も、その中に入って、いかに利便性を高めてい
く、これがなかったらいけませんという実効性
をつくって国の方に強く訴えほしいと思ってい
ますので、その辺については、しっかりと検討
していただきて、東彼杵道路の利便性をつくっ
ていただきたいと思っております。私たちは絶
対必要だと思っておりますから、県の方として
そういう考え方方が不足なんですけれども、その
辺についてはもう一回お願ひします。

【佐々道路建設課長】 今、委員のお話の中で、
必要性の認識が足りないのではないかというこ
とかと思いますが、決してそういうことはなくて、
期成会も、通常であれば沿線の市町で構成
されるのですが、東彼杵の期成会については平
戸市、松浦市、佐々町と県北一体でやられてい
ますので、そのご要望の強さについては私たち
もひしひしと感じているところであります。
できるだけそっちの方向に沿えるように頑張っ
ていきたいと思います。

【徳永委員】 先ほどの中村委員の関連なんです
けれども、建設資材の単価の問題は、道路建設
課長は大変ご苦労をされております。そういう
中で、先ほど私も意見書の中で、担い手3法も

ありましたけれども、ここはしっかりと建設業
の経営も安定をしなければならない、ちゃんと
した利益を確保しなければならないとあります
けれども、その中で、私がいつも建設企画課長
にもいろいろとご相談をしていますけれども、
資材、設計単価であります。労務単価も一緒な
んですけども、他県と比べて非常に低い。た
だ、入札では最低制限、ダンピング防止で保護
されているわけです。ところが、資材に関して
は、これがいいんですよね。これは受注業者が
幾らでももうかっていいんだと、そのかわり、
市場調査で調べて、その分、当然設計単価を下
げていくんだと。それはそれで理由はあるので
しょうけれども、ただ資材、生コンにしても、
コンクリート2次製品等にしても、正直言って、
それは売らなければならないものだから、利益
を度外視していいじゃないですかけれども、赤字
でもいくんですね。これは恐らくわかっている
と思うんです。

私が何を言いたいかというのは、公共事業で
すから、民需じゃないのですから、ここはダン
ピング防止、品質管理等をうたうのであれば、
そういったものも適正価格というものを決めて、
これは原価をはじめわかるんですよ。これは
当然、公共事業の意味合いというのは、ただ受
注業者がとることが公共事業じゃないんです。
その中の労務単価、いわゆる作業員、そして資
材、燃料、いろんなものを含めてこれは公共事
業の意味合いがあると私は理解をしています。

そういう中で、私は、そこをしっかりとし
いかなければ、渡辺委員からありましたように、
労務単価も、幾らかかったと言われますけれど
も、何年か前までは全国でもたしかワーストス
リー、鹿児島県とは幾ら差があるかと。これが
一向に解消できない。例えば、2次製品の単価

も、何十%じゃない、相当な開きがあるんです。私は、県もこの辺でしっかりとした考え方を持っていただいて、単価がどうなのか、そして、さつき中村委員が言う、品質の担保ができているのかどうか、この辺も踏まえたところで、現状どおりやっていくのか、それとも変える時期なのか、その辺をまずお聞きしたいと思っております。

【田口建設企画課長】他県は発注に当たりましては、予定価格を設定するわけなんですが、予定価格に使用します例えば労務単価であるとか、建設資材の単価というのは、市場単価を反映させたものと法律で規定されております。したがいまして、私どもとしましては、市場単価を調査して、それを県の積算単価に反映させるという手法をとっております。

委員がおっしゃいますとおり、本県の建設資材の一部は他県のコンクリート資材と比べますと安いというのは事実でございます。ただ、どういう手法で単価を上げるかというのは、我々も今から研究していくかなければいけないと思っているのですが、私どもも、県産品を優先的に活用しましょうという観点におきましては、県内の資材を使うように、これは県工事において義務付けを行っておりますし、そういう形の中で、必要な事業を確保していきたいと考えております。

【徳永委員】それはわかっています。市場単価というのが大きな要因になりますから。その中で、各委員も、どれだけの開きかというのはなかなか知らないと思うんです。例えば、鹿児島県と、道路用の落ちぶた側溝300、300の300でL2メートル、これは幾ら違いますか。

土木部技監、今、ちょっと例でね。私は、中村委員もそういうものに携わっていますから、

結構そういう認識はあるんですけども、ほかの委員の方々は余りわからない。それは当然です。

私は何を言いたいかというのは、やっぱり適正価格というのがあると思うんですよ。それは何でも差はあっていいんです。ただ、適正価格の中に入ってないと私は理解するんですよ。なぜこんな違うのかということは、ただ単純に競争原理でそれが仕方ないと。結局、その中で起きるのは何かといえば、過度の競争が出来てしまって、当然、生き残るものと、要するに、倒産をしてしまう。そうなった時に、公共事業を担う産業形態が担保できればいいんですけども、例えば、生コンにすれば、各工場と現場までの距離というのは、品質を保つには時間の制限があるわけなんです。これがもしその地域になくなになると、場合の想定はしておられますか。

【田口建設企画課長】想定はしておりません。
【徳永委員】そうしか言えないでしょうね。そうした場合に、これは非常に大変なんです。今、建設協会も、協会の存続も非常に難しい中に、協会も必要だというのは県も承知なんですね。というのは、災害があった時にすぐに対応できるのは、業者が協会を持ってやってくれないと、大雨の時も出動ができないという中で、だから組合、協会というのは、そういう意味もあるわけなんです。だから、「アウト」という表現がいいのかどうか、これは要するに、組合と組合外というのは非常にハンデが違うんです。そういう協力もしなければいけない、そしてそれだけの品質も持っていく。だから、そういう責任を担うところと、それ以外とは言いませんけれども、そういう中でやっています。

だから、そういうところがしっかりとなければ、先ほど言うように、もし生コン工場がなく

なる、例えば、建設業者がそこのところから少なくなってしまうということになれば、行政側にとっても大きな問題になるのは事実なんです。だから、そういったところを含めた中で、公共事業の本来の意味合いというのもしっかりと、もう昔みたいに業者も多くないんです。建設資材業者も多くないんです。相当淘汰されて、少ないんです。そういう中で、しっかりととしたことを県も指導をしていかなければ、気がついた時には、今、大きな突発の災害もあるんですから、大変なことになると、私はそういう思いがあるんですけども、その辺、どうなんですか。さつきのことも含めて答弁してください。

【田口建設企画課長】私どもは、公共事業を進める上で、建設業だけではなくて、建設資材、例えば生コンであるとか、そういったものは必要不可欠であると思っています。可能であれば、そういった必要な資材を提供する工場が管内にバランスよくあればというのもありますが、公共事業自体が非常に減っていく中で、そのあたりもどうしても厳しい部分があるのかなと。しかしながら、先ほど申しましたように、県内育成という観点は私どもも大前提に置いていますので、その辺をいかに確保してできるかという部分につきましては、これまで建設業界主体の意見交換会をやっておりましたが、今後は、建設資材業界の皆様方とも意見交換ができるような場を設けて、今後どうあるべきかという部分について意見交換をしていきたいと考えております。

U型側溝でございます。長崎県の単価が1個当たり1,040円に対しまして、福岡県が1,500円、佐賀県が1,100円、熊本県が1,060円、宮崎県が1,210円となっております。鹿児島の単価は、すみません、この製品は調査しておりません。

（「1,500円はどこでしたか」と呼ぶ者あり）
1,500円は福岡県です。次に高いのが宮崎県の1,210円になっています。それに対しまして、本県は1,040円という単価設定になっています。

【徳永委員】例えば、福岡県とは5割違うんですよね。これは、上ぶた式はほとんど使いませんから、今は。基本は落ちぶた式ですから、それはまた全然違うわけです。1本で3,000円であれば、よそは5,000円ぐらいという単価なんです。だから、高い、安いという差もこれだけある。適正なその間であればいいんですけども、これがそういう中でやっているということは、これは正直言って、体力勝負なんですよ。だから、これは生コンも一緒にすれども、体力勝負でずっと推移をしていけばいいんだけれども、要するに、どんどん、どんどん脱落していくわけですよ。残っているところがもう何社しかないと。それでいいんですかと。なかなか新規につくれるというところはないんです。

だから、私が最後に言いますけれども、上げるということは、市場調査もありますけれども、ただ、公共事業の意味合いを含めた中で、今後どういったあり方、やり方をするのか。それは土木部技監、最後によろしくお願ひします。

【田村土木部技監】公共事業における適正価格という話でございますが、建設投資額の最盛期が確かに平成10年度だったと思うんですけども、それからずっと減ってきておりまして、一番減った時で、約3割から4割の間に減っていました。その間、建設会社が同様に減らなかつたことから、原価を割ったような価格で契約をしているような事例もあったと聞いております。

今、大型補正等が組まれて単価が上昇傾向になっております。設計単価というものは、基本的に、取引価格をもって県は決定しているとこ

ろでございますけれども、その取引価格が速やかに県の設計単価に反映できるようにということで、例えば、生コンであれば、今まで年4回しか設計価格の改定はやっていなかったのですが、その3カ月のタイムラグがあって、なかなか単価を上げにくいという業界の話もありまして、そこはたしか昨年度見直して、毎月改定するようにいたしております。実勢価格が速やかに県の設計価格に反映できるように、県も隨時見直し、改善を図っております。

また、昨年から、諸経費が約5%程度上がりました。従来、単価が下がり続けていた時に建設業界の方と話をすると、利益が出ないので、なかなか資材とか労務単価に払う余裕がないというお話を聞いて、その時に、当時、最低制限価格を上げてほしいということで、5%という話があったかと思うんですけれども、どうして5%ですかと聞いたところ、5%あれば一定程度払えるというお話もありました。今回、諸経費がたまたま5%程度上がっておりました。それを受け、業界の方で労務費等を少しでも上げるような取組をされておりますので、我々としては、県ができるところは、例えば、そういう単価が適切に設計価格に反映できるような制度をつくり上げていくということと、基本的に、業界が適正価格を払えるような環境をつくっていくということで、今後、両面で取り組んでいきたいと思っております。

【吉村(洋)副委員長】 今の話も、聞いていたら吉井町役場のことを思い出して、自治労が、職員が賃上げ闘争をやる時に、その闘争をする理由が、民間の企業の給与を上げるために我々は頑張っているというわけです。あなたたちに頼まなくとも俺たちもがんばりよると言いたかったのですが、今の話を聞いていたら、ちょうど

そういうふうなものです。市場価格とかは、福岡の市場価格を参考にすればいいと単純に思つたんです。

それともう一つは、その自治労の組合員が言うこと、賃上げをしろと言う時に、何を参考にしているかといったら、県内の優良1,100社、上から1,100社の平均を基準にするとか、またこれも何ば抜けたことを言いよるとかという話です。私たちの給料を基準にするならわかるけれども、上場企業とかを基準にして、田舎の吉井町の地方公務員が何を言っているのかという話を聞いたかったわけです。今聞きながら、そういうことを思いました。参考にしてください。

それから、さつき溝口委員からも出ておったのですが、東彼道路を早く完成させてほしいという県北民の願いというのは強いわけです。それで、なかなかこれが進んでいかない、事業につながっていかない、事業化できないというのは何だろうかと思うのですが、そこら辺を考えながら、先ほど道路建設課長は、なるだけ皆様方のご意向に沿うように頑張ってみたいと思います、なんて言いよったっていかんわけです。どうしたら具体的に事業化に結びつくかという、その方法論を考えて、一日でも早い事業化に向けて頑張りますと言ってもらわなければ困るわけです。道路建設課長、お願いしますよ。

それから、もう一つです。佐世保市はその県北の中心市になるわけです。来年、中核市になろうと思って佐世保市も頑張ろうとしているわけです。それで、県北地域の活性化のために一肌脱いでやろうと。それにはやっぱり道路というのが肝心です。それで、この前から、都市計画道路、佐世保に入る国道35号ですけれども、潮見町交差点から福石町交差点、片側2車線、これが昭和21年に36メートルの幅員で都市計

画決定されているわけです。これが今まで全く進んでいない。しかし、計画をすると、その時点から、その計画区間について制限がかかるわけです。それによって逸失した利益をどうするのかという話がその周辺の皆さん方からずっと聞こえてきているわけです。さっき空家の話もありましたが、今、道沿いで空家が出てきているわけです。どうにもできないから、そこにおってもどうにもならんというふうになっているわけです。

それで、法律が変わって都市計画決定の見直しができるとなつて、見直し対象18路線を佐世保市が出たのですが、佐世保市の都市計画審議会を経て今年の4月30日に、県の都市計画審議会を経て9月1日に、2つで16路線の廃止を決定したわけです。これによつて、その縛りが解けるということになるわけです。ただ、2路線残したわけです。残したうちの1つが35号の佐世保縦貫線という都市計画路線名みたいなんです。

だから、また縛りをかけるわけですから、これを進めなければいけないとなるわけです。そういう意味において、今後のこの事業の進め方について、県としてはどのように考えられているか、お聞かせをいただきたいと思います。

【佐々道路建設課長】 国道35号、直轄で管理している国道になるのですが、つい最近、都市計画を打っている区間について、700メートルぐらいあろうかと思いますが、佐世保駅東側の潮見交差点から稻荷町の福石の交差点までの700メートルについて、そういうご要望があると伺っていますが、現段階で県としてどういうふうな整備を行う、もしくは国の方にどういうお願いをすることについては、材料を持ち合わせておりません。

【吉村(洋)副委員長】 そういう答えでは、なかなかつらいんですけども、もう昭和21年からこれが続いておつて、その地域の発展を阻害している。それについて、県として、どがんかせんばいかんなという考え方を持てないのかというのが問題です。

それと、この線は今後もこの計画に沿つてやっていくんだと残った路線なんです。国も、やらなければいけない、ここを改良しなければいけないと認めているわけです。それで、これを本来なら国が行うところであるけれども、なかなかめどが立っていない。その中で、佐世保市が、それを待つても進まないので、沿道区画整理事業を提案させていただきたい、これについて進めてもらえないかという話があつていいと思うんですけれども、それについては認識は持つておられますか。

【佐々道路建設課長】 沿道区画整理の手法を用いたいという話が佐世保市からあつていうことは、私どもも認識しております。ただ、その間の対応をとつてこなかつたかというと、現道については、副委員長がおっしゃるように、とつておりません。ただ、あの路線の交通の軽減を図ろうということで、並行して西九州自動車道の整備を進めてきておりまして、例えば、平成2年から平成6年にかけては12時間の交通量が4万7,000台程度あったものが、現在3万8,000台というふうに交通量は減っております。ただ、副委員長がおっしゃるように、沿道の土地利用に関する問題は確かにあろうかと思いますので、その辺は今後検討していくべき課題かと考えております。

【吉村(洋)副委員長】 区画整理事業でやるというのは、都市計画法では、その自治体、佐世保市が事業主体になるとなつてゐるようなので

すが、これは私も定かではありません。しかしながら、佐世保市が行うについて困難な場合は県が行うことができると。ねばならない、とはなっていないんだけれども、県が行うことができると。やはり基礎自治体1市のみではなかなか難しい、そこに県も一緒になってこの課題を解決していくというところを進めてもらいたいと思うわけです。今日の報告の中にも、県道佐世保吉井松浦線の大渡バイパスが完成して、渡り初めもしましたけれども、計画よりも上回る交通量があって、吉井の中心部を車がたくさん通っていたものが6割も減ったと書いてあります。おかげで、そういう効果があるんですよね。別のバイパスがつくられれば、そういう効果をそこで求めることができます。佐世保縦貫線については、別にバイパスを求めることができないので、やはりここを改良していかざるを得ない、それが唯一の道なんですよ。

ですから、そういう意味で、今後、佐世保市もこういう提案の中でこの事業の進捗を図らなければ、再度、廃止しようかというところが廃止されなくて残ったわけですから、沿線住民の方にも、これ以上我慢をしていただくなんていうことをするわけにはいかないわけです。ただ、今、道路建設課長が言われたように、道路予算も、同じ交通のこの中をどうするのかというのもあつたりするわけですけれども、そういう中でも、一日も早い進捗が図られるように、佐世保市と一緒にになって県もやっていただきたいと思うわけですが、土木部長、どうですか。

【浅野土木部長】 今、非常に厳しい予算の中ですけれども、どの道路がどうだという全体の中の話がありますので、課長も含めて、市とまた相談させてください。

【大場委員】 1つだけ。前回も島原道路でお尋

ねをしたのですが、6月定例会後で何か進捗というか、新たな動きがありましたら、その分を教えていただきたいと思います。

【佐々道路建設課長】 6月定例会の後の動きについてですが、6月22日に、沿道沿いの地権者全員を対象とした説明会を実施しております。この中で地元の方から、創設換地による基盤整備というものができないかというようなご提案をいただいております。その辺について、農林部局、県、市含めて、いろんな検討を進めつつ、また8月28日に、皆さんに寄っていただいて、基盤整備に関する協議状況を報告したところです。その中で、道路がどういう形になるかというのが見えてこないと。我々としては、現地を測量した上で道路の設計を進めてご説明したいというスタンスなのですが、今ある資料でいいので、既存の地形図をもとに絵を描いて示してくれというお話をあっております。現在、その準備を進めているところです。

【大場委員】 ありがとうございます。

私の方にも一部、関係者の方から、以前からすれば、態度的には少し軟化したような感じで、県の事業推進に向かっての具体的な話が進んでいるような感じでも受け取れるものですから、現況で出せるものは、そういうふうにしっかりと話をいただいて、資料的なもの、提出できるものはどんどん出していただいて話を進めていただければと思いますが、今後の進め方、そういうふうな形でまた地権者の説明会とか、今後の取組というのはどのように考えておられますか。

【佐々道路建設課長】 先ほど申し上げました準備が整った段階で、また皆さんに集まっていたい、どういう形になっていくのかというのをお示ししたいと考えております。

【大場委員】ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、同じ地権者の中でも、まだこだわりを持っていらっしゃる方もあるって、全体の部分はまだまだ誤解というか、そういうふうな部分が取り除かれていらない部分も多少残っているようですので、そういったものを慎重に交渉をしていただければと思います。

【渡辺委員】ネーミングライツの関係で、今回、募集の概要で、契約期間は3年以上を希望、命名権料は年額2,000万円以上を希望。希望、希望と、こういう公募の仕方があるのでしょうか。応募者数が1社だったんでしょう。この1社が1,000万円で1年と言ったら、それで許すのですか。あくまで希望でしょう。これはなぜこういう公募の仕方をしたのでしょうか。例えば、最低でも3年以上、年額2,000万円以上と、そういうことになぜならなかつたのですか。

【藤田都市計画課長】期間につきましては、3年間を基本としまして、それ以上出される分については、それを受けけるという話です。命名権料につきましては、当然ながら、いろいろな他事業と比べながら、今回、県としては2,000万円を希望ということで出しておりますけれども、ただ、まだ我々も、それが絶対適正かどうか判断できるのか課題もありますので、そこにつきましては2,000万円未満でも受け付けはしますということでの募集要項となっております。

【渡辺委員】希望と言ったら、2,000万円以下でも企業はしてくるはずでしょう。今、会社名は出さないにしても、幾らで応募したのか、応募1社の金額は公表できないのですか。

【藤田都市計画課長】これにつきましては、今後、選定委員会を開きまして、そこが本当に応募資格があるか、あと愛称がいいのか、そういう

ものを全部含めて決定しますので、その後でないと公表はできません。

【渡辺委員】会社名は公表できないかもしれませんけれども、その会社が3年間で幾らぐらいでという、そこまで公表できないのですか。

【藤田都市計画課長】そこを全部含めて最終的に公表となっていますので、今現在は公表できません。

【渡辺委員】わかりました。

そうしたら、今後の予定で、こういう手続になるんですけれども、今後、例えば、ビッグNの県営野球場、県立体育館とか、いろいろ県の施設があるでしょう。ここら辺についてのネーミングライツの考え方については、どうするのですか。

【藤田都市計画課長】今言われました野球場とかにつきましては、現在、愛称があるということで、今現在は考えていないという状況です。そこにつきましては、今回、陸上競技場が土木部の所管ということで上げておりますけれども、県全体として考えますと総務部の所管になりますけれども、話を聞きますと、今回の陸上競技場の状況を見てから、今後の検討課題として考えていきたいというふうに聞いております。

【渡辺委員】県が初めてこういうことを導入したわけでしょう。そうしたら、土木部の問題じゃなくて、県の方針として、県有施設にこういうことをすることによって経費を少しでも浮かそうという姿勢があるならば、いろんな機関とか、金額、施設の大きさ、利用度合いによって、一定の基準を設けて、どんどんすべきと私は思うわけです。ですから、ビッグNという愛称があるかもしれないですけれども、いいじゃないですか。今後、こういうことを導入してでも少しでも経費を浮かそうという県の姿勢を、基本

的に、導入の方向でぜひ進めていただきたいと思っております。

ネーミングライツは土木部の方針じゃないでしょう。県の方針でしょう。そこだけ確認しておきます。

【藤田都市計画課長】ネーミングライツにつきましては、県の方針として、今回、まず最初に陸上競技場を提案しております。しかしながら、今後、公募施設の拡大ということにつきましては、先ほど申しましたように、施設の課題を整理しながら検討していくということで総務部で考えておりますので、そのことを総務部の方に伝えていきたいと考えております。

【渡辺委員】次に、幹線道路のトンネルの照明について私は見解を求めておきたいと思っているんです。私がいろいろ通る中において、トンネルの照明がいろいろあるんです。片側しかついていないところ、それでもすごく明るいところ。もちろん、原則は出口と入り口は瞳の関係で明るくしておかなければいけないということはあるんですけども、例えば、戸町トンネルは、一昨日通ったら入り口が暗くなっていました。さっき言ったパトロールも含めて、トンネルの照明のあり方です。トンネルの真ん中が暗いところもあれば、唐八景トンネルのようにずっと明るいところもある。車専用道路だから車しか通らないのだから、少し暗くしても、電気代を落としてもいいと思うんです。その辺の考え方、照明のあり方については、何か統一した見解があるのですか。

【池田道路維持課長】トンネル照明につきましては、例えば、交通量でありますとか、延長、そういうったもので照明の基準があります。それに従って設置をしている状況でございます。

【渡辺委員】その辺の基準があるのなら、せめ

て人間が歩く歩道のところは明るくしてくれませんか。この間も言って一遍明るくしてもらつたんですけども、例えば、木鉢トンネル、戸町トンネルとか、歩行者が歩くところは明るくしてください。唐八景トンネルは車専用道路だから、ライトをつけて走ることになっているのだから、あのように明るくしなくてもいいと思いますし、雲仙グリーンロードは、明るいところもあれば、照明の明るさがいろいろばらばらですよ。この辺のパトロール、チェックは誰がしているのですか。私たちは運転してそう感じるのですが、県の職員が、そこを感じないのかというのが腹が立つわけです。誰か通りよるはずさ、そこで。県の職員がパトロール員の気持ちになって、あそこは暗い、もう少し明るくしなければと言う人がいないのかなと思う、これが腹が立つわけです。私たちが言わなければしないのですか。そうじゃないはずでしょう。この辺は基準がどうなっているのですか。

【池田道路維持課長】トンネルの照明の点灯状況につきましては、先ほど監視員の業務委託の話がありましたが、そのパトロールで見ている状況でございます。それと、機能的にその機器がちゃんと機能しているかというのは、年に1回の定期点検でチェックをしている状況でございます。

【渡辺委員】歩行者が使うトンネルは、歩行者の安全のために照明をちゃんとキープするということで、もう一度チェックをしてみてください。

それと、都市計画課にお尋ねしますが、長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画、課長補足説明資料をもらっておりますけれども、これで質問したいのですが、オレンジのエリアは区画整理事業区域ということになっていますね。

11ページのエリアが大体それに該当するんでしょう。区画整理は長崎市が中心になってしていくわけですね。デザイン基本計画について、今後のスケジュールは、長崎駅周辺エリアデザイン調整会議において承認を受け今後決定して、今後は、鉄道事業者が駅舎の設計を進めるということになるわけですね。鉄道・運輸機構がこの高架事業をするわけでしょう。新幹線。在来線の事業主体はどこなのですか。在来線の高架事業はJR九州なんですか。

【藤田都市計画課長】在来線につきましては、JR長崎本線連続立体交差事業ということで県の事業になっておりますけれども、実際の工事につきましては、鉄道工事になりますので、協定によりJR九州が工事を行うようになります。

【渡辺委員】そうしたら、新幹線は鉄道・運輸機構が事業主体になるわけでしょう。駅舎はJR九州がつくるわけですね。駅のエリアの中の交通広場、街の広場、駅の広場とか、イメージ図が出てきているんですけども、これが今、検討されていると思うんです。この事業主体は誰がするのですか。駅は誰がするのですか。事業主体が、市の区画整理事業とあわせて、私もとしてははつきりわからないんです。最後のページにメンバーが載っているんですけども、長崎駅周辺エリアデザイン調整会議の名簿と長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議名簿と2つあるんですけども、いっぱい会議体があって、誰が、どのようにして調整しているのか、トップリーダーは誰がやっているのか、この事業を進める推進体制はどのようにになっているのか示してもらえませんか。

【藤田都市計画課長】まず、工事の区分ですけれども、9ページの平面図で説明いたします。

まず、駅の部分になりますけれども、下の駅舎平面図につきまして、下側、新幹線駅2面4線、青色の部分については鉄道・運輸機構が新幹線事業として施工します。黄色の部分が在来線になりますけれども、これにつきましてはJR九州が施工するということになります。あと、上の平面図になりますけれども、図面の下側から言いますと、囲いの中で、多目的広場とか、東口駅前交通広場、上に行きまして、西口駅前広場、歩行者専用道路、長崎駅西通り線、長崎駅東通り線、長崎駅中央通り線につきましては、市の区画整理事業の中で施工を行うということになります。ですから、この面の中で言いますと、新幹線については鉄道・運輸機構、連続立体交差事業につきましては県の事業ですけれどもJR九州が施工、その他の部分につきましては、区画整理事業ということで、市の施工となります。

あと、最後のページの話ですけれども、これにつきましては12ページの真ん中、赤で色を塗ったところですけれども、これが長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議ということで、ここについては所掌事務の中で、駅舎の構造物と駅前広場と多目的広場、街路についてのみの検討を行い、この基本計画をつくっていくという形になります。その上にあります長崎駅周辺エリアデザイン調整会議につきましては、先ほどの9ページ、エリア全体を囲っていますけれども、この内で行う民間の事業を含めた中で、どういうデザインで行っていくのか、デザインが統一されないと、ばらばらな景観になりますので、デザインのあり方とか、そういうところを検討することになっております。ですから、今回我々が行います駅舎と新幹線、そういう構造物につきましては、先ほど申しましたように、

長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議の中で検討していくというふうになっております。

【渡辺委員】 そうしたら、駅舎は、長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議でデザインを決めて、具体的な設計施工についてはJR九州になるのですか。

【藤田都市計画課長】 10ページをお開きください。駅舎の大体の考えが載っておりますけれども、左側に駅舎の断面図があります。これにつきましては、大空間をつくりたいということで、こういうイメージを基本計画の中で盛り込んでいきたいと考えております。新幹線部分につきましては、柱が2本しか立っていませんけれども、通常であれば、両側に柱が立つ、ホームにも立つということで、柱が4本立つのが一般的な新幹線の駅になっております。これを柱を2本にすることで、大きい空間をつくりたいと。こういういろいろなイメージだけではなくて、構造的に大丈夫なのか、そういうところも含めた基本計画を立てたいと考えているということで、会議を立ち上げて協議、検討を行っております。

【渡辺委員】 例えば、新幹線の駅舎がこのイメージ図どおりに、風速70メートルぐらいに対応できるような駅舎になっているのか、こういうデザインでどうかというのを長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議でするでしょう。それに基づいて実際つくるのはJR九州なんでしょう。実際つくるのは、事業主体はどこなのでしょうか。

【藤田都市計画課長】 先ほどの断面図を基本計画として、県、市の方から、在来線であればJR九州、新幹線であれば鉄道・運輸機構に基づいて提出しまして、それを踏まえた形で実施設計、1本1本の柱とかにつきまして構造

計算をするのはJR九州であり、鉄道・運輸機構という形になります。

【渡辺委員】 そうしたら、県として管理するというのか、こういう形でしなさいと今、イメージ図が出ていますけれども、こういうイメージで強度計算して、このとおりいいですとなった時に、JRが、うちは計画の予算はありませんよ、4本柱にして、もう少し安くしてくださいと言った時には、どういう形になるわけですか。

【藤田都市計画課長】 ここにつきましては、最後の13ページの下側の長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議でいいますと、オブザーバーという形で九州旅客鉄道株式会社と鉄道・運輸機構が入って、一緒になって協議をしております。長崎駅周辺エリアデザイン調整会議については委員として、事業実施機関の九州旅客鉄道株式会社と鉄道・運輸機構が入っておりますので、こういうものは全て県、市、JRと鉄道・運輸機構が一緒に考えていますので、それが全く変わるということは考えておりません。

【渡辺委員】 そうしたら、オブザーバーじゃなくて、正規のメンバーに入れておかなければいけないのではないですか。オブザーバーで入っているからおかしいなと思っていたんです。オブザーバーというのは正規の委員じゃないんでしょう。今、都市計画課長が言った姿勢ならば、このメンバーも委員に入れておかなければ。そうしたら、みんなの合意の中でこういう設計になりましたよ、ということにできるわけでしょう。そうしたら、何でオブザーバーにしたのですか。

【西川委員長】 暫時休憩します。

—午後 4時18分 休憩—

一 午後 4時18分 再開 一

【西川委員長】 委員会を再開します。

【藤田都市計画課長】 ここにつきましては、先ほど話しましたように、まずは長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議の中で基本的な計画については協議を行います。その中で、委員がおっしゃるように、オブザーバーという形で入っておりますけれども、ここでは全部意見を聞きながら、設計についても調整をしながら全て話をして決定しております。それを踏まえた上で、長崎駅周辺エリアデザイン調整会議で承認を受けて決定することになっておりますので、意見が変わるということはございません。

【渡辺委員】 新国立競技場がデザイナーと設計施工等の関係でいろいろ問題あったものだから、こういうのも形を専門会議がデザインを持っていて、実際施工するJR九州にとって、こがんお金がかかることはしませんばいと、そこが心配なものだから尋ねてみたところです。オブザーバーになっているけれども、絶対それを変更することはないということを今、都市計画課長の答弁で、これで本当にいいのですね。

それだけの位置付けをするならば、本当は委員のメンバーに入れておくべきです。普通オブザーバーといったら、何かの時に意見を求めるためにオブザーバーでメンバーに入れるわけでしょう。実施主体者のメンバーとして、本当はオブザーバーじやなくて、委員として入れておくべきなんですよ。そうしなければ、今、都市計画課長が言っただけの強い見解は示されないと私は思いますよ。

【藤田都市計画課長】 先ほど申しましたように、ここにつきましては長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議であった意見を上段の長崎駅周辺

エリアデザイン調整会議で承認をいただくということになっておりまして、ここにつきまして専門家委員と事業実施機関がありますけれども、事業実施機関の2名につきましては九州旅客鉄道株式会社と鉄道・運輸機構の方が委員となっておりますので、この中で承認がされると考えております。

【松島委員】 渡辺委員の質問のネーミングライツに関連してですが、まず結論、私もこれはどんどんやっていくべきだと思っています。そういう立場です。

先ほど、空家の課長答弁を待っている間に、足踏みしたのはなぜだと経緯を質問して、当時の経済状況があったんだと都市計画課長からご答弁いただきましたが、その時も言っていたのですが、結局、経済状況云々じやなくて、募集してみなければわからないじゃないですか、その門戸を開かなければわからないじゃないですかというのを私は言っておったわけです。今さら蒸し返して恐縮ですけれども、門戸を開かないといふも生まれないので、当時からそれは言っていました。こんな臨時収入は本当にありがたいことなので、とにかく門戸を開いて可能性の追求をこれからもしていただきたいと思っています。

皆さんの大変なご尽力で、ここまで来ました。これから心配になってくるのは名称です。概ねこの1社は想像するのですが、名称の工夫をしないと、と感じています。その点、踏まえられているのか、ゼロなのか、いかがですか。

【藤田都市計画課長】 名称につきましては、募集要項の中で、命名条件として、「県民が親しみやすい愛称としてください」ということを入れております。その中で、県民の誇りとなるスポーツ拠点の施設として親しまれたこれまでの

イメージが継続するような愛称を希望します、ということで、最終的には選定委員会がありますけれども、その中で愛称にも配点がありまして、県民に受け入れられるか、浸透しやすいか、そういうものを総合的に判断しながら、候補者として適切であるか、そこを含めて決定していきたいと考えております。

【松島委員】確かに選定委員会があるから少し安心はしているんですけども、今おっしゃられたニュアンスで捉えると、正式名称とは別に愛称でネーミングライツをされるということですか。正式名称、この長い「県立総合運動公園陸上競技場」というのは動かさずに、愛称でネーミングライツを行うということですか。

【藤田都市計画課長】委員がおっしゃるとおり、正式名称は「長崎県立総合運動公園陸上競技場」ですけれども、それとは別に、愛称という形で求めるということです。

【松島委員】例えば、これから愛称がマツシマスタジアムとなって、3年契約しましたと。次の契約が、土木部長、失礼します、アサノスタジアムになった。一番危惧されるのは、こうなった時が心配な点です。そういう点は踏まえられていらっしゃるのか、それとも、こればかりはしようがないと思っていらっしゃるのか、確認します。

【藤田都市計画課長】これにつきましても募集要項の中で、契約の更新、3年後になりますけれども、それがある場合には優先交渉権を有するということで、今回仮に決定した場合は、そちらの方とまずは優先交渉をやりますので、それが引き続きになるのか、仮にそれがだめになった場合には、再度募集という形になろうかと思いますけれども、我々としては、継続していきたいと考えております。

【松島委員】例えば、マツシマビッグNスタジアムがアサノビッグNスタジアムにかわるということが素直だと私は思うんです。選定委員会があるのですが、そういうことも踏まえてほしいということです。いかがですか。

【藤田都市計画課長】今のは今回じゃなくて、3年後にそういう形になろうかと思いますけれども、そこにつきましても、そういう趣旨であれば、そういう形になろうかと思っております。ただ、そこは選定委員会の中で検討していただいて決定していくと考えております。

【松島委員】もちろんそうなんですけれども、言われた募集要項がふわっとしているじゃないですか。だから、どこまで想定していらっしゃるのかなと。恐らく、歯どめはきくのでしょう。そこまで心配しなくていいのでしょう。ただ、ここで私がはっきり言いましたので、行く行くもしっかりとそのことは踏まえていただきたいと思っています。

そして、繰り返しますが、渡辺委員も言われたように、ネーミングライツは、これを機に広げていってほしい、そういう姿勢でやってほしいと思っています。

【中村委員】この間、県央振興局の職員とお話をしたんですけども、皆さんたちも多分ご存じだと思うんですけども、現在、国道、県道、道路の歩道部分、側道部分とかが結構コンクリートとアスファルトの継ぎ目あたりが、年数がたって、だんだん間があいてきているんです。その間にずっと草が生えるんです。年に何回か除草をしてもらうんだけれども、としても出てくる。振興局と話をした時に、舗装のやり替えをやりたいと言われるんだけれども、あの延長距離を考えた時に、舗装のやり替えをしたら、相当費用がかかると思うんです。

昔は除草剤を使っていたと思うんです。最近、除草剤を使っている部分というのは全く見ないんです。ほとんど除草作業でやっていると思う。割れ目がかなり広くなったところというのは、除草しても、草というのは必ずすぐ出てきます。除草剤を使う件について、県としてどのような把握をされているのか、それと以前使っていたのに最近使わないというのは何か事情があつたのか、そういうところをお聞きしたいんです。

【池田道路維持課長】除草剤の使用は現在行っておりません。法的には、これは使ったらだめだということではないのですが、環境的な問題で、地域の方々の理解をなかなか得られないという背景の中から、除草剤は使っていないということでございます。

先ほど言われた、目地の間から雑草が生えてくるという問題に対しましては、できるだけ生えないような工夫を考えているところでございます。

【中村委員】それで追いつかなければ言っているのです。あなたたちがその技術を開発するのもいいけれども、現状のことを言っているのです。除草しても、1カ月したらまた出てくるんです。最近は広い歩道ができるからいいけれども、昔の方式で1メートル、1メートル50ぐらいの歩道があるじゃないですか。あそこなんて両脇から草が生えたら歩くところがないんです。今、結構多いんですよ。だから言っている。

今、除草剤を使うことに対して、地域の方たちからのいろんな意見があると言われたけれども、どういう意見なのか、もう一回そちら辺は考え直して、話し合いでできるのであれば、できるだけ除草剤を使って処理した方がいいと私は思う。2カ月に一遍ぐらい、あれだけの人工

費をかけて除草をやっても、すぐ出てくるじゃないですか。何か対策できないのですか。何か考えたことはないのですか。

【池田道路維持課長】雑草が生えてくるところについては、例えば、コンクリートを張るとか、防草シートを張ったりとかいう工夫はしています。ただおっしゃるように、そういう対策を打っても、やはり雑草が生えてくるという実態でございます。先ほど申しました、なかなか地域の方々の理解を得られないというところは、歩行者が歩かれるようなところ、子どもたちが通学路として使っているようなところについては、特にそういう声が大きいと聞いております。

確かに除草の問題については、我々も、費用的な問題でも大きな課題と思っておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

【中村委員】伸びている時に除草剤をかけるから歩行者に対して害があるんでしょう。一回切った後にまいたらどうなんですか。早急な対策をしてほしいと私は言っているんです。あなたたちが言っているようなことをすぐできますか。それだけの予算がありますか。ないでしょう。ないから言っているんですよ。

私たちも、「県議、もう一回除草してもらえないか」と、地域の方たちから常にお願いをされるんです。そうした時に、あれだけの人数をかけて作業をやったとしても、すぐまた1カ月後に出てくるじゃないですか。だから言っているんです。私たちも、予算のことをわかっているから言っているんです。毎回毎回あれだけの人工費をかけてやることと、例えば、地域の方たちと話をして、「こここの場所にはどうしても除草剤をまきたいんです。何とか相談はできませんか」、そういう相談はやっているのですか。やってから道路維持課長は回答を言ってい

るのですか。

【池田道路維持課長】除草剤の散布については、地域の方々と協議はしておりません。ただ、今後については、他県の使用例とかの研究をしながら、また地域の方々の意見も聞いて検討、研究をしていきたいと思います。

【中村委員】振興局でもそういう話だったのです。他県の事例、ほかの事例も含めて調査をしながらやっていきたいという考えは出してくれた。ところが、一向に動かない。毎回毎回あれだけの人員費をかけてやる予算、その予算といふのはほかのところに回してもらいたいと私は思うんです。道路が荒れている部分というのはたくさんあるんです。私は、除草よりも、荒れている部分を補修してほしいのです。だから、その費用を何とかしてつくりたいと私たちは思うから言っているんですよ。

もちろん、地域の方から反対されれば除草剤は使えない。でも、以前使っていた除草剤といふのは、完全に草を枯らすような除草剤じやなかつたということも聞いた。今、新しい除草剤がいろいろできているじゃないですか。人体に害を及ぼさない除草剤とか、そういう研究をして、確かに、ある程度人件費を使ってやるのは、いろんな方たちのためになることもあります。雇用の場にもなっています。それは当然理解しています。ただししかし、雇用の場よりも、ある程度道路を補修したり、いろんな部分にかける予算といふのは必要になるじゃないですか。そのためにも、一つの手段だと私は思いますよ。

以前、徳永委員から言われたと思うんだけれども、諫早湾干拓の堤防道路にも行ってわかるでしょう。多くの方がランニングとか、歩いたりしています。でも、あそこにも草がものすごく増えていますよ。切っても、すぐ出てくるじ

やないですか。あそこは横にすぐ調整池があるから、そこに対して除草剤を使うというのは非常に危険だと思います。でも、何らかの対策をしなければ。あれだけの距離のものをもう一回舗装し直せますか。できないでしょう。だから言っているのですよ。

だから、担当課で話をされて、他県の事例、いろんな事例もあると思うから、そこら辺も含めて、土木部長、これは予算確保の一つの手段だとも思うんです。あれだけの人員費をかけて毎回やるよりも、何らかの対策をした方がいいと私は思う。どうですか。

【浅野土木部長】硬直的にではなく、その辺は柔軟に対応したいと思いますので、話を聞いてみます。

【西川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】ここで、建設企画課長から発言があります。

資料を配付させます。

暫時休憩します。

—午後 4時33分 休憩—

—午後 4時34分 再開—

【西川委員長】委員会を再開いたします。

【田口建設企画課長】先ほど渡辺委員からご質問がありました不適格の対象についてということで資料を用意させていただきました。

表の4番目につきまして、不適格と規定しております、どういう場合に適用するかというのを右側に書いております。一番上が、競争参加資格がないと認められた場合、2つ目が、類似工事において、本公告の落札後に他工事の入札を行った場合、これは先ほど申し上げた、同日入札の場合において、先に落札した者を除外

する場合を不適格としているという場合でございます。3つ目といたしましては、配置予定技術者の配置が不可能になった場合。当初配置する予定の技術者が、何らかの理由でもって配置できなくなった場合につきましても不適格、ここにつきましては「（技術者不在のため）」という形で表記をさせていただいております。

先ほど申し上げた不適格判断基準価格等につきましては、平成25年3月をもって廃止されていますので、その分は修正をさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

【西川委員長】 本日の審査はこれにてとどめ、土木部審査の続きは、9月28日の県民生活部の審査終了後に行います。

明日は午前9時30分から委員会を再開し、環境部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時37分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成27年9月25日

自 午前 9時31分
至 午後 2時 3分
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	西川 克己 君
副委員長(副会長)	吉村 洋 君
委 員	中山 功 君
〃	溝口英美雄 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	徳永 達也 君
〃	久野 哲 君
〃	中村 和弥 君
〃	松島 完 君
〃	中島 浩介 君
〃	大場 博文 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

環境部長	太田 彰幸 君
環境部次長	濱田 尚武 君
環境政策課長	山下 三郎 君
未来環境推進課長	山口 正広 君
水環境対策課長	米田 哲哉 君
廃棄物対策課長	矢野 博巳 君
自然環境課長 (参事監)	山本 麻衣 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時31分 開議 —

【西川委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

審査に入ります前に、7月16日付の人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けることにしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【太田環境部長】 おはようございます。

7月16日付の人事異動により幹部職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【西川委員長】 ありがとうございました。

それではこれより、環境部の審査を行います。

【西川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

環境部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【太田環境部長】 予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の環境部の1ページをお開きください。

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第101号議案「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分の1件であります。

歳入歳出予算は、記載のとおりであります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

長崎県環境保全対策臨時基金積立金につきましては、平成25年度に積み立てた地域環境保全対策費補助金の事業期間が終了したことから、

執行残額を国へ返還するための経費として、9,524万4,000円、県有施設等災害復旧費につきましては、7月の集中豪雨の影響により、雲仙天草国立公園内の県有地において法面が崩壊したことから、その災害復旧に要する経費として、3,294万円を計上いたしました。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願ひいたします。

【西川分科会長】 ありがとうございました。

次に、廃棄物対策課長及び自然環境課長から補足説明を求めます。

【矢野廃棄物対策課長】 おはようございます。

長崎県環境保全対策臨時基金積立金の所管は未来環境推進課でございますが、その用途は漂着ごみ対策でございますので、廃棄物対策課の方からご説明をさせていただきます。

お手元に1枚の資料をお配りしております。9月25日付けの廃棄物対策課と書いた資料でございますが、ご覧ください。

まずは、経緯から説明させていただきます。

平成25年度、平成26年度の2ヵ年分の要望額につきまして、県の港湾課などの事業課と各市町に調査をいたしまして、平成25年度分7億2,200万円、平成26年度分7億7,800万円の計15億円を環境省に要望いたしました。

環境省からは、要望額の満額に当たります15億円を配分いただき、基金事業化をいたしましたが、その後、国からの追加支援で2億1,350万円をいただき、最終的には、要望額以上の17億1,350万円を基金事業化いたしました。

平成25年度は、当初の要望分の7億2,200万円と、国からの追加支援分2億1,350万円の合計9億3,550万円を年間事業費として事業を進めて

まいりました。県や各市の事業課におきましては、年度末ぎりぎりまで回収処理に努めていたいたところでございますが、平成25年度は、幸いにも台風の接近や集中豪雨などもなく災害ごみが発生しなかったこともありまして、年度当初に想定していた量よりも漂着ごみが少なく、実績は7億599万円にとどまり、執行残といたしまして2億2,951万円を平成26年度に繰り越すこととなりました。

平成26年度は、当初の要望分7億7,800万円と平成25年度の繰越分2億2,951万円の合計10億751万円を年間事業費といたしまして事業を進めてまいりました。平成26年度は事業の最終年度に当たりますことから、執行残が出そうな市町の予算を他の市町に再配分するなどして、県や各市町の事業課においては、予算を残さないよう年度末ぎりぎりまで回収処理に努めていただきました。平成26年度も、幸いにも台風の接近や集中豪雨などもなく災害ごみが発生しなかったこと、また冬場の季節風による漂着も少なかつたことなどから、年度当初に想定していました量よりも漂着ごみが少なく、実績は9億1,547万6,000円にとどまり、執行残として9,203万4,000円、また運用益といたしまして321万円の合計9,524万4,000円を国へ返還することとなりました。

返還額が多額となったことから、事前に環境省へもご連絡いたしましたが、本県よりも予算が少ない県で億単位の返還が生じている県もあり、環境省の方からは、長崎県は予算が大きかったにもかかわらず、よく頑張っていただいたと言っていただいているところでございます。

全体の予算執行率は94.5%となってござります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

【山本自然環境課長】説明資料といたしまして、A4一枚の「県有施設等災害復旧費（雲仙地区）位置図」をお配りしております。

崩壊箇所は、県有地の雲仙温泉駐車場奥の法面でございまして、被災直後は写真のような状況となっていました。現在は、立入禁止措置をとった上で、土の露出した箇所をビニールシートで覆い、排水のためのパイプを設置して応急処置を行っております。また、本格工事のための設計も行っているところでございます。

予算をお認めいただきまして、できるだけ早期の本格復旧を図りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

【西川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

【松島委員】 県有施設等災害復旧費、7月の集中豪雨の影響で、雲仙天草国立公園内の県有地の復旧に要する経費として、3,294万円、これは本当に大変ありがたい、迅速にしていただきたいと思っているものであります、今、最後に自然環境課長からご説明をいただいて、場所等を把握しているところです。

確認ですが、この場所からおよそ100メートルぐらいのところ、場所で言ったら雲仙浄化センターのちょっと横、ここも非常に崩れています、私の記憶では、半年か1年ぐらい前から徐々に被害が出て、どんどん道路の方に出てこないか非常に怖いところでして、これはこの対策費は入っておらず、この東洋館の真横の復旧ということですね。

【山本自然環境課長】ご指摘の箇所については、今回の予算要求の中には入ってございません。

ご指摘の箇所は、稚児落ノ滝園地として、県が国有林を借り上げて整備をしたものでございます。これまでの台風などによる大雨で国有林の斜面が崩壊をいたしまして、園地の駐車場に土砂や樹木が堆積をするという状況になっております。

現在は、そこも立入禁止ロープを設置して安全確保を図っておりますし、さらに倒木の処理、土砂の撤去などについては調整をしているところでございます。

また、法面の本格工事につきましては、国等の関係機関とも相談をしてまいりたいと考えております。

【松島委員】 確認ですけれども、今ご答弁をご丁寧にいただいた場所も、県としたら環境部担当になるのですか。

【山本自然環境課長】 ご指摘のとおり、環境部で担当しております。

【松島委員】 東洋館の横とともに、今ご答弁いただいた箇所、前に進んでいるみたいなので、そこに対して言うことではないですけれども、国との対応を経て迅速に対応していただきたいと思っています。通勤路ということもあって日々目にする中で、どんどん広がっています。たまたま駐車場スペースがあるので、そこに土砂が来ており道路には来ていないんですけども、一昨日通った時も、また広がっていないかなという思いもして、次の集中豪雨が起きた時は怖いなと思う気持ちもしています。ちゃんと対応していらっしゃると思いますので、そのことも含めて、今後しっかりと対応をお願いしたいと思います。

【徳永委員】 まずもって、この対策をしていただいたことに感謝を申し上げておきたいと思います。これは私の地元で、私も、連絡がありま

して、すぐに現地を見まして、素早くしていたいたと思います。

まず、今回、予算が3,294万円ですけれども、この単年度予算で災害対策はできるという解釈でよろしいのでしょうか。

【山本自然環境課長】この場所については、この単年度予算で終了する見込みでございます。

【徳永委員】今、設計中ということで、大体予算は積算をしているということで、今回は、工事発注で、法面の工事は完了ということですね。

実は今年、雲仙は相当な大雨、過去最高の1時間120ミリメートル～130ミリメートルが2回ぐらい続いて、そしてこの水は私の国見町の土黒川とか、千々石川に流水して、いろいろとそっちにも被害が出ているんです。雲仙が一番もとですから、そこは当然下の方に流れる。そういう中で、雲仙の中も大変なんです。今回の雨がちょっと異常だったものですから、排水対策等は余りとられていないということと、もう一つは、源泉の箇所の山肌も非常に崩れているということで、ここは過去に鉄砲水があって、ホテルの中にも土砂が入ってきたということもあったわけです。今回また、土砂はなかつたすれども、鉄砲水、そしてそこが崩れているという状況でしたけれども、このことはご理解しておられるのですか。

【山本自然環境課長】県有地の中の源泉が被害を受けたということについては、承知をしております。

【徳永委員】今回は応急的に、東洋館さんの裏が一番危ないということでやられたんですけども、県有地の源泉のところは今、どういうふうな対策をやろうとされているのか、お聞きをしたいと思っております。

【山本自然環境課長】県有地内の源泉の被害に

つきましては、被災後は、島原振興局が崩落した土砂の除去作業などを行ってまいりました。現在は、さらなる工事が必要かどうか、現場の確認をしながら検討しているところでございます。

【徳永委員】私も確認したら、県有地ということで、そこは使用者も使用料を払っているわけです。ということは、ここは当然県の管理という理解でよろしいのでしょうか。

【山本自然環境課長】県有地でございますので、もちろん使用者の方としっかりと調整をしながら進めていくということになるかと思います。

【徳永委員】これは一番問題なのは、過去にもあつたらしいんですけども、土砂が流れて、源泉が使えなくなるということになれば、営業に非常に影響します。関係者からも、今回私も一般質問した中で、この温泉は県有地、国有地、そういう土地の中で営業をしているということで、いろいろとそこの中で縛りがあるものですから、その対策を今までなかなかしにくいところがあったと。幸いにも今回のような大雨、災害がなかったものですから、今までそれできつたんですけども、今年のように数回大雨になった時に、営業に非常に危惧をしているということと、もう一つは、やっぱり安全対策です。お客様商売ですので、安全面の対策もしなければならないと。その中で、私有地であれば当然個人がやるんですけども、私が言いましたように、県有地、国有地ということで、今後ここをしっかりと県の方で対策、国有地であれば当然、参事監も国から来られていますので、そういうところとしっかりと連携をとって対策をしてもらいたいのですが、その辺、どうなんですか。

【山本自然環境課長】ご指摘のとおり、県有地、

国有地が入りまじったような場所でございますので、地元の方のご意見も聞きながら、国ともしっかりと調整をして、雲仙の安全対策といったことについては考えていきたいと思っております。

【徳永委員】ありがとうございます。しっかりと関係者、環境部と土木部、そしてまた国土交通省ですよね。排水の問題もありますので。

私が最後にお願いしたいのは、営業があるものですから、時間的にそう余裕はないと思います。要するに、関係者はそういう不安があるものですから、そこはしっかりと対策をとって、早急に今後の防災対策をしていただきたいと思いますので、最後にそこを聞かせていただいて、終わります。

【山本自然環境課長】ご指摘を踏まえまして、しっかりと対応を考えていきたいと思います。

【中山委員】積立金について、先ほど廃棄物対策課長から説明がありましたが、事業経過についてはよくわかりました。そこで、2点ほどお聞きしたいと思います。

平成26年度事業実績の9億1,547万6,000円の中に、県の職員の人事費はどの程度入っているのかというのが1つ。

それと、せっかく実績をここまで話しているのならば、ごみの量とか、どういう人がかかわったのか、その成果もきちんと説明してほしいと思うのですが、いかがでございましょうか。

【矢野廃棄物対策課長】まず、最初のご質問、人事費はどうなっているのかということでございますが、この中には人事費が入っていません。

それから実績でございますが、平成26年度は2,264トンの回収量がありました。一番多かったのは対馬市で、その約半分程度、1,383トンの回収実績がございます。

【中山委員】人事費が全くないということになると、この事業は長崎県を経由せずに、直接市町か団体でやっているのですか。長崎県は全然かかわっていないのですか。

【矢野廃棄物対策課長】この事業は、海岸管理者が事業をすることとなっていますので、県が所管します漁港とか港湾は県の事業課、港湾課だとか農林部、水産部で事業を行っておりますし、市町が管理する海岸につきましては、各市町に県から補助金という形で交付をして、各市町で執行していただいているところでございます。

【中山委員】そうすると、国から金が入って市町に配分したり、海岸事業者に配ったり、これは金を返還とかしますよね。これは返還にも一切かかわっていないのですか。返還金がありますね、約9,500万円。県は作業に一切かかわっていないのですか。しかし、人事費がゼロということはないと私は思うけれども。

それが1つと、あと、ごみの内容です。量はわかりましたけれども、どういうものが多いのか、その辺を話してくれませんか。

【西川分科会長】暫時休憩します。

— 午前 9時52分 休憩 —

— 午前 9時55分 再開 —

【西川分科会長】分科会を再開します。

【矢野廃棄物対策課長】人事費では入っていませんが、事務費で平成26年は935万3,000円入っています。これは連絡通信費とか、旅費でございます。

それから、廃棄物の種類ということでございますが、長崎県は、よその県に比べまして漁具、発泡スチロールの浮きですとか、硬質プラスチックの浮き、漁網、そういうものが多くござい

まして、それに加えまして流木も多うございます。廃棄物のくくりとしましては、廃プラスチック、木くずが多いという状況でございます。

【中山委員】 私は、事務費で935万円使ったということで、よくわかりました。

人件費ではなくて、職員がこの事業にどれだけタッチしているのかということはわかりますか。この事業に職員が1人タッチしているのか、0.1人なのか、その辺を教えてください。

【矢野廃棄物対策課長】 廃棄物対策課は、専属で1名配置しています。各事業課におきましては、それぞれの事業の一環として漂着ごみの事業も行っておりますので、その割合については当課では把握できていません。

【中山委員】 廃棄物対策課で1名配置しているということは、わかりやすく言えば、この事務費の中に人件費の一部が入っていると、私はそういうふうに最初から理解しておったわけですよ。今言ったように、きちんとした人件費じゃなくて、仕事の中でやっているわけだから、その分については、どこから出たとしても、1人がこれにかかったということだから、その中の何分の1かが人件費として支給されたというふうに考えるのが自然じゃないかなと、そういう意味で質問したところでございます。

中身については、発泡スチロールとかが多いということでありましたが、台風が少なくて漂着ごみが少なかったということで、これだけの返還額になっているということですが、平成27年度以降も、そういう形でやっていくと思いますので、ぜひ徹底したクリーン作戦を開いていただきますように要望しておきたいと思います。

【溝口委員】 今の海岸環境保全対策推進事業費ですけれども、今回返還するのが9,524万4,000

円ということですが、陳情書をずっと読んでいると、漂着ごみを処理するのに恒久的に資金をお願いしますということで、かなりのところから陳情があつていると思うんです。長崎県町村会、全国離島振興協議会とか、諫早市もあってるんです。

この返還をしなければならなかつた理由は、台風とかなんとか、海岸漂着ごみが少なかつたということですけれども、私としては、こういうふうに陳情が出ているということは、まだ必要であったのかなという気がするわけです。だから、市町に、まだお金があるからというやりとりをやってきたのかどうか。陳情が余りにも多いものですから、そこら辺について聞かせていただきたいと思います。

【矢野廃棄物対策課長】 委員からご質問がありました陳情の件でございますが、今回の基金につきましては、平成25年度、平成26年度2カ年の基金でございましたので、残った額は返還したわけでございます。2カ年の事業で、平成27年度の予算について、国がまだ全く触れられていなかつたものですから、各市町からは、恒久的な財源をつけてくれということでの陳情でございます。そういう中で、我々も国に対して要望してまいっているのですが、国としましては、平成27年度は1年の単年度予算で対応するということで、今後も、基金事業ということで長いスパンでもって支援をするということではなくて、単年度、単年度で支援をしてまいりたいとご回答いただいているところでございます。

それから、市町とのやりとりはしていないのかというご質問でございますが、年度途中から、ごみが少ないという情報が大分入つてしましましたので、予算が余りそうなところにつきましては一旦県の方に引き上げて、それをごみが多

く来ているところ等々に再配分をするという努力を随分いたしました。そういう中で、最終的に使い切れなかつたものでございます。

【溝口委員】 わかりました。市町とそういうふうにやりとりをして余ったということであれば、情報的にはやっているのではないかという気がいたしました。

やはり市町とのやりとりを密にして、せっかく基金をいただいている分については、できるだけ漁場、海岸線をきれいにしていくような努力をぜひしていただきたいと思いますので、なるだけ返還しないように、市町に働きかけて執行していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【吉村(洋)副委員長】 関連で。当然今の意見に賛成なんですけれども、一番最後の行に、運用益分321万円も足して返還となっています。15億円も最初に来ているので、積み立てをしておって、その利息なんだろうと思うけれども、それは自分たちで努力した果実なのに、これも国は戻せと言うのかなと思うけれども、どうなんだろう。これはこっちでよかでしょうというような交渉とかはしていないのかなと思うけれども、どうですか。

【矢野廃棄物対策課長】 この運用益につきましても、国からは、今度の事業の中で使っていいというお答えをいただいておったのですが、なかなか使えずに、今回返還するものでございます。

【吉村(洋)副委員長】 何回も言う話ではないですけれども、使えなかつたからじゃなくて、利息の分ぐらいは、自分たちで努力した果実なので、これまで戻せとは言うなよというぐらい、国に言うべきではないかというふうに。（発言する者あり） そうさ、頑張ったっちやけんが。

国がやっておるのは15億円だけ。これは生まれた別の果実だから、そういうものまで戻せと言つたらいかんやろうという話も、住民、自治体への周知とともに、今後はしてもらいたいと思います。頑張ってくださいよ、300万円でも大きな金でしょう。

【西川分科会長】 何か答弁ありますか。環境部長、答弁しますか。

【太田環境部長】 海ごみの対策費として国で多額の事業費を予算に組んでいただきまして、2年間の基金ということで配分をいただきました。その際の運用益につきましては、いろんなお考えもあると思いますが、やはり国の制度の中で実施をしておりますので、これは一旦はお返しするという形で、今年度以降の事業の予算を確保していただくことが大事かと思っております。よろしくお願ひいたします。

【吉村(洋)副委員長】 これはわかりました。そういう努力もしてくださいと、県民として言わせていただきたい。

それから、さつき徳永委員からの雲仙のあれですけれども、この予算でちゃんとできるんですよという答弁だったのですが、資料として、例えば、この法面が崩れました、幅が何メートル、高さが何メートル、どういう形で復旧をするというようなところの計画はもう立っているんでしょう。それによって予算をある程度組んであると思うので、事業概要というか、そこら辺までつけておってほしいんです。高さ、幅とか、土木部なら当然載っております。それを教えていただきたい。

【山本自然環境課長】 現在、測量設計中でございまして、詳細については調べているところでございます。そういうことで今回については、申しわけございませんが、つけておりません。

【吉村(洋)副委員長】 3千何百万円ぐらいで足りるのだろうかとか、どのくらいの規模なんだろうかというのは、私たちは当然現場も見ていないので、そういう関係資料を載せておってほしいと。それで大体イメージしていくわけです。それがないのに、さっき3千何百万円の予算で十分足りますという答弁だったから、どのくらいなのかなと不思議になるわけです。そういうのも立っていないということで3千何百万円といったら、予算の根拠が崩れてしまうじゃないですか。

【山本自然環境課長】 まず、要求時点での概算といたしましては、幅が36メートル、高さ12メートル、勾配が1.4程度、復旧面積が610平米ということで、標準単価から割り出した金額となっております。

【渡辺委員】 今の雲仙の関係です。写真を見た時に、予算は予算で認めるんですけれども、ホテルの法面みたいな感じになって、例えば、上に県道があるなら、法面の県有地とわかるんだけれども、何でこういうところが県有地なのか、その経過がわかれれば。県有地は法面だけなのか、この辺の周りもあるのか。

【山本自然環境課長】 この周辺、駐車場とホテル東洋館敷地の一部についても県有地で、貸付をしております。この一帯が県有地という形になっております。

【渡辺委員】 わかりました。

海岸環境保全対策推進事業は、2年間の事業だと説明がありました。海岸漂着物については、長崎県は常に悩まされているわけです。過去、例えば基金を積み立ててしなさいという事業があったのですか。こういうものは今度が初めてだったんですか。

【矢野廃棄物対策課長】 漂着ごみに関する法律

が平成21年にできまして、平成21年から国の方でグリーンニューディール基金を積み立てていただきまして、平成21年、平成22年、平成23年の3カ年につきまして基金事業をしていただいている。その間に、長崎県でその基金を使わせていただきまして事業をしました。

平成24年度は、東日本大震災の影響で予算がつきませんでしたので、平成24年度だけブランクがございますが、その翌年の平成25年、平成26年につきましては、また2カ年の基金事業を組んでいただいたところでございます。平成27年度からは単年度の予算をつけていただいて事業を行っているところでございます。

【渡辺委員】 国としては、平成21年の法の成立以降、こういった基金事業的にする考えは今後はないということなんですか。逆に言ったら、長崎県としてこういう基金は必要なんだと、政府に対して基金を継続する要望をされたのですか。その辺の関係を教えてください。

【矢野廃棄物対策課長】 事業を行っております市町それから県の事業課もそうですが、基金事業等で来年度、再来年度の予算が見えていないと事業を計画的にすることができないということで、そういう恒久的な予算を付けていただきたいというのが各市町の要望でございます。そういう中で、我々もずっと要望しているのですが、国としましては、財政の関係がございまして基金を組むのがなかなか難しくなっているということで、今年度から単年度事業になったと聞いています。

来年度以降はどうなのかという話もあるのですが、来年度以降ちゃんとその予算措置はしてまいりたいというふうに伺っています。

【渡辺委員】 基金に積み立てておけば繰り越しもきくわけですから、これは海岸線の多い長崎

県にとっては非常に重要な基金だと私は思うんです。県として、そういう要望を国に対してちゃんとしましたかと言っているんです。

【矢野廃棄物対策課長】恒久的な財源ということで、要望はずつとしてまいっております。

【渡辺委員】 基金のさ。

【矢野廃棄物対策課長】 国の方に、基金をつくれと zwar いう要望はしていません。

【渡辺委員】 単年度になれば、見積もりをとったりなんかして、執行するのがどうしても夏以降になってくる。基金が一番いいと私は思うので、こういうのはグリーンニューディール基金として、今後とも強く国に、海岸線が全国で2番目に長い長崎県にとってみれば非常に重要な位置づけとして、ここについて常に国に対して働きかけをしていただきたいと思います。

最後に、海岸線を管理している市町の海岸管理者は、何市、何町があって、この事業で100%そこが対応しているかどうか聞きたいんです。

【矢野廃棄物対策課長】 今回、この基金を用いまして事業を行っている市町ということでしょうか。

【渡辺委員】 管理している市町が今、何市、何町があって、そのうち何市、何町がこの基金を使って海岸清掃をしているのか。

【矢野廃棄物対策課長】 海岸管理者でない市町といいますのは、波佐見町だけだと認識しております。あとは全部海岸線がございますので。

（発言する者あり）世知原は佐世保市になりますので。そういう中で、今回事業を行っておりますのは10市、5町となります。

【渡辺委員】 何市、何町がこの事業をしていないのですか。

【矢野廃棄物対策課長】 事業を実施していないのは、長崎市、諫早市、大村市、それと波佐見

町、あと1つ…。

【渡辺委員】 そのあたりの資料を後でください。

そして、していない海岸管理者に対して、県としてどういう指導をしてきたのかということをお聞かせください。

【矢野廃棄物対策課長】 長崎市とか諫早市につきましては、ほとんど県が管理する海岸ですので、市が管理する海岸は少ないということで実施をされていないと聞いています。そこは県が管理する海岸でございますので、県の海岸管理者が、例えば長崎市の長崎港は県が実施をするという形になっています。

【渡辺委員】 そうしたら、県が管理している海岸線で、漂着物の清掃をしていない海岸はあるんですか。

【矢野廃棄物対策課長】 県の海岸管理者の中で計画を立てて実施していますので、県が持っている中で全部を清掃しているかどうかというのはわかりませんが、実施していないところもあるのではないかと考えられます。

【渡辺委員】 せっかく国からこれだけもらっている予算を返還せんばいかん状況になる前に、何で。海岸清掃の基金が切れるとわかっているんでしょう。これが繰越できるのならいいですよ。返納せんばいかんという予算を、県の海岸線を含めて、できるところはどんどんしてくださいと、返納しなければいかんのですよと、そういう指導をするのが県の役割じゃないですか。海岸線で、まだ処理費をどがんすればいいかわからない、要するに、できていない市町に対して、県の責任でしなければいかんだろうけれども、市町に対して、どういう指導をしたのかと聞いているんです。基金は2年間で返納しなければいけないですから。これがもう1年あるならないですよ。それが切れるとわかっているの

に、どういう指導をしてきたんですかと聞いています。

【矢野廃棄物対策課長】先ほども申しましたが、ごみが少なくて余っている市町から、補助金を県のほうに一回戻していただいて、要望があるところ、ごみが多そうなところに再配分いたしました。そういう中で市町の方も、事業が多いとか、ごみが少ないとかということで再配分に手を挙げるところは少なかったので、県の所管する海岸の事業課に、できるだけやってほしいと、うちの方からも予算をつけましてお願いをしたところですが、全体事業の中で漂着ごみの事業というのは事業課においては一部の仕事でございますので、なかなかそっちまで手が回らなかつたということもあるのでしょうか、事業化ができず、最終的には使えなかつたということです返還という形になっています。

各港湾部局につきましては、台風とか、災害ごみが出るかもしれないということで、いつも年度末まで予算をプールしておくそうでございます。そういう中で、年度末にかけてもそういう災害が発生しなかつたことから、使い切れなかつたと聞いています。

【渡辺委員】1億円近いお金を国に戻さなければいけない状況になったということは、担当部として少し指導不足と私は思っていますよ。市町の中でも、ボランティア団体、一企業でも海岸を清掃している。要するに、これは市町の持ち出しがないのでしょう。基金から全部100%よかとでしょうが。それならもっと市町に、ボランティア団体を含めて、自分たちの住んでいる海岸をきれいにするなら、これだけ予算はありますよという呼びかけをして、できるだけ長崎の海岸線がきれいになるような対策を打つべきだった。この返納がこがん来ているからしよ

うがないけれども、そこのあたりを私は環境部に対して指摘をしておきたいと思います。期限が切れるとなればいかんですか。どこの市町も、海岸をきれいにしたいと思っておるとでしょう。それは業者を使ってでも、海岸線をきれいにしてもよかとでしょうが。市町の持ち出しがなかのだから。これだけ残すのは私は不満です。

【矢野廃棄物対策課長】多額な基金が残ったのは我々も非常に悔しゅうございますが、この返還に当たっては、私どもも各市町それから県の事業課に、できるだけ使い切るようにということで、事業の割り振り、それから海岸線の状況等々も調査しまして予算の配分、再配分を行つてきたところでございます。各市町におきましては、海岸の漂着ごみの担当職員というのがおりませんで、いろんな仕事をする傍らで海岸漂着ごみもやっていまして、例えば設計から発注工事などの中で、なかなかそこに手を付けられなかつたのではないかと私の方では判断しています。

【渡辺委員】そうしたら、呼びかけはしたけれども、市町から返事がなかつたということですか。要するに、市町に対して県は、漂着ごみの基金がまだ1億円近くある、残りそうなので、あなたのところの海岸をきれいにしないでいいのかと呼びかけはしたけれども、市町から返事が来なかつたということですか。そういう指導はちゃんとしたということか、そのところを確認させてください。

【矢野廃棄物対策課長】金額が多うございましたので、事業の多い対馬市と県の海岸事業課に、残った予算の執行についてお願いをいたしました。そういう中で、頑張っていただいたのです

が、最終的にはこれだけのお金を残すに至った
ということでございます。

【渡辺委員】 最後にしますけど、返還というの
は非常に私は残念ですよ。1億円ぐらいのお金
を国に戻さねばいかん。長崎県がせっかくも
らったのですから、長崎県内の事業者に発注して
清掃させることによって、県内にお金が落ちる
わけですから、そのあたりは十分今後とも注意
していただいて、指導を強力にしていただいて。
「業者を使ってでもいいから、やれ」と言って
よかですたい。そうしたら町ごとに1億円の方
からお金が落ちるわけですから。そういう姿勢
を今後ともとつていただくように要望して、終
わります。

【中山委員】 関連。長崎市がやっていないとい
うことについては、ちょっと不思議だなという
感じがするんです。県が管理している海岸が多
いということでありましたが、長崎市も結構持
っているような感じもするんです。

長崎市の海岸の延長線がどれくらいあるかわ
からないけれども、その中で県が管理している
部分と、市が管理している部分の海岸の長さは
わかりますか。

【矢野廃棄物対策課長】 すみません、今、資料
を持ち合わせていません。

【中山委員】 この辺は長崎市とよく協議して。
長崎市も海岸線を結構あちこちに持っていると
私は思っているんです。だから、その辺を長崎
市と協議をして、長崎市もこの事業に参画して
もらうような働きかけが今後要るんじゃないか
という気がしているのですが、その辺はどうで
すか。

【矢野廃棄物対策課長】 長崎市につきましては、
毎年要望をお聞きする際に、本当に要望はない
のかということは担当の方から長崎市に確認は

させていただいております。そういう中で長崎
市は、県の海岸が多いこと、それからボランテ
ィアの方が自主的にごみを拾っていただいている
こと等々から、長崎市としては、この予算を
使って海岸清掃をする予定はないという返事を
いただいていると聞いています。

【中山委員】 長崎市と協議して、長崎市がこの
事業は使いたくないということであれば、やむ
を得ない部分があると思うけれども、私が聞い
た範囲では、漁業関係者、ボランティアとか、
結構やっていることは事実ですけれども、その
中でもやはり負担が多いというふうな話も聞い
ているんです。長崎市周辺にしまもあるし、そ
の辺の実態を含めて、渡辺委員から話があつた
ように、こういう形で執行残がかなりあるよう
であると、長崎市は力もあるわけだから、やろ
うと思えばやれるわけですから、委員会からも
こういう指摘を受けたということで長崎市にも
う一回働きかけをして、平成27年度あたりから
実施できれば一番いいわけですから、ぜひひとつ
その辺を再度働きかけていただくことを要望
しておきたいと思いますので、よろしくお願ひ
いたします。

【太田環境部長】 海ごみの対策につきましては、
長崎県は地勢的に非常にごみが多い県ですので、
海岸線の清掃について多大な費用がかかります。
それについては、海岸管理者である市町、県含
めて対応していきたいと考えております。

ただ、長崎市については、ごみの処理は当然
市で責任を持ってやられると思いますので、ど
の補助金を使うのかということについても十分
話をさせていただきたいと考えております。

【渡辺委員】 この事業費は、あくまでも海岸に
着いたごみの処理だけですか。それとも、海に
例えば空き缶、ペットボトル、材木とか浮いて

いる、そういうものも入っているのか、入っていないのか。

【矢野廃棄物対策課長】 平成26年度までの事業は、海岸に漂着したごみだけでございます。そういう中で全国の市町から、漂流ごみ、海底ごみについてもこの基金の対象にしてくれという要望がございまして、平成27年度からは、漂流ごみ、海底ごみもこの補助金で取っていいと国から通知をいただいているところでござります。

【渡辺委員】 そうしたら、平成26年度までは入っていない、平成27年度から、今年度からということですか。わかりました。

【中島(浩)委員】 先ほどの漂流ごみの話ですけれども、水産部でも漂流ごみの処理の予算があるて、漁業者の方がやられているんですけれども、そのすみ分けはどうなっているんでしょうか。

【矢野廃棄物対策課長】 すみ分けということではないのですが、各市町で、使いやすい補助金なり基金を使っていくというお考えの中で、水産の補助金を使ったり、環境の補助金を使ったりされているのではないかと思います。各市町におかれましても、水産の予算を使っているところ、環境の予算を使っているところ、多々あるようでございます。

【中島(浩)委員】 水産の仕事は、ご存じのとおり、漁業者にとっては補助的な収入源になっているわけなんです。この事業は、できればそっちを優先した方がいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は全く関係なしにやられているということでよろしいのでしょうか。

【矢野廃棄物対策課長】 我々としては、各市町に補助金を出すという形ですので、各市町のご判断にお任せしているところです。そういう中

で、市町が水産部局と相談をされながら事業を執行されているのかなと考えています。

【西川分科会長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第101号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【西川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時29分 休憩 —

— 午前10時40分 再開 —

【西川分科会長】 分科会を再開します。

【西川委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

環境部長より総括説明をお願いいたします。

【太田環境部長】 環境生活委員会関係議案説明資料の環境部の1ページをお開きください。

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第105号議案「長崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例」、第106号議案「長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例」の2件であ

ります。

第105号議案につきましては、環境影響評価法の一部改正等に伴い、また第106号議案につきましては、下水道法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご説明いたしますのは、次期長崎県環境基本計画について、日韓海峡沿岸県市道環境技術交流会議について、平成26年度の各種環境調査の結果について、長崎大学熱帯医学研究所と長崎県環境保健研究センターとの連携協力について、バイオディーゼル燃料の利活用促進について、海岸漂着物対策について、廃棄物不適正処理対策について、長崎県総合計画の数値目標の達成状況について、地方創生の推進について、新たな総合計画の策定について、国土強靭化地域計画の策定についてであり、内容につきましては記載のとおりであります。

また、別冊で配付しておりますが、環境生活委員会関係議案説明資料の追加2をご覧いただきたいと思います。

西海国立公園指定60周年記念事業につきましては、内容につきましては記載のとおりであります、9月19日に開催されました西海国立公園指定60周年記念式典につきまして、県議会から、田中議長をはじめ、多くの議員の皆様にご出席をいただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

以上で、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願ひいたします。

【西川委員長】 次に、環境政策課長から補足説明を求めます。

【山下環境政策課長】 お手元にお配りしており

ます横長の環境生活委員会説明資料の条例案の2ページをご覧ください。

第105号議案「長崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例」について、その内容をご説明いたします。

まず、1の改正趣旨でございますが、放射性物質による大気等の環境への影響の防止のための措置につきましては、従前は、原子力基本法などの関係法律で適切に処理されることが前提となっていましたが、平成23年の東京電力福島第一発電所の事故をきっかけとしまして、環境法体系のもとで対応することが位置付けられ、平成25年6月に環境影響評価法が一部改正され、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントにおいて調査等を行う対象に、「放射性物質による環境への影響」が追加されたところでございます。

また、長崎県環境影響評価条例では、法対象規模以下の事業等について国に準拠した内容を規定しており、今回、国に合わせて所要の改正を行うものでございます。なお、今回の改正に合わせまして、環境アセスメント手続等を明確にするための文言の整理も行うものでございます。

また、今回の放射性物質については、現時点では国の示す基準に該当しないことから、県内で対象となる開発案件におきましては想定されないものと考えております。

次に、2の改正内容でございます。

まず、①の第58条第1項の削除につきましては、国と同様に、環境アセスメントの対象から「放射性物質による環境への影響」を除外する旨を規定した条項を削除するものでございます。

② 2の第10条の2の追加につきましては、環境アセスメントにおける配慮書手続において、

配慮書に対する住民等の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を、事業者が知事等に対して送付することを義務づける条項を追加するものでございます。これは事務手続を明確にするため、今回、条例に明記するものでございます。

③の第11条の改正につきましては、第10条の2項の追加に伴う引用条項を改正するものでございます。

④の別表の改正の「廃棄物の処理及び清掃に関する法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設」の追加は、アセス対象施設を運用に合わせて明確にするものであり、空港整備法の名称変更等に伴う引用法令の名称についてもあわせて改正するものでございます。

なお、3の施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【西川委員長】 次に、水環境対策課長から補足説明を求めます。

【米田水環境対策課長】 第106号議案「長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

説明資料の条例案の3ページをお願いいたします。

まず、長崎県流域下水道条例ですけれども、これは大村湾南部の流域となる諫早市の西部地区や大村市の今村地区の下水道整備を行う大村湾南部流域下水道事業において、諫早市貝津町に設置している終末処理場である大村湾南部浄化センターについて、下水道法に基づき、技術上の基準や維持管理について必要な事項を定めている条例でございます。

今回、国において、本条例に引用している下水道法の一部改正がなされ、条項の追加による

条ずれが生じたことに伴い、本条例について、資料2の改正内容に記載しておりますけれども、引用している下水道法の条項の改正が必要となりましたので、一部文言の修正、改正内容の③とあわせて今回改正するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

【西川委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第105号議案及び第106号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第105号議案及び第106号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求める所。

【山下環境政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました環境部関係の資料についてご説明いたします。

報告の内容は、表紙の下段に記載しておりますとおり、1,1,000万円以上の契約状況一覧表、

2、陳情・要望に対する対応状況、3、附属機関等会議結果報告でございます。

初めに、資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件についてでございますが、本年6月から8月までの実績は、1ページ記載のとおり、1件となっております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、本年6月から8月までの実績は、長崎県町村委会からの要望書など計4件であり、それに対する県の取扱いは、資料3ページから6ページまでに記載のとおりでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

環境部の附属機関等会議結果報告総括表でございます。本年6月から8月までの実績は、附属機関が長崎県環境審議会など4回、私的諮問機関等が、ふるさと自然再生事業検討会など4回、計8回を開催しております。内容につきましては、資料8ページ以降に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【西川委員長】 次に、環境政策課長及び水環境対策課長より補足説明の申し出があつてありますので、これを受けることにいたします。

なお、これに関し、水環境対策課から資料の配付がありますので、しばらく休憩いたします。

— 午前10時50分 休憩 —

— 午前10時51分 再開 —

【西川委員長】 再開します。

まず、環境政策課長より補足説明をお願いします。

【山下環境政策課長】 長崎県環境基本計画の策

定につきましてご説明をいたします。

お手元にお配りの補足説明資料1をご覧ください。

まず、1ページに、計画の位置付け、次期計画概要（案）及び今後のスケジュールについて記載をしております。

計画の位置付けでございますが、長崎県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画として定めるものでございます。現行計画の計画期間が本年度で終了を迎えることから、社会情勢の変化や新たな視点等も踏まえ、本年度内に新たな環境基本計画の策定をすることとしております。

次期計画の概要（案）でございますが、計画期間につきましては、平成28年度から32年度までの5カ年といたしております。

現在策定を進めております計画の体系でございますが、めざすべき環境像につきましては、現行の計画をさらに推進する観点から継承することとし、「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」としております。

この環境像の達成のために、4つの基本目標を「低炭素社会づくり」、「人と自然が共生する地域づくり」、「循環型社会づくり」、「安全・安心で快適な環境づくり」と定め、総合的、計画的に施策を展開するものであります。

また、今後のスケジュールとしましては、11月に原案を策定し、11月議会で原案を審議していただくとともに、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施し、それらの意見を踏まえ、来年1月に環境審議会からの答申を受け、来年2月には議案として上程することとしております。

次に、2ページをご覧ください。

次期計画の構成（案）を図示しております。第1章では、計画の策定趣旨、役割、期間及び目標を明らかにし、中ほどの第2章では、それぞれの基本目標ごとに、本県の環境の現状・課題・施策の方向を整理するとともに、計画を推進する上で特に重要な事項として重点施策を位置付け、そして3章では、推進管理サイクルとして、P D C A サイクルによる計画の推進体制についても記載したいと考えているところでございます。

次に、横長の3ページをお開きください。

具体的な体系についてご説明をいたします。次期計画の体系を左端に記載しておりますように、上の段から順に、環境像、基本目標を記載し、それぞれの基本目標ごとに施策の方向性、事業群の順に示しております。さらに、一番下の欄には事業群を構成する取組を例示しております。また、図の一番右上の「環境保全のための共通的取組」につきましては、4つの基本目標を達成するために共通する施策及び基盤となる施策でございます。

なお、事業群、取組例に赤字で記載している項目につきましては、次期計画において新たに取り組むこととしたものでございます。

それではまず、基本目標Ⅰ「低炭素社会づくり」の施策の方向性1でございますが、「地球温暖化防止対策（緩和策）の推進」につきましては、東日本大震災以降の化石燃料への依存度の高まりによる温室効果ガス排出量の増大への対策のために掲げております。

また、2の「気候変動への適応策の検討及び推進」につきましては、気温上昇、豪雨や海面水位の上昇など、今後数十年は避けられない地球温暖化による影響の軽減のために掲げております。この中でも、特に気候変動による影響へ

の適応策の推進に努めてまいることとしております。

続きまして、基本目標Ⅱ「人と自然が共生する地域づくり」の施策の方向性1「生物多様性の保全」につきましては、野生鳥獣による農林業、生態系への被害対策などのため、また里地・里山の保全・活用により、人と野生鳥獣が共存した地域づくりを目指すために掲げております。

また、2の「自然の恵みがもたらす地域資源の活用」につきましては、自然環境等のすぐれた地域資源を活用し、交流の拡大につなげるために掲げているものでございます。この中でも、特にジオパークや国立公園などの地域資源を活用した交流拡大に努めてまいることとしております。

続きまして、基本目標Ⅲ「循環型社会づくり」の施策の方向性1でございます。「ゴミゼロながさきの推進」につきましては、ゴミゼロ県民運動の展開を図り、廃棄物のさらなる発生抑制、再使用、リサイクル等による資源循環型社会の実現のために掲げております。

また、2番目の「廃棄物の適正処理と利活用の促進」につきましては、不法投棄などの不適正処理や漂流・漂着ごみ、災害廃棄物の処理体制の確立など、適正な処理を確保するために掲げているところでございます。この中でも、特に優良産業廃棄物処理業者の育成など、適正処理の推進や、海岸漂着物対策に努めることとしております。

最後の4番目の「安全・安心で快適な環境づくり」につきましては、人の健康や生活環境の確保を目指すものであり、施策の方向性の主なものとしては、1番目の「大気環境の保全」としまして、光化学オキシダントやPM2.5の広域的な汚染への対策の推進を図ることとしており、

また3番目の「環境保健対策」として、東日本大震災を契機とした放射線への不安の高まりなどを背景に、環境放射線のモニタリング対策にも注力することとしております。

最後になりますが、4ページをご覧ください。

これまでに説明した4つの基本目標を達成するため、特に重点的に推進する施策として、4つの重点プロジェクトを定めております。

まず、「低炭素社会づくり」については、今回新たな重点プロジェクトとして、「『雲仙』エコプロジェクト」を位置付け、島原半島の未利用資源や地域資源を活用するとともに、ジオパークなどの地域資源を活用した交流の拡大に努めることとしております。

その他の3つの重点プロジェクトにつきましては、現計画の重点プロジェクトであります、自然と共生する社会の実現を目指す「生物多様性保全プロジェクト」、ごみのない資源循環型の長崎県を目指す「ゴミゼロながさきプロジェクト」並びに本県の地理的特性である閉鎖性水域の大村湾や諫早湾干拓調整池の水質保全を目指す「閉鎖性水域対策プロジェクト」については、今後も重要な課題でありますので、引き続き重点プロジェクトとして推進していきたいと考えております。

以上で次期環境基本計画の策定についての説明を終わらせていただきます。

【西川委員長】 次に、水環境対策課長より補足説明をお願いします。

【米田水環境対策課長】 先ほど、資料1として、「長崎県汚水処理人口市町別普及状況（H26.3.31時点）」の横長の資料、それから資料2といたしまして、「平成26年度末の長崎県汚水処理人口普及状況について」の2種類をお配りしております。

まず、資料1の長崎県汚水処理人口市町別普及状況について説明いたします。

6月のこの委員会において、下水道などの事業別の整備状況、あとどれぐらい残っているのかを示すべきとの意見をいただきましたので取りまとめた資料をお配りさせていただいております。

資料の左側から、まず行政が行っている下水道などの集合処理施設について、事業計画で定められている計画の人口や今後事業を見込んでいる構想段階の区域における対象人口について、平成26年3月末での行政人口に合わせこれを見直しまして、事業ごとに、普及人口を差し引いたものを未普及人口として記載しております。例えば、下水道につきましては、未普及人口約14万6,000人となります。それぞれ、集落排水が6,693名、コミュニティープラントにつきましては、今のところ構想計画もありませんので、未普及がゼロとなっておりまして、行政が行う集合処理計画について、それぞれ算出しております。

項目を着色しておりますけれども、記号で「G」という表示をしています県全体の全普及人口は約109万3,000人で、普及率としては77.2%となっております。

県全体の未普及人口は、行政人口から先ほどの普及人口を差し引いた約32万3,000人となります。この数値に対して今後汚水処理施設の整備を進めていくわけですけれども、このうち、平成26年3月末時点で集合処理施設の整備を見込んでいる未普及人口は、先ほど説明しました各事業ごとの未普及人口の合計で、約15万3,000人となっております。

一番右に記載している「その他」は、それを差し引いた数字で、16万9,000を記載しており

ます。それについては、今のところ行政の対応が定まっていない人口ということで、現時点では、浄化槽での普及が求められることになると考えております。

なお、この未普及人口の数字ですけれども、まず行政人口が日々変動していること、それから市町の汚水処理構想の状況に応じて適時見直され、集合処理やその他の浄化槽が必要な人口の間にも増減が生じる可能性がありますので、あくまで集計した平成26年3月31日時点での状況であるということをご理解いただければと思っております。

次に、資料2について説明させていただきます。

平成26年度の整備状況を反映した平成27年3月31日時点での普及人口が算定できましたので、ご報告させていただきます。

汚水処理人口は、前年度から2,902名増えて109万5,884人となり、普及率としては、0.9%増の78.1%となっております。なお、全国の普及率は、前年度から0.6%増の89.5%となっております。

なお、参考資料として、都道府県別や本県の市町別の普及状況を別紙に添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

【西川委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付いたしておりました陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。陳情番号19、20、24、25の4件が環境部です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【松島委員】 陳情番号25番、南島原市からの

要望で、ジオサイトの保全整備があります。中身は、劣化するジオサイトの保全対策でありまして、県の対応として、ジオサイトの保全整備については、島原半島ジオパーク協議会を中心に、地元3市、国、県、関係団体等が協力して取り組んでおり、県としては、今後とも地元と調整しながら可能な範囲で支援してまいりますというご回答をいただいているわけですが、ジオサイトというのは結構ありますし、可能であれば、もう少し具体的なご回答をいただきたい。

【山本自然環境課長】 南島原市の要望の中では、特に、龍石海岸が台風で崩落をしている、そこについての整備、地質を保護しながら見ることができるようにという要望でございます。ここについては、自然公園ですか文化財等になっていないということもございまして、まずは誰が、何をしていくのか、地元がそこで何を求めていくのかということについて、地元としっかりと調整をしながら、県としても支援を検討していくということかと思っております。

【松島委員】 南島原市におけるジオサイトというのは海岸線であるから、波や風の浸食、恐れるべきは、ジオサイト自体がなくなってしまうんじゃないかなという心配さえしております。ましてや、ここを訪れる方が事故にならないか、そういうこともありますので早急に対応していただかないとい、今、台風による被害が出ているところは立ち入り制限、通行止めみたいにしていますが、いち早く開放して、たくさんの人を見ていただきたいですし、対応の歩みを早くしてほしいと思っています。いかがですか。

【山本自然環境課長】 ご指摘も踏まえまして、地元とも話をていきたいと考えております。

【西川委員長】 ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【久野委員】 この前の私の一般質問の中で、エスコ事業、低炭素というようなことで質問させていただきました。県独自のエスコ事業については、担当者に聞いたら、やっていないというようなことを聞いていたんですけども、この前、環境部長の答弁では、1億数千万円の事業費効果が上がっていると言われましたよね。どっちなのかなと思って、教えていただければと。

【山口未来環境推進課長】 県におきましては、エスコ事業については実施していないということであります。ただし、節電とかの部分につきましては、節電実行計画等々を立てたり、温暖化対策の事務事業編として、プランを立てて県庁の温室効果ガスの排出等の削減を図っているところでございます。その中で取り組んだ結果につきまして、先般の一般質問で環境部長からお答えしましたが、電力の削減効果としては、そういうふうな効果があったということでござります。

【久野委員】 私が聞き漏らしているんですけれども、特にエスコ事業というのは、ご案内のとおり、国の補助事業を使いながら、要は、人の

ふんどしを使いながら相撲がとれると、本当にいい制度だと思うんです。ですから、こういうことをもっともっと活用していただきたいと思うわけであります。特に今から、世界遺産登録されて、文化遺産登録、長崎県内にいろいろと表示をしていかなければいけないと思うんです。こういうふうなところだって活用する価値があるのじゃないかなと。このことが、電気代も安くて済むし、同時にまたCO₂についても削減ができるようになると思いますので、確実にこれはぜひこういうふうな表示等々について実施をしていただければと要望しておきたいと思います。

もう一点は、産業廃棄物の不適正処理対策についてということになりますけれども、年間を通して不法投棄件数が年々減少をしてきているという状況の中で、今年は近年の2倍の不法投棄だというようなことが言われておりますし、この前、新聞にもそのように書かれておりました。

大規模な今回の不法投棄ということなんですけれども、どういうものを投棄されているのか、大規模というのはどれくらいの規模なのか、そのあたりがわからないものですから教えてください。

【矢野廃棄物対策課長】 不法投棄の件についてお答えします。昨日の新聞の記事は、6月に毎年警察や海上保安部と一緒に合同パトロールをしているのですが、その6月に合同パトロールで発見された量が去年の6月に比べて2倍あったということで、年間のトータルとして見れば、毎年徐々に減ってきています。

そういう中で、大規模な不法投棄につきましては3件発見されてございまして、雲仙市で瓦れき類が223立方メートルほど、それから対馬市では家屋の解体廃材が182立方メートルほど、

南島原市でも同じく家屋の解体廃材が155立方メートルほど発見されています。

これらの大規模な不法投棄につきましては、投棄者が判明しておりますので、1件は片づきましたが、あと2件につきましては、撤去に向けて指導している最中でございます。

【久野委員】 南島原、雲仙それから対馬3市にまたがって大規模な不法投棄というようなことが言われておりますけれども、この投棄をした業者は、わかっているところは当然是正をさせることができるもので、これができなかつた場合、不法投棄をした業者がわからない、じゃ、どうするのかということになるのですが、これは県の方で処理をされるのですか。

【矢野廃棄物対策課長】 原因者が不明の廃棄物につきましては、例年ずっと残ってきております。そういう中で、5年に1回とか10年に1回ぐらいの中でクリーンアップ事業ということで、環境保全上支障があるものについては、前回は国の緊急雇用の予算等々を使いながら県の方で撤去をしていったという事例もございます。

【久野委員】 わかりました。

そして、特に廃棄物の4Rとありますよね。これはどういうことかといえば、記載のとおり、ごみの発生を抑制すると同時に、排出の抑制、それからもう一つは再使用と再生利用、この4つがいわゆる産業廃棄物の4Rと言われておりますけれども、この4Rの中で、どの分野が一番厳しいというか、どのような状況なのか。難しいのか、これを抑制するためにはどういうふうな処置をすれば一番いいのか、そのあたりが私もよくわからないんです。4Rの中でも、特にこれは一番厳しいというような状況。ごみの発生を抑制する、これは先ほども言いましたように、多分いろんなごみが出てくると思います。

それから、排出の抑制、再使用の部分、それから再生利用の部分、この4つが4Rということですけれども、この中で処置が一番難しいのはどの分野ですか。

【山口未来環境推進課長】 県におきましては、委員ご指摘のように、4Rを進めております。その中で難しい点といいますと、一般廃棄物、要は、家庭から出る廃棄物の部分で申し上げますと、長崎県の場合は、リサイクル率が数字上は今現在16%ということで、全国に比べますと低い状況になっております。この辺を考えますと、やはりリサイクル率をもう少し上げなければいけないというところで、一番課題と思っております。あと、発生抑制とか排出抑制でございますけれども、これは一定レジ袋の削減とか、一部の業者さんにはレジ袋の有料化等を今現在実施されておりまして、徐々にマイバッグの持参とかされてきておりますけれども、その後に出たごみのリサイクルがいま一つ進んでいないところが課題ではないかと私の方は考えております。

【久野委員】 わかりました。

家庭内のごみとかを不法投棄する方がいまだにいるということですけれども、これは本当にモラルの問題ですから、お互いが注意をしなければいけないということがまずあると思うんです。ごみの不法投棄の部分をもっともっと県民に知らしめる、大変なことなんだということをもっとPRする必要もあるんじゃないかと思っておりますので、ぜひひとつこれはごみの分別等々もきちんとやっていただけるように要望しておきたいと思います。

【大場委員】 久野委員に関連して、リサイクル、回収の部分が進んでいないというか、16%と厳しい状況を伺ったんですけども、各市の状況

というのはどうなのでしょうか。私たちのいる場所でも、住民の回収とか不燃物での回収というのを要望は非常に多いんです。現状、月2回ほどありますけれども、それが3回、4回できないうかというふうな要望は常に上がっておりまして、ただ各自治体自体がその状況に対応し切れていないという部分があるので、そういうふうな形で県に対して、回数を増やしたい、いわば助成の部分というのは声は出ているのでしょうか。

【山口未来環境推進課長】各市町の状況につきましては調べてみます。

各市町につきましては、それぞれ回収方法が異なっております。例えば、週に何曜日、何曜日ということで決めて、それでリサイクルといいますか、資源ごみを集める場合と、拠点回収と申しまして、プレハブ小屋を建てて、その中にいつでも段ボールとかを持ってきていいという体制を整えている市町もございます。市町でまちまちな状況でございます。

市町の整備につきましては、これは廃棄物対策課が所管でございますけれども、環境省が交付金を出しておりまして、それを使って整備をなされている状況でございます。

私どもも、各市町の状況を把握しながらリサイクル率の向上を図っていきたいと思っておりまして、今後、リサイクル率が低いところを中心に、まずは市町のヒアリング等を行っていきたいと考えております。

【大場委員】よろしくお願ひしたいと思います。

そういう部分では、実施すれば、多分効果は非常に出る部分だと思うんです。ただ、私も住民の方とお話しする中で、月の中での回収の回数が少ないために、どうしても新聞紙とか資源ごみになりそうなものでも一般で捨ててしまう

と。要は、かさばると。それを月に1回、2~3週間に1回程度では、それが邪魔になるということで、特に新聞なんかは一般ごみとして捨ててしまう、そういう声もありますし、段ボールなんかでも裁断して、置いておくよりも手つ取り早く処分したいと、そういうふうな声があるものですから、そういう状況も把握していただきながら、現状では各市の対応としては、非常に予算的に厳しいので回数がこれが限度とか、ごみ収集車の対応の能力の問題だとか、あと、先ほどあったように各自治体、収集ごみの基準自体が違うものですから、受け入れられる、受け入れられないとあるものですから、その辺もあろうかとは思うんですけども、確実に対応すれば、リサイクルでも効率化がある程度の数字が見込まれる部分というのは、その辺は話を聞いていただけませんか。その部分で各市に補助的な部分で応援ができるれば、その辺を少し考えていただければと思います。

【山口未来環境推進課長】今、委員からお話をありましたように、各市町では状況が違いますけれども、各市町の回収頻度とか、回収方法あたりも再度調べまして、各市町の担当者会議等もありますので、成功した例をフィードバックして、いい方法を広げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【中山委員】「長崎県汚水処理人口市町別普及状況」、これは詳しく調査いただきましたことについては敬意を表したいと思います。

あわせて、私は、県が進めている浄化槽を効率的に推進してほしいという趣旨で調べてもらったわけでありますので、あと約17万人対象がいるということでありますので、ぜひ、さらに浄化槽を推進していただくことを要望しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

それで、1点だけお尋ねしますが、希少種の保護や野生鳥獣等の管理の強化ということです。山本自然環境課長（参事監）が今回初めてお見えになりましたので歓迎いたしますが、前自然環境課長とは少しやり合った仲でありますので、それがどこまでつながっているのか、その辺を確認しながらお願ひしなければいけないと思っておりますが、長崎県のイノシシ、シカの被害が県下に広がっていまして、努力されているんですけども、なかなかイノシシゼロまではいかない状況にあります。そういう中で、長崎市内も、長崎半島がありますが、随分前はシカの被害だけでございましたけれども、5～6年前からイノシシもあって、この被害がひどい、特に、たけのことかびわ等の被害が大変ひどいわけであります。あわせて、民家の近くにおりてきて、バイク、自転車と接触するとか、墓地の中に植えている花をシカが食べるとか、住民の生活にも支障を来すような状態に来ておりますので、一回ぜひ県下を含めて実態調査を詳しくやっていただくことをまずもって要望しておきたいと思います。

その上で、今年の5月の末に改正鳥獣法が施行されていると考えております。そこで、今後、管理の強化という形になっておりますが、その管理の強化について、自然環境課長はどのような考え方を持っているのか、その辺について総括的にお聞きしたいと思います。

【山本自然環境課長】前回の質疑については読ませていただいております。イノシシにつきましては、長崎県の場合は主として農林部がしっかりと対応していると認識をしておりまして、そこは一緒になって、こちらとしてもできることはしていきたいと考えております。

改正鳥獣法の肝といいますか、改正鳥獣法で

今回示されたものというのは、被害対策をそれぞれの場所でやっていくことはもちろんですが、シカとイノシシについては全体の個体数を減らしていくかなければいけないという趣旨に基づいて改正をされたと認識をしておりまして、長崎県におきましても、シカ、イノシシ全体の個体数を減らすということについて、どう対応していくかということが大事なのかなと思っております。環境部としては、まずは対馬での事業を予算として計上させていただいておりますけれども、県内全体ということでおきますと、農林部と一緒にあって、しっかり相談しながら進めていくということになろうかと思っております。

【中山委員】当然、農林部と力を合わせてやらなければいけませんけれども、認識というか、総括で考え方として、イノシシとシカは少し違うと思うんです。シカについては、一定部分は管理しながら駆除していくという方針でいいと思うのですが、イノシシはゼロですよ。イノシシはゼロという前提で取り組んでいただきたいと思っております。

そういう中で、特に農林部では捕獲とか、囲い込みとかをやっていますけれども、今度の法改正で、まずシカ、イノシシがどの程度いるのかという全体調査も今までされていないんです。そういう把握の上に、場合によっては、県が認定すれば民間でも捕獲できるような制度もあるし、それとあわせて、夜間にイノシシ、シカをとるということも大事だと思うんです。そういう意味で、農林部ができない部分を環境部でどうやっていくのかという部分だと思うんです。その辺をすみ分けしながら、原則的には農林部でありますけれども、しかし、それを超えた部分がありますから、それを含めて、この際、イ

ノシシはゼロだという方針のもとに、ひとつ徹底した駆除のために、あらゆる手段を行使していただくことを今日は要望だけしておきたいと思います。

【山本自然環境課長】そもそも野生に生息をするものということで考えますと、ゼロという目標はなかなか難しいのではないかと認識をしておりますけれども、ただ、被害を減らしていくということは非常に重要なことでございますので、現状ではもちろん多過ぎるであろうと考えておりますので、しっかり対応を考えていきたいと思っております。

【中山委員】自然環境課長は優しくて言っているけれども、ただ、実質的にイノシシ被害というのはものすごくあって、少しおったら、それが増えていくんですよ。今言ったように、適正管理でイノシシを500頭なら500頭で管理できるというノウハウがあれば別だけれども、おつたら、それがネズミ算式に増えていくので、考え方としては、やはりゼロを限りなく目指していくという基本方針はきちんと持ってやってほしいと思います。ぜひ強い気持ちを持って取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

【溝口委員】海岸漂着物対策について質問したいと思います。毎年だと思うんですけども、ごみ問題についてのディスカッションとワークショップを行う海ごみサミットがやっているようです。今年は10月23日から25日まで3日間、五島市で行うということになっておりますが、主催者として、本県と民間団体で行うということですけれども、その民間団体というのは、どのような団体が主催者として入ってくるわけですか。

【矢野廃棄物対策課長】民間団体は、一般社団

法人J E A Nでございます。このJ E A Nという団体は、海ごみサミットを、小規模ではございましたが第1回から自主的にやってきている団体でございます。そういう中で、近年、規模が大きくなるにつれて、自治体が主催ですとか共催という形で応援をしてまいりました。今年度は、長崎県が共同主催ということで、一緒に五島市で開催することとなりました。

【溝口委員】J E A Nという民間団体ということですけれども、どのような組織で、組織的な人数とかそういうものはわかっているのですか。

【矢野廃棄物対策課長】規模とか人数は手元に資料はございませんが、日本で唯一、海岸ごみで世界規模で活躍をしている団体でございます。環境省等の委託も受けて事業も行っておりまし、東日本大震災の時には、東日本大震災の漂流ごみがアメリカの方に流れていくことについて研究をやったり、アメリカで被害の調査等々も行っている、そういう団体でございます。

【溝口委員】それでは、そのJ E A Nという組織の中で、費用等についてはよくわからないですか。確実にそういうふうにしているから、本県が一緒になってやっていこうという形になるのか、J E A Nが主催でずっと1回目からやってきている、それが余りにも規模が大きくなり出したから本県として、ほかの県もそういうふうにしていたのかどうかわかりませんけれども、その辺について、自治体が主催者として参加するようになったのは、いつ頃からになっているのですか。

【矢野廃棄物対策課長】前回が山形県でございました。その前が東京都でございます。自治体から共催なり、助成金なりをもらってやり始めたのは東京都からと聞いています。今回は、昨年、山形県であったのですが、その中で長崎県

としても、長崎県は外国からのごみが多うござりますので、ぜひ国際規模での漂着ごみ問題を考える会にできないかということをJ E A Nと相談してまいりました。そういう中で、向こうもぜひ長崎でやりたいと申しておりましたし、うちの方も、韓国ですとか中国を巻き込んだ大会になるのであれば、ぜひ長崎でやってほしいということもございまして、今回、共催という形で参加をさせていただくものでございます。

【溝口委員】今、共催という話が出たんですけれども、これでは主催となっていますので、共催じゃないと思うんです。主催ですね。わかりました。

ただ、参加者がどのくらいの規模になってくるのか、それと国外のN G Oを招待するということになっていますけれども、どのくらいの規模でしようとしているのか、そこら辺についてお尋ねします。

【矢野廃棄物対策課長】規模でございますが、昨年が160人規模でございましたので、今年も同程度の規模で開催することとしております。

海外のN P Oとしては、韓国、中国それから台湾で漂着ごみ問題に取り組んでいますN P Oを招待して、来ていただくという手はずになっています。あと、日本国中の自治体それからN P O等々にも声をかけております。ただ、五島で開催するということで、交通の便、それから宿の手配等々もありますので、150人から160人規模と考えています。

【溝口委員】わかりました。160人規模から200人ぐらいになるのかなと思います。

これには招待した人しか入られないで、一般の人は入ってくるということはできないのですね。

【矢野廃棄物対策課長】これは一般参加も受け

ております。特に、五島市内の方につきましては、島内ということで、参加費もお安くセットして、できるだけ五島市内の方々にも参加していただくように配慮しているところでございます。

【溝口委員】わかりました。参加費を安くしてということですけれども、10月ですから参加費ももう決まっていると思うんですけども、その辺については、はっきりした参加費用を言ってほしいと思うんです。

それと、国からの補助金でするようになってるんですけども、先ほど言ったように、自治体も主催者ですから、本県も費用としては幾らか出すような形をとっているのですか。

【矢野廃棄物対策課長】今回の海ごみサミットの予算としましては、県の予算で約1,000万円で、そのうち95%が国からの補助金になります。

【溝口委員】それでは、5%だけということですね。

答弁漏れなんですけれども、市民の参加費用は幾らに決めているのですか。

【矢野廃棄物対策課長】参加費は、資料代ということで、一般参加者が2,000円、五島市民の方は半額の1,000円という設定になっています。

【溝口委員】それならば、2,000円とか1,000円だったら聞きに行きたいという人たちが増えてきた場合に、会場が問題になると思うんですけども、大体どのくらいまで入れられるような会場を選んでいるのですか。

【矢野廃棄物対策課長】会場は、五島市の福江文化会館を予定しています。会場のキャパシティーとしましては、160人を大きく上回る300人ぐらい入る会場ですので、宿泊する方を160人規模と設定しているところでございます。

【溝口委員】わかりました。

宿泊が160人ということですけれども、せつかく五島市まで来ていただくということであれば、今、世界遺産等の登録を目指しているんですけども、その辺について参加者の皆さん方をバスとかで誘導して、五島市の観光と言つたらおかしいんですけども、世界遺産になるようなところに本県が連れていくような計画は立てていないですか。

【矢野廃棄物対策課長】国の用途が決まっている補助金を使っているものですから、なかなかそこの観光ということは難しいのですが、最終日はお昼、12時で終わるようにセットしておりますので、参加者の方には、残りの時間で五島観光をしていただこうと考えています。

【溝口委員】わかりました。

できれば、160人も島外から来て宿泊までするわけですから、本当はこれについて観光の方も何らかの対策を打って、そこら辺は観光と一緒にあって、五島を売り出すチャンスじゃないかという気がしたんです。各自治体から来るわけでしょう。そこら辺について、観光振興課と何か話し合いはしているのですか。

【矢野廃棄物対策課長】すみません、観光部局との話し合いはいたしておりませんが、今回、漂着ごみのサミットでございます。第1日目の10月23日には、岐宿町の八朔海岸で、漂着ごみが流れ着いているところで実際にごみを拾つてもらったり、五島の漂着ごみの様子なんかを実際に見ていただく現地見学を予定しています。せっかく五島に来ていただいて、汚い海ばかりの印象を持って帰つていただいても長崎県としては悲しゅうございますので、その足で、高浜海岸ですか、頓泊海岸、きれいな海岸の方もぜひ見ていただいて、五島の海のよさを感じていただきたいと考えて、そういう行程は組んで

います。

【溝口委員】わかりました。

できれば、その海岸線をずっと見て回る時に、「長崎の教会群」は世界遺産となるようになっていますけれども、五島の堂崎教会はなっていないんですけども、そこら辺をちょっとだけでも寄つていただけるようなスケジュールもつくって、五島市の魅力を日本全国に発信していただければと思っております。せっかくの海ごみサミットですので、ぜひその辺についても検討していただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

【吉村(洋)副委員長】関連で。今聞いていて、溝口委員が大変すばらしいことを言われているので、それは頑張ってもらわねばと思いますけれども、参加費で、島内の人には1,000円、島外から来る人は2,000円と聞いたんですけども、その差は何ですか。

【矢野廃棄物対策課長】当初、資料代として2,000円いただくということで考えておったのですが、地元の人の参加をぜひ促したいということの中で、地元割引、地元優待ができるないかということを内部で協議しまして、半額ということでセットさせていただいたところでございます。

【吉村(洋)副委員長】地元割引という気持ちはわからんでもないですけれども、結局、2,000円が1,000円になったから地元の人が行くという誘導力には余りつながらないような気がするんです。せっかく島外から160人来て泊まって、島内を見て回るとか、宣伝にもなるんだということであれば、同じ1,000円に合わせていいんじやなかろうかと思うわけですけれども、どうですか。

【矢野廃棄物対策課長】これは全体の必要経費

の中で参加費を幾らにするかということを考えながら予算を立てて事業を実施していますので、2,000円の160人でやれる範囲で予算をつくつて、五島の方は、プラスアルファと言ったらおかしいですけれども、地元の方もぜひということで、少し料金を安くセットしてということで話し合いを進めてまいったところでございます。

【吉村(洋)副委員長】 これ以上言いませんけれども、あなたたちが考えているほどの効果はないと思うし、五島、地元から多く参加してもらいたいというのはあるんでしょうけれども、そのイベントの内容から考えると、そういうことまでして地元の人を呼び込まないといけないのかなと思いますよ。かえって逆に、みんなでしまをきれいにしましょうという呼びかけをやって参加者を募るとした方が、たかだか1,000円まるけるなんていう話では、小手先のことじやなかろうかと思います。それから、せっかく外から来られる方に対するサービスというのは何なのかとも一緒に考えなければいけないと思うんです。そこでしまの人を1,000円下げるこことによって、外から来る人は割高感を感じてしまうわけです。だから、それはどれがいいのかというのは今後検討する部分があるんじゃないかなうかと思いますけれども、どうでしょうか。

【矢野廃棄物対策課長】 今回の海ごみサミットは、国内外のNPOの方等々も集まる専門的なサミットと言ったらおかしいですけれども、関心のある方が集まるサミットだと考えています。そういう中で、せっかく五島市でやるのだからということで、五島の漂着ごみ関係に关心を持っていらっしゃる方、団体等々が参加する際に、お1人参加するところが、値段が半額になったのでお2人参加できるということがいいんじゃないかということで、今回半額にしたというい

きさつもございます。そういうことで、興味を持っている方にぜひ参加をしていただきたいと考えています。

【吉村(洋)副委員長】 その結果を楽しみにしておきたいと思います。

続けて、まず水環境対策課長、すばらしい資料をつくっていただいて、ありがとうございました。1回目はできなかったですけれども、こういう資料が欲しかったわけです。これを見ると県内の汚水処理人口状況がよくわかるわけです。

それで、平成26年3月31日時点では77.2%の普及率、未普及が32万2,780人ということですね。その中の15万3,170人が集合処理整備区域内に住んでおられる。それ以外の区域に16万9,610人住んでおられる。これら辺です。これを今後どうやっていくのか。この約15万3,000人を、いわゆる下水道集合処理整備で進めていくのか、他の区域と同じような浄化槽で進めるのか、そこら辺を具体的に、早急に検討をしていかなければいけないのじゃなかろうか。これは主体は市町であったりしますけれども、県としても誘導していく、それで普及率を上げなければいけないわけです。

資料2ですけれども、これが平成27年9月の資料ですね。こう変わっているわけです。それで、汚水処理人口が109万5,884人、約2,900人増えているわけですね。これは努力しておりますという数字なんだろうとりますけれども、これがどうなのだろうかという話。

それから、それによって普及率が78.1%、0.9%増加しているんですよという、この数字の信憑性ということについて見るんですけども、平成26年3月31日時点の県内総人口が141万5,762人で、平成27年3月31日時点で140万4,053

人、ここで総人口が減っているわけです。そうしたら、2,900人は増えているのですが、率とすると前年度から0.9%増えているんですよという普及率は、数字的にどうなのかと。増えているんですけども、総人口が減っているわけです。ですから、人口が維持されておったとする、0.2%しか増えていないという数字も出てくるわけですよね。どんどん人口が減っているから率は上がっていくかもしれないけれども、それも人口も減らしたらいけないですから、本当は普及自体をもっと加速させなければいけないという話なんですね。そこら辺の数字で、ごまかすというわけではないでしようけれども、実情、本当のところはどうなんだというところがあるわけです。

それで、2枚目に汚水処理人口普及率というのがあります。自治体によって低いところがあります。特に低いところは下水道をやっていないところで、集落排水と浄化槽でやっておられるところが低いのですが、こういうところは地形とか、地勢的にやりづらいんだろうと。だから、下水道という計画もしていない。そういうところは浄化槽で進めなければいけないのだろうと。そういう意味で、浄化槽をこれからどう広めるかというところを考えいかなければいけないのだろうと思います。

それと、下水道区域を持ったところもあるのですが、集落排水と浄化槽を抜いて計算すると、下水道のみの普及率はかなり低くなるんです。なので、まとめて言うと、特に下水道をしていないところは当然浄化槽の設置を進めるための方策を具体化していかなければいけない、それから下水処理区域を決定しているところは、その区域は都市計画区域になるわけです。都市計画税を取るわけですよ。だから、それがいつま

でも普及はできないままに税金だけ取るという弊害が起こっているわけです。そういうところの見直し、できないと判断するということも必要になってくると思います。そういうことは県としても、市町に対しても一緒に話ながら、昨日は土木部での都市計画の話ですけれども、これも同じ都市計画の話で、そこに税金も付随してくるので、下水道区域についても、浄化槽での普及を図らなければならないんじやなかろうかと。その点についてご意見をお伺いしたいと思います。

【米田水環境対策課長】 まず、今後の取組ということのご質問だと思います。汚水処理施設については、下水道事業、集合施設がやはり効率的でもあり、また行政が行っておりますので安定的な継続ができるということで、基本的には、できる範囲でそれを取り入れてやっていきたいと考えております。ただ、今計画がある地域についても、住民のご理解が得られないで、なかなか事業着手に至らないという事業もありますので、未整備地域につきましては、地域の規模や実態に応じて工事等の整備手法並びに経営の効率化等の検討を図って、小規模でも、ある程度下水道として運営が成り立つようなやり方ができないかを市町と一緒に検討していきたいと考えております。

ただ、それでも下水道事業などの集合施設については限界があると思いますので、並行して個人の浄化槽の促進も図っていきたいと思います。

どちらにしても、県民の方々の汚水処理に対する理解が必要だろうと思いますので、まず市町とあわせて啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

【吉村(洋)副委員長】 そうなんですよね。なの

で、その判断を的確にやりながら進めていかなければいけないのです。

それともう一つ、これは一般質問でもあったんですけども、下水道でやる、これは公費を突っ込んでやっていくわけですね。その公的な費用。それから逆に言うと、合併処理浄化槽は、補助金はありますが、自己負担もかなりあると。それを比較して、維持管理費からずっとやると、こっちは都市計画税を払っておりますけれども、トータルしてどういう負担率かというところも研究していただいて、合併処理浄化槽を設置するに当たっての補助率の決定に対して、そういうところの数字も参考にしていただいて、例えば、下水の方が公的費用の利用度が高いということになれば、合併処理浄化槽の補助率をそのことによって引き上げるということも当然考えることができるんじやなかろうかと思うわけです。だから、そういう研究もあわせてやっていただきたいと思います。

【米田水環境対策課長】汚水処理については基本的に市町が行うものです。2012年に県の汚水処理構想をつくっています。これは各市町の処理構想を県として取りまとめたものでございます。これについて現在、市町の方にそれぞれの構想について見直しをお願いをしているところでございます。それを受け、早目にそういう県としての構想をきちんとつくって、市町並びに県が今後どう汚水処理について取り組むかというのを取りまとめていきたいと考えております。そういう中で、下水道がどれくらい、浄化槽についてどうするかというのを具体的に市町の意向を踏まえ、地域の実情に合わせて検討していきたいと考えております。

【吉村(洋)副委員長】そういうことでよろしくお願ひします。

次に、委員会関係議案説明資料の4ページのバイオディーゼル燃料の利活用促進ということについては、私も佐世保市議会の頃から非常に関心を持って取り組んでおります。おかげで長崎県とされても、一緒になってこれを進めているという動きが出てきたことについては評価をさせていただきたい、ありがたいと思っております。

それで、ここで「県では、学校給食施設等からの廃食用油の利活用を促進するため、市町の廃棄物政策担当部局、学校給食担当部局及びバイオディーゼル燃料製造事業者、学識経験者等で構成する長崎県バイオディーゼル燃料利活用促進会議を設置し」、8月4日に第1回目を開催されたんですね。今後、この会議にどのような方向性を持たせて、どのような目標を設定されて、結果を見出そうとされているのか、お聞きをいたしたい。

【山口未来環境推進課長】バイオディーゼル燃料の利活用につきましては、吉村(洋)副委員長からもいろいろお話がありまして、県におきましても今、利活用の促進を図っているところでございます。

第1回の会議につきましては、8月4日に開催いたしまして、今後の進め方につきまして、学校給食の関係者もしくはバイオディーゼルの製造業者の方々にご説明して、理解をいただいたところでございます。

今後の進め方につきましては、まず学校給食から出ます廃食油が利活用されていないところを中心といたしまして、これをバイオディーゼル燃料の製造につなげていければと思っておりまして、今現在、学校給食施設に対して、バイオディーゼル燃料として提供する意向があるかどうかというところと、提供できる、したいと

いうことであれば、どういう条件なのかというところの意向調査をやっているところでございます。その結果が10月の末ぐらいにはまとめられる予定でございますので、この辺をもとに、バイオディーゼルの製造業者の方にその結果をお渡ししまして、今後、それを受けられるかどうかというところのマッチングをやっていきたいと思っております。製造業者の方が受けられるということになりますと、実際出す側、学校給食側と製造業者の方がじかにお話し合いをしていただければと思っておりまして、今後の方針性といたしましては、できれば今年度もしくは来年度あたりから、トライアルとして学校給食から廃食油を出していただいて、今まで焼却等で処分されていた廃食油をバイオディーゼル燃料製造業者で燃料化をしていただくという方向で進めていければと考えております。

【吉村(洋)副委員長】 10月末に結果が出るということなので、それを期待したいというのと、前、国が決めたバイオマстаウン事業というのがあったのですが、これの県版をつくって、学校給食を括っていくとすると、そういう制度を創設されれば、それによって、例えば自治体内のそういう資源の循環というのをやってくださいよということができるのですが、今、それが制度 자체がなくなっていますから、学校給食で利用されているところもたくさんある、それとこの燃料じゃなくて、ほかの用途に使われているところもある、また量的にも学校給食が全てではないし、県内のそういう油を排出する事業者の取りまとめとかいうこともあるので、含めてお願いしたいのと、それから最後の品質向上です。これがもう一つのネックになってきて、1回目で発表された大村の事業者がいい機械を入れられたそうで、そういうものの導入とかい

うことについても何らかの制度が使えるようにならないかなと思うのですが、そういうことの働きかけを環境部としてもやっていくということについては、どのようにお考えなっているか、お聞かせいただきたい。

【山口未来環境推進課長】 私どもの今回の事業は、排出事業者からバイオディーゼル製造業者までの流れをつくっていきたいというのが1つございます。もう一つは、製造業者がつくった燃料を、どうにかして品質を高くして使えるようにしていきたいと、この2つに着目した事業でございます。後半の製造業者がつくった燃料をどうにかして品質を高めていこうというところもこの事業でやるようにしております、10月の下旬でございますけれども、この会議の中で製造部会を立ち上げまして会議をする予定にしております。それと、環境保健研究センターが、技術支援ということで、製造業者が製造いたしました燃料の品質分析をやりまして、その結果をもとに技術指導して、またその技術指導後の検査をして、その改善効果も検証して、アドバイスをしていきたいと思っておりますので、この2極で今回は進めていきたいと考えております。

【渡辺委員】 関連。これは環境部長に。その見本を示すことがCO₂削減に向けての大きな環境部の仕事だと思うんです。久野委員からも一般質問で問い合わせがあったと思うんですけれども、エスコ事業に対する取組の方針と、それから電気自動車、要するに、急速充填スタンド、こういった普及に向けての環境部としての決意を聞かせていただきたいと思います。

【太田環境部長】 渡辺委員の2点ご質問、エスコ事業に対する取組の考え方でございます。まず、県庁のCO₂削減の取組については、県庁全

体としてこれを削減していくこうということで取組をしております。その中で、いろんな形で削減をするということで、各担当部局の方で、環境部も含めまして対応しているところでございまして、その中にエスコ事業というのも1つ方法としてはあるかと考えております。ただ、現在県の方では、エスコ事業に取り組んでいる事業というのはございません。これについては基本的には、自己財源の中でいろんな機器の取り替えとか、庁舎の建て替え、そういうものをやっていく中で削減をしていくということでございまして、その中で、電気代についても1億数千万円の効果が見込めますというようなことをお答えしたところでございます。したがいまして委員各位がおっしゃられるCO₂の削減ということについては気持ちは一緒でございますので、いろんな形で効果のあるものについては取り組んでいくということで対応していきたいと考えております。

それから、電気自動車への対応ということにつきましては、現在、産業労働部の方で担当しておりますので、これについては当然、CO₂の削減なり、産業の活性化なりという観点から取り組んでいくことになると思いますので、環境部としても、いろんな形でできることは支援をしていきたいと考えております。

【渡辺委員】要望にかえておきますが、エスコ事業については、自己資金が要らずにCO₂削減ができるという大きなメリットがあるわけですから、この辺はぜひ前向きに取り組んで、あるいは地方自治体の方にも呼びかけて、CO₂削減に向けて、県の環境部としての姿勢を明らかにしていっていただければと思いますので、要望して、終わりたいと思います。

【西川委員長】午前中の会議はこれにてとどめ、

しばらく休憩します。

午後は、1時30分から委員会を再開いたします。

— 午後 零時 4分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【西川委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き環境部の審査を行います。議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松島委員】環境生活委員会関係議案説明資料の中で、平成26年度の各種環境調査の結果をご報告いただいている。そのことに関してなのですが、説明資料には、平成26年度の調査結果については、8月11日に発表して、水質においては、前年度に引き続き、環境基準を達成できず、また、大気においても、環境基準に達していないとのことです。光化学オキシダントとPM2.5は環境基準に達しなかったものの、他の項目については環境基準を満たしており、良好な環境が保たれておりましたとまとめられております。その他の項目というのを列挙をお願いします。

【山下環境政策課長】まず、大気関係につきましては、光化学オキシダントとPM2.5のほかにも、二酸化窒素とか一酸化窒素、そういうもののについても常時監視をしまして調査をしており、特に、PM2.5、光化学オキシダントにつきましては、東アジアからの越境汚染の関係もございまして、ここ近年、環境基準を満たしていないという状況でございます。

【松島委員】光化学オキシダントとPM2.5が環境基準に達しなかったということですが、平成25年度はどうだったのですか。

【山下環境政策課長】同様に平成25年度も達

成しておりません。

【松島委員】 気になるPM2.5ですが、県内18測定局のうち、17測定局で年平均値、そして一日の平均値ともに環境基準を超えていたと。PM2.5に関しては、九州平均、全国平均、長崎県平均とかは出されているのですか。

【山下環境政策課長】 まず、年平均、全国平均は、今数値は持たせんけれども、全国の統計数値としてはあります。（「九州平均、長崎県平均」と呼ぶ者あり）

【西川委員長】 暫時休憩します。

— 午後 1時34分 休憩 —

— 午後 1時35分 再開 —

【西川委員長】 委員会を再開します。

【山下環境政策課長】 全ての測定局の平均はございますが、抽出して何局か数値を紹介したいと思います。まず、PM2.5は、県に測定局が11ございますが、大塔局が一番高い状況でございまして、年平均で平成26年度が20.1マイクログラムパー立方メートル。年平均の環境基準につきましては15マイクログラムパー立方メートルで、これをオーバーしている状況でございます。全体的な平均は出していませんが、平成25年度と平成26年度を見ますと、環境基準を若干超えて推移している状況でございます。

【松島委員】 国の注意喚起指針である一日平均70マイクログラムを超えた日数というのは、どれくらいあったのですか。

【山下環境政策課長】 まず、国が一日平均70マイクログラムを超えると推定される場合については、注意喚起という形で各地元の住民に喚起をするわけでございますが、昨年度は1回注意喚起をしております。

【松島委員】 総括として、平成25年度、平成

26年度も同様だそうですが、まず、光化学オキシダント、PM2.5ともによくなかったという結果ですね。その前提のもとに、つい先立って、暮らしやすさ指標というのが発表されて、知事が長崎大学での講演で、まず、いの一番に、その暮らしやすさ指標を使っていらっしゃったので、その知事の思いを感じるところなんですが、その中で100指標があって、トータルでは全国1位です。個々の100の指標をそれぞれ見た時に、全国の1位をとっているものが100の指標のうちの5つあります。5つの指標が全国一をとっているのですが、その1つが空気がきれい、日本一、そして川がきれい、日本一と。日本一をとっている5の指標のうち2つが環境部にかかわるものであるんですが、前段で私が質問したPM2.5、光化学オキシダントというのは環境基準に達していなかった、オーバーしていたというその状況下で、全国一空気がきれいなのかと、まず素朴に疑問に思いました。

中身を調べたら、これは幾つか大気の環境調査があって、一番最初に質問しましたが、一酸化窒素、PM2.5とかいろいろあるみたいで、その中の二酸化窒素と浮遊粒子状物質のみをとて空気がきれいという指標にされているみたいです。環境基準に例年達していないPM2.5や光化学オキシダントを指標の基準に入れなかつた理由はありますか。

【山下環境政策課長】 松島委員が言われますように、暮らしやすさ指標、川と空気の分で当県が1位なのですが、河川につきましては、100%の環境基準を達成したということで1位なんですが、1位の県が全部で10県余りあるということで、そういう意味では、環境基準を達成することをもって1位にしているということでございます。

また、今言われました二酸化窒素、浮遊粒子状物質ということで、これは過去からこの物質については大気汚染の一つの代表的な指標として出しているという関係で、今回、河川についてはBOD、そして空気については今言いました2つの物質をもって環境基準を達成しているということで、これにつきましては30県以上が環境基準に達しているという状況であります、順位としては1位ではあります。

【松島委員】30県全国1位ということですか。

【山下環境政策課長】空気につきましては、1位、次の県が35位でございます。ということは、同率1位が34県あるということでございます。一つの指標として、環境基準を達成した場合についての指標であらわしている関係で、そういう指標にならざるを得ないという状況でございます。

【松島委員】長崎県が独立につくられた環境基準達成率に基づくと、34都道府県が同率1位であると。この環境基準達成率の中身は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質みたいなのですが、なぜ光化学オキシダントとかPM2.5を入れなかつたのかという質問です。

【山下環境政策課長】まず、この数値につきましては、統計課でこの資料の整理をしていまして、代表的な指標ということでの数値でございまして、一つに、PM2.5の成分なりが把握できない状況の中で、今までのきっちりした過去の指標として定着している部分を暮らしやすさ指標ということで、ここに計上しているところでございます。

【松島委員】ご報告があった大気の調査によると、いろいろ調査項目があつて、異常なもの、よくないものというのが光化学オキシダントとPM2.5と。それは暮らしやすさ指標の中におけ

る、空気がきれいの基準に入っていないので日本一だと。PM2.5を入れれば全国一は無理ですか。

【山下環境政策課長】PM2.5の部分で基準を達成している県もございます。これは東北とか関東地域においては達成しておりますので、当然、この部分を入れますと、順位的には1位にはならないと考えているところでございます。

【松島委員】追い込んでいるようすみませんが、そういうつもりはないです。PM2.5を入れた場合、光化学オキシダントを入れたケースを試行されたんじやないかと思うのですが、恐らく、入れて、順位がよくなかった。通常の感覚から言って、一般県民の感覚から言って、二酸化窒素よりもPM2.5が心配です。だから、空気がきれいという尺度ではあって、それを全国一だと言って、「うわっ」と思ってよくよく見たら、「そうですか、PM2.5は入っていないのですか」と。恐らく、PM2.5を入れたら大分順位が下がったのか。PM2.5を入れて試算はされていませんか。

【山下環境政策課長】まず、この指標につきましては、先ほど言いましたように、PM2.5、オキシダントにつきましては、要は、県だけではなくて移流といいますか、東アジアからの越境汚染の部分が大半を占めているということもあり、そういう意味では、今言いました2つの代表的な指標を提出し統計課で策定したものでございます。

【松島委員】統計課が環境政策課長のもとでこの指標をつくられて、環境部長の判断でされたとばかり思っていましたけれども、統計課がやられたのですか。

【西川委員長】暫時休憩します。

—午後 1時46分 休憩—

—午後 1時47分 再開—

【西川委員長】 委員会を再開します。

【松島委員】 これをつくった状況はわかりました。

暮らしやすさ指標の中に光化学オキシダントやPM2.5が入っていないので、これをもって日本一空気がきれいとは言いにくいのではないですか。

【山下環境政策課長】 委員ご指摘のように、実態としまして、PM2.5につきましても健康影響が懸念されており、同様にオキシダントについてもそういうことでございますから、その指標を準用した場合、日本一ということは難しいのかなと考えているところでございます。

【松島委員】 指標としてでき上がってきましたのであれですが、この精度を高めていってほしいという気はします。精度を高める機会があるかないのか、そこからになるのでしょうか、発表されたばかりなので、多くの県民の方に公表して、いろいろ意見を賜つて、うそをついていないんでしょうけれども、精度ということに関しては非常に粗いというのが今のやりとりでわかりました。統計課の方にもいろいろ聞かなければいけないのですが、今後、環境部としても、しっかり精度を高めていってほしいと思います。

【山下環境政策課長】 委員ご指摘のように、暮らしやすさ指標ということで、客観性を持った指標にすべきものだと考えています。ただ一方で、長崎県のよさの部分については、これはある意味では強調した形でアピールする必要もあるかと思います。そういう観点から、確かに非常にきれいな河川がございますので、これは同率1位のところもございますけれども、他県

に負けない水質を誇る部分もあるかと思いまます。そういうことも加味して統計課へ資料を提出し長崎県をアピールする意味でこの指標となつたものと考えております。

【西川委員長】 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 次に、長崎県総合計画（仮称）の素案等の提出があつておりますので、これに関し審査を行うことといたします。

なお、各計画等の総括的な部分については、企画振興部の所管であるため、総務委員会において審査することとなっております。当委員会においては、各政策、戦略等の関係部分についての審査を行います。

まずは「長崎県総合計画（仮称）素案」について、ご質問はありませんか。

【松島委員】 自然公園利用者数は、前回委員会でジオパークの支援策についていろいろ議論があつている延長上で、九州自然歩道の件や自然公園の利用者数にも触れました。大変結構です。ありがとうございます。

ただ、これも数のカウントの粗さを感じておりますし、いま一度、各市町でどのようにカウントして、前回の委員会での答弁だと、あるところには係数を掛けたりしているという前自然環境課長の答弁だったんです。どういう計算式なのかとか、どういう町々があるのかというのを、今ぱっと言って多分出ないと思いますので、粗ければ粗いほど、この取り上げる意味が薄くなっていますので、カウントの仕方について精査をいただきたいと思います。いかがですか。

【山本自然環境課長】 それぞれのところがどういった計算をしているかというところについては、改めて勉強したいと思います。ただ一方で、同じ計算をずっと長くしているということです

けば、トレンドということは見えるものでありますて、ここで新たに別の係数を掛けたり、別の方法にすると、連続性というものはなくなってしまうので、流れは見えなくなってしまうのかなと思います。今の数は何らかトレンドを見るという意味はあるのだろうと考えております。いずれにしても、どういった形で出しているかということについては勉強させていただきたいと思います。

【松島委員】 後で公表してください。

【西川委員長】 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 次に、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について、ご質問はありませんか。

【中山委員】 「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」のKPI、環境部1ページ、「特色ある地域資源を活かした島原半島地域の活性化」ということでありますが、この中で、島原地域での取組数とあるんです。これが基準年が0で、平成27年が1、平成28年が2、平成29年が3、平成30年が4、平成31年が5とあるんですが、環境資源を活用した島原地域での取組というのは結構あると思うんです。それとこの狙いの違いはどこなのか、それと、その地域というのはどこを指すのか、この辺を説明できますか。

【山下環境政策課長】 地域の特色を活かした島原半島活性化ということで、まず事業の中身でございますが、1つが、未利用資源の発掘ということで、再生エネルギー等を活用した取組、そしてそれをさらに事業化といいますか、農業とかビニールハウスへ活用する取組、これが未利用資源の活用、そして3番目としまして、自然資源の活用、この中に当課のトレイルコース

の活用プログラムの開発ということで、当課が事業化する部分がここに該当するかと思います。あと遊歩道、自然歩道等のブックやアプリの開発。4番目としまして、観光客と宿泊施設が協働した取組ということで、代表的な例としまして、エココインの導入制度ということで、この幾らかの大きな事業につきまして、企画振興部として、少なくとも毎年1つは取り組んでいくということで、数値目標に掲げていると聞いているところでございます。

【中山委員】 この指標設定の理由に「20年後の国立公園『雲仙』100周年に『CO₂排出ゼロ』を目指し」と書いているわけです。そうすると、この地域で再生エネルギーを使ってCO₂排出を平成27年から平成31年まで5年間で、どの程度削減できるのですか。そういう計画はあるのですか。

【山下環境政策課長】 この総合戦略におきまして、20年後のCO₂ゼロということでの目標を目指しております、これについて具体的に毎年ごとの数値目標というのは設置しておりませんで、あくまで目標として20年後、CO₂ゼロということで、それに向けての取組として、今言いました具体的な取組を推進することで、それを目指していくことでの事業計画となつていまして、そういう意味では、具体的なCO₂削減の計画までは至っていない状況でございます。

【中山委員】 県民生活を営んでいる以上は、20年後だってCO₂排出ゼロというのは考えられないだろう。こういうできないようなことを平然と書いて、これでいいのかなという気がしているんです。もう少し正直に、この辺はきちんとすべきであろうと思うし、20年後にCO₂排出ゼロなんて、これはどう考えてもできない

でしょう。その辺の目標の設定の仕方をもう少し現実に合ったことを書かなければ。この辺はどうなんですか。

【山下環境政策課長】 環境部としましても、今度の環境基本計画の中で低炭素社会の実現を一番の注力目標としていまして、確かにこれは現実的にやれるのかと言われますと、なかなかそれは難しい面もありますけれども、あくまで目標として、20年後に向けて実施していきたいということでございます。

またあわせて、この計画に織り込むことによって交付金事業も手を挙げられるということをございまして、そういう意味では、大きな目標のもとに具体的な事業を実施していきたいということで、ゼロを掲げているところでございます。

【中山委員】 それは夢のまた夢だから。それでありながら、思い切った予算を獲得したいというなら、今度は予算計画を示してもらおうとなってきますよ。ですから、通常の延長線上でやっているのではなくて、これなら大胆にやらなければやれないわけであって、安倍総理が600兆円のGDPというような話もあったけれども、夢は夢でいいけれども、もう少し現実に合った目標を設定して、確実にやっていくということが、より県民の信頼を受けると思いますし、そういう意味からしまして、この辺については、夢の夢はいいけれども、目指す目標というのは現実味が要るのではないかということを指摘しておきたいと思います。

【西川委員長】 ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 次に、「長崎県国土強靭化地域計画（素案）」について、ご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 質問がないようですので、環境部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 2分 休憩 —

— 午後 2時 2分 再開 —

【西川委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、9月28日（月）は、午前10時から委員会を再開し、県民生活部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。
お疲れさまでした。

— 午後 2時 3分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成27年9月28日

自 午前10時 0分
至 午後 2時26分
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	西川 克己 君
副委員長(副会長)	吉村 洋 君
委 員 員	中山 功 君
"	溝口 芙美雄 君
"	渡辺 敏勝 君
"	徳永 達也 君
"	久野 哲 君
"	中村 和弥 君
"	松島 完 君
"	中島 浩介 君
"	大場 博文 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県民生活部長	辻 良子 君
県民生活部次長	小川 秀樹 君
県民協働課長	村井 正人 君
男女共同参画室長	吉野ゆき子 君
人権・同和対策課長	古瀬 達郎 君
交通・地域安全課長	久保 宗一 君
統計課長	金子 昌彦 君
生活衛生課長	本多 秀男 君

食品安全・
消費生活課長 大串 正文 君

土木部長	浅野 和広 君
土木部技監	田村 孝義 君
土木部政策監 (政策調整担当)	木村伸次郎 君
土木部次長	野口 浩 君
監理課長	馬場 直英 君
建設企画課長	田口 陽一 君
新幹線事業対策室長	有吉 正敏 君
都市計画課長	藤田 雅雄 君
道路建設課長	佐々 典明 君
道路維持課長	池田 正樹 君
港湾課長	近藤 薫 君
港湾課企画監	岩永 徹 君
河川課長	川内 俊英 君
砂防課長	後田 健一 君
建築課長	大場 光洋 君
住宅課長	亀山 茂 君
用地課長	岡本 均 君

6、審査の経過次のとおり

—午前10時 0分 開議—

【西川委員長】おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活部の審査を行います。

県民生活部は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

県民生活部長より総括説明をお願いいたします。

【辻県民生活部長】おはようございます。

今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の「県民生活部」をお開きください。

今回、ご報告いたしておりますのは、女性の活躍推進、人権尊重の社会づくりの推進、交通安全対策の推進、平成27年国勢調査の実施、夏期の食中毒の発生防止、食品の安全・安心確保に向けた施策の推進、長崎県総合計画の数値目標の達成状況、地方創生の推進、新たな総合計画の策定、国土強靭化地域計画の策定についてであり、内容については記載のとおりであります。

次に、環境生活委員会関係議案説明資料（追加1）の「県民生活部」をお開きください。

追加でご報告いたしておりますNPOと県とともに働くプロジェクトの内容につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願ひいたします。

【西川委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【村井県民協働課長】 それでは、私からは「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料について、ご説明いたします。

1ページ目をご覧願います。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に關し、市町並びに直接、間接の補助事業者に対し内示を行った補助金についての本年6月から8

月の実績は、資料記載のとおり、直接補助金、平成27年度地域における女性活躍推進事業補助金など、計2件となっております。

次に、2ページ目をご覧願います。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月に県議会議長にも同様の要望が行われたものは、平成28年度国政・県政に対する要望書の1件となっており、それに対する県の取り扱いは、資料記載のとおりであります。

次に、3ページ目をご覧願います。

附属機関等会議結果についての本年6月から8月の実績は、長崎県食品安全・安心委員会など、計5件となっており、その内容については、資料4ページから8ページに記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【西川委員長】 以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。陳情番号19、20、35です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことにします。

続きまして、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松島委員】 まず、今回、議案の説明資料の方にも夏期の食中毒の発生防止について、「夏期

一斉取締りを実施する」という説明が記載されておりますが、まず、県内の食中毒の発生状況をお聞きします。

【本多生活衛生課長】食中毒の発生状況ですけれども、今年度につきましては4件発生しております。長崎市も含めて4件ということでございます。

内容につきましては、カンピロバクターによる食中毒ということでございます。原因につきましては砂肝のお刺身、そういった鶏肉の加熱不十分、あるいは生食によるものが原因というふうに結論づけております。

【松島委員】 今年度とおっしゃったのは、4月からの約半年ですか。

【本多生活衛生課長】 4月以降ということでございます。

【松島委員】 おおよそ半年間で4件ということですが、昨年同期と比較したらどうですか。

【本多生活衛生課長】 昨年は、4月から9月までの間に2件発生しております。

中身につきましては、先ほど申し上げましたカンピロバクターと寄生虫によるものでございます。

【松島委員】 では、昨年1年間では何件、何名だったのでしょうか。

質問の意図は、食中毒が増えていないですかという質問です。

昨年度、どういう区切りをされるのかちょっとわかりませんが、今、4月から9月とおっしゃったので、1年間でどのくらいあったのか、そして、今期を踏まえて増えていないのかということです。

【本多生活衛生課長】 昨年1年間では7件の77名の食中毒でございました。昨年というのは1月から12月までの集計になります。

今年、平成27年は現在までに9件発生しております。患者数も昨年を上回る状況ということになっております。

【松島委員】 見えてきましたが、昨年は7件、77名と。そのカウントは1月からとおっしゃいましたね。平成27年は1月からのカウントで9件とおっしゃいました。平成27年においては8カ月程度で平成26年の1年間を上回るペースで食中毒が発生していますね、食中毒が増えていますね。

【本多生活衛生課長】 今年に入りまして、ノロウイルスの食中毒が年初、1月から2月までの間に4件発生しております。そういった関係で、昨年は1月、2月につきましては2件だったんですけども、その辺の数字が2件上乗せというふうな感じの計算になるのかなと考えております。

【松島委員】 もう2回はぐらかされましたけれども、食中毒は増えていないんですか。

【本多生活衛生課長】 増えているか、増えていないかという部分では、件数も2件多いですし、患者数も100名を超える数字に今年はなっておりますので、増えているというふうに見ることができると思いますけれども、この1件、2件の数字とか、70とか100ぐらいの数字のぶれというのは、例年と同じような状況ではないかなと考えております。

【松島委員】 では、平成26年が7件、77名ということですが、平成24年、平成25年はどうだったんですか。

【本多生活衛生課長】 平成24年でございますけれども、食中毒の発生件数は9件、平成25年が13件という数字になっております。（「人数は」と呼ぶ者あり）

人数は平成24年が153名、そして平成25年が

293名でございました。

【松島委員】 多いですね。昨年と今年の比較で非常に多いと思ったんですが、生活衛生課長の答弁によると、例年、大体そういう傾向とおっしゃいましたが、平成25年は300名近いんですね。これをゆゆしき事態と捉えてほしいと思っているんです。今年1月からのカウントでもう既に100名を超えていると。このことをゆゆしき事態と捉えてほしい。

説明資料に「夏期一斉取り締まりを実施しました」と書いてあった上で、もう100名を超えているので、より厳しい取組を考えていくべき。何でしょう、例えば100名切ったからいいとか、そういう次元じゃないんですけど、来年はねんりんピックじゃなかつたですか。問題提起は、国体後に緩ませてはいけないと、しっかりとゆゆしき事態ととらえて具体的な取組を強化してほしいと思っています。

このペースでいけば、平成25年の300名に迫る、もしくは超す勢いです。いや、大丈夫だよと言われればそれまでですが、しっかりと対策を打ってほしい。今ちゃんと言っておきます、伝えておきます。これが終わる頃になって増えていたとならないように、しっかりと取組を、できれば具体的に取組をしていただきたいと思います。いかがですか。

【本多生活衛生課長】 今、松島委員から、来年度はねんりんピックを控えているということをございます。確かにねんりんピックということを視野に、平成27年度の食品衛生監視指導計画の中では、ねんりんピック対策ということで、旅館、弁当調製施設といった特に直接関わるような施設につきましては重点的に今年度から監視計画を立てて実施することとしております。

具体的には、宿泊先や弁当調製業者が確定し

ますのは1月以降と聞いておりますので、早い時期に計画を立て、そして確定した時点で早速取りかかれるような形で準備をしてまいりたいと考えております。

【徳永委員】 関連になるかどうかわからないんですけども、食中毒は大変だと思いますので、今後ともしっかりと対応していただきたいと思います。

そういう中で、大もとは食品衛生協会ですか、これにいろいろ下部組織もありますよね。今、非常に会員が減っていると、未加入と。私の認識では、今までしっかりとした行政側の指導というものが組合を通して徹底できたものである、そういう意味での協会の組織の意義というものはあると理解しておりますけれども、昨今、未加入というか、会員数が非常に少ないという中で、例えばそういった安全衛生を徹底できるのかどうか。そして、そういうものが周知できなかったことによって事故を起こした場合に、ほかの方に大きな影響があるわけですよね。そういうところをどういう捉え方をされているのかお聞きいたします。

【本多生活衛生課長】 ただいま食中毒とか、そういうことも含めまして行政からの重要な伝達事項が伝わらないとか、衛生が徹底されないような状況が発生しないように、組合員とか、あるいは会員数の確保、こういったものが重要ではないかというご質問でございますけれども、食品衛生協会につきましては、1万6,000名の会員がいらっしゃいますけれども、加入率は90%を超えるというふうになっております。

また、そのほかに生活衛生同業組合といったものがございます。これは旅館、ホテル、理容、美容、といった生活衛生関係業の事業者の集まりでございますけれども、12ほどございます。

その12生活衛生同業組合の加入率につきましては、おっしゃるとおり年々減少しているのが実態ということでございます。

加入率が一番高いところで公衆浴場関係が75%、次がクリーニングや理容業、こういったところが40%とか41%になっています。そのほか低いところにつきましては10%台というところもあるやに聞いております。

そういった加入状況でございますので、国といたしましても、県といたしましても、加入率を上げることが組合員さん方の振興にもつながるし、相談にも乗ることができると。加入率が低いことによっていろんな食中毒の情報とかも伝わりにくくなるということも懸念されますので、保健所におきましては、新規営業者があつた場合には、加入についてこういった組合がありますけれども、組合に入るとメリットもございますということで説明をしているところでございます。

【徳永委員】 食品衛生協会は90%ですか。

【本多生活衛生課長】 食品衛生協会の加入率は90%を超えております。

【徳永委員】 もう一つの40%とかと言ったのは何の協会ですか。

【本多生活衛生課長】 同業組合ということで、例えば美容師さん方の美容生活衛生同業組合とか、理容師さん方の集まりである理容生活衛生同業組合、そのほかに飲食業の組合もございます。

【徳永委員】 その飲食業は何%ですか。

【本多生活衛生課長】 飲食業につきましては、加入率のパーセンテージをはじき出すことができない形になっております。なぜかといいますと…。

【徳永委員】 一番大きなところはそこなんです

よね。食中毒等は飲食関係ですから、恐らく飲食業は早い話が許可じゃなくても開業ができるということの理解なんでしょう、その数字が把握できないというのは。

【本多生活衛生課長】 食品衛生法上の許可を出す時に、旅館、ホテル、そして一般食堂、弁当、スナック、あるいは自動車営業とか、いろんな細かい分類で許可を出しますけれども、飲食業につきましては、旅館、ホテルも入っていらっしゃるかもしれないスナックも入っていらっしゃるかもしれないということで、なかなか母数がとらえることができない。実際に加入されている方は1,010名いらっしゃいます。母数は先ほど申し上げたところでいいますと大体4,000から5,000ぐらいということで推定はできますけれども、加入率でいいますと2割ぐらいということになろうかと思います。

【徳永委員】 現状から見てやっぱり少ないのでよね。生活衛生課長の方もその把握はされていると思います。このことが今後大きな問題になるのではないかなど。

というのが、やはり食べ物においては直に大きな問題になりますから、こういったところを協会の方、組合の方と連携をとっていただいてなるべくそういうものの、加入もそうでしようけれども、加入の義務がなければそういったところでのしっかりとした行政指導ができるような構築。一番いいのはちゃんとそういう方の把握がてきて、なおかつしっかりとそういう組合等に加入ということができればいいんでしょうけれども、なかなかそれが難しいのであれば、どういったことが今後できるのか、そしてまた、組合の連携をしてどういうものをやっていかなければならないのか、そういうところをちょっと聞かせてもらいたいんですけれども。

【本多生活衛生課長】組合と食品衛生協会の連携ということでございますけれども、その部分につきましては、食品衛生協会の加入率は高いけれども、組合の加入率は若干低いという状況でございます。具体的にどういうふうにしたらいいのか、検討させていただきたいと思います。

また、どういったことが支援として考えられるのかということでございますけれども、長崎県でも平成23年度から厚生労働省の生活衛生課長名で生活関係営業者に対する情報提供について通知があつておる、平成23年、平成24年、平成25年、平成26年と4年連続で出ております。こういったものにつきまして、内容は「組合への加入、未加入は関係営業者の任意だが、組合の機能、生活衛生法の趣旨、組合の活動内容等詳しく知らない新規開設者への情報提供を十分に行なうように」ということでございますので、そういう形で今努めているところでござります。

【徳永委員】唐突に質問したから、それはわかります。とにかく協会と組合との連携を取つていただいて、やはり食の安心・安全というのが一番大きな問題ですので、私もその組合の方たちからいろいろと意見を聞きます。正直言つて心配な部分もあるんだと。ちょっと行政の指導もどうなのかなということもありますので、もう一つ踏み込むじゃなくて、やはり責任がありますから事故がないように。先ほど松島委員が質問した内容ですけれども、事故がずっと毎年起きているわけですから、やはり事故がないようになるのが行政側の責務だと思いますから、どうぞしっかりとその辺の調査、そして連携をとっていただいて、そしてなるべく会員になってもらう。そしてまた、いろんな周知ができるよ

うな体制をとっていただきたいと、そういうことを要望して終わります。

【中村委員】この資料の中にもあるんですけれども、女性の活躍推進について質問させていただきます。

今日もこの県民生活部におかれましては、職員の皆さんたちを見ますと、この席にも非常に女性の方が多いわけでございますけれども、最近、いろんなところで女性の活躍が目立ってきております。

ここにながさきキラボス会議というのを開催したということが書いてあるんですけども、この中で各社の取組や環境の整備や施政に関わるという報告が入っていますけど、その会議の中で主な意見としてどういうことが出てきたのか、ちょっとご紹介をいただければと思います。

【吉野男女共同参画室長】キラボス会議の主な意見ということでのご質問でございますけれども、主な意見としましては、「行政の方でも企業への支援をもっとやってほしい」というご意見でございますとか、「女性活躍推進には企業側のトップの意識を変えていくようなことが必要である」というようなご意見をいただいております。

【中村委員】私もいろんな会社に行った時に、多くの女性の方たちが幹部にいるところがあるんだけれども、その方に部下がおりますよね。その部下たちにたまに話を聞きますと、やっぱり男性と違つてきめ細かい配慮をしていただく部分があると。ただししかし、仕事上の面ではやはり決断力に欠ける部分もあるんじゃないかなという話も聞いたことがあるんですよ。

そういう意味で、これから女性幹部の職員の皆さんたちが増えていき、そしてまた女性を代表とする会社も増えていくと思うんだけれども、

把握されているかどうかわからないけれども、わかる範囲でいいから、県内で女性の方が代表を務めている会社はどのくらいありますか。

【吉野男女共同参画室長】先日出でいました帝國データバンクの資料によりますと、長崎県の女性の社長の比率は8.1%ということになっております。（「パーセンテージですか」と呼ぶ者あり）はい、パーセントになっています。（「何社中ですか」と呼ぶ者あり）何社という部分はこちらの方には出ておりません。

【中村委員】県民生活部長、実を言うと、県内でどれだけの会社が女性を代表としているのか。もちろんいろんな職種がありまして、全てにわたって調査をかけるというのは難しいと思うんだけども。ただ、女性が代表をしている会社がどのくらいあるのか。例えばそういうところを1回把握していただいて、できれば部長として、またほかの幹部職員の方たちと一緒に、ぜひ訪問をしていただきたいと私は思うんです。

そうしないと、女性の方が本気になって一つの会社を受け持つてやっていくというのは、かなりしんどいことなんですよ。ただしかし、もともとの代表は旦那さんであったりとか、父親であったりとか、そういう会社を引き継がれた方というのも結構いますけれども、独自で自分たちで切り出して新しい会社を発足して切り盛りしているという方がかなりいらっしゃいます。

だから、そういう方をぜひ訪問していただいて、どういうところに女性が代表をしていることでいいところがあるのかとか、そういうものを調べていただいて、ぜひそういうことを前提としたいろんな会議、協議会を持っていただきたいと思うんです。やっぱり実例を示していくだかないと、今の若い女性の方たちが、いかにして自分で仕事をつくっていくのかというのも、

これは一つのあれになると思うんですね。ぜひそういうことをやっていただきたいと思うんだけども、どうですか、そういうことに関して。

【辻県民生活部長】ただいま中村委員の方からご提案いただきました件につきましては、これまで商工会議所連合会の女性部会の会長さんや、何名かの方にはお会いしたことはございますが、女性の経営者という視点で、お話を聞いたということはございませんので、今後、ご提案を参考に皆様のご意見を伺いたいと思っております。

【中村委員】商工会や商工会議所には女性部会がありますよね。私たちもいろんな場所でそういう方たちと食事をしたり、いろんな話をするけども。

ただ、そういう中で、もちろん自分の旦那が社長であり、その奥さんとして商工会の女性部、商工会議所の女性部とかに入っている方もいらっしゃるし、代表として入っている方もいらっしゃるので、その辺は各商工会議所、商工会に聞いたら代表をされている方はわかると思います。まずそこから切り出してもらって、何らかの形で、できればそういう代表を務める方たちを一堂に集めていただいてやるとか。多分今までやられたことはあると思うんです。ただししかし、どれだけの職種の中でやられたかというのがわからないけれども、そういうところをぜひ実施をしていただきたいと私は思うんです。

先ほど私が言ったように、女性というのは男性と違ってきめ細やかな部分をかなりわかっていらっしゃるから、職員にとって非常にいい部分が出てくると思うんです。実際子育てをやっている方たちが従業員としては多いわけだから、そういうところも理解をしていただける部分がかなり出てくるんじゃないかなと思ってい

ます。

もちろん男性の産休とか、女性の産休も含めて、いろんな意味で今各企業に広げていますから、そういうところも含めてかなりの勉強、知識ができるんじゃないかなと思っていますので、ぜひ率先してやっていただきたいと思うんです。

一つだけ聞きたいんですけども、ここ県民生活部にかなりの女性の方がいらっしゃいますよね。そういう中で、現在の職員の皆さん、男性職員の皆さん、以前からしたらどういう感じを持たれていますか。ちょっと誰か代表で言ってくれませんか、率直な意見を。

【小川県民生活部次長】私の個人的な意見でよろしゅうございますでしょうか。世の中の流れという中で感じていますのは、いつの間にか女性が活躍できる社会になってきているのかなと。特に県民生活部では、部長をはじめ、女性が管理職等で活躍している場面もございますので、特に県民生活部に参りまして、女性がどうだから、男性がどうだからという違和感はもう全くないような感じがいたしております。

現に民間でもそういう部分はかなりなくなっているのではないかなど。逆に言えば、まちづくりに関しても「若者、よそ者、ばか者」とよく言われますけれども、私はこれに女性が引っ張っていく部分が多いのかなというふうな感じがしていますので、正直言いまして、女性だからという違和感はあんまり持っていないという感じでございます。

【中村委員】最近、テレビを見ていたら、もともと結婚していた夫婦が離婚をして、その離婚をした奥さんが旦那さんの上司になって同じ会社に戻ってきたというような話があつていましたけど、そういうこともあり得るのかな、そういう時代になってきたのかなと思っています。

だけれども。今、次長が言われたように、職場の中に女性がたくさんいて、その女性たちとともに力を合わせていって、県民のためにいろんな方策を立てて、それを施行していくというのは一つの大きな力になってくると思うので、後ろにいらっしゃる女性の方たち、ぜひ自分たちの考えを率直に出されて活動を大きく持つていていただきたいと思います。

今後、県の職員の中に女性の幹部職員が多くなってくると思うんだけれども、一つだけ聞いていいですか。県民生活部長、今、県庁内で幹部職員になっている女性職員は何人ぐらいいらっしゃいますか。わかりますか。

【辻県民生活部長】部長級が2名、課長級が16名、補佐級が81名、係長が260名ということで、従前に比べまして大幅に多くなっております。特に今、今後幹部職員になるであろう補佐級、係長級の女性登用というのが進んでいるというふうに認識しております。

【中村委員】やっぱりすごいですね。それだけ幹部職員に女性の方が増えてきたということは、かなり率が高くなつたなと思っています。

逆に考えれば、家でも奥さんの尻に敷かれ、また仕事場でも敷かれと、そういうことも出でこないとは限りませんので、ぜひそういうところも含めながら、今後とも女性幹部職員の活躍をご期待申し上げたいと思っております。

ぜひ部長、女性の方たちが、幹部職員が働きやすいように、そしてまた、自分たちの考えを率直に出せるような環境に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【中山委員】女性の活躍推進についてということで、今、中村委員から適切な意見がありましたし、女性に活躍してほしいと思います。昔も

今も女性は活躍していると私は認識しています。家庭でも企業でもそうですし、農業でも漁業でも女性が活躍しているし、そういう人をたくさん見ているわけであります。

私の感じとしては、企業に勤めることが女性が活躍するというふうなイメージを非常に強く持ってきているような感じもするわけありますが、そういう中で女性の活躍ということについて、どういうことが今まで以上の女性の活躍ということになるのか、その辺がよくわからぬいんです。

例えば、今言われたように管理職の比率を上げたらどうだとか、そういう数字的な問題であるんだけれども、そうじゃなくて、今も女性は頑張っているけれども、どういう活躍を望んでいるのか、その辺がよく見えてこないので、基本的なことを少し教えてくれませんか。

【吉野男女共同参画室長】女性の活躍が最近言われておりますところは、人口減少社会で生産年齢人口等がどんどん急減していくという中で、労働力としての女性の活用というのもあるんですけど、グローバル化していく社会の中でも多様性というか、いろんなニーズに対応していくためには、今までの男性だけの視点ではなくて、女性とか、女性だけではないんですが、少數派のいろんな意見、ニーズを取り入れることで企業の活動も強くなっていく、いろんなサービスを提供できることで社会の地域活性化にもつながっていくということで、今、女性の活躍というのがすごく注目されているのかなと思っています。

単に登用の数値だけではないんですけども、活動の成果の指標として見えやすいのかなというところでよく登用率のことを問題にされてくるんですけども、実際はいろんな場面で女性

が意見を言えるような、今は男性で決定していくような場面が多いという中で、女性がもっとそういう場に入る人数を増やしていくとか、地域においてももっと女性が意見を言えるような場面を増やしていくということが必要なのかなということで今取り組んでいるところです。

【中山委員】私の母親のことで申しわけないですけれども、87歳になりますが、暇さえあれば朝から晩まで働いています。私が子どもの時から、これはもう習性ですね。

女性は、やはり基本的に暇があったら何か仕事をしておくという習性があるんじゃないかなと思うんです。それからすれば、女性はそれぞれに活躍していると私は思っているんです。

そういう中で、企業でどう活躍するかということで、今、女性の声がなかなか通りにくいという話がありましたよね。ただ、企業では基本的に男性の声も通らないんですよ。そんなに誰でも彼でも社長にぽんぽん物を言える人はおりませんよ。その辺を男性と比較するけれども、もう少し冷静に見てもらわなければいかんけれども、日本の企業というのは、小企業、中小企業となると、なかなかその辺が難しい。はっきり意見を言うと、それならお前は首にしろと、こう言われるのだから。

その辺が問題としてあるし、特に私は県庁職員の中で、いろいろ県民の声を直接伝える時に女性職員はなかなか難しいんですよ。幅が狭いというか、言われたことについては確かにきちんと対応するんだけども、物事はそれだけでは済まないんですよね。その辺の考え方というか、やはり女性自身の意識改革が基本的にそこには限ります、企業での受け入れはなかなか難しいと思うんです。

特に今は、女性が勤めていれば非常にストレ

スがたまって、頭がはげたり、たばこを吸ったり、酒を飲んだり、そういう女性が一方では増えてきているんですよ。その辺を私は心配するんですよね。特に経営者で、女性のメリットとか能力とか要らないというか、重要性を知らない経営者なんておらんですよ、基本的には。できれば女性を登用したいという経営者が、女性、あるいは男性もそうだと思うんですよ。そういう経営者でなければやっていけませんよ、今からの経営というのは。

そうすると、女性を活躍させるためには女性自身の問題が根底にあると私は思いますし、それとあわせて、農業でも漁業でも、今細々とやっているのは奥さんがしっかり頑張ってくれているところが残っているんですよ、はっきり言って。1次産業でお父さんが魚を獲ってくる、それを加工して売るというのはやっぱり女性の力なんですよ。農業もしかりなんですよ。直売店なんかは女性の力なんですよ。

私が言いたいのは、長い歴史上それで日本はやってきているんだけれども、企業に女性を登用するなら、義務教育から高等教育から含めて、もう少しその辺をきちんとやっていかなければ、これだけではなかなか難しいですよ。

逆に言えば、女性を登用することによって女性自身が苦しむんですよ。そういうケースもあるし、そういう意味からしまして、これ自体については異議ないすけれども、特にそういう意味で企業進出においては、やはりその辺の土台づくりをきちんと、念には念を押してやつた方が女性がますます働きやすい環境になってくるし、女性自身の力で勝ち上がっていくような、そういうたくましい女性をつくっていくことが長崎県のためになると思いますので、ぜひ参考意見として聞いていただければということで、

これは要望としておきたいと思います。

【大場委員】先ほど松島委員から食中毒についての質問もありましたけれども、それに関連して民泊について、前回の6月定例会でも聞かせていただきました。食中毒発生防止に向けて、その後、何か取組はされましたでしょうか。

【本多生活衛生課長】グリーンツーリズム関係の食中毒防止対策ということでございますけれども、改めて今年7月28日、県内農林主管部課長会議が長崎市で開催されました。

それと、8月27日にグリーンツーリズム民泊市町推進団体会議を長崎市内で開催しております。そういう機会を捉えて、事故防止対策について再度確認をさせていただいて、お願いもいたしました。

また、これは農林漁業体験民泊推進方針の中にもしっかりと書いていることでございますので、講習会はいつしたのかとか、あるいは誰が責任者なのかとか、そういった確認する方法も次年度から実施したいと考えております。

【大場委員】ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

民間というか、それも個々の、さっきあったいろんな協会、団体ではない個人相手ですので非常に大変かと思いますけれども、その辺はやはり修学旅行、また旅行者を受け入れる観点としては大変重要な部分だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

民泊に関連してもう一つ。今、規制緩和がありまして、民泊ということで、本県は私もまだ調べていないんですが、他県、特に都市圏においては民泊というのが一つのビジネスモデルとなって、要は空きアパート、空きマンションのオーナーがその民泊申請をして、そこを海外旅行者に部屋を貸し出すという事例がもう都市部

では起きております。

そこで、私もいろいろお聞きしたところ問題が1つ出てきていると。いわば外国人の方の生活習慣、環境の違いによって、そこにもともと住んでいる住民とのトラブルがあるのが、1つはごみ問題と言われるんです。宿泊後のごみの出し方というか、オーナーに対する指導も徹底していない関係上、泊まった時にそのまま莫大な量を放棄してしまうと。そういうトラブルが今出ているということがその民泊でちょっと挙がっているんですが、本県についてはどうですか。いろんな企業であるとか、そういったことで民泊申請をされて、アパート、マンションの部屋を貸し出した場合、そういう事例というのは出ていますか。

【本多生活衛生課長】世界中で空き家を利用した宿泊をネットで利用するというはあるようでございますけれども、長崎県内でもそういう施設はあると聞いております。

長崎市の方に確認しましたところ、旅館業の許可を出してあるところもあるんだそうです。ごみにつきましては、初めてお聞きすることで、今後研究してみたいと思います。

【大場委員】私もちょっとしたニュースで聞いて、関係事業者とか、許可の方から、今、民泊はこういうふうになっているということですね。以前はいろんな補償関係だったけれども、今度は新しくそういう問題が出てきていると。

長崎でも今度、世界遺産を含めて、さっき言いました海外の旅行者というのは、ネットでそういうLINEなどのつながりがありまして、ここは安く泊まれたとか、こういうところがよかったですとか、非常に情報を持っていらっしゃいまして、特に安く泊まりたいと。そういうところの情報があったらそこに集中するような傾向

があるそうです。

ただ、私のところに聞こえてきたのが、近隣国（韓国）のそういった方が大量にそこに入って大量的ごみを放棄して出していくと。そのもともとの住民、近隣の方々とトラブルが起きているという関係がありますので、その辺は今長崎ではまだないということでしたが、少し頭に入れておいていただけませんでしょうか。恐らく長崎の場合もそういった形で出てくる可能性があるのかなということでございますので、ぜひ注視して見ていただければと思います。

【西川委員長】何かコメントはありますか。

【辻県民生活部長】インターネットを通じて宿泊者を募集する一般住宅や別荘等を活用した民泊サービスにつきましては、現在、国の方でも実態の把握を行った上で旅館、ホテルとの競争という点も含め、幅広い観点から検討しているということは聞いております。

先ほどのごみの問題につきましては、私もメディアを通じて知ったところではございますが、長崎県ではまだそういう話を聞いたことはありません。

大場委員おっしゃるように、この件については注視してまいりたいと考えております。

【渡辺委員】まず、ちょっと単純なことでお尋ねしますが、これを見て横文字が多いなと思ったのが率直な感想で、人権尊重の「ファシリテーター」というのはどういう意味かちょっとよくわからないんです。

そして、ながさきキラボス会議の「キラボス」というのはどういう意味ですか。

【古瀬人権・同和対策課長】まず、ファシリテーターの意味でございますが、ファシリテーターと申しますのは、通常研修会、学習会、講演会をする時の講師ということでお考えいただけ

ればと思います。

そういった研修会や学習会の中においても、特に講義中心と申しますか、知識詰め込み中心の学習会ということではなくて、体験学習と申しますか、研修会場を一つの仮想社会と見立てまして、そこで課題を与えて、参加者が自ら皆さんと協議、体験しながら、その課題の解決に向けて研修をしていくということで、講師の中でもそういった体験学習を主に講義ができる人材をファシリテーターという言い方で呼んでおります。

【吉野男女共同参画室長】ながさきキラボス会議についてですが、「キラボス」につきましてはキラッと光るボスとか、女性をキラリと光らせるボスという意味合いでつけております。

【渡辺委員】キラッと光るボスだからキラボスですか。現代人の若い人が短縮して言っているような感じですね。

先ほど言いましたファシリテーターというのは、要するに人権のリーダーの養成のことでしょう。できるだけわかりやすい表現にしてもらいたいんです。毎回私は言っているんだけれども、横文字を使えば格好いいと思っているだらうけれども、しかし、それを県民がどれだけ理解するかといったらなかなか理解できないですよ。まず、その辺はもう少し、あなたたちが満足する表現じゃなくて、県民がわかるような表現にするようにしてください。ここは日本の国よ。

それと、女性の活躍推進でいろいろ意見が出ていますが、やはり女性がいろんな分野で活躍するのは私も大事だと思っているんですけども、ここの中核をなすのは県民生活部なのでしょうか。例えば「大浦お慶プロジェクト」というのは産業労働部が担当しているんでしょう。

違うんですか、県民生活部ですか。（「県民生活部です」と呼ぶ者あり）それは要するに起業家に向けてのあれでしょう。

【吉野男女共同参画室長】「大浦お慶プロジェクト」は、起業だけではなく、地域活性化に結びつくような地域の女性の活動に対する支援ということで組んでおりました。

【渡辺委員】わかりました。

そうしたら、この女性の意識を向上させるために教育委員会とはどのような連携をとられていますか。

【吉野男女共同参画室長】教育庁との連携ということなんですけれども、具体的に事業でということではないんですが、県の男女共同参画基本計画の中では、子どもの時からの男女共同参画の推進という中で、教育委員会の方にはキャリア教育でございますとか、職業教育ということでの意識醸成ということで取り組むことをお願いしているところです。

【渡辺委員】では、このながさき女性活躍推進会議の構成員のメンバーは、例えばその後に出てくる男性リーダーの視点からながさきキラボス会議を開いたわけでしょう。男性リーダーというのはどういう人を指すのかわからないんだけど、例えばボランティア団体の取りまとめをする人たちなのか、そのキラボス会議の男性リーダーというのはどういう人たちですか。

それと、ながさき女性活躍推進会議の中にそういった企業の代表者の皆さんとか、キラボス会議に出てるメンバーとか、教育委員会とか、どういう人たちが入ってこのながさき女性活躍推進会議というのを構成しているんですか。

【吉野男女共同参画室長】まず、キラボス会議についてでございますけれども、キラボス会議は発信力のある男性リーダーを集めたというこ

とで、人數的には今のところ5名ということにしておりまして、これは民間の企業の方にお願いしております。

九州教具の社長でございますとか、文化放送の取締役の方でございますとか、星野建設という建設会社の方等を含めた5名ということで構成しております。

ながさき女性活躍推進会議ですけれども、代表を2人据えておりまして、あと構成として企画委員会と顧問という形がございます。顧問の方に行政として県と市町と労働局が入っておりまして、企画委員会の方に経済団体や企業、それから大学が入っています。

【渡辺委員】 そうしたら、長崎県全体の女性の活躍を推進する会議体としては、ながさき女性活躍推進会議がその中核を担っているんだと理解しておいていいんですか。

【吉野男女共同参画室長】 昨年立ち上げた女性活躍推進会議の方でやっていきたいと考えております。

【渡辺委員】 そうしたら、この推進会議のメンバーが何人ぐらいで、経営者団体やNPO団体の代表、労働界といった分野で分かれているんだろうと思うけれども、それらの分野で何人ずつぐらいかわかりますか。メンバーがわかれば資料を出してもらえませんか。

【西川委員長】 後で全部資料を出せますか。今すぐは出せないでしょう。

【吉野男女共同参画室長】 コピーをしますので少し時間をください。

【西川委員長】 わかりました。

そうしたら、渡辺委員、後からでいいですか。

【渡辺委員】 今度は交通安全対策の関係で質問をさせていただきます。

今、交通安全週間を高齢者と子どもの対策を

中心としてやっているんですが、この交通安全の推進について、県民生活部の方が県警や学校関係機関とか、そういう安全対策を推進する上での推進機構というか、あるいは会議というか、そういうのは定期的に開かれているんですか。

【久保交通・地域安全課長】 委員ご質問の件ですけれども、交通安全対策を推進する組織としまして、長崎県の交通安全推進県民協議会というのがございます。この中に県警を含めて教育庁、各事業所、団体など119の団体が構成員となって協議会を組織しております、ここでいろいろな交通安全対策を進めているという状況でございます。

【渡辺委員】 交通安全週間になれば、地域に交通安全週間ですよというのぼりを立てたりしていますね。ああいう地域の団体の人もおるわけでしょう。自治会が中心なのか、どういう団体になるのか知らないんですけど、そこら辺にチラシを配ったりしているでしょう。その中核は、県民生活部が主導でしているということで理解していいんですか。

【久保交通・地域安全課長】 ただいま申し上げました推進協議会の事務局は交通・地域安全課が持っております、交通安全運動につきましては、今、年4回やっているような状況で、それの実施要綱等については、その幹事会の会議をその都度開催をして、いろいろな取組要領等について決定をして進めているという状況でございます。

【渡辺委員】 今からいよいよ高齢化がどんどん進んでいく中で、死亡者の中に高齢者の占める割合が半分以上ですよね。この辺についても県警と、あるいは福祉の関係の長寿社会課か何か知らんけれども、そこら辺も含めてみんなでやっているということで理解しておいてよければ

次の質問に入ります。それでいいですか。

【久保交通・地域安全課長】 今、委員おっしゃいました高齢者の交通事故防止というのは非常に重要な課題と受け止めておりまして、先ほど言った協議会を含めて関係機関、行政内部を含めて連携をしながら、総合的に取り組んでいるということでご理解いただいて結構でございます。

【渡辺委員】 わかりました。

次に、国勢調査の関係でお尋ねします。

今回からパソコンで事前登録というのか、インターネットで申請をするようになったでしょう。それはもう既に何パーセントか、国全体の目標からすればちょっと上回ったと聞いているんですけど、長崎県のパーセンテージを示してください。

【金子統計課長】 今回の国勢調査から、パソコンやスマートフォンで、オンラインで回答ができるようになりました。

それで、9月10日から20日までオンラインの回答の期間でございましたが、長崎県では18万2,541世帯がパソコン、スマートフォンによるオンラインで回答をしております。

これにつきましては、調査した後、全体の世帯数が出ますのでまだ世帯数は確定しておりませんが、参考に平成22年、前回の世帯数でみますと、その占める割合は32.7%となっております。

【渡辺委員】 そしたら、例えば自分はインターネットを持っているけれども、うちのおふくろが離れて一人暮らしをしていて寝たきりだからできないといったところも、息子がしようと思えばできるんですか。

【金子統計課長】 各世帯にインターネットに接続するIDとパスワードが配られております。

それをもとにすると、息子さんがお母さんの分も回答することは可能でございます。

【渡辺委員】 そしたら、今回のこのオンライン、今から書類調査に入ってくるわけでしょう。県下で調査員の人たちは何人ぐらいで調査するようになっているわけですか。

【金子統計課長】 長崎県内で約8,000の方が調査員になっていただいております。

【渡辺委員】 そしたら、5年前と比べてこの8,000人というのは多いんですか、少ないんですか。

【西川委員長】 休憩します。

— 午前11時 3分 休憩 —

— 午前11時 5分 再開 —

【西川委員長】 再開します。

【渡辺委員】 ながさき女性活躍推進会議の企画委員会のメンバー、代表は商工会議所の会長と2人体制になっているんですか。井石さんが女性ですけど、この中でも女性は伊東昌子さんしかおらんわけでしょう。もう少し企業で頑張っている女性、あるいは職場で頑張っている人たちが委員としてなぜ入らないんですか。

それと、労働界の連合長崎からなぜ入れていないんですか。働く人たちの声をあなたたちも聞かなければね。そういうのを幅広くいろいろ聞いた上でしなければいかんと思う。その辺の考え方について意見を聞かせてください。

【吉野男女共同参画室長】 まず、企画委員のメンバーでございますけれども、経済団体や企業のトップ、代表者ということで選ばせていただいておりますので、自然と男性の方が多くはなってますが、そういう男性のトップの方々に女性の活躍という動きのことを理解していただくという意味もございますので、今、企画委

員会はこういう形で構成をしているところです。

ワーキンググループが下にありますが、少し若い世代の方が女性の活躍の取組について話し合う場なんですが、そちらの方には女性と男性と入れた形でやっております。

それと、労働組合を入れていないということですが、今回は、まず企業のトップ、経済団体のトップの方に理解していただかないと女性の活躍が進んでいかないということでこういう構成にしております。

【渡辺委員】このトップの人たちは、自分たちの会社の中にそれぞれ活躍している女性の人たちがおると思うよね、自分の会社の中に。そういう人たちを呼んで、具体的にあなたたちが活躍する場合において何が弊害なのか、何が足りないのか、行政的に何をしてほしいのか、そういうのを具体的にこういうトップの人じやなくて、その企業の中にいる…。ワーキンググループの中にそういうグループがあるんですか。ワーキンググループはどういう人たちがいるんですか。そのメンバーがわかりますか。

【吉野男女共同参画室長】ワーキンググループは、比較的意見をしっかり言える年代の方で男女半々で選んでおりますけれども、例えば三菱重工業（株）とか、九州電力（株）、（株）イシマル、（株）浜屋百貨店、（株）親和銀行、損保ジャパン日本興和（株）などを選んでおりまして、あと経済団体の方から職員の方を派遣していただき、また、県の方からも参加しているという状態で、主に15名程度で今やっております。

【渡辺委員】具体的に女性が活躍する場をいかに提供していくかとなれば、今日の資料にあるながさき女性活躍推進会議という会議体は、この企画委員会のメンバーが推進会議のメンバー

と思っていいんですか。

要するに推進会議というのは、ながさき女性活躍推進会議の会議をしますよと言ったら、この代表と企画委員会のメンバーの会議なんですか。ここを確認させてください。

【吉野男女共同参画室長】中心のメンバーは代表と企画委員会ということにはなりますけれども、実際にはその実働部隊ということでワーキンググループの方が活動をして、下の方にあります会員を募っておりまして、県全体で会員数を増やして、そういう企業を増やしていくことで女性の活躍を広げていくという体制をとっています。

広くは全部なんですけれども、その中のコアな中核というのが代表と企画委員会ということになります。企画委員会がワーキンググループ等で話し合った内容等を見て、最終的な意思決定で取り組んでいくということにしております。

【渡辺委員】それは具体的にはこのワーキンググループが実際に会議をしているわけですか。要するにここの企画委員会はワーキンググループで挙がってきたのを承認するような感じになっているんですか。

このワーキンググループの15名のメンバーも教えてください、どういう団体が入っているのか。

【西川委員長】休憩します。

— 午前11時10分 休憩 —

— 午前11時11分 再開 —

【西川委員長】再開します

【中山委員】先ほど男女共同参画室長の言質をとるわけじゃないけれども、先ほど私が聞こえたのは、企画委員の中に商工会連合会の会長さんとかいろいろあってるけれども、「この

人たちに女性の活躍を理解してもらう」と、こういう表現があったんだけれども、うがった見方をすればこの人たちは理解していないんだというようにとられかねないなと思ったんです。それで私が聞いたのは、活躍というは何を言うのかということを明確にしておかなければ、そういうふうにとられる可能性があるので、ぜひ誤解されないように今後は考えて発言した方がいいんじゃないかということで、気付いたものですからちょっとお話をさせていただきたいと思います。

【西川委員長】さっきの統計課が出ましたか。

【金子統計課長】前回の調査員の数でございますが、8,445名でございます。

【渡辺委員】 そうしたら、今回の場合は1人当たりの調査員の受け持ち数が減ってくるわけよね。32%ぐらいがもう既にインターネットでしているわけでしょう。そうしたら、この調査員に対する報酬というのは1件当たり幾らになっているんですか。それとも1人当たり幾らとなっているんですか。

【金子統計課長】 平均的な報酬額でございますが、1調査区、大体世帯が50世帯ぐらいになりますけど、それを受け持つ調査員は3万8,530円ということになっております。

【渡辺委員】 そうしたら、1件当たりに幾らという報酬をやっているんですか。それとも1人当たりのげたを履かせて基礎額を決めておいて、その上に1件当たり幾らとしているんですか。どっちですか。

【金子統計課長】 1件当たりといいますか、その方の受け持つ調査区を1つ設定しまして、その1つの調査区が約50世帯になりますけど、それを受け持った調査員の方が3万8,530円報酬を得るという形です。

【渡辺委員】 だから、前回と比べたら3割はもう既に回答しているんだから、調査員の人たちはそこに回る必要はないわけでしょう。その報酬のやり方はそれでいいんですか。

【金子統計課長】 まず、インターネットで回答するために調査員の方々は各世帯を回りまして、そのID、パスワード等をお配りしまして、こういうインターネットの調査が始まるというご説明をして各世帯を訪問しております。

そして、その後、インターネットで答えたところにはもう紙の調査票は配らなくていいんですが、一応調査員の方は全世帯回るようになっております。

【渡辺委員】 わかりました。

【西川委員長】 休憩します。

— 午前11時15分 休憩 —

— 午前11時16分 再開 —

【西川委員長】 再開します。

【溝口委員】 国勢調査のことですけれども、先ほど50世帯を一応基準にしているということですが、その範囲をどのように決めているのか。ちょっと苦情が入ってきているので、その辺について県の方でそれは決めているんですか、国の方で決めているんですか。

【金子統計課長】 まず、市町村の方で調査区というのを昨年からずっと協議しながら設定をして、1つの調査区を地図上でも設定をしていって決めているような状況です。

【溝口委員】 市町で決めているんですね。そしたら県の方に言っても一緒ですね。

ちょっと苦情が入ったのが、自分の町内50軒近くを回るならいいんですけども、町をまたがって違うところまで、ものすごく遠いところを、特に車を運転できない年とった人たちが歩

いていかないといけないという事情があるということです。ぜひそれは考えていただきたいと。できる限り町内の近いところを50軒なら50軒としていただければ、進んでその調査員になりますけど、今回受けたけど、遠いんですよねと、そういう苦情が何人からか入りましたので、その辺については市町の方とよく話し合いをしていただければと思っています。よろしくお願ひいたします。

【金子統計課長】具体的にそういうお話がありましたら、私どもの方も市町に確認したいと思います。

【久野委員】先ほどから女性問題等いろいろとあっておりますが、大浦お慶プロジェクトができたのは平成22年ぐらいからですか。この大浦お慶プロジェクトの活躍というのは今どういうことをされているのか、ちょっと気になってきます。

前も委員会かなんかで一緒にお話もさせていただいて、大変な活躍をされているなと思うんですけども、現状、どういう活動をなされているのか、ちょっと教えていただければと思います。

【吉野男女共同参画室長】大浦お慶プロジェクトで活躍されている状況ということですけれども、団体として今まで15団体をプロジェクトチャレンジ事業の方で支援をしてまいりました。

その中で、特に活躍しておりますのは、県産の真珠やサンゴを使ったアクセサリーを売っている「ナガサキ・マジエンタ100」は、アミュプラザの方での販売等もしておりますし、継続しています。ほかの団体につきましても、大なり小なりの形で活動を継続しているところです。

また、こういう団体で支援をさせていただい

た中で、代表の方とかが県の審議会等の委員のメンバーになっていただいて、いろんなご意見等をいただくような場面に参加をしていただいているという状況になっています。

【久野委員】長崎の大浦お慶というのは仕事を持しながら、あるいは家庭を持ちながらこういうような活動をなされていると。これは本当に県内の女性の代表的な、見本みたいな活躍というか、これをずっとされているんですけれども、こういう皆さん方の活動ぶりが、結局は長崎県にこういうグループがあるんだと、県民の女性の皆さん方が本当にそこまで知ってるかなと言えば恐らく、私はこういうふうに関係があるのでわかるんですけども、そこあたりをもつと、県内の女性の皆さん方にいろいろな講座とかをやられると思いますけれども、そこまでまだ徹底されていないと思うんですね。

だから、女性が仕事を持しながらも、家庭を持ちながらもこういう活動をやっているんだということを、もっともっと広げていただければ、このようなグループがもっともっとできると思うんですね。そこがちょっと足りないんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

【吉野男女共同参画室長】失礼しました。先ほどのご質問を私がちょっと勘違いして、プロジェクトチャレンジ事業の支援団体のご説明をさせていただいたんですけども、多分委員が今おっしゃられているのは、「女性力で長崎を活性化会議」という10名のお慶メンバーの方のご質問だったと思います。すみません。

その方々は、今、活動をそれぞれ活発にされているんですが、県の総合計画の審議会とか、そういうところにも委員としてご活躍いただけておりますし、男女共同参画室の方でもホームページ等で情報発信させていただいている

と、またいろいろなイベント等での司会をしていただいたりとか、講演をしていただいたりということで、いろいろご活躍をいただいているところです。

引き続き情報発信の方はさせていただきたいと思っております。

【久野委員】 わかりました。

それから、先ほどからながさき女性活躍推進会議のメンバーのことでいろいろ話がっていきますけど、私はここあたりもこの企画委員会のメンバーに、こういう県内のグループの代表が入ったらよかったですといつも思っているんですけども、そのあたりはどうなんですか。

こういうグループの中に代表として大浦お慶の女性を入れ込むとかすれば、現場の生の声をどんどんこういう場で出せるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

【吉野男女共同参画室長】 このながさき女性活躍推進会議の企画委員のメンバーでございますけれども、一応経済団体の代表の方等を入れていますのは、その経済団体の会員傘下の企業等にこういう動きなどを情報発信していくということと、お願いをしていくという意味でこういう代表の方を入れているという状況でございます。

【久野委員】 わかりました。

今度は交通事故の関係です。高齢者、6割の交通死亡事故というようなことで、お年寄りの皆さん方の死亡事故が発生をしているところでありますけれども、この事故の内容というのはお互いに警察との連携をとりながら、県民生活部としてどのような対策をされているのかお尋ねします。

【久保交通・地域安全課長】 まず、県警との連携につきましては、それぞれ情報を共有してお

ります。事故が発生した時のいろいろな形態もろもろ、県と県警で情報共有しておりますし、県の対策としまして、それらを受けまして先ほど渡辺委員の質問の中であった県民協議会という大きな組織がありますので、職域とか地域でそういう対策をとっていただくように協力要請等をしたり、あと、各種ボランティアとも連携をしておりまして、例えば交通安全母の会とか、そういう方たちの協力をいただきながら、タイムリーな対策をとっているような状況でございます。

【久野委員】 朝の通勤時等には、本当に町内のボランティアの皆さん方、交通指導員の皆さん方、あるいはまた警察を含めてずっと各横断歩道なんかにも立っておられます。

そういうことで、こういう時の事故というのはあんまりないと思うんですね。それぞれきちんと保護者の皆さん、ボランティアの皆さん方、警察の皆さん方がやっているわけですから。

しかし、一旦通勤時間が終わった後というのはほとんど信号機だけですね。特に夜とか暗い時には、反射材をやっておるというようなことなんですけれども、この反射材というのは大体利用価値はやっぱりあるんですか。これはどれくらいの大きさなんですか。

【久保交通・地域安全課長】 反射材の着用促進について申しますと、今、いろいろな種類の反射材を啓発をしながらお配りをしています。たすきのようなものもあれば、手首にするようなバンド形式のもの、ほかに発光式のライトを点滅させるようなもの、夜間に運転者に自分の身を知らせることで事故防止につなげるようないろいろな反射材的なものを着用促進しています。大きさはまちまちで、いろいろな用品を配って

啓発を進めているという実態でございます。

【久野委員】何らかの対策をしながらしていかないと、お年寄りの死亡事故というのはなかなか減らないと思うんですね。ですから、これはぜひひとついろんな対策を講じて、事故がどういうところで発生するのか、そういうところにはどういう対策をしたらいいのか。あるいはまた先ほど申し上げたように、反射材あたりもどんどんやると。私がいつも思うのは、黄色いチヨッキをお年寄りの皆さん方にやりなさいよというぐらい言いたいんですけども、外出をされる時には黄色のジャンパーぐらい着てねというようにいつも思っているんです。

そういう対策をぜひやって、お年寄りの皆さん方が死亡事故に遭わないように、ドライバーの皆さん方も注意をしなければいかんですけれども。

特に横断歩道の部分でやっぱり飛ばす人も結構おるんですね。ですから横断歩道の手前には、横断歩道が先にありますよというひし形の表示を道路にしているんですけども、これをもう少し手前の方から横断歩道がありますよと、特にカーブなんかは。そういうところもお互いに警察と連携をとりながら、横断歩道が本当に目の前にあるんだということを、ちょっと手前の方からそういう対策をすれば、スピードも手前の方から若干落とされるんじゃないかなという気がするものですから、ぜひそういったところにとにかく横断歩道等々でも事故のないように、警察等々も含めて、お互いに連携をそういう場でとっていただくよう要望しておきたいと思います。

【松島委員】手短にということなので、手短に質問させていただきます。

まず、暮らしやすさ指標について、県民生活

部長にお聞きしますが、今回予算総括質疑で取り上げて、要は公表の仕方を議論したんですが、ずばりこの長崎の暮らしやすさ指標を、よりよき指標にしていくために精度をこれから高めていってほしいという思いが私にはあります。部長はいかがですか。

【辻県民生活部長】委員、ただいまご指摘いただきました件につきましては、そういう検討ができるかどうかについて検討していきたいと思います。

【松島委員】言いたいことはそれだけなんですが、なぜそういうことを言いたいかということだけはっきりさせてから今日の質問を閉じたいと思います。

環境部の方から伝えていただきましたが、結局100の指標があって、総合で長崎県は1位ということです。100の指標のうち5つの指標が、総合は日本一なんですけど、個別で言ったら100の指標の5個で日本一をそれぞれとっています、その日本一の一つが「空気がきれいだ」ということでした。

例えば、若者のAさんがこの暮らしやすさ指標を見ました。そうかと。県民所得は低いけれども、暮らしやすさは総合で日本一だから、ほほうと納得されて、若者Aさんが暮らしやすさ指標をよくよく見てみました。そしたら、空気がきれい、これも日本一かと。これは子育てもよかばいと、自分の健康にもよかばいと住んでみることに決めましたと。そして住んでみて、あれっ、PM2.5が高いぞと。よくよく調べたらこの暮らしやすさ指標の「空気がきれい」の指標の中にPM2.5という項目が入っていなかつたということを知るわけですよね。もしもそれが自分だったらどう思うかというのを問いたいわけです。非常に嫌な思いをすると思うんです

よね。

県民生活部にお伝えするのは、環境は一例に過ぎません。私はほかの指標も全部調べました。時間があれば男女共同参画室長にもちょっと迫って聞きたいことがあったんですが、これは別の機会に譲るとして、一例に過ぎません。

なので、県民生活部の統計課が全部を統括しているとおっしゃられるので、後々これが大きな問題にならないように、後々大きな不快感を与えないように、指標の精度を高めていく活動を率先してほしいと思っています。部長、もう一回お願ひします。

【辻県民生活部長】今回の長崎県の暮らしやすさ指標につきましては、委員ご承知のとおり、暮らしやすさをイメージする100の指標を他県と比較することで長崎県のよさというのを皆様に知っていただくためにつくったものでございまして、比べるというところで全国の調査というのが必要だし、暮らしやすさとは何かということは各部局の方にも戻しまして、それぞれ検討いただいたものでございます。

PM2.5というのが全国調査にあるかどうかについては、私もまだ確認しておりませんが、どの指標が適当かということについての今回の仕切りとしましてはこの100の指標になったということでございますので、今後、そういうご意見をいただいたということを頭に入れまして研究してみたいと考えております。

【松島委員】率先してよりよき指標にしていくだけませんか。

【辻県民生活部長】よりよきということについての考え方もそれぞれあると思いますし、全国的な調査がなされているかどうかということもございますので、それも含めまして研究したいと思います。

【松島委員】やる気がないんですか。

【辻県民生活部長】やる気というか、今回の指標の考え方について申し上げたことでございまして、例えば、毎年毎年指標が変わっていくということについて、それがどうかという判断もございますし、いろいろな要素があると思います。

今回はこういう考え方で出しましたということとして、ご意見があったことについては心にとめたいと考えております。

【松島委員】具体的に指標のあらがあるということを一例として出しました。その議論を環境部ともしています。だから、それを統括する皆さんとして、新しいよりよき指標にするために、それは素直に進んでいってほしいと思うんですが、いかがですか。

【辻県民生活部長】繰り返しになりますが、よりよきということについても、指標の各県との比較とか、暮らしやすさの中でどれを選ぶかということについては多様な判断が求められると思いますので、委員のご意見というのはもちろん心にとめまして今後考えてみたいと思います。

【西川委員長】休憩します。

— 午前11時33分 休憩 —

— 午前11時34分 再開 —

【西川委員長】再開します。

次に、「長崎県総合計画（仮称）素案」等について、各政策、戦略等の関係部分についての審査を行うこととします。

まずは「長崎県総合計画（仮称）素案」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】次に、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について、ご質問は

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 次に、「長崎県国土強靭化地域計画（素案）」について、ご質問はありませんか。

【中山委員】 この国土強靭化地域計画の策定について1つだけ、県民生活部はほかの部と1点だけ違った点があるんです。というのは、土木部も「大自然災害に対応する」というような項目が入っているんですけども、ここは入っていないんですね。環境部も最後に「大規模災害等のリスク等を想定した事前予防、平時の備えを」と、こういう形で土木部も入っているんですね。県民生活部にこれが入っていないんですが、その辺の違いというか、どうしてか、その辺を教えてくれませんか。

【村井県民協働課長】 国土強靭化地域計画の中で県民生活部が整理しておりますのは、計画の中の16ページに政策分野1、リスクコミュニケーションというのがございます。そこの真ん中ほどに書いておりますけれども、「災害におけるボランティア活動」、この部分を私どもの県民協働課の方で担当しております、このボランティア活動が円滑に行われるよう市町、あるいは社会福祉協議会などと連携をしてしまって、今、災害が起こった時のボランティアのコーディネーターとか、あるいはネットワークづくりの取組を行っていくということで整理しています。

今、中山委員がおっしゃったのは、すみません、もう一度よろしいでしょうか。

【中山委員】 災害時ということについてはわかったんです。今言ったように強靭化だから、これは大規模自然災害を想定しているわけですよ。そういう文字が県民生活部については出てこないんですけども、どうですかということです。

自然大災害等のリスクというのが書いてあるんですよ、土木部や環境部は。ただの災害でいいんですかと、そこなんですよ。

【村井県民協働課長】 当然ながら大災害を含めたところを出しているかと思っております。また所管課の方とそのところの記述は検討させてもらいます。

【中山委員】 その辺は同じ委員会でありますので、その辺の調整はどっちがいいのか、統一した方がいいのじゃないかと思いますので、ぜひその辺は善処してほしいと思います。

【西川委員長】 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 ほかに質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午前11時38分 休憩 —

— 午前11時39分 再開 —

【西川委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査をこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時半より再開します。

— 午前11時40分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【西川委員長】 委員会を再開いたします。

9月24日に続き、土木部関係の審査を行います。

なお、高宮参事監については、総務部参事監（県庁舎担当）及び企画振興部参事監（まちづくり担当）を兼務しており、本日は総務委員会

に出席されていますので、ご了承をお願いいたします。

ここで、住宅課長より発言があります。

【亀山住宅課長】 9月24日の本委員会において、松島委員の質問にお答えする際、「特定空家に認定されたら特例措置は認められなくなるものと理解しております」と答弁いたしましたが、正確には、「空家特措法による勧告がなされた特定空家等について特例が認められなくなる」ということでございました。申しわけありません。訂正させていただきます。

【西川委員長】 それでは、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 次に、「長崎県総合計画（仮称）素案」等について、各政策、戦略等の関係部分についての審査を行うことといたします。

まずは「長崎県総合計画（仮称）素案」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【亀山住宅課長】 資料で空き家活用モデル地区について記載がございましたけれども、「長崎県総合計画（仮称）素案数値目標の設定根拠」と「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）数値目標・KPIの設定根拠」でございます。

両方とも「空き家活用モデル地区数」ということで表を表をつけてさせていただいております。総合計画の参考資料は6ページで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の参考資料は4ページでございます。

空き家活用モデル地区数について、年度ごとの目標地区数を記載しておりましたが、一部数字が一致しておりませんでした。まことに申しわけございません。

地区数につきましては、モデル地区としての

取組が実施できたものを1地区として取り扱うことと考えております。「まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）数値目標・KPIの設定根拠」の平成29年1地区、平成30年1地区、平成31年から2地区ということを目標としたいと考えております。資料が違っております。申しわけございません。

【西川委員長】 質問はありませんか。

【渡辺委員】 長崎県総合計画（仮称）素案数値目標の設定根拠の15ページ、ちょっと入院していたので資料を全部読み切っていないものだから、どこかに載っているかもしれないけれども、長寿命化の推進の目標値を見れば、どう見ればいいのかわからんですけれども、平成29年度では100%となっているんです。長寿命化をしなければいかん橋梁、トンネル、道路等、道路は高架橋とかいろいろあるでしょう。今、県下に長寿命化をしていかなければいかん橋梁、トンネルなど対象が幾らぐらいあるかわかりますか。

【池田道路維持課長】 今おっしゃっているのは計画数のことでしょうか、それとも個別の対象数ということでしょうか。

【渡辺委員】 道路もいろいろな長さがあるから、要するに長寿命化を今からしようとしている対象物件が、橋でいったら女神大橋とか大島大橋とか平戸大橋とか、いろいろあるでしょう。トンネルでいったら今までつくっている西山トンネルとかいろいろあるでしょう。そういうトンネルや高架になっている橋、そういうものは今、県として幾らぐらいを対象にしているんですか。そして平成29年度に100%というのは、そういった対象物は100%インフラの長寿命化をするという意味ですか。その辺を教えてください。

【池田道路維持課長】 まず、橋梁についての長寿命化計画について少しご説明させていただき

ます。

県全体におきましては2,089橋ございますが、そのうち15メートル以上は731橋ございます。今回、15ページの数値目標のところに書いております「予防的な点検・補修により安全性が保たれた橋梁の割合」という表現がございますが、ここはちょっと訂正をしていただきたいと思っているんですが、「点検」という字を消していただいて、「予防的な補修により安全性が保たれた橋梁の割合」ということでございます。

これはどういうことかと申しますと、まずこの長寿命化対策につきましては、補修の仕方として、事後保全型と予防保全型がございます。予防保全型というものがトータルとしてLCCが安くなるという方法でございますが、事後保全型の補修をして、予防保全型に移行するということでございまして、これが平成26年度の時点で89%が予防保全の領域にもう入っているということでございます。

平成29年には100%ということで、全てを予防保全型の対策をやるという目標を立てているということでございます。

全体で申しますと、204橋を対象にしておりまして、平成26年度では183橋でございます。これを100%にするということでございます。

【渡辺委員】では、予防的に保全をしましょう、補修をしていきますよということでしょう。その対象は、橋でいけば204橋、トンネルや高架橋等は入っていないんですか。橋だけですか。

【池田道路維持課長】ここで掲げておりますのは橋が対象でございます。ここの204橋と申しますのは、15メートル以上の橋梁を対象にしておりまして、そのうちの、以前から事後保全型の対策をしなければいけないものについて分母を204ということで、事後保全型の対策が終わ

っていったものを分子の方に上げていくということでございます。

【渡辺委員】このタイトルだけ見れば、施策「インフラの長寿命化の推進」ということで、橋だけに特化しているわけではないでしょう。これは県として今、橋だけに特化しているんですか。

【池田道路維持課長】一番政策として数字が見やすいものを掲げているところでございます。それぞれの項目でも予防保全型の保全を目指して対策を行っておりますが、ここではとりわけ一番数字的にわかりやすい橋梁について掲げているということでございます。

【渡辺委員】そしたら、ここでいう、今、事前に補修をしないといかん橋梁の対象が204橋ぐらいあって、そのうち、もう既に89%ぐらい済んでいるから、平成29年度には100%事前に補修をしますよということなんですか。対象とした204橋だけに限ってこういう数値目標を掲げているんですか。

【池田道路維持課長】今、委員おっしゃいましたとおりで、この数字につきましては事後保全型の対策を行うものでございます。予防保全型は継続的にずっとやっていくということになります。

【渡辺委員】予防保全型はずつとしていくと。「予防保全型の維持管理に移行し」となっているでしょう。今、道路維持課長が言ったのは、204橋のうち、今、既に89%済んでいて、平成29年度までに100%にしますよというのが予防保全型というのではないんですか。

【池田道路維持課長】事後保全型の補修をやった後は全て予防保全型の補修に移行していくということでございます。予防保全型というのは大規模な補修を必要とする前に、定期的な点検で補修を手当てしていくというのが予防保全で

ございまして、ここで掲げております事後保全型というのは、一度ある程度大きな補修をした後に、予防保全的な補修を点検をやりながらやっていく橋梁に移っていくという橋梁でございます。

ですから、これ以外の橋梁も含めて、平成29年度には全て予防保全型の橋梁に変わっていくと。県で管理しております15メートル以上の731橋については全て予防保全型に変わっていくということになります。

【渡辺委員】事後保全型というのは、何か不具合があったから補修をするのが事後保全型というんですか。何もないけれども、とりあえず長寿命化するために先に予防保全をするのが予防保全型というんですか。

だから、ここでいう89%というのは、予防保全型をしなければいかんのだけれども、それがもう89%済んでいるという意味じゃないんですか。この意味合いがよくわからない。

【池田道路維持課長】もう一度述べますと、事後保全型の大規模な補修を1回行えば、次からはある程度軽微な補修をずっとしていくだけで長寿命化を図りますよということでございまして、ここにある分母の数字につきましては、大規模な補修の対象とした橋梁が204橋あります。平成26年度の時点でその橋梁を事後保全型の大規模な補修をやって89%は終っております。残りの橋梁については、今後、事後保全型の大規模な補修をすることで予防保全型、軽微な補修で済むような橋梁になりますということでございます。

【西川委員長】休憩します。

— 午後 1時47分 休憩 —

— 午後 1時51分 再開 —

【西川委員長】再開します。

ほかにありませんか。

【中山委員】総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略、これはどこがどう同じで、どこがどう違うんですか。ちょっとその辺がよくわからないです。

【田口建設企画課長】まず、総合計画といいますのは県の計画でございまして、県政全般の基本方針を掲げており、各分野における基本的な方向性というものを定めたものであります。

一方総合戦略といいますのは、国が進めている地方創生に基づく取組であります。地方創生の中で、本県としては人口減少対策を行っていくという取組方針を考えております。その中身といいますのは、総合計画の例えば産業であるとか、人づくりであるとか、そういうものとリンクしておりますので、いわば総合計画の一部の分野において深掘りしたものが地方創生の総合戦略だとご理解いただければと思います。

【中山委員】確かに総合計画の中で深掘りしたものが総合戦略だと、そういうふうに認識していいわけですね。

それでは、1つお聞きしたいと思いますが、総合計画にも載っているし総合戦略にも載っているんですね。どっちで質問したらいいですか、どっちでもいいですか、委員長。

【西川委員長】長崎県総合計画（仮称）素案数値目標の設定根拠で。

【中山委員】それでは、ちょっとタイトルが違うんですね。総合計画でいくと5ページの「建設業における人材の確保・育成に向けた取組」、総合戦略でいくと「産学官が連携した建設人材確保育成システムの構築」となっています。総合計画でいくと、建設技能労働者を平成26年度を基準年として881件を、平成28年度から平成

32年度までこれを維持していこうということではあります、その辺を決めた理由と、5年ぐらい前からこの建設技能労働者の就職の追尾というか、この辺を含めてちょっとお話しいただけませんか。

【田口建設企画課長】 まず、建設労働者でございますが、公共事業、いわゆる建設投資の減少に伴いまして建設業に従事する労働者も減少しております。ピーク時に比べますと総数で6割まで減少しております。さらに年齢構成の中でも高齢化が進んでいるという状況がございまして、最近の年齢の割合としましては55歳以上が全体の35%を占める一方で、29歳以下が1割程度という状況でございまして、今後、高齢化の進行に伴いまして数が減っていくという懸念を我々としては考えております。

そういう中で、やはり建設技能者といいますのは、工事現場におきますと直接工事に携わる者でございまして、そういう皆様がおられないというのは、公共事業を進める私ども発注者としましても非常に大きな問題であると考えまして、今回、総合計画の中で建設人材の確保・育成という取組を行っていきたいと考えております。

それで、数値目標の881件の根拠でございますが、まず、60歳以上の人数が6,000人おられます。恐らくこの方々は10年後にはおやめになられるだろうと。一方で15歳から59歳、いわゆる生産年齢人口の方の1割がこの10年間でおやめになるだろうと考えれば、10年間で6,000人と2,900人ですから8,900人の方が離職されると考えれば、1年当たり890名ぐらいを確保していく必要があると考えております。

それで、平成26年度の入職状況を検討いたしましたところ、ハローワークを通じて入職され

た方、一般の方と高校の新卒者を含めて881人おられます。あと、技能者の特性として縁故による採用もあるということを踏まえまして、881人程度をここ10年間継続して確保することで必要な人数を確保できるのではないかということでこういった数字を設定しております。

【中山委員】 そうすると、新卒者も含めて881人ということでありましたが、技能労働者もいろいろな職種があるんでしょう。職種の状況というのは、平成26年度はどういう状況になっているんですか。それを含めてずっと同じ職種という意味ですか。職種による構成はどうですか。型枠工とかいろいろおるんでしょう。それも含めて、881人の職種はどうなるんですか。

【田口建設企画課長】 今回、目標の881人につきまして、職種ごとの目標値は設定しておりません。ただ、実態といたしまして、鉄筋工とか型枠工は6割程度まで減少している一方で、配管工はそれほど減少していないと。職種によってさまざまな状況があるかと思いますが、それぞれの職種において毎年どの程度必要かというのは把握することが困難ですので、全体としての数字を目標として定めたいと考えております。

【中山委員】 建設技能者がものすごく減って工事に支障を来すと。逆に言うと、請け負ったけれども、その技能者がおらんものだから高い金額で雇わなければいかんと。こういう状況で全体的にいけば採算が合わんと、こういう状況も発生しているのなら、やはり現時点で6割減ったと、そう漠然とじゃなくて、どの種がどう減ったんだと。そのためにこれについてはこうやるんだと。その辺をもう少し具体的に示してもらわなければ、漠然とした、6割減った、881人を継続して平成32年度までやりますよと。それでいくと本当にそうなるのかなという心配をす

るんですけども、そういう検討はしていないんですか。

【田口建設企画課長】技能の種類がさまざまございまして、その過不足というのもいろんな状況がありますところから、県としまして毎年毎年それぞれ過不足がどの程度発生するか、どれくらい必要であるかというところまで把握することが困難でありますので、全体としての総数を確保することで、これまで工事において、例えば技能者が足りなくて工事が中止になったという状況がないということを考えれば、まず全体で確保していきたいと考えております。

【中山委員】それは就職だけを考えたらそれでもいいかもしけんけれども、問題は中身の問題でしょう。今まで技能者が足りないという部分もあるんでしょう。現状で労働技能者が少ないという業者もあるんでしょう、ないんですか。

【田口建設企画課長】県の発注工事の中で、今、委員が言われたような技能者が不足しているかどうかということも含めて調査をしておりますが、県工事の中におきましては技能者が不足して仕事ができなかつたという情報はございません。

それと、職種ごとの過不足につきましては、今、产学研官連携しました人材育成協議会というものを設けて、その中で建設業協会、あと技能者の各団体、例えば型枠団体や鉄筋工の団体の皆様方と意見交換をしながら、そのあたりの情報交換、必要な業者はどうなのかというのを押さえているところでございます。

その中で、まず鉄筋工について技能の育成を図っていこうというお話がございましたので、昨年度から鉄筋工を対象とした研修システムというのを立ち上げたところでございます。

【中山委員】それでは、本県の建設業者につい

ては、鉄筋工以外は不足してないと、そういう認識でいいんですか。

【田口建設企画課長】先ほど申し上げました建設業、そして技能者の団体の皆様方のお集まりの中では、まずは鉄筋工がそういったシステムをつくっていきたいという申し出がございましたので、まずそれから取り組んでいるところでございます。

ほかの団体につきましては、鉄筋工の状況を踏まえて今後検討していきたいというお話をございました。

【中山委員】私は、技能士会の前の県議会議員の前田さんからいろいろ中身を聞いたけれども、技能者が足りないという話があったし、実質的に工事を請け負っている業者の社長からも技術者が足りないとか、技能者が足りないという話を直接聞いているんだけれども、もし、あなたのところにそういう情報が入っていないということになると、やはり調査の仕方に若干問題があるんじゃないかと思うんですよ。

これだけ仕事が減ってきて、それで技能者が今言ったように長崎県の公共事業では十分だと、不足は考えられませんと、そういう認識ではいかがなものかと思うんだけれども、1回実態調査をやらなければ。今のようなメンバーから聞くんじゃなくて、実態をここはきちんと押さえてから。そうでなければ、今の話だけなら育成する必要はないよ、あなたがそういう認識ならば。

そうじゃなくて、災害時にどうするのかとかいろいろ問題がいろいろあるでしよう。ぜひ実態把握に努めていただきたいと思うんだけれども。私も今、具体的にこうだというものがなんのだから言いにくいところがあるんだけれども、どうも実態調査の把握が十分じゃないような感

じがしてならないけれども、それでいいんですか。

【田口建設企画課長】県工事におきます実態調査につきましては、平成25年度から行っております。確かに委員おっしゃいますように平成25年、平成26年、補正予算がついた時期につきましては技能者が足りない、また資材が足りないとか、そういうお話をございました。しかし平成27年度に入りました、そういう話は県工事の中においてはほとんど聞こえてまいりませんので、現状は安定しているものと考えまして先ほどみたいな答弁をさせていただきました。

【中山委員】ただ、技能者についても技術者についても認識がね、これは5年、10年かかるんですよ、一人前にするためには。1回減ったら1年で回復するという問題じゃないんですよ。あなたは土木の管理者の親分で、そういう認識で大丈夫かなという気がするけれども、本当にそういう認識でいいんですか。

【田村土木部技監】技能者の不足につきましては、先ほど建設企画課長が申しましたのは、県工事の中での調査で、今度の大型補正の2カ年でそういう技術者や技能者が足りなくなったら工事の円滑な執行に支障があるということで、契約している工事を追いかけてまいりました。

一方業界の方は、県工事に限らず、例えば市町工事であるとか、民間工事も含めてのご意見だと思っております。

今、我々も業界とはいろんな形で意見交換をやっておりまして、特に言われておりますのが、言いましたように鉄筋工と型枠工、これは特に非常に問題が出てくるんじゃなかろうかと言わされておりますので、我々としては当面こういう職種について力をまずは入れていきたいということで、今後、そういういろんな技能者の不足

が顕在化してくれば、それはそれとしてその時期に適宜対応してまいりたいと思っております。

それともう一つ、業界から、意見交換の場では今までそういう技能者として専門的な形でやっていたんだが、今後はそういう専門的な技能者だけではなくて総合技能者、鉄筋もできるし、型枠もできるとか、いろんなことができるような技能者の育成も一つの方法ではないかということを意見として賜っておりますので、そういうのを含めて今後、業界とさらに意見交換をして、担い手不足が生じないように対応していきたいと思っております。

【中山委員】技監の話を聞いて少しあかりましたけれども、建設企画課長、請け負ったものが、技能者が足りないとか、どうだこうだ言うはずがないじゃないね、公共事業を請け負っていてから。その辺の認識で私がさっき聞いたのは、これは総合計画の深掘りであって、この対策は人口減少をどう止めるかという問題でしょう。そうすると、まずは長崎県全体を見てどうだということ、そういう発想に立って発言していただかないことには、今言った繰り返しになってしまふわけです。

しかし、あなたの場合は、県ばかりじゃなくて、長崎県全体の技能者がどうなんだと、それをどう育成するんだという立場に立って発想の転換をしてもらわないといかんと、そういう思いがあつたわけですから、はからずも少し合はなかつたですけれども。やはりそういう意味で、自分のところばかりじゃなくて長崎県全体をどうするぞと、それによって人口減少に歯止めをどうかけていくかということの大前提でありますので、そういう視点でもう少し幅を広くしてひとつ今後検討していただくことを要望しておきたいと思います。

【中島(浩)委員】 先ほど労働者の数が足りないということでしたけど、平成26年の県内建築土木技術者求人人数というので、県の建設業協会の方から平成26年度求人を1,847人にしましたと。建設業協会が調べた数ですけれども、そのうち207人の就職であったということでございます。この辺の数字は、協会の方から報告は受けていらっしゃるのでしょうか。

【田口建設企画課長】 求人状況等につきましては建設業協会だけでなく、長崎労働局、あと学校、そういったところから入手いたしております。

【中島(浩)委員】 調べ方でいろいろあるでしょうけれども、平成26年度に881件ということであれば、求人がその倍近くあっているという状況で、これはただ単に、まず現状で求人がそれだけ足りていないと。なおかつ先ほど説明があったとおりに60歳以上で年々やめていらっしゃる方がいるということを踏まえると、この数字ではなかなか、もうちょっと数的に増やしていかなければいけないのじゃないかと思いますけれども、それはどうお考えでしょうか。

【田口建設企画課長】 例えば高校の新卒者を対象とする場合でも、土木建築系の学校の生徒さんが最大で320名しかおられません。当然この数だけでも足りないわけですし、今、普通校であるとか、そういった学校の子どもさんも入職を促進していかないとなかなか確保できるものではないと考えております。

私どもとしては、そういった県内の高卒の子どもさんをいかに県内に就職させるか、まさにそこが県民所得の向上であり、人口減少対策の部分につながるものだと考えておりまして、まずは県外に就職している子どもさんを県内に、建設業を希望している子どもさんを、工業高校

に限らず普通高校からも確保すると、そういう形の取組を進めることで人数を確保していきたいと考えております。

【中島(浩)委員】 今現在、私が知る限りでは他業種からの中途採用の方が結構多いんですよ。その辺もぜひ視野に入れていただいて、基本的にはやはり高卒者あたりが一番、限られた数になってくるんでしょうねけれども、それで足りなければ他業種からの参入というのが技術者でもいらっしゃるんですよ、そういう方がたくさんいらっしゃいます、会社ごとに調べても。

その辺を視野に入れて、この数の確保というのは、せっかく求人があるわけですから、それがまだ半分に達していないという状況であれば、ぜひそういうところも参考にしていただいて、仕事はあるけど求人を出しても来ないとなれば、なかなか企業の規模拡大もできないでしょうから、ぜひその辺は取り組んでいただきたいと思います。

【溝口委員】 長崎県総合計画（仮称）素案の分厚い資料の114ページ、交通安全確保に向けた通学路等の整備ですけれども、平成26年度現在15%で、それを平成32年度に100%までしていくということです。今、延長として大体どのくらい整備をしなければいけないという認識のもとにこの数字が出たんですか。

【池田道路維持課長】 これは平成24年度に行いました緊急合同点検をもとにつくった数字でございますが、20キロのうち3キロが現在進んでいる状況でございます。

【溝口委員】 20キロのうちに3キロということですから、5年間ぐらいで完全にやってしまうということです。危険箇所として指定されたのが20キロというのは、教育委員会と警察と、あとどこですか、その中で土木部の方では立ち合

いをしながら見て回った結果なんですか。

【池田道路維持課長】 今、委員おっしゃったように土木部、警察、教育関係で見回って決定したものでございます。

【溝口委員】 危険箇所があるということであれば100%に早くしていかないといけないという部分はわかるんです。ただ、歩道の整備も、どのような歩道を通学路としての整備をしていくとしているのか、その辺についてはどのように考えているんですか。

今多いのがポール等をカーブに立ててと、そういうものが大変増えているような感じがするんですけども、当たり前の歩道といったら、車道より上げてつくっていくというのが、バリアフリー関係を考えれば普通なんですけれども、その辺についてはどのような考え方で整備をしていくとしているのかお尋ねいたします。

【池田道路維持課長】 今回挙げている数字は、全て2.5メートル以上の歩道を設置するということでございます。

【溝口委員】 わかりました。

ただ、長崎県全般で20キロぐらいしかなかつたんですか。私もずっと回ってさるくと、幅2.5メートルの歩道というのはほとんどないような感じが、通学路としては多いと思うんですけども、その辺について、どことどこを箇所づけしているのか、もし長崎県全般としてここを整備しますというのがわかれれば、後からでもいいですから資料をいただきたいと思います。

【西川委員長】 道路維持課長、コメントが何がありますか。

【池田道路維持課長】 全体計画のペーパーを作成してお渡しするようにします。

それともう一つ、今回挙げているもの以外に緊急道路点検でやったもの、先ほど言われたよ

うにポールであるとか、カラー舗装であるとか、そういうもので物理的に広げられないようなところは対策を行っているところもございます。

【溝口委員】 ポールだけというよりは、やはり歩道として通学路ですから、それと今はもう車いすの人たちが多いわけですから、幅2.5メートルの整備を全体的に通学路のところにするということであれば、そのことについては幅2.5メートルの歩道ということで全体的に検討していくといけないんじやないかと私は思っているんですけども、いかがでしょうか。

【池田道路維持課長】 将来的にはそういう歩道の整備を考えていきたいと思います。

【吉村(洋)副委員長】 1点だけ、さっきからずっと出ていた橋は、いろいろ数字が違うところがあったりするんですけど、この長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）数値目標・KPIの設定根拠では、最終の平成31年度に208橋、さっき道路維持課長は204橋という数字をどこの部分で言われたのか。

それから、153橋というのは合っているんですね、平成26年度の基準数は。それで、KPIは、それを平成31年度までに160、170、174、188、208と持っていくと。設定根拠の方は平成29年度から100%と、ずっと100%が続くと。この資料間の整合性というか、そこら辺が非常にわかりづらい。だから、さっき渡辺委員の質問を聞きながら、なかなかわかりづらかったなと。

それで、長崎県総合計画（仮称）素案の方では135ページですね。これは溝口委員からも指摘があっていたんですけども、平成32年度に221橋という数が出ているんですが、こら辺の数字の違いというのはどこら辺からくるのかちょっと教えていただけますか。

【西川委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時15分 休憩 —

— 午後 2時16分 再開 —

【西川委員長】再開します。

【池田道路維持課長】まず、最終目標の数字が違うところがございます。「長崎県総合計画（仮称）素案 数値目標の設定根拠」の16ページ、ここは平成32年度目標で221橋、それから「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」数値目標・KPIの設定根拠の5ページにKPIの設定根拠がございますが、これは目標年次が平成31年度ということで208橋となってございます。

【吉村（洋）副委員長】ということは1年の違いで数字が違うということで理解をしたいと思います。

ただ、この指標名が「橋梁の補修実施橋梁数（累計）」というのと、「長崎県総合計画（仮称）素案」数値目標の設定根拠の方では、「予防的な補修により安全性が保たれる橋梁の割合」、この数と割合という別々の表示の仕方になっているわけですね。そこら辺も統一性をもって資料づくりをやってもらわないと我々にとっては見づらい資料になるので、そこら辺についてご意見をお伺いしたいと思います。

【池田道路維持課長】先ほども申しましたとおり、我々は目標として全体の保全の体系を予防保全で行うということから、具体的な補修橋梁の数で表現しても、目標率がわかりづらいものですから、その予防保全に移ったものについては率で表現をしていると。

実際に補修をやったものについては橋梁の数で表現をしているという使い分けをしてございます。

【吉村（洋）副委員長】今、道路維持課長は「使

い分けをしている」と上手に言われましたが、そもそもとこの工事をしましたという橋と予防保全型の維持管理に移行しましたという、そのわかりづらいもともとの形があるわけです。

なので、比較してわかりやすい、区別しましたと言われますけど、そこら辺は揃えてほしいと思います。わかりづらいのでパーセントにしましたと言うけれども、これも橋の数にすればできないことはないのだろうと思います。全体をパーセントにした方がいいのかとも思いますし、そこら辺がどうしたがいいのかわからないところもあるんですが、資料として読みやすい資料づくりに心がけていただきたいと思います。これは要望しておきます。

もう一つ、その前のページで、これは佐世保なので必ず言っておかないといかんなと思うところで言わせていただきますが、指標名が「クルーズ客船と外航定期航路のための施設整備」です。

平成32年度までに長崎、厳原、比田勝の3港を整備するんだと。この設定理由が、クルーズ客船や定期航路による観光客増大に対応した港湾整備。こうやって整備すると地域への経済波及効果が拡大される。外国人観光客の受入をやっていくんだと。その整備をすることに効果があるんだということだろうと思いますが、それであれば受入観光客の増加数というのをどのように設定されているのか、お聞きしたいと思います。

【近藤港湾課長】受入観光客の増加をどのように見込んでいるかという話ですけれども、今、土木部サイドで入っている「交流・物流の拠点となる港湾の整備」の中には、委員おっしゃるように佐世保港が入ってございません。

もう一つ、観光振興課の方で出している「長

崎県総合計画（仮称）素案」の26ページになりますけれども、「(3) 海外活力の取り込み」の中の「国内外のクルーズ客船入港数」、これは佐世保港が入ってございます。

内訳からすると全体270隻なんですが、長崎港が200隻、佐世保が50隻になっていて、既にもう佐世保港は50隻に近づきつつあるんですが、これが入ってございます。

これからいくと、大体100万人程度見込まれるんじゃないかと考えております。

【吉村(洋)副委員長】 今から聞こうと思っていたことを先に言われると困るんですが、26ページには佐世保港の客船入港も入れてあるんだと。ここですてきて、土木部の港湾としては所管している港を整備をしますよということだけになってしまふのかなというのがこの質問の原点なんです。

それから、ここをやられる時に、県が管理するものばかりじゃなくて県内全体の港湾というのを頭に置いてもらいたいと思うんですが、そういうのをこの資料の中に、土木部港湾課としても、実際、直接管理はしていないけれども、県内の県管理以外の港湾についても載せておくことが必要じゃなかろうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【近藤港湾課長】 副委員長おっしゃるように、県全体の観光振興からすると、今、観光振興課の方で出している270隻については、県が管理していない港湾も含めて、誘致等も頑張っているので数値に入っておりますけれども、土木部サイドから言うと、この3港プラス佐世保ということになると、実際の事業主体ではございませんので、我々が自ら仕事をして隻数が増えるとか、そういったことにならないので、一応計画の中には土木部の事業としては入れておりま

せん。

ただし、佐世保港のターミナルにつきまして話をすると、一部県の一般財源の方から応援させていただいております。

【吉村(洋)副委員長】 管理をしておらんからと言つてしまえば終わりですが、今最後にいみじくも港湾課長が言われた三浦の施設については県も費用負担をしたんですよね。そういう意味でやっぱりここの中に直接は入らなくても参考資料として載せておくとか、そうしないとここ26ページの分では入っております。こっちでは土木部だけなので入っていないと。資料としては全体のつながりが少し欠けてくるわけですよね。そういう意味で、それがつながるように、言ってみれば丁寧な資料づくりをしてもらいたいと思うんですが、それについてもう一言お願ひします。

【近藤港湾課長】 今の副委員長のご指摘も踏まえながら、この案につきましても、実績として私たちも事業をやっているわけではないので、港数的には変わらないと思うんですが、一部ターミナルの建設については応援をさせていただいて、佐世保港の観光振興についても寄与しておりますので、コメントとしてそういうことをやっていますということを記載することを検討してまいりたいと思います。

【西川委員長】 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 次に、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について、ご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 次に、「長崎県国土強靭化地域計画（素案）」についてご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】ほかに質問がないようですので、
土木部関係の審査結果について整理したいと思
います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時24分 休憩 —

— 午後 2時25分 再開 —

【西川委員長】委員会を再開いたします。
分科会長報告、委員長報告、質問項目などは、
正副委員長にご一任させていただきたいと思
います。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了
いたします。

明日は、午前10時から委員会を再開し、交通
局の審査を行います。

お疲れさまでした。

— 午後 2時26分 散会 —

第 4 日 目

配付資料

1、開催年月日時刻及び場所

平成27年9月29日

自 午前10時 0分
至 午後 2時32分
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 西川 克己 君
副委員長(副会長) 吉村 洋 君
委 員 中山 功 君
〃 溝口英美雄 君
〃 渡辺 敏勝 君
〃 徳永 達也 君
〃 久野 哲 君
〃 中村 和弥 君
〃 松島 完 君
〃 中島 浩介 君
〃 大場 博文 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

交 通 局 長 山口 雄二 君
管 理 部 長 笠山 浩昭 君
営 業 部 長 小川 雅純 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【西川委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審議を行う交通事業会計補正予算の議案と、第107号議案「長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例」は、関連があることから、まず、予算議案及び第107号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行い、委員会再開後、第107号議案についての討論・採決を行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 それではそのように進めさせていただきます。

【西川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

交通局長より、予算議案及び第107号議案についての説明をお願いいたします。

【山口交通局長】 交通局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の交通局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたします議案は、第102号議案「平成27年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」であります。

これは大型自動車第二種運転免許取得資金の貸与に要する事業費及び新幹線建設工事に伴い移転が必要となる県営バス長崎営業所の車庫の一部について、近隣の県有地への仮移転を実施するための事業費をそれぞれ計上したものであります。

収益的収支及び資本的収支の補正の内容は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、環境生活委員会関係議案説明資料の交

通局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第107号議案「長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例」であります。

これは、交通局において運転士の安定的な確保を図るため、運転士の採用試験を受験する者で、新たに大型自動車第二種運転免許を取得しようとする者に対し、その免許取得に要する資金を貸与する条例を制定しようとするものであります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

【西川分科会長】 次に、管理部長より補足説明を求めます。

【笠山管理部長】 補足説明資料をご覧ください。まず、大型自動車第二種運転免許取得資金貸与事業についてご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

この事業の創設に至った背景でございますが、1、現状における問題点をご覧ください。

一つ目の丸でございますが、バス運転士となるためには大型二種免許が必要となりますが、この免許の保有者数は、全国的に年々減少しております。

表をご覧いただきますと、長崎県の欄でございますが、本県においても平成22年度の1万9,850人から、平成26年度の1万8,663人へと推移し、直近の5年間で1,187人、約6%減少しております。

次に、2つ目の丸ですが、可能な限り運転士の採用試験を実施しておりますが、年々受験者数が減少し、必要数を確保できない状態が続いておりまして、今後この状態はさらに厳しくな

ることが懸念されております。

下の表に、長崎県央バス株式会社を含む県営バスグループの5年間の状況を記載しておりますが、上から試験回数、受験者数、試験1回当たりの受験者数、そして採用数を記載しております。平成22年度は4回試験を行い、88人の受験者があり、試験1回当たり22.0人が受験しております。これが平成26年度は採用試験を5回実施いたしましたが、試験1回当たりの受験者数は9.6人へと減少しております。

表の下の※印には、各年度4月1日時点の運転士の欠員数を記載しておりますが、毎年20名前後の欠員が生じております。

一番下の丸ですが、長崎県央バス株式会社を含む交通局グループの平均年齢の状況でございます。平均年齢は年々上昇しており、将来的には平均年齢がさらに上がり、いびつな年齢構成となることが懸念されます。

表をご覧いただきますと、10年前の平成17年度の平均年齢は46.1歳でしたが、平成27年度、本年度は50.6歳となっております。

表の上の※印に記載しておりますが、昨年度の採用試験の合格者の平均年齢は42.4歳で、50歳以上が2割を占めており、このような年齢構成での採用が今後も続くと想定しますと、10年後の平成37年度には、平均年齢が56.2歳となると予想しております。

次に、2ページをご覧ください。

2の対策としまして、ご提案いたしました制度の実施により、免許を取得する上で大きな障壁となっている大型二種免許取得費用にかかる負担軽減を図ることで、より多くの受験者を募り、必要な運転士数を確保するとともに、運転士の年齢構成をバランスよく保つこととしたいたと考えております。

このため、一つ目の丸ですが、現在実施している大型二種免許取得者を対象とした採用試験に加えて、新たに大型二種免許未取得者を対象に採用試験を実施し、一次選考試験合格者に免許取得費用に対する資金貸与を行おうとするものであります。

また、この制度による、本年度の交通局における採用予定者数を10名、1人当たりの貸与上限額を30万円とし、合計300万円の補正予算を計上させていただいております。

※印に記載しておりますが、財源は自己資金を活用することとしております。具体的には補填財源でございまして、減価償却費などのように費用として発生するものの、実際には現金の支出を伴わない経費によって内部に留保される資金であり、今回の貸与金のように、資産の形成にかかる支出の財源の一部として充てられるものであります。

2つ目の丸ですが、貸与対象者については、運転士の年齢構成を適正に保つため、40歳未満としたいと考えております。

次に、3、制度の概要でございますが、(1)採用までの流れをご覧いただきますと、最初に①一次選考試験を実施し、②合格者のうち、希望者に対して免許取得資金の貸与を行います。その後、③6ヶ月以内に大型二種免許を取得していただき、取得後、④二次選考試験を行い、⑤その合格者を採用予定者名簿に登載することといたします。

(2) 貸与額でございますが、上限30万円の範囲で大型二種免許取得費用の実費相当額を無利子で貸与するものであります。貸与対象の費用は記載のとおりであります。

資料の3ページをお願いいたします。

(3) 貸与対象者は、大型二種免許を取得し

ていない40歳未満の方です。

(4) 連帯保証人ですが、2名立てていただき、債権管理を適正に行ってまいります。

(5) 貸与金の返還が免除される場合と、(6)貸与金の返還が発生する場合についてご説明させていただきます。

貸与を受けた受験者が採用された場合、研修を経てバスの運転業務に従事いただくことになりますが、(5)に記載しておりますとおり、交通局においてバス運転業務に5年間従事した場合に返還の免除を行うことで、より多くの受験者を募り、採用後の定着を図るためのインセンティブとしたいと考えております。

なお、バス運転業務の従事期間には、長崎県央バス株式会社に転籍した場合には、転籍後の従事期間を含むこととしております。

一方、返還が発生する場合でございますが、(6)に主なものを記載させていただきましたが、一次選考試験の合格後に、6ヶ月以内に免許を取得できなかった場合、免許は取得し採用予定者名簿に登載されたけれども、採用までの間に、免許停止等により名簿から削除された場合、そのほか、採用後退職によりバス運転業務従事期間が5年間に満たない場合などについては、その時点で返還をしていただくよう考えております。

4のその他でございますが、今回の条例案並びに補正予算案は、交通局による制度創設にかかる議案でございますが、長崎県央バス株式会社においても同様の制度を創設させていただき、県営バスグループとして必要な運転士数の確保に努めていきたいと考えております。

最後に、自動車運送事業に関する人材確保について、国の動きをご説明いたします。

3ページの一番下でございますが、自動車運

送事業全体において運転士不足が深刻な問題であることから、国土交通省自動車局が、昨年7月に「自動車運送事業等の人材確保・育成対策」を公表いたしました。その中で、事業者等が取り組むべき事項として、「採用から定着に至るまで一貫した取組を早急に進めるべき」とされており、その取組例の一つとして、「免許取得の費用・手間が就労者側の負担となり、新規就労の障壁となっているので、事業者側において免許取得費用に対する助成制度の充実を図ること」が挙げられております。

以上が、貸与事業についてのご説明でございます。

次に、長崎営業所車庫仮移転事業についてご説明をいたします。

資料の4ページをお開きください。

1、事業概要でございますが、新幹線建設工事に伴い、八千代町にございます長崎営業所車庫の敷地内に3基の橋脚の建設が予定されています。車庫の一部について近隣の県有地への仮移転が必要となっております。

このため、来年1月の仮移転にあわせて、必要となる備品費や人件費等の経費について補正予算の計上を行うものであります。

なお、財源については、すべて鉄道運輸機構による移転補償費であります。

次に、仮移転の概要でございます。

資料の次のページの図面をご覧ください。この図面では、現在地と仮移転先の位置を示しております。左側の青色の部分が長崎営業所の現在地でございますが、右側の赤色の部分が旭大橋下の県有地であります。仮移転予定地であります。現在地では、バス約100両が駐車しておりますが、当該工事によりまして36両の駐車に支障が生じるため、仮移転先にバス36両と乗用

車41両分の駐車場所を確保し、あわせて、必要となる2階建てプレハブ事務所棟を確保するものであります。

4ページにお戻りいただきまして、2の4つ目の丸ですが、管理体制としておりますのは、新たに運行管理者3名と臨時職員1名を配置するものであります。

仮移転の期間でございますが、長崎営業所敷地内の工事着手に合わせて来年1月に移転し、平成32年3月までを予定しております。

また、※印に記載しておりますとおり、建物、駐車場及び上下水道等の施設は鉄道運輸機構が直接整備する予定であります。

次に、3、仮移転等でございますが、今回、補正予算に計上しておりますのは、一番下に記載しております、合計で1,953万9,000円でございます。内訳でございますが、①の初期費用としては、必要となるハード整備の主たる部分は鉄道運輸機構が直接実施しますので、交通局として本年度のみ要する経費であり、運行管理システムなど事務用機器整備費など896万5,000円、それと②の年間所要経費としましては、本年度の来年1月から3月までに交通局で必要となる維持管理費用でございまして、運行管理者等の入件費など1,057万4,000円との合計額であります。また、資料右側に枠囲みで記載しておりますのは、横長表との関係をお示ししております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

【西川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第107号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【久野委員】今、大型自動車第二種運転免許取得資金貸与事業関係についてご説明をいただきました。私どもとしては、これは県民の足というようなことで、やっぱり大型二種免許取得者が少ないというようなことで、この事業については、私どもとしては賛成というような立場であります。

ただ、ちょっと確認をさせてもらいたいんですけれども、今、説明がありましたように、もし仮に免許が取得できなかった場合の処遇は、これは、一次試験は上がりました。ところが、二次試験の実地については6ヶ月以内に取りきれないということであれば、これは6ヶ月以内までに免許を取れば大丈夫でしょうけれど、それ以降、過ぎた場合は返済をしないといかんということになるわけですね。それは、その確認でいいですね。

それから、免許取得するまでの作業形態というか、ここらあたりはどうなっているのかなと。入社するでしょう。そして、今から免許を取ってくださいというようなことになるんですかね。これは、それ以前の問題になるんですか。そこらあたりを説明をお願いしたい。

【笠山管理部長】入社にかかる形態とのご質問でございますが、一次選考試験で合格をした受験者につきましては、希望者について貸与申請をしていただき、その後、当局のほうで貸し付け決定を行います。その後、間もなく貸し付けを行いまして、受験者の方は、例えば教習所等で教習を受けて、免許の取得に入ります。

6ヶ月以内に免許を取得した場合は、二次選考試験を行うということなんですけれども、委員ご指摘のとおり、6ヶ月以内に取得できなかった場合は、先ほどご説明させていただきましたように、返還をしていただくということにな

ります。

採用なんですけれども、6ヶ月以内に免許を取得していただきますと、当局のほうに連絡をいただきまして、二次選考試験を行います。二次選考試験では、免許取得の確認をし、その間の職歴等もあわせて確認をし、問題がなければ採用ということで、二次選考試験を経た後に採用となります。その前に、採用予定者名簿に登載ということになりますけれども、そういう手続を予定しております。

【久野委員】それから、免許取得後の中途退職者については、資金を当然回収しなければいかん。この期間も5年間ですよというようなことを決めておいて。

ところが、今日までのスマートカード問題等々で、資金回収がなかなかできていないでしょう。これが、今回、大型二種免許をこうして取らせますよ、取ってくださいよということをやって、もし不採用になった方の資金回収ができるのかどうかなと。スマートカードの前例等々もあって、この点をどのようにお考えになっておられるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

【笠山管理部長】資金回収のご質問でございますが、委員ご指摘のとおり、こういった未収等が発生しないようにしっかりと債権管理をしたいと考えております。今回の貸付金の制度を創設するにあたりまして、まず、保証人を2名立てていただきます。その保証人につきましては、しっかりと年収の状況なども確認するために、源泉徴収票、または市町村長が発行する所得証明書を確認した上で、さらに書類を出していただきますけれども、保証人の意思で保証人に立っていただいたということを確認するために、印鑑登録証もあわせて出していただく。そ

ういったことを通じまして、きちんと保証人の意思も確認しながら貸し付けを行うということを考えております。

【久野委員】 わかりました。

それから、制度については、先ほど申し上げましたように、やっぱり何らかの形で免許を取って、大型二種の免許取得者を多くつくっていくというようなことで、わかるんですけれども、ただ、制度をこのようにして構築していない事業者というのは、民間のバス会社等々はこういうようなことはなかなかできないわけですね。民間から言わせるなら、民間のバス会社というのは、県の交通局は税金を使ってこういうふうな対策をやっているんじゃないかというようなことを言われておるんですね。私もこの前、局長にこの点の話を聞きまして、あくまでも税金ではありませんというようなことを言われましたけれども、結局、これは減価償却とか、内部留保というような感じになっているんですけれど、もともとはこれは税金ではないんですか。ここらあたりをもう一回はっきりさせていただきたいと思います。

【笠山管理部長】 財源の部分でございますが、少し詳しく説明をさせていただきたいと思います。

今回、創設しようとする事業の財源は交通局の自己資金で、補填財源ということで考えております。補填財源とは、減価償却費などのように費用化いたしますけれども、実際に現金の支出を伴わない経費によって内部に留保される資金でございまして、今回の貸与金のように、資産形成にかかる支出の財源として充てられるものでございます。

県営バスが受けている補助金でございますが、平成27年度の総額で8億200万円でございます。

このうち、国、県から受けているバスの赤字路線の運行などの制度的な補助金が5億600万円でございます。県からの繰入金のうち、基礎年金拠出金など民間企業では発生しない負担について、交付税制度を前提として受けているものが2億3,200万円となっております。そのほか、全くの県費が6,300万円でございますが、これは消費税が平成26年4月に5%から8%に引き上げられた際に、他の交通事業者の動向を踏まえて、一部路線において運賃に転嫁できない影響額について緊急避難的に補助を受けたものでございます。

ご指摘の補助金の部分なんですけれども、国や県から受けている補助金等につきましては、路線補助など民間事業者も同様に対象となるもののほか、一般会計からの繰出金については、先ほど申し上げましたように、基礎年金拠出金や共済追加費用など、国が定める繰り出し基準に基づき受けているものや、最後に申し上げました消費税率の引き上げに伴う消費税の支払いの一部に充てているものなど、いずれも補助対象が明確でございまして、かつ、実情に応じた支払い、実績に応じた支払いになっております。

そういう点で、県からの補助金は、今回の貸与金の財源には充当しておりません。そういうことで私どもは考えております。

【久野委員】 今、そういうふうな話がありましたけれど、しかし、民間の皆さん方から見たら、やっぱり県はこれは税金を使っているということ、さんは勘ぐるわけですね。ですから、そこらあたりが、今回こういうふうにして、県の交通局としてはこういうふうに対策をやりました、実行に移しました。ところが、民間はなかなかできないというようなことで、県内の

バス会社、公営、民間を含めて格差拡大が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですよね。ここらあたりについてはどういうふうなお考えを持っておられるのかなと。

ただ、県の交通事業政策として、この問題については具体的対策が必要じゃないかと思うんです。ですから、同じバス会社、同業者、これは公営にしても民間にても、お互いに整合性をとるためにも、協議会とかいろんなあれがここにはないですかね。もう県は県、民間は民間というだけのあれですか。

例えば県の交通事業、トラック協会とかいろんなところがありますけれども、そういうふうなところの会議とか、そういうようなものはないですか。

【山口交通局長】最初に、他の事業者も含めた状況でございますけれども、既に交通局と同様の資金について、4年前から、県内で大手の事業者のほうで先行して実施をされております。そのほか、支度金制度について設けておられる事業者もあります。私どもが最初に先行してこういう制度をつくったということではございません。

なおかつ、冒頭、管理部長のほうから説明をいたしましたけれど、国のほうから各事業者、事業者団体に対して、昨年の7月に運転免許の取得についての助成制度の創設について、国のほうからも考えが示されております。したがいまして、交通局としては、私どもが最初にこの制度を非常に特殊な形で提案をしているというふうな認識を持っておりません。バス事業者で構成する団体としては、県内に県のバス協会がございます。私どもはバス協会の中の役員の一員でございますし、あとは、下部に関係する専門的な議論をする委員会もございますけれど、

この中で運転士不足についてたびたび議論に上がってきたというのは事実でございますけれど、ただ、具体的にバス協会、あるいは県に対しても含めてですけれど、貸付金制度、あるいは助成金制度、そういうしたものについてつくっていくべきではないかとか、そういう具体的な議論というのは出てきておりません。

そういう中で、私どもとしては、先ほど申し上げた先行した事例もあることから、国からの提言も踏まえて、今回、予算と議案について提案をさせていただいた次第でございます。

【久野委員】大体わかりました。二種免許取得者は、やっぱり全国的に少ないわけですね。だから、これも、今話があったように、国のほうの指導をもって、こうしていろいろと対策を講じなさいというようなことをしていると思うんです。

ただ、やっぱり私が先ほどから申し上げているのは、そこらあたりのバス会社の整合性をきちんと、うちはこうしてやるんだと、しかし、これは税金じゃないよというようなことをあくまできちんと民間会社にも説明する必要があると思うんです。普通の民間の皆さん方は、県だから税金を使っているということになるわけですから、誤解を生じるところが出てくるわけですね。ですから、お互いに長崎県内のバス協会ということであれば、公営だろうが、市営だろうが、お互いにそういうところは話し合いをしながら、うちはこうして今からやっていくよというぐらいの話はする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

県内のバス業界もそれぞれ、民間も苦しんでおるわけでありますけれども、私どもはこういうふうな状況で、この事業についてはやっていかないと、大型二種免許取得者がいないと、運

転士がないということになれば、バスが動かないわけですから、何らかの対策を講じてこうしてやっていくということについては、私は何も異論はないです。

ただ、今までのそういうふうな経過、整合性というか、先ほど申し上げましたように、そういうようなことをきちんと、公営も民間も一緒にきちんと、お互いの連携をとりながら今後やっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

【西川分科会長】ほかにありませんか。

【徳永委員】ちょっと確認をしたいんですけど、運転士の不足というのが交通局のほうでも今非常に問題になっているということですけれども、運転士の不足という、なかなかバスの運転士に応募がないと、これはどういう理由なんでしょうか。

【山口交通局長】これは国のほうでいろいろと調査された経過がございますけれども、一つはイメージの問題、勤務の特殊性といいますか、朝が早くて深夜までの勤務に及ぶと、必ずしも土日に休めるということでもないと、そういうふた勤務が非常にきついというイメージというのが、特に若い方に多いのではないかというふうに言われております。

もう一つは、待遇面、従来と比べると、ほかの事業に比べて給与、そのほかの面も含めて魅力が乏しくなってきているのではないかというふうに言われています。

あとは、先ほど申し上げた、バスの運転士ということも考えてみようという時に、資格が要ると、大型二種の資格が要ると。なおかつ、資格取得について少なからず費用がかかるということもあるということでございます。

したがいまして、待遇全般、勤務のありよう

全般、それから免許、そういう総合的なところから減ってきてているというふうに思っておりますし、特に長崎県の場合、新規に取得される方というのはここ5年ぐらい、そう大きな動きはないわけでございますが、その方たちが本当に県内に定着をされているのかどうか、そこら辺の追跡はできておりませんけれど、そこら辺についてもやはり問題があるのではないかというふうな気がいたします。

【徳永委員】私が知る限りでは、私の知人も県営バスの運転士でおられたものですから、当時の話は、逆に民間のほうから県のバスの運転士にかわりたいんだという人が非常に多くて、競争率も高かったんですよね、ハードルもね。それが、最近は逆だということで、先ほど局長が言われたように、いろんな待遇面とか給料も、そしてまた、非常にハードだということ、10年、20年前の時と比べて環境も全然違うということ、逆に言えば、県の交通局としても、局長も皆さんも利益をどれだけ上げるかということで、我々からもいろいろと、やはり大変なご苦労があって、そういう中でどうしても運転士の給料等を下げなければならない。

例を出せば、有明航送船もそうなんですよね。高速道路ができるて、どんどん乗者数が少くなり、ピーク時の半分となった時に、昔は乗組員の給料も非常によかったけれども、まずそこにメスを入れられるということで、そういう面では給料も安いし、勤務状況も大変だということで、我々もそういうところをどうすればいいかと。

これは一つは、あまりやり過ぎれば、お客様の安心・安全、これが一番事故を防止することですので、その辺でも非常に大きな問題もあるかと思いますので、やはりいい人材を確保す

ることも大事でしょう。

そういう中で、この運転士不足の今後のピーク、今、この資料を見れば、平成37年見込みでは、平均年齢が56.2歳ということ。今の状況でいけば、大体60歳が定年ということでやっているんですか。その辺はどうなんですか。

【笠山管理部長】定年についてのご質問でございますが、この平均年齢は、県営バスグループでの全体の平均をお示ししております、定年については、交通局は60歳、県央バスのほうは65歳とさせていただいております。

【徳永委員】先ほど局長が言われたように、勤務では運転士は大変きつい仕事ですね。このままいけば、56.2歳、そして65歳というのが果たして、交通局としてこの平均年齢がどういうものかということ、この辺が非常に危惧があつて、今のうちにしっかりと若い人材確保ということであるんでしょうかけれども、そうした場合に、先ほど言うように、交通局が考えている平均年齢と、そして、このままの数字でいければ、どの時期でしっかりととした対策、平均年齢を幾つまでに抑えるということのシナリオはあるんですか。

【山口交通局長】具体的に平均年齢について、いつぐらいまでにこうしたいという計算まではいたしておりませんけれども、基本的に40代の前半ぐらいに平均年齢が置けるぐらいというのがやはり理想的ではないかと考えております。

そのためには、できれば30代前半ぐらいまでの方が多くとれれば、数年ぐらいをかけてすけれども、年齢構成を抑えていくことができるのではないかというふうに思っておりますが、平均年齢からすれば時間が必要であろうと思っています。

【徳永委員】これはそうですよね。いなくなつ

たと、じゃ、すぐ運転士をというのはなかなか難しい問題ですよね。私が今、質問したのはそういう意味なんですよ。お客様商売ですから、何をしても安全・安心が一番ですので、そのところはしっかりとやっていただきて、運転士の待遇とかそういうところもしっかりとやらないと、言い方はちょっと悪いけれども、やっぱり質の問題もありますから、そこは県営バスとしての責任をしっかりと果たす、交通局としてそこはしっかりと担保するという中でやっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

【中村委員】今回、大型免許の取得に対する支援というのは、県営バスの方たちがいろんなことを考慮しながら出された企業努力の一つの策だと私は思っています。

私は、実を申しますと、以前からずっと運送業に携わってまして、現在も県のトラック協会に所属していますけれども、そういう中で県内のすべての運送業者、そしてまた、全国の運送業者も同じなんですけれども、非常にこの運転士不足に悩んでいます。現在、県営バスにも相当の台数がいると思うんだけれども、この相当数のバスを動かそうとしたら、それだけの運転士が必要だし、もちろん運転士がいなければ、先ほど久野委員が言われたようにバスは動かないわけですよね。

もちろんそういう結果になった時には、必ずなると私は思っているんですけども、県内の周辺部、赤字路線、これがまず削減の対象になるのではなかろうかと思っています。そうしなければ運営ができなくなるんじゃないかなという心配をしているわけです。

今回、苦肉の策として、これが税金なのか、それとも県営バス独自の資金なのかという問題

がいろいろ出てきましたけれども、私はどちらにしろ、この対策というのは一つの経営努力だと思うので、民間であろうが、公営であろうが、こういう努力をしなければ、この企業を存続することはできないわけですね。

もしそういうことを、県営バスは県の公金で動いているところだから、こういう支援的な、補助的なものを探す部分については認められないよということであれば、よく考えたら、県営バスを民営化したほうがいいじゃないか、そういう発想にもつながってくると思うんです。だから、今回のこの条例というのは、私は必要なものであり、しかし、中身についての問題だと思うんですね。

そこで、一つ聞きたいんですけども、先ほど先行された県内の業者がいるということでしたけれども、先行された方も同じような支援をやっていると思うんだけども、その内容を少し簡単に説明してもらえますか。

【笠山管理部長】県内の先行事例についてのご質問でございますが、県内には大手5社がございますけれども、県北の西肥バスのほうで、自動車学校と連携して、採用内定者の方の自動車学校の授業料等を立て替えてお支払いすると。筆記、実技、面接試験を行って合格者を自動車学校入校日にあわせて採用すると、そういう制度を設けておられます。

これは4年前から制度を設けておられ、もともと大型二種の免許を取る時に、大型の免許をお持ちの方、あるいは普通自動車の免許というケースがございますけれども、2年前に、普通免許を所得した方についても適用するように拡充をされたと聞いております。

それで、採用後なんですけれども、採用後、各月のその方の賃金から一定額を返済されて、

一定の期間勤務をしたら、残額について返還を免除するというふうにお聞きしております。

あと、ほかの事業者においても入社支度金と、これは直接免許費用ということではないかもしれませんけれども、入社支度金という制度を設けておられる事業者もいらっしゃいます。

承知している限りでは、以上でございます。

【中村委員】ということは、貸付資金をした時に、その全額は返済をしなくていいということなんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということは、現在、県営バスが出している中身とほとんど変わらないような内容なんですか。

今、いろんな方がいますよね、議員の中にもいます。やはりこれは税金だろうと、それをこういうことに使ってという方がいるんだけれども、先ほど言われたような内容を、例えば免許取得に対して30万円出します。その30万円を、例えばそこに10年勤務するか、5年以上となっていますから、その間に、例えば全額返済をしてもらうとか、そういうことにすれば、私はそういう話も出てこなかったのかなと考えるんだけど、それは他社と比較してそこに差があれば、当然、県営バスじゃなくて他社に行きますね。

先ほど徳永委員が言われましたけれども、以前は県営バスというのは非常に年収が高かった。どこよりも県営バスということを皆さんたちが随分望んでいたと思うんですね。ところが、今は、逆に考えれば、民間の長距離トラックの運送屋のほうが給料が高い。以前は、長距離トラックの運送屋というのはもっと高かった。家庭的に子どもたちが生まれ、どうしても収入が必要だという時には、とりあえず10年間でもいいからトラックの運転手をやろうか。それである程度の子育て資金をつくろうかという方たちが

たくさんいたんです。ところが、ご存じのとおり、ここ数年間、燃料の高騰というのがありますて、これで運送業というのは非常に圧迫されまして、給料が非常に下がりました。そういう考え方を持つ方たちも減ってしまったんですね。

だから、これから先、この運転士が増えるということは、相当の年収が増えなければ、私は増えないと思っている。実際、うちもダンプ事業をやっていますけれども、ほとんど従業員は来ない。しかし、60歳定年というランクをどこでも持っていますから、果たして60歳でやめさせた時に、新しい人間が来るかといったら、そうでもないわけですね。だから、苦肉の策を打ったんだと思うんだけれども、今回のこの条例というのは、私はぜひ必要なものであるし、ただしかし、中身についてはもう一度精査をする必要もあるんじゃないかと思っています。ただししかしながら、他社と差がついた時には、当然、他社のほうに行くと思うから、そこら辺は他社と同じような中身でやっていかなければならない。

先ほど久野委員が言われたように、せっかくバス協会もある、もちろんトラック協会もあります。同じ内容です。だから、いろんな意味で話はするけれども、なかなかまとまらないというのは本当だと思うんです。トラック協会でもほとんどまとまりません。運賃を確定しようと言っても、絶対なりません。だから、バス業者でも一緒でしょう。結局、一番人間の乗車率が高いところは、他社に運賃を合わせたでしょう。

だから、今回、この条例が、県営バスは公金を使っているからということで止められるのであれば、一番採算のとれる路線の値下げというのも本当はできないと思う。私は、同じ内容だと思う。同じ内容の企業努力だと思う。

だから、その中身を精査してやることも一つ

の方法だと思うんだけれども、もちろん他社と差をつけられないということで、今回、知恵を絞った結果だと思いますので、この条例については、ぜひ実施をしていただいて、一人でも多くの運転士を採用して、先ほど言いましたような赤字路線、周辺部の路線をなくさないような対策をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。もっと言いたいけれども、時間の都合もありますので、ここでやめさせていただきます。

【西川分科会長】 交通局長、今の中村委員の意見は大体いいと思うけれど、今後精査してほしいと。そのことに関して何か答弁はありませんか。

【山口交通局長】 私もやはりこの制度を設けたというのは、人材を確保した上で、今認可いただいている路線についてきちんとした運行をしていく必要があるということ、そして、高速バスについても、県下のバス事業者で一番多くの路線を抱えており、貸切バスについても県下で最大の貸切バスの運行をやっております。住民生活に必要な路線運行をやるということと観光振興、両面を含めてしっかりした運行をしていくためには、今回の制度を生かしていくたいと思っております。

それと、制度的な面でございますけれど、一応県内の他の大手の事業者を含めたところでバランスがとれている制度だと思っております。

あと、やった上でいろいろ出てくる問題については、また議会にもご相談をしながら、制度について検討を深めていきたいと思っておりますし、もう一つ、先ほど、県外に新規の取得をされている方が出ておられる可能性が高いというふうに申し上げたんですが、実際に県外におられる方が長崎県に戻ってきていたいという時

に、こういう制度を、資格を取得した上で、県営バスのほうに就職ができるような形、そういう発信について少し検討していく必要もあるのではないか、こういう制度をてこにして、県外に出ておられる方に戻ってきていただくように資するような広報というのも必要ではないかと考えております。

【中村委員】 今、局長が言ったように、苦肉の策でもあるし、他社との競合で同じような内容を持ってきているというのもよくわかりました。

ただ、一つだけ、もう一回聞かせていただきます。対象者を40歳未満としていますよね。これはどこから持ってきた年齢なんですか。

【山口交通局長】 実は以前、交通局で採用する時に年齢制限をかけておりました。これについては、なかなか採用が厳しくなったということで年齢制限を撤廃した経緯がありますが、その時に私どもとしてつけておりました年齢制限というものが40歳でありまして、それが一つござります。

あと、何歳にするかというのは非常に微妙なところがあるんですけど、あまり高過ぎると勤務期間が短くなりますし、例えば50歳を超えて新しく大型二種を取って、それを実際、バスを回していくということが体力的な面、いろんな反射神経の面でどうかということがありますので、一つ、相当程度残った勤務期間とか、あるいはバスについての習熟の問題とか、そういうのを考えて40歳という線を出したような次第であります。

【中村委員】 私が心配するのは、この40歳という年齢というのは、現在、県の求人倍率が1近くになりましたよね。そうした時に、この40歳という年齢というのは一番引く手あまたの年齢じゃないかと思ったものだからお聞きしたん

ですよ。

先ほどの50歳というのは、私もきついなと思うんです、10年勤めて定年ですよね、60歳ですね。そうした時に、40歳というランクを、例えば5歳上げて45歳ぐらいまで持っていた時に、果たしてどのくらい増えるかな、それともどうかなという考えが出てくるものだから。今回、10人という予定数をしていますよね。今の40歳という年齢制限をとった時に、果たして10人という県営バスの希望枠に到達する可能性は高いんですかね。

【山口交通局長】 具体的なシミュレーションまではできておりません。今回、一応制度として出させていただいた上で、いろいろな問題点が出てくるのではないか。一つは、年齢制限の問題もあるかと思います。一応、現在のところで試行した上で、その上でやはり年齢について拡充すべきかどうかという判断については、考えていきたいと思っております。

【中村委員】 わかりました。

後でいいですから、一つ資料が欲しいんだけど、例えば、先ほど県外から県内に戻ってられる方たちもいる可能性もあるかもしれない、そういう方たちをぜひ採用したいということなんだけれども、実際今のところ、県内のバス業者の従業員の方たちの収入の格差がどのくらいなのか、格差はないのか。それと他県、県営のバス会社というのはもう1社あったのか、なかったのか、県営バスだけだったかな。公営は1社ですよね。だから、ほとんどあとは民間ですから、そういう他県のバス会社との収入の差というのがどのくらいあるのかというのを知りたいものだから、後でいいですから、資料を提供していただきたいと思います。

【西川分科会長】 ほかにありませんか。

【大場委員】 中村委員の40歳の、いわば年齢制限の件に関連してちょっとお聞きしたいんですが、40歳というのは、先ほど委員が言われたように、非常に引く手あまたのところで、一つの線引きをする中で、私自身は若いなと思ってるんですよ。

現在、こういうふうに運転士が足らない状況で、ぎりぎり可能なぐらいまでの限度枠、年齢の制限というのが、さっきあったように45歳とかそういう枠が、できれば幅広く、もう少し10名という雇用に近づくんじゃないかと思っていますが、それに対して、ここに合格者が出ていましたけれども、過去5年間、採用された平均年齢というのは何歳ですか。

【笠山管理部長】 過去5年間の採用者の平均年齢でございますが、資料にもございますけれども、合格者の平均年齢は42.4歳でございます。

あわせてご報告させていただきますと、直近5年間での採用者の数というのは76名おりますけれども、このうち40歳未満の方というのは31名おりまして、約4割を占めております。

こういうデータもひとつ参考にしながら、今回、制度設計を行ったところでございまして、先ほど局長もご答弁させていただいたとおり、まず、この40歳で実施させていただいて、運用の面で課題があれば、また改めて検討したいと考えております。

【大場委員】 運用というか、一度こういうふうな制度で条件を出してしまうと、なかなか次に、縛りが本当にかかると思うんですよ。だから最初に、募集する前に、そういったことで募集が受けやすい、私は逆だと思うんです。40歳未満が約4割、31名とありましたけれども、言うたら、残りの6割の人は40歳を超えているわけですよね。それは、必然的に6割の人の募

集条件をここで切っているわけですから、本当に10名欲しいんだったら、私はあえてそこは上げるべきだと思いますけれども、お考えはどうですか。

【山口交通局長】 実際に、今後、一回限りという募集でもありませんし、一つは、年齢のトータルを下げたいというところで、一つの線を40歳に持ってきたわけでございまして、じゃ、40歳と45歳でどういうふうに、技量的な面とか、習熟の面とか違うかというと、そこは微妙なところがあろうかと思いますけれども、一つの線として、今回、40歳ということで整理をいたしました。

繰り返しでございますけれども、これで一回限りということではございませんので、一度これで施行させていただいて、その上で、やはりもう少し幅広に考えるということがあれば、50歳というのはなかなか厳しいということで、次の線としては、やはり45歳ということだろうと思いますので、その含みを残した上で、一旦施行させていただけないかというふうに思っております。

【大場委員】 そうですね、施行して…、本来であれば、今必要な数を、私の考えとすれば、必要な枠は10人、10人きちんと確保する。そして、余力ができた時に、そういう制度で若返り方策を図るとか、そういうふうなほうが私はいいんじゃないいかと思うのですが、後で結果はわかるし、実際の雇用状況として、後で見てみたいと思います。わかりました。

【西川分科会長】 ほかにありませんか。

【渡辺委員】 今、中身を聞いて、確認ですけれど、民間でも既に事業を実施しているところも、個人負担というのではないということで理解していくいいんですか。要するに、採用をされた人

たちの個人負担といふのはないということで理解していくいいですか。

【笠山管理部長】個人負担についてのご質問でございますが、先ほど申し上げました西肥バスにつきましては、毎月の給料から一定額を返済しつつ、一定期間勤務をされた上で、貸し付け残額について返還を免除するというふうな制度とお聞きしています。

【山口交通局長】細かくなりますけれども、例えば大型一種を持っておられる方についてですけれども、月1,000円の返済ということでございまして、勤続3年で残額免除ということになりますので、あまり大きな負担がないと。

期間的には、県営バスのほうは5年ですけれど、ほかの事業者の方で言うと、月1,000円、勤続3年で残額免除ということになりますので、3年間で大体3万6,000円ぐらいの負担をされるということになります。自動車学校ということが前提になっておりまして、県営バスの場合には、自動車学校あるいは教習所と。教習所の場合には比較的費用が少なくなるということもございますので、一部負担があるということであっても、バランスがとれているのではないかという判断をいたしております。

【渡辺委員】そこら辺が、ほかの民間の事業者にとってみれば、県営バスは負担はゼロでしょう。要するに、5年間勤務しておけば個人負担はないということでしょう。しかし、民間は3万6,000円の負担があるわけでしょう、月々1,000円という負担が。その差はどう思っているんですか。

【笠山管理部長】説明を補足させていただきます。

先ほどのケースでいきますと、大型一種免許を取得される場合ですけれども、西肥バスの場

合には、自動車学校と提携いたしますので、自動車学校の場合、免許を取得するまでに30～35万円ぐらいの経費がかかると聞いております。例えば35万円の経費がかかるとした場合に、月1,000円で12月、3年払っていただくとしますと3万6,000円の返済が生じますけれども、全体で35万円の貸し付けでございますので、3万6,000円を返済していただいた後、残り31万4,000円が免除ということで、当局でご提案いたしておりますのは、限度額30万円の貸し付けについて返済免除ということでございまして、今ご説明した西肥バスの場合でいきますと31万4,000円です。そういった意味で、バランスがとれているというふうなことで考えております。

【渡辺委員】金額的には大体見合った負担をしていると。要するに、大型二種を取る時の教習所の費用が36万円ぐらいかかるわけ、今の答弁でいけば。本人から3年間で3万6,000円とて、結局、32万4,000円ぐらいが事業者の負担になるというわけだろう、そういうことだろう。そこをちょっと確認したいんですけれど。

【笠山管理部長】先ほどご説明した例でいきますと、事業者負担が31万4,000円でございます。

【渡辺委員】そうしたら、国のほうも運転士不足を認めて、事業者として対策を打つべきだと言われているわけでしょう。これはバス協会としての論議はないんですか。バス協会としてこういうことに取り組もう、あるいは、長崎県の交通政策として、要するに、地域の足を守る交通政策として、県としての方針を打ち出すべきだと思うんですが、その辺はどうですか。バス協会として、こういう論議はされたんですか。

【山口交通局長】全体のバス事業についての考え方については、新幹線・総合交通対策課のほうの所管になろうかと思いますけれども、交通

政策の担当部局としてですけれども、本年の6月に企画振興部のほうで、バス事業者に対してですけれども、運輸振興助成補助金というのがございます。これは県税として軽油引取税というのがありますけれども、この財源を生かして人材確保対策を組み立ててはどうかというふうなお話はされております。

ただ、実際にバス協会の中で、私もバス協会の役員の一人でございますけれど、それを受け具体的にこういう制度が必要ではないかというふうな議論はこれまでされておりませんでした。ただ、今回の私どもの制度の提案を受けて、県のほうとバス協会のほうで話もされているようありますけれども、今、バス協会のほうでは、先ほど申し上げた運輸振興助成補助金を財源とする助成制度を平成28年度に向けて検討をしている状況というふうにお聞きをいたしておりますけれども、まだ具体的にその制度については私どもはお聞きしておりません。

ただ、この運輸振興助成金制度というのは、総額でバス協会で2,100万円で、いろいろなバス停の上屋の整備とか、標柱の整備等々に充当されておりますので、限られた財源の中で何を優先するかという議論もあるかもわかりませんし、先ほど申し上げた、既に先行して制度を設けられているところもありますので、いろいろな調整、議論というのがこれからされるものというふうに考えております。

これについては、10月ぐらいに会合を持たれるというふうに聞いておりますけれども、まだこれからという議論になろうかと思います。

【渡辺委員】はっきり言って、要するに、働く環境が厳しいところが先に人材が不足してきているんじゃないかなと思ってるんですよ。ですから、これは全体的な県の地方の足を守るとい

う観点から、今言いました、バス協会と県の新幹線・総合交通対策課にちゃんととした対策をとるように、バス協会と連携をとりながら、人材確保に向けての取組をするようにぜひ申し入れをしておいていただけないでしょうか。

【山口交通局長】お話があった件につきましては、バス協会のほうにお話をしたいと思います。

【渡辺委員】それと、連帯保証人は2名を設定していますね。私は、この2名というのはかなりハードルが高いと思うんですよ。1人当たり30万円でしょう。これは、やっぱり1名でもいいんじゃないですか。

例えば自分の仲間が働いているところで連帯保証人を見つけるのも、今ごろは大変だと思うんですよ。1人でも連帯保証人が見つかれば、そうしないと、ハードルがあまり高過ぎて、公募しても集まらないんじゃないかとちょっと危惧をするものですから、その辺は1人でもいいんじゃないかなと。今、核家族の中で、連帯保証人になってくれと頼みにくい環境ですよ。そうしたら、1人でもおったら、それでいいんじゃないですか。私はそう思うんですよ。

【笠山管理部長】連帯保証人についてでございますが、今回、制度を検討するにあたりまして、県の他の制度を参考にさせていただきました。実は、医療関係、獣医関係で、獣医の修学資金、あるいは看護職員の修学資金、医学修学資金等ござりますけれども、こういった制度については連帯保証人を2名立てることとしておりまして、私どもとしてもこういったことも参考に、2名ということさせさせていただきたいと考えております。

【渡辺委員】それは多いことにこしたことはないけれど、そうすることによってハードルが高くて応募が少なくなるんじゃないかと危惧をし

ているものだから、1名でもいいんじゃないと言っているわけです。この辺はどうですか。

それは、医療従事者の人たちにとってみれば、金額が高いから、2人ぐらい要るかもわからないけれど、これは最高30万円でしょう。

【山口交通局長】未収金をいかに防止するのかという資金の債権管理をきちんとやるという観点と、おっしゃられたような応募者のハードルをどう考えるかというところの問題であろうかと思います。交通局は非常に大きな未収金もあって、そういう点については厳しく監査等からもご指摘をいただいている経過もございます。

一旦県の他の資金との横並びといいますか、先ほど管理部長が説明しました看護職員の修学資金、あるいは医学修学資金、獣医の修学資金、そこが2名立てておられるということ、そこを踏まえて、我々としても2名ということをさせていただきました。

先ほど年齢の問題もございましたけれど、一旦この形で実施させていただいた上で、その上でいろいろなハードルをどう考えるべきかということについて、総合的に考える時一つの材料として、今後検討させていただきたいと思います。

【渡辺委員】もう一つ、別の関係で、長崎営業所の仮営業所の関係でお尋ねしたいと思います。

要するに、新幹線の関係で、仮営業所の移転事業の説明がありました。結果的に、仮営業所が済んだ後は、また長崎営業所、今のところに戻ってくる予定なんですか。要するに、今度は高架橋の下も活用して間に合うのか、敷地面的に大丈夫なのかどうなのか。その辺、方針はどうなんでしょうか。

【笠山管理部長】今回の仮移転については、平成32年3月までを予定しております、その後

につきましてでございますけれども、今回、バス車両としては36両移動いたします。

橋脚の工事をするにあたって、36両分支障があるということでございますが、橋脚が立った後でございますが、12両支障があるということでございます。その12両分の駐車スペースをどうするかということにつきましては、営業所の近隣に代替地を確保するよう、県の土木部、あるいは先ほどの機構に交通局として求めておりまして、現在、協議を進めております。

まだ交渉中でございまして、具体的な内容については、まだご説明できる段階に至っておりませんけれども、改めて方針が出る段階につきましては、議会にもご相談をしたいと考えております。

【渡辺委員】一つは、三菱の幸町工場が、事業集約によって、あそこが空く計画なんです。鋳造工場が兵庫県に行って、あと、機械の関係が飽の浦のほうに集約される方向にありますので、その辺も一応検討してみたらどうですか。その辺もあるよということを言っておきます。

それと、移転費用の関係は、今度、補正予算で計上されているんですけど、この移転費用の内訳は、公共工事の関係で移転するわけですから、これは全部国の負担でいいのかということで確認しておきたいんですが。

【笠山管理部長】移転費用の財源についてでございますが、委員ご指摘のとおり、全額移転補償金で対応いたします。

【溝口委員】先ほどの大型自動車第二種運転免許の取得の件ですけれども、採用試験の実施というのは、平成27年は16人、平成26年は48人ですけれど、長崎県全体でそうなんですね。

そして、採用というのは、民間と合わせて、

平成26年で言えば22人が採用ということなんですか。

【笠山管理部長】 補足説明資料の1ページの真ん中の表についてでございますけれども、こちらは県営バスグループの採用試験の実施状況でございます。

平成27年度につきましては、採用数11名、これは県営バスとして交通局、それから県央バス株式会社への採用数として11名でございます。民間事業者の方は入っておりません。

【溝口委員】 わかりました。大体年間に何名ぐらい採用したら、欠員になっていかないようになってくるんですか。

【笠山管理部長】 こちらの資料にも記載しておりますけれども、採用数が変動しております。変動する要素には、実際の定数の変動も影響いたします。結果的に、年度当初の欠員数として、表の下に記載しておりますとおり、20名前後の欠員が生じております。状況としては、そういう状況でございます。

過去平均で、平成22年度から平成26年度までの5年間の平均で、単年度当たり平均ですけれども、1年当たり24名採用しているんですけども、それを上回る退職が発生し、あるいは定数の増減があった結果、毎年度20名程度の欠員が生じていると、そういう状況でございます。

【溝口委員】 わかりました。そうしたら、例えば10名の免許取得のための資金をつくっていくということですけれども、10名を補えば、大体そこら辺については、そうしたら、毎年10名を何年間ぐらい続けていこうとしているのか。ずっと未来永劫続けていこうとしているんですか。

【笠山管理部長】 現在の見通しでは、今年度につきましては、交通局で10名、県央バスで10名、

合計20名、今回、条例案、予算案でご説明しておりますのは交通局の分でございますけれども、今年度につきましては、交通局の10名で対応できるのではないかと考えております。

今後につきましては、退職の状況、あるいは定数の状況、そういうものが変動していくものと思いますので、その状況を見て、予算審議の段階でご説明をしたいと考えております。

【溝口委員】 それでは、毎年毎年10名ということではなくて、例えば20名になったりとか、15名になったりとかという変化があるということで理解していいわけですね。

そこら辺、そういう形になれば、先ほど出ていた西肥バスについては、返済を少しづつ、3年間なら3年間、5年間なら5年間しているということですけれども、ほかの民間を圧迫するような形になって、県営バスがひとり勝ちになるような形になってくるんじゃないかという気がするわけですけれど、その辺についてはどのように認識を持っているんですか。

【山口交通局長】 この貸付制度ですけれど、非常に特殊な制度ということでもございません。既に先行した事例というのは県内にもございますし、県外にもございます。そのほかに、先ほど申し上げた、既に免許を持っている方に対する支度金制度というものを先行してつくられているところもございます。これは、それぞれの企業としての処遇面も含めたところの経営判断の問題であろうと思っております。同様の貸付制度をつくられるということであれば、それはそれとして可能でもありますし、私どもだけがこの制度を独占するということにはなってこないというふうに思っております。

【溝口委員】 企業努力というのはわかるんですよ。だから、県営バスがこれをしたということ

はわかるんですけども、それを10名じゃなくて、例えば採用するのに15名、20名となった場合に、これを利用していくと思うんですけども、民間の方々はそこまでできない企業もあると思うんですよ。先ほど新しい制度でどうにかできないかという話も出ているということですけれども、その辺についての認識ですね、民間との格差がだんだん出てきたら、やはり民間の経営というのが圧迫されてくるんじゃないかなと。そういう懸念があって、これに反対という話が幾らか出ていると思うんですよね。そこら辺についての認識なんですよ。どのように考えているのかというのは。

【山口交通局長】 どういうふうに人材確保、それから待遇面、一つは、既に免許を持っておられる人については、その会社の待遇面があろうかと思います。

この人材確保についてですけれど、今、免許を持っていない人について、こういう制度をつくって底上げをしようということあります。底上げをした上で人材確保を図っていくという基本的な考え方があるわけでございまして、先ほど申し上げました貸付金制度ですけれど、通常30万円ということで、今回、制度の上限をつくりましたけれども、教習所で取られている方の傾向を見ますと、大体10万円から20万円ぐらいの範囲で取られています。これを、例えば県営バスと同じような制度をつくられるとして、1人20万円ぐらいで取られるとすれば、5年間で、なべても1年で4万円ぐらい、月にすると4,000円弱ぐらいの負担になるわけでございまして、1人を採用すると、規模が小さいところはそれだけ人数も少ないとことになるわけですから、その投資をどういうふうに考えていくのか、10人であればもう少し大きい数になるかも

わかりませんけれど、そういう費用については年間でならず、あるいは月にならしていくと、それほど大きな費用負担にはならないと考えておりますし、それなりの事業者であれば、取り組まれてもおかしくはない金額ではないかと思っております。

繰り返しですけれど、県営バスだけがこの制度を独占するということではありませんので、あとはどのように制度として取り組まるかというの、それぞれの事業者の経営判断の問題ではないかと思っておりまして、私どもとして民間の事業者をこの制度でもって圧迫するということは考えていないところであります。

【溝口委員】 それほど圧迫するとは思っていないということですけれども、民間としたら、やっぱり圧迫をされるというような認識を持ったと思うんですよ。だから、ある人を通じて、これは民間圧迫じゃないかと、そういう話が出ていっているんですよ。

だから、この制度をつくる時に、誰が利用してもいいということですけれども、先ほど言ったバス協会の中で、こういう制度をつくりますよということを事前に説明はしていたんですか。

【山口交通局長】 事前に説明はいたしておりません。といいますのも、既に民間の大手の事業者で、県内で制度を4年前につくっておられて実行しておられると。そのことについては、他の事業者もご存じだったのではないかというふうに認識しております。

それと、バス協会の中で、これまで私は役員として出席をしましたけれども、いろいろ議論はありましたけれど、バス協会として県に対してということも含めてですけれど、こういう制度が必要であるとか、具体的な議論というの全く出てないわけです。

それと、繰り返しですけれど、県内でも既に先行されているわけですので、他の事業者におかれてもこういう制度に既に取り組まれているということはご存じだったのではないかというふうに思っております。

【溝口委員】そこら辺については、ご存じだったか、ご存じじゃなかったかはわかりませんけれども、今回、30万円を限度ということにしているんですけども、費用的には、これを実行する時に、自動車学校から請求が出たものを持ってきてもらって、それをずっと貸していくんですか。一遍に30万円を貸すということではないんですね。この貸付制度の内容について、説明してください。

【笠山管理部長】貸付制度の流れなんですけれども、まず、募集行為を行います。その段階で、免許取得時点で40歳未満の方で免許を持っていない方については、希望されれば貸し付けをいたしますというところも周知いたしますので、貸し付けの申請をしていただきます。その後一次試験がありまして、合否の発表をいたしますけれども、合否発表後、若干の期間を置いて申請の期限を設けたいと思っております。

申請にあたりましては、自動車学校、あるいは教習所の見積書、既にお支払いをされている分については領収書を提出していただいて、貸付額について精査をした上で貸し付け決定通知を行います。貸し付け決定通知を行った間もなく、貸し付けを実行いたします。そういう流れを、今のところ予定しております。

【溝口委員】見積書ということですけれども、普通免許を取るにしても、例えば1ヶ月間で取れたら幾らという形があるんですけども、例えば30万円を超える場合も、先ほど6ヶ月未満でということですけれども、もしかして、長く

なったら費用が余計かかってくると思うんですよね。だから、それが30万円が限度ということでございますけれども、見積書のような形ではいかない場合があるんですけども、それについては、最初は、先ほどの説明では10万円とか20万円で取れるんじゃないかという話でしたよね。そういうところで考えれば、追加の貸し付けを30万円まではできるということで考えていいですか。

【笠山管理部長】委員ご指摘のとおり、当初の貸し付け決定通知から費用が増嵩した場合、30万円の限度額までは追加の貸し付けを行うよう考えております。

あわせて、免許取得後、精算という手続を行います。その後、最終的な領収書、見積書で確認しておった部分については領収書をご提示いただき、貸付額の確定を行います。その上で借用証書をつくるということを考えております。

【溝口委員】わかりました。そのことについては、そうしたら、例えば渡辺委員が言いましたように、保証人を2名つけるわけですね。最初の貸し付けの時に保証人を2名つけているんですけども、追加の借り入れがあったということになれば、今度はそこら辺が、30万円が限度と、最初からその保証をしてもらっておけばいいですけれど、見積もりの段階で最初に保証人をしてもらっていて、もう一回追加しますから保証してくださいとなつた時に、先ほどの2名というのがものすごく引っかかる問題になってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはどのように考えているんですか。

【笠山管理部長】貸付額の増加が生じた場合は、改めて追加の貸付額についての保証人が必要だと考えておりますが、当初の貸し付けと同じ保証人を立てていただいても構わないというふう

に考えております。

【溝口委員】 それは当たり前ですよ。最初の保証人がしてもらわないと困るわけですから、私が言いたいのは、例えば30万円までが限度額で、できるなら、今回の見積もりでは、例えば20万円しか要りませんけれども、追加申し込みがあった場合は30万円までを限度にして出しますので、2名の保証人の方々にはそこまでの保証をしてくださいということを最初に確認をとつておかないとだめじゃないかということを言っているんです。

【笠山管理部長】 今後、具体的な制度設計にあたりまして、委員ご指摘の保証人が幾らまで保証するのかということについては、検討させていただきたいと思います。

【溝口委員】 見積もりで10万円とか15万円しか要らないのを、その時に、そのくらいだったら保証してもいいですよとなって、免許を取るのにちょっと難しくて期間がかかったら、やはり30万円を超えてやると思うんですよ。でも、30万円が限度ですからね。だから、2回取るというのになかなか、さっき言う2名というのはなかなか難しいんですよ。だから、最初から2名の方々には、30万円を限度に、発生した場合に保証していただきますよということを確認をとつておかないといけないんじゃないかなと私は思っているんですけども、その辺についてもう一回、ぜひ聞かせていただきたい。

【笠山管理部長】 確かに、委員ご指摘のとおり、保証人が幾らまで保証するのかということについては、何度も何度も、あるいは2人というのがどうかというご指摘もいただきましたので、検討させていただきたいと考えております。

【溝口委員】 そこら辺、検討というか、これを通さないといけないんですよね。だから、そこ

ら辺についてははつきりしたことを本当は持つておかないといけなかったと思うんですよ。

今度は、免除される場合なんですけれども、免除は、5年間従事した場合ということで、わかりました。ただ、返還が発生するという場合ですね、これは5年間しないと返還ということですけれども、例えば4年と半年とか、それで事故とかなんとかになって、ちょっと違反を犯して、免許停止とかになった場合にはどうするんですか。あとまた、6ヶ月間働けば免除になるとか、そういうふうになってくるわけですか。そこら辺が、きれいに5年間というのが、通算で5年間になってくるのか、あい中で免許停止になった時の考え方ですね、そこら辺についてはどうのように考えておられますか。

【山口交通局長】 真にやむを得ない事情があつて中断をするということはあり得るだろうというふうに思っております。まだ具体的に、どういった場合をそういうふうに当てるかということは挙げて申し上げるということはできませんけれど、真にやむを得ない事情、本人の責めに期せられない事情があつて中断がやむを得ないという場合については、当然考慮をしていくべきではないかと思っております。

【溝口委員】 ただ、5年間でしょう。でも、貸し付けする時に、例えば何年から何年までに、それは5年間従事しなかつたらということにするわけでしょう。だから、そこら辺の内容も契約の仕方によってくるんですよ。先ほど言ったように、あい中でやむを得ない場合が出た場合とかなんとかというのは、それは延期をするのは、皆さん方が企業として勝手にと言ったらおかしいですけれども、私たちには5年間ということで説明ですけれども、そこら辺については延長があり得るということで考えていいわ

けですか。

延長になった場合はいいですけれども、例えば3年とか4年でやめるという場合も出てくるわけですね。その時に返還するのが、全額を返還してもらうのか、年数割で返還してもらうのかということもどのように考えているんですか。

【笠山管理部長】 現在、従事期間が5年に満たなかった場合につきましては、全額返済をしていただきたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。そうしたら、3年働いても、4年働いても、貸し付けについては全額支払いをしていただくということで理解していいわけですね。

【西川分科会長】 ほかにありませんか。

【吉村(洋)副会長】 まだわからない点が幾つかあるのでお聞かせを願いたいと思います。

説明資料の1ページの真ん中の毎年の受験者数、採用数、というところが出ておりますが、受験者数に対して合格者、採用数というのが数が大分減りますよね。そういう意味で、採用試験というのが難しいのかなと思うんですが、ここまで少なくなる理由と、それから、受験者の内で既に大型二種を持っておられる方と、持たれないで受験される方というのがおられるのか、今まで既に持っている人たちだけが受けていたのか、そこら辺をお聞かせ願いたい。

【笠山管理部長】 1ページの表でございますけれども、こちらは、現在実施しております交通局グループの採用試験の状況でございます。

現在の募集については、大型二種免許を取得されている方を対象にしております。したがいまして、この受験者数というのは、すべて二種免許をお持ちの方でございます。

実際の採用数でございますが、受験者の4割程度が採用に結びついているという状況でござ

いまして、採用試験の内容を簡単にご説明させていただきますと、実技試験、筆記試験、そして面接試験とやっているんですけども、実技試験で運転能力や運転態度を見させていただきます。筆記試験では一般常識をペーパーテストで見ております。最後に面接でございますが、私どもはバス事業者でございまして、接客サービスというのを非常に大切に考えております。バスの運転士として、サービス業として適正があるのかどうか、そういったところを踏まえて人物評価を行っているところでございます。

こういう試験を通じて、結果的に4割程度の採用というふうな状況になっております。

【吉村(洋)副会長】 今、テストの内容が3つあったわけですが、やっぱり一番問題になるのは面接ですかね。人物とか、その人の性格とか、そういうのが落ちる一番大きな要素の一つと考えられるんですかね。そこら辺はどうですか。

【笠山管理部長】 各試験を実施した中で、最終的に評価をいたしますけれども、やはりバス事業者として安全運行という部分は、もちろん運転技能もございます。一番大切な部分というのは、やはり接客サービス、マナーといったものであると考えておりますし、そういうもので総合的に評価をしている状況でございます。面接ももちろん、重視をして実施しております。

【吉村(洋)副会長】 次に、2ページでけれども、上から4行目ぐらいに、新たに大型二種免許未取得者を対象に採用試験を実施されるわけですが、一次選考試験合格者に費用の貸与ということがありますね。この一次試験の内容はどのような内容ですか。

【笠山管理部長】 一次試験でございますが、書類審査、筆記試験、面接試験、先ほど申し上げた、現在実施しております試験のうち、実技試

験がないような試験を今のところ考えております。

【吉村(洋)副会長】これまでの採用試験からも4割程度の合格者でしかないという時に、ここに約10名を予定されて条例化をされて予算を組んでおられるわけですが、この一次試験でも面接があるとなると、既にその時点でやはりかなり減るのかなという予測もするわけですが、それに残った人が、結局その対象になるということになるわけですかね。そういう意味では、なかなかまだまだ厳しいのかなと。先ほどから貸与対象者の年齢というのもあっておりますが、そこら辺がもう少し引き上げるとかいうのも、今後考えるところも出てくるのかなということも考えられます。

それから、連帯保証人2名というのが、先ほどから出ていますが、これも先ほどの管理部長の説明で、制度上、やはり県のほかの貸付制度に倣うところが必要だろうという説明があって、なるほどとうなづくところもあるんですが、やはり2名をつけるということについては、非常に厳しい面もあるだろうなと。

これが、例えば先ほどからちらちら出るんですが、交通局は一企業ですね、県営バスという企業なんです。でも、「県営」という名前がついている。それで、条例を制定しないといかん。これは県の条例だと。ここに行ったり来たり、くつづいたところがあつて、県民の皆さんも、あれは県が経営しているんだろうという話になりますね。

ですから、一企業であれば、この連帯保証2名という設定ももう少し緩やかにしても、先ほど渡辺委員が言われましたが、30万円だと。それが年間10人なんだから、それが10人おって300万円です。5人だった場合は150万円と。そ

れで、連帯保証人は1人でもいいじゃないのということがとれるんだろうと思うんですが、ここがやっぱりどうしても県とつながっているというところにつらさがあるというのを感じるわけですね。

それで、今回も、貸付制度を設定するにあたっても、国の考え方というのもあるんですけれども、先ほどちょっと出たんですが、県のバス協会とかにも働きかけをされて、国に対して、こういうことがわかっているんだから、国が助成制度を設定してくれよという働きかけをしないといかんのじゃなかろうかと思うんですけれど、交通局で予算組みをする前にですよ。その点について、交通局長としてはそういう考えを持たれたことはこれまであったかなかったか、お聞かせいただきたい。

【山口交通局長】 昨年7月に、国としてこういう制度の必要性等々について提言されておられるわけですけれども、国として何らかの支援制度もあわせて考えていますよということについては触れられておりませんで、事業者と事業者団体に向けて、こういうことをやっていくべきではないかというお話をございます。

バス協会としては、やはり国に対して大きく網をかけるような制度の構築ということを考えいただきたいというところがございますけれど、なかなか現実には、国としては事業者、あるいは事業者団体に向けた提言というところにとどまっているということが現実でございます。

【吉村(洋)副会長】 その点については、県民のために我々もやらないといかんということかなと、交通局ばかりではなくて。国もこれだけ言うなら、やっぱりそういう財政措置をしてもらわないと、あとは企業努力でやってくださいなんて言っても、それはできない。だから、困っ

ているんだから、その状況だけを見て、国も企業にやれと、言いつ放しではいけないと思いますので。こんなに言っていたら、自分で頑張らないと何か言わないといかんようになるので困りますけれども。

それと、5年間従事というのも、やっぱりこういうのもいろいろ考えてというところになるんでしようけれど、県内大手5社の中で既にやられているところは、その縛りが3年と、先ほど言わされたようですが、そこら辺は3年に合わせるということをされる考えはなかったのか。この5年と期間を決められた理由についてお願いします。

【笠山管理部長】 従事期間の5年の考え方なんですけれども、私ども県営バスに採用する段階では、嘱託運転士という形で採用させていただきます。嘱託については、5年間勤務した後に正規化の試験を受験する機会を与えています。私どもは採用の段階から、離職せずにずっと定着していただく。将来の県営バスを担っていたくという観点から、現在制度化しております正規化というものが、5年程度で正規化の受験資格が与えられるというところと合わせまして、採用から定着に至るまで一貫した人材の確保育成を行っていきたいという考え方で、5年ということでさせていただいております。

【吉村(洋)副会長】 今の答弁で、県営バスは正規職員を増やしていくんだという経営方針で取り組まれておるということかなと判断しました。県央バスというのをつくられておりますね。これは別会社になろうかと思います。

佐世保市営バスの例をとりますと、佐世保市営バスもなかなか経営上厳しいところがあります。佐世保バス株式会社をついたんですが、これは佐世保市営バスの中に正規職員と嘱託職

員の二重構造があつて、給与形態が違っていたわけですね。同じ仕事をしながら、正規職員のほうが給料がいい、嘱託職員は安いんだと、そういう待遇の差があったので、それがまた、経営上の課題の一つだったと。ですから、佐世保バス株式会社というのを新たにつくって、嘱託の方はそっちに全部行って、新たな民間会社で働く。佐世保市営バスに、だから、基本的には嘱託職員はいないんだというスタンスなんです。多分、ゼロではないかと思いますけど、はっきり調べていませんが。

だから、県営バスも県央バスをつくられたのはそういう意味合いもあったのかなと思ったんですが、そういうことではないんですか、お聞かせいただきたい。

【山口交通局長】 実は、佐世保市営バスのほうは、県営バスの子会社設立を一応参考にして、佐世保バスのほうが遅くできたという経緯があります。交通局のほうとしては、やはり今後、総合的に待遇をどうしていくかということを考える必要がありますけれども、非常に厳しい経営環境の中で、人件費について、子会社についてですけれども、地域的には諫早、大村、こちら辺について一応給与の水準を下げて、運行コストを下げていくという目的でつくりました。

県営バスの場合には、交通局本体に正規の職員もありますし、嘱託の職員もあります。それから、県央バス、子会社のほうにも、子会社としての正規の職員もありますし、嘱託の職員もいるということでございます。後は、人事の交流もいたしておりますので、県央バスの嘱託職員から本局の正規の職員になることもあります。ということで、その辺は、県営バスのほうは非常に柔軟に制度としてはつくり込みを行っていると思っております。

【吉村(洋)副会長】 そこら辺で、県営バスの経営に対する方向性というのはそういうものかなというのが、確かに今、お聞かせいただいたところですが、県央バス管内、諫早、大村、島原、そこら辺がある程度営業路線を撤退されたような話も聞いたんですが、現状はどうですか、お聞かせいただきたい。

【山口交通局長】 平成16年2月に県のほうから示されたあり方の方針に沿って、忠実に実行してまいりましたけれども、その時に、島原半島については県営バスと島鉄バスが競合して、両方ともに赤字の路線でございまして、そして、特に島原半島は人口減少が大きいということをございまして、関係する市町村は両方に赤字の補助金を出さないといけないという状況もありました。県営バスとして、やはりそこを、すべて撤退したわけではありませんけれど、ほとんどの路線を撤退するということで、後を島鉄バスに走っていただいて、ある意味で、両方が走るということで便数的に少し過剰であったところについて調整が図られたというふうに思っております。

諫早、大村については、赤字路線については交付税8割ということで手厚い制度でいただいておりますけれども、2割は真水の負担があると。そういう中で、大村のほうとは一定、そこら辺を前提にしていろいろ協議をして、路線について、若干ですが整理をした経緯があります。諫早のほうはほとんど、路線のそういう見直しについては実施をしておりません。微調整はやってきておりますけれど、路線についての調整はやっておりません。逆に、昼間の運行等について市と協議をして、さまざまに新しい取組をやっております。

【吉村(洋)副会長】 そこら辺の経緯については、

今お伺いした話で、多少理解したところです。

佐世保市営バスの時の話も、路線が西肥バスと競合するわけですね。それで、市バスのほうが民間を圧迫するんじゃないとかいろいろな話が、今回のように出てくるんですよね。

それで、県営バスもやはり県がかかわっていると、いやいや、独立した企業なんですよと言いつつも、こうやって県の条例をつくらないとかんとか、そうやって民間を圧迫してもいけないので整理をして、県営バスが引いていくとか、そういう作業が出てくる。いわゆる県民の見方としては、県営バス事業というは何なのかと言ったら、結局、先ほど出ていたんですが、企画振興部の新幹線・総合交通対策課というところが、県の中を全体的に県民の足の確保とか、交通対策とかそういうのを考える延長線上につながってあるわけですね。企業とはいながら、県の政策とつながった面があるというところに運営の難しさがあるんだろうなというのはわかるんです、佐世保市営バスもそうでしたから。

それで、結局、先ほど中村委員が言われたように、最終的に極論で言えば、やめたらという話にもなるわけですよ。すべて民間ですれば問題がないわけです。公営の事業でなければ、民間が勝手に自己努力でやると。公営でやるとするならば、そうしたら、今の営業路線以外にも、例えば私は佐世保なので、県北とか離島、そういうところの県民の足の確保はどうするんだという話が出てくるわけです。そういう中で、企業内の資金を使いながら今回の事業をやるんですけどと言うんですけど、それを県民から理解していただくのに、多少時間がかかるというところが出てくるわけですよ。

そういった意味で、交通局は企業として経営努力をやっていくというのが第一義的なもので

あろうと思うわけですが、やはり新幹線・総合交通対策課と、県の交通政策という部分とすり合わせをやりながら進めてもらいたいと思うわけです。こういう新たな制度を設けるとか、事業をするに当たってもですね。そういう意味で、新幹線・総合交通対策課からの発信というのがあってくれれば、もっとわかりやすいんだろうなと思うんですけど、そういう面で、今回この条例制定に当たって、新幹線・総合交通対策課との打ち合わせというか、すり合わせは十分にされておるのかなというのを思うんですが、どうですか、そこら辺の状況は。事前にそこら辺は十分にすり合わせはやれたと、やったというふうに判断されるんですか。

【山口交通局長】 実際に、交通政策的に見た場合ですけれども、交通局というのも一つの事業者という見方がございます。県営バスとして、今回の制度をつくるに当たって、具体的に県営バスはこういう制度をつくるのでということで、事前に相談をしてきた経過はございます。一定予算の整理がついた時点で、新幹線・総合交通対策課のほうには話をいたしましたけれど、制度自体をつくるにあたって、新幹線・総合交通対策課と協議をしたという経過はございません。

【吉村(洋)副会長】 最後にしますが、そこら辺の順番というのが微妙なところもあるんだろうと思いますが、私の考えを言えば、新幹線・総合交通対策課とのすり合わせを先にやったほうが、事前の理解が得られるのではなかろうかなと。特に普通の民間、例えば西肥バスとか、長崎バスと違って、そこら辺に多少配慮をしながら事業を進めざるを得ない公営企業の宿命というか、そういうのがありますから、そういう点には、これからもそういう配慮をして、そういう手続を踏んで、きちんとした考え方の構築を

やっていくということをとっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【西川分科会長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川分科会長】 休憩します。

— 午前11時46分 休憩 —

— 午前11時47分 再開 —

【西川分科会長】 分科会を再開します。

ほかに質疑がないようですので、これをもって、予算議案及び第107号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

【渡辺委員】 今提案されました第102号議案について、やっぱり今の運転士不足というのは、県全体の交通事業者にとっても、バス事業者にとっても非常に大きな問題であると思いますので、県の新幹線・総合交通対策課とバス事業者と一緒にになってそういう対策を今後するように要望して賛成したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【西川分科会長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第102号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【西川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【西川委員長】 次に、委員会による審査を行い

ます。

第107号議案についての質疑は終了しておりますので、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第107号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第107号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

休憩します。

――午前11時49分 休憩――

――午前11時49分 再開――

【西川委員長】 委員会を再開します。

それでは、午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、13時30分から委員会を再開いたします。

――午前11時50分 休憩――

――午後 1時30分 再開――

【西川委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

交通局長より、所管事項について、説明をお願いいたします。

【山口交通局長】 交通局関係の所管事項についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の交通局、及び追加でお配りしております、追加3をお開

きください。

今回、ご報告いたしますのは、運賃改定の実施について、ドライブレコーダーの導入について、新幹線建設に伴う諫早ターミナルの検討状況について、大村ターミナルビルの耐震診断結果についてで、その内容についてご説明いたします。

(運賃改定の実施について)

長崎バスが本年3月30日付で国に申請していた10月1日実施予定の運賃改定について、7月27日付で認可されております。

現在、長崎市内線については、長崎バスと競合している区間は、長崎バスの運賃に同調し、それ以外の区間は県営バスの基準賃率や中間的な運賃を適用しております。県営バスとしましては、今回の長崎バスの運賃改定に合わせ、長崎市内においては全ての路線で基本的に同一の運賃となるよう、8月7日付で国に対し運賃改定の申請を行い、9月24日付で認可をいただいたところでございます。なお、今回の認可を受け、10月1日付で運賃改定を実施することとしております。

運賃改定の内容につきましては、記載のとおりであります。

(ドライブレコーダーの導入について)

交通局では、安全性並びに輸送サービスの更なる向上に取り組むため、今年度から2か年でドライブレコーダーを導入することといたしております。

今年度は主に長崎、諫早、大村の市内路線を運行する262両に導入することとしており、11月末までには取り付けを完了する予定でございます。

今後、ドライブレコーダーを十分に活用し、安全意識、運転技術、接客・接遇の全体的なレ

ベルアップを図ることで、更なる輸送品質の向上に取り組んでまいります。

（新幹線建設に伴う諫早ターミナルの検討状況について）

補足説明資料を配付させていただいております。

内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

（大村ターミナルビルの耐震診断結果について）

大村ターミナルビルは、昭和49年建築（築41年）の地下1階地上6階建、鉄筋コンクリート造で、その敷地約3,340平方メートルのうち、交通局が1,530平方メートル、大村市が1,810平方メートルを所有しております。建物の所有及び用途については、1階は交通局が所有しターミナルとして使用しており、2階は民間が貸事務所・貸会議室、3階は大村商工会議所がその事務所と貸会議室、4階から6階までは民間がホテルとして使用しており、各階の区分所有者で組合を設置し管理を行っております。

大村ターミナルビルの耐震診断については、ビル管理組合が平成26年度に実施し、本年8月、同管理組合から県に対し、耐震改修促進法に基づく診断結果の報告が行われたところであります。

耐震診断の結果は、その基準を満たしていない内容となっております。

また、耐震補強を行うことについては、建物の老朽化も相当進んでおり、他の区分所有者との協議においても困難であるとの考えであります。

交通局としては、一定のターミナル機能は今後も必要と考えておりますが、総合的な土地利用のあり方など今後の対応については、交通局とともに敷地を所有する大村市や他の区分所有

者など地元関係の方々とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

このほか、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料について、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【西川委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【笠山管理部長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件について、本年6月から8月までの実績は、資料の1ページに記載のとおり、計3件となっております。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月までに、県議会議長宛てにも同様の要望が送られたものは、「諫早駅周辺整備事業への協力と支援について」の1件となっており、それに対する県の取り扱いは、資料4ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【西川委員長】 次に、営業部長より補足説明の申し出があつておりますので、これを受けることにいたします。

【小川営業部長】 新幹線建設に伴う諫早ターミ

ナルの検討状況について、補足して説明させていただきます。

お手元に配布しております、環境生活委員会補足説明資料「新諫早ターミナルの検討状況について」の1ページをご覧ください。

諫早ターミナルは、JR諫早駅前に位置するバスターミナルでございます。昭和44年の長崎国体に合わせて建設されたもので、間もなく築46年になろうとしております。

構造といたしましては、地下1階、地上3階建てとなっておりまして、1階にバスターミナル、2階に店舗などのテナントが入り、3階は管理事務所と倉庫がございます。

敷地面積2,403平米、建築面積1,567平米、延床面積2,606平米となっております。

建物及び敷地ともにすべて交通局が所有しているターミナルビルでございます。

諫早ターミナルは、主に諫早市内の路線バスの重要な乗降拠点となっており、数便のスクール便などを除くすべての諫早市内の路線バスは諫早ターミナルに入っております。市内路線ほか長崎空港や長崎医療センターなど大村への路線や、長崎までの高速シャトルバスなども発着しております。また、県営バスだけではなく、島原、南島原、雲仙、小浜を結ぶ島鉄バスが運行する路線バスや、島鉄バスと西鉄バスが共同運行している高速バスの福岡～島原線も発着しております。

このように多方面へのアクセス拠点であること、JR諫早駅前に立地したことから、鉄道との乗り継ぎ利用も多い状況でございます。

1日当たりの利用者数は約2,500人、発着する便は、他社便を合わせますと、1日当たり約700便が諫早ターミナルを利用しております。

このように、日々ご利用いただいている諫早

ターミナルでございますが、駅前から歩道橋を使ったアクセスしかできないという課題があるところでございます。

2ページをお願いいたします。

新幹線建設に伴い、諫早市では駅周辺の再開発事業を進めております。上段左の図面は、新しい諫早駅東口のイメージ図ですが、新幹線や在来線の駅舎につながる自由通路、島原鉄道の駅舎と複合する再開発ビルを建設することとなっております。

この駅周辺の再開発に伴い、バスと鉄道との交通結節機能をさらに強化し、あわせてバリアフリー化を図るため、諫早市よりバスターミナル機能の駅前広場への移転の話をいただき、協議を重ねてまいりました。

新しいターミナルは、駅前広場に乗り場を設置し、再開発ビルの1階に待合いスペースや発券場などを設置することとしております。なお、待合いスペースと隣接する交流広場につきましては、再開発ビルの交流と賑わいの核となる空間でございまして、長崎駅で言えばかもめ広場のような空間でございます。

下段右側は、乗り場のイメージでございます。乗り場が屋外となるため、雨の日でも濡れずに乗降できるよう、シェルターが設置されることとなっており、駅前の交通広場に設置されるバスの乗り場の数は6バース、構内でバスが待機できるスペースを3台設置する予定でございます。なお、この交通広場につきましては、諫早市が施工することとなっております。

諫早駅周辺の再開発事業の事業スケジュールを上段右側にお示ししております。新ターミナルに関する待合いスペース等が入るビルは、平成31年度の完成予定、乗り場となる駅前広場は、平成32年度の完成予定となっておりますの

で、ターミナルの移転時期につきましては、諫早市とも協議を行いながら、それに合わせて調整を図ってまいりたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

この図面は、再開発ビルの中に設置する待合いスペースのイメージ図でございます。新しいターミナルは、誰もが快適で使いやすいターミナルにしたいと考えておりますので、待合いスペースは、待ち時間を快適にお過ごしいただけるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、今回お示しした待合いスペース等につきましては、現在検討中でございますので、確定したものではございません。ご覧いただいたイメージ図は、新しいターミナルのイメージができるだけわかりやすくお伝えするために作成したものでございますので、配置やレイアウト等につきましては、今後検討を行っていく中で変更になることが十分あり得ることをご了承いただきたいと思っております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【西川委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。23番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【中村委員】 この陳情書、諫早市のほうから上がっているんですけども、このターミナルの部分で言おうかなとも思ったんだけれども、一つは、今回、新しいターミナルを計画されているなんだけれども、現在の駅前のすぐ隣接地にな

ると思うんですけども、現在道路が、駅前のことというのは、ターミナルのところで完全に寸断しているわけですよね。将来的なことを考えれば、やっぱり34号線と、実際、連結する部分が必要だと思います、先の。もちろん、県の土木部とも相談をしなくちゃならないだろうし、諫早市とも相談をしなくちゃならないと思うんだけれども、その辺についてはどう考えておられますか。道路の点について。

【小川営業部長】 諫早市のほうでも、市道の道路改良事業というのは計画を数本されております。それと、駅前に至るアクセスという部分におきましては、永昌交差点とか、あと、栄田交差点、それと、将来は外環状線とのタッチ等々も含めて、県のほうと事業の検討をしておりますので、私どももそういう機会に参画しながら、お願いするところはお願いしてまいりたいと思っております。

【中村委員】 今回、駅前再開発ができて、新幹線が来てとなった時に、当然、ショッピングモールもこの中に入ってくると思うんだけれども、現在の永昌東のところの道路は1本しかないですよね。これは2車線で、今の現状では完全にここは麻痺すると思うんですよ。恐らく諫早市のほうも考えていると思うんだけれど、その先のほうに、国道34号線とつながる、現在、Aコープレストランがありますけれども、あそこのところに1本、高架でつながっていますね。だから、JRをまたいでつなぐ必要があると思って、宮本市長とも話を何回かしたことはあるんだけれども、ぜひそれはやりたいねということで、市長もお話を持ってきているんですね。それをつくらないことには、恐らく大渋滞が起きて、もうどうしようもないと思うんです。だから、そっちのほうの計画が、私は先だと思うの

で、つくる前にまず道路をやっておかなければ、どうしようもないと思うんですよ。

だから、その辺は、先ほど営業部長は言われたけれども、同席するという考えじゃなくて、ぜひ自分たちのほうから率先して話を持っていっていただきたい。そうしなければ、間に合わないよ。今から計画してでしょう、もちろん用地交渉も含めて、今から交渉しなければならないし。県央振興局という場所も、あそこは一番いいところにありますから、あそこら辺も恐らく考えて持っていくかなくちゃならないと思いますから、その辺は局長も含めて、ぜひ諫早市と、そしてまた、県の土木部のほうとも話をしながら、もちろん県央振興局も含めてですけれど、早急に、自分たちのほうから提案をして、とにかく急いでやっていただきたい。ということであれば、可能性が高くなるんじゃないかと思うし、今後の県営バスの運営についても、あそこに1本道路が走っていったら、非常に利用価値が高くなる。34号線と連結できたら、迂回しなくても行けるようになりますから、また新たな路線の開発もできてくると思いますので、ぜひ率先してやっていただきたいと思います。

【西川委員長】何かコメントはありますか。

【山口交通局長】今、お話がありました道路の話でありますけれど、すべてのバス路線が、一応諫早の場合にはターミナルに入っていくことになっておりまし、特に、最近は長崎までの高速シャトルバスの運行等について、かなりの便数も出してきておりまして、ターミナル自体の運行の頻度もかなり上がってきています。

お話をいただいた点については、私どももしつかり受け止めて、関係する土木部、あるいは諫早市のほうと話をさせていただきたいと思います。

【西川委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【中山委員】インタンク軽油購入、これは随契ですね。それで、平成27年9月から11月の期間で一般競争入札に付したところ落札者がなかつたということでありますけれども、この辺を少し説明してください。

もう一つは、この9月から11月に予定しているけれども、随契では9月と10月、2カ月分を随契でやっていますよね。この辺の理由についてお尋ねしたいと思います。

【笠山管理部長】インタンク軽油購入についてのご質問でございますが、こちらにつきましては、8月の下旬に、9月から11月まで3カ月間の期間を想定して、一般競争入札をいたしました。結果的に不落となつたものでございまして、実は3カ月ごとに一般競争入札で調達をするように計画をしているんですが、不落になつた分につきましては、こちらの軽油の購入についてはWTOの契約ということになりまして、必要な公告期間を確保することができないということで、不落になつてから9月の頭にすぐ調達をする必要があるものですから、緊急に実施する必要があるということで、随意契約とさせていただきました。

【中山委員】今言ったように、緊急にしたことわかったけれども、予定では9月から11月ということになっていますよね。なぜ11月は外し

たのかどうかということ。

そうすると、これは3カ月間、3カ月間ということでやってきているので、この前はどうなるのかな、8月、7月、6月となるのかな。この辺はどんな契約になっているんですか。

【笠山管理部長】 9月から10月と2カ月でさせていただいておりますのは、本来は3カ月で入札の場合はしておるんですけども、随契という特例の形でさせていただいているものですから、特例ということで2カ月間の設定をさせていただきました。

それから、4月以降の状況なんですけれども、4月から5月については、今回と同じような状況で、3月に一般競争入札をいたしましたけれども、不落ということで、2カ月間の随意契約をさせていただきました。その後、6月、7月、8月については一般競争入札で落札をしたということで、3カ月間の契約をさせていただきました。そして、今回の9月から10月というところでございます。

【中山委員】 そうすると、競争相手がいなかつたんですかね、応募者はいなかつたんですか。その理由は、応募者がなかつたと。（「いいえ、ございました」と呼ぶ者あり） その辺の数をちょっと言ってみてくれないですか。

【笠山管理部長】 今回の入札につきましては、応募者は2名ございました。ただ、予定価格を上回ったということで、不落ということでございました。

【中山委員】 そうすると、一応競争はさせたわけですね。お答えいただいたように、予定価格より高かったということかな。

そうすると、価格ですね、これはキロリットルで8万2,536円ということありますけれども、最近は軽油の価格は下がってきてていると思

うのですが、昨年度だったかな、一番高い時と比較した場合、どういう状況になっておりますか。

【笠山管理部長】 今回の随意契約で、キロリットル当たり8万2,536円という単価契約でございますが、こちらのほうは消費税の税込みなんですけれども、税抜きのリッター当たりで説明をさせていただきます。

こちらが、税抜きのリッター当たりでいきますと78.8円ということになるんですが、今年に入りまして、軽油は下落傾向にございました。ちなみに、同じベースでいきますと、86円が4月から5月でございました。6月、7月、8月が88.3円、今回が78.8円ということで推移しております。

昨年でございますけれども、昨年1年間で一番高かったのが118.1円、これが8月から9月ごろの状況でございまして、最近の軽油の価格、ガソリンもそうなんですけれども、下落傾向にございました。ただ最近は、下落傾向にも少し落ち着きが出てきて、今後どうなるのかということを十分見極めていく必要があるかと思っております。

【中山委員】 ゼひ次の契約の段階は、落札者がおるような価格設定をきちんとやるべきだと考えておりますので、ゼひそういう努力をしてほしいということと、あわせて、この軽油が下がったことによって、経営的には少しプラスになっているんじゃないかな、そういう思いもするわけでありますので、さらに経営努力を重ねていただくようにならうとしております。

【西川委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【松島委員】増収策を提案しまして実施していくただいて、その後、環境生活委員会に所属しておりませんでしたので、大分時間があきましたが、増収策の実施状況を確認して質問させていただきます。

自動販売機の設置における入札制度導入の効果ですが、提案から実施、実施して4年たちました。増収効果はちゃんと出ているんだろうと思いますが、平成23年度から実施しまして、確認します。平成22年度までが、皆さんの言葉を使いますと、行政財産の目的外使用許可ということで使用料を取っていたと。その時、1台当たりの年間の使用料は幾らだったんですか。

【西川委員長】暫時休憩します。

――午後 1時55分 休憩――

――午後 1時58分 再開――

【西川委員長】委員会を再開します。

【笠山管理部長】自販機の設置につきましては、平成23年度から取り組ませていただいております。

ご質問の導入前の平成22年度の使用料でございますが、総額で申し上げまして113万6,000円、平成23年度の導入による貸付料というものが1,359万9,000円、この差で申し上げますと、1,246万3,000円の効果があったというふうに見ております。

さらに、その後平成24年度、平成25年度、平成26年度、今年度平成27年度まで言いますと、今年度は1,795万9,000円の貸付料収入を予定しております、本年度の効果としては1,555万4,000円を見込んでおります。

【松島委員】すごい額が出てきて、安心しますが、私の記録によると、平成23年度から導入して、平成23年度が入札を導入した箇所が23カ所

で、実績、これは貸付料ですけど、約1,359万円。平成24年度が15カ所で1,699万円、平成25年度が30カ所で1,780万円。平成26年度、平成27年度は何カ所導入されて、貸付料、実績の値というのを、先ほど平成27年度は見込みと言われたと思いますけれども、平成26年度、平成27年度の実施済みの箇所数と貸付料をお願いします。

【笠山管理部長】平成26年度につきましては、貸付料としまして1,867万2,000円、効果額としましては1,626万7,000円が実績として上がっております。平成27年度は先ほど申し上げました。

箇所数でございますが、平成26年度につきましては29件でございます。平成27年度が14件でございます。

【松島委員】今、お聞きしたいのが、平成23年度初めて導入されて、一応3カ年契約だったじゃないですか。結局、平成23年度スタート、平成24年度スタート、平成25年度スタートがそれぞれスタートしていくって、いよいよ平成26年度が、3年終わったものがさらにまた入札、再入札にかかるという状況で、平成23年度が23カ所だったのが、平成26年度は29カ所になっている。これは、平成23年度分の23カ所がもちろん含まれていて、プラス6カ所されたということですか。それはわかりますか。

【笠山管理部長】委員ご指摘のとおり、基本的に3年ごとに更新して入札をいたしますので、前回入札した分を更新して入札をしているという状況でございます。

【松島委員】ということは、問題なく入札が行われているんだろうと思うのですが、一応整理させてください。

交通局管轄のもので自動販売機の総数、そして、入札導入済みの総数、出ますか。難しいで

すか。

【西川委員長】 休憩します。

— 午後 2時 2分 休憩 —

— 午後 2時 2分 再開 —

【西川委員長】 委員会を再開します。

【松島委員】 今、資料が手元にないということなので、後でください。

言いたいことは、局長には前、お伝えして、多分、可能な限りやっていただいていると思うんです。どのくらいの割合かという確認のつもりです。

恐らく全部は導入していないと思うんすけれども、その差を確認して、導入可能なものはどんどんやっていってほしいと思います。数字については後日ください。

最後に、これも今お聞きして、もしかしたら、すぐ出ないかもしれないですが、落札した最高額と最低額、参考までに教えていただけたらなと思うんです。

3年前ぐらいにお聞きした時は、長与営業所が年間170万円という契約をしていると。えっとびっくりして、すごい増収だなと思ったんですが、4年たって最高額、最低額はあまりよくないかもしれないですが、一応知りたいなと思います。教えてください。

【笠山管理部長】 最高額でございますが、現在、貸し付けを行っているものについてご説明いたします。

平成25年度から平成27年度までの貸し付けを行った部分でございますけれども、最高額につきましては、長与営業所にございます自販機が190万700円の貸付料を設定しております。最低額は1万円代が結構多くございます。1万9,000円とか、1万8,000円とか、1万6,000円と

かがございます。

【松島委員】 わかりました。ありがとうございます。

【渡辺委員】 ドライブレコーダーの関係で、今回、262両に導入するということになっているんですが、全車両が何台あって、今回初めて262台なんですか。全車両の車両数。それと、ドライブレコーダーの1台当たりの単価がわかれば教えてください。

【小川営業部長】 全車両数でございますが、402台でございまして、今回、262台に設置させていただきますので、残りの140台につきましては、今のところ来年度設置を予定しております。

1台当たりでございますが、約18万円という形での今回の設置になっております。

【渡辺委員】 来年で全車両につけるということで方針が決まりました。わかりました。

あと、新幹線の建設に伴うターミナルの関係です。今、説明を受けたんですが、結果的に、今まで国道を渡ってターミナルに行っていたのが、今度は新駅舎のほうで3台分のスペースをもらい、そこから入っていくということでしよう。

そうしたら、今あるターミナルは、今後どういう形での活用をするんでしょうか。

【小川営業部長】 先ほど、現在のターミナルの利用状況についてはご説明させていただきましたが、今回、諫早駅の再開発に伴いまして、ターミナル機能が再開発ビル側に移りますので、現在の建物につきましては、昭和44年の国体時点でつくったということで、やはり老朽化もかなりしておるという状況もございまして、跡地の活用を今後どういう形でやっていくのかというものにつきましては、諫早市の再開発ビルの

中でテナント関係とか、オフィス関係とかいろんな計画もなされております。また、諫早市においては、周辺にJAのほうから土地を買いまして、大規模な駐車場の設置をするというような計画もございますので、そちらのいろんな状況を見据えながら、どういう形であれば有効に、または収益が上がるような施設になるのかというものにつきまして、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

そのためには、市場調査だとか、例えば諫早市のまちづくりにマッチングするように市のほうとの協議だとか、そういうものが必要になってこようかと思っています。

【渡辺委員】今、利用している人たちに不便がかからないように、移行段階を含めて十分配慮してください。

それと、今度は大村のほうのターミナルの関係です。今あるのは、JR大村駅のところにあるターミナルでしょう。今度は、離れたところに新大村駅ができますね。そこに対する場所の発着のターミナル機能というか、そこら辺はどう考えていますか。

【小川営業部長】新幹線の新大村駅での運行についてでございますけれども、現在、大村市においては地域公共交通の形成計画をつくるということで、新たなまちづくりの観点で、新大村駅を含めた形の路線構造の整理をしていくということで、協議会をつくっておりました。そこに私どものほうも、私自身は委員として参加をしておりましたので、大村市の意向も踏まえながら、私どもでどこまでできるのかという観点と、実際の需要見込み等々も見ながら、今後検討していくということでございますので、具体的に今の段階でどうするというような形のものはまだ出ておりません。

【渡辺委員】その辺は、新幹線の開業が決まる時だから、例えば、新大村市から佐世保、あるいはハウステンボスに行く観光客というののはかなり出てくると思うんです。県北の方面に行く分が。そうしますと、バスのターミナル機能というのは絶対必要だと私は思っているわけです。

あと、今の在来線の大村駅との連携はどうするかということを含めて、その辺は早く大村市と協議しながら、あるいはJRと協議しながら進めていかないと、開業が決まっているから。その辺は十分配慮しておいていただきたいと思います。

今度は長崎駅のほうです。新幹線長崎駅のほうも、前回聞いた時は、今の再開発を含めて市のほうと協議中ということでしたが、その後の進展はどうなんでしょうか。

【小川営業部長】引き続き、長崎市の担当部局のほうと、交通結節機能を向上させるということでの意見は一致しておりますが、どういう形で、どういう場所に設置をしていくかというものについては、まだ協議をさせていただいておりますので、その分について、今後、話の内容が固まり次第、またご報告をさせていただきたいと思っておりますので、もうしばらくお時間をいただければと思っております。

【西川委員長】ほかにありませんか。

【中村委員】一つだけお聞きします。諫早の新ターミナルの検討状況の資料をいただいたんですけど、あくまでも現在の想定だと思うんだけど、ここの電気室を地下の1階に持ってきていますよね、今の想定でいった時に。あそこの場所というのは、本明川のすぐ横なんですよね。大雨の時にはしおちゅう警戒水位を超えていくので、できれば、この電気室というのは一番最上部に持つていったほうがいいと私は思う

んだけれど、その辺についてはどうですか。

【小川営業部長】現在のターミナルについては、確かに電気関係については地下にございましたけれども、今回の諫早の再開発ビルにつきましては、そういう機械、電気等々の設備関係については2階以上の部分に設置するという予定になっております。

その部分については、当然諫早というのは、諫早大水害等々を含めて大雨の経験もございますので、そういう部分も十分に踏まえた計画になっているということで確認をしております。

【西川委員長】ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時13分 休憩 —

— 午後 2時13分 再開 —

【西川委員長】委員会を再開します。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時14分 休憩 —

— 午後 2時15分 再開 —

【西川委員長】委員会を再開します。

今定例会で審査いたしました内容、結果について、10月2日の予算決算委員会における環境生活分科会長報告及び10月6日の本会議における環境生活委員長報告の内容の協議、及び10月16日からの予算決算委員会における環境生活

分科会の決算審査の日程について、協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことにしておきますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

— 午後 2時16分 休憩 —

[協議会]

— 午後 2時23分 再開 —

【西川委員長】委員会を再開いたします。

環境生活分科会長報告及び、環境生活委員会委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、予算決算委員会環境生活分科会の決算審査の日程については、お手元に配付いたしております「日程案」のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【西川委員長】ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時24分 休憩 —

— 午後 2時31分 再開 —

【西川委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【西川委員長】 それでは、正副委員長にご一任
願いたいと存じます。

これをもちまして環境生活委員会及び予算決
算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時32分 閉会 —

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成27年9月29日

環境生活委員会委員長 西川 克己

議長 田中 愛国 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第105号	長崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例	原案可決
第106号	長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
第107号	長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例	原案可決
第112号	契約の締結について	原案可決

計 4件（原案可決 4件）

委 員 長 西 川 克 己

副 委 員 長 吉 村 洋

署 名 委 員 中 山 功

署 名 委 員 中 村 和 弥

書 記 中 崎 直 美

書 記 小 田 宗

速 記 (有)長崎速記センター